

## はじめに

大学の自己点検・評価については、平成 3 年 6 月に大学設置基準が改正され、「教育研究活動の状況について自ら点検及び評価に努めること」が定められました。本学でも平成 4 年 3 月に自己評価委員会が発足し、その活動に基づいたいくつかの自己点検評価の結果を公表してきました。平成 5 年度には『これまでこれから』（自己評価報告書）を発行いたしました。（平成 6 年 3 月刊）。これは教育、研究、管理・運営、施設・設備の本学全体に関わる包括的自己評価であり、その後の自己点検・評価活動の基礎となっております。また自己点検・評価活動の継続が教育研究の充実と改善に資するという学内構成員の自覚も高められたと思われます。平成 7 年度には『これまでこれから』（附属施設・附属学校編）を発行し、大学附属各センターの施設と附属学校園（附属中学校、附属小学校、附属幼稚園の 3 附属）について詳細な点検と評価を行いました。平成 8 年 3 月には授業計画・授業評価（シラバス）更に、平成 9 年 3 月には『教員総覧』を発行し、教官の教育研究の概要と主な業績等を一覧にして公表しました。引き続き平成 9 年度には『共に学ぶキャンパスライフ—大学における人権教育、勉学・生活条件への障害者の視点からの点検・評価—』（平成 10 年 3 月刊）及び『奈良教育大学の地域社会への貢献』、また平成 10 年度には『卒業生による大学での教育活動の評価』（平成 11 年 3 月刊）を発刊いたしました。以上の刊行成果が示すように、本学は自己評価委員会発足以来、堅実に定期的にテーマごとの自己点検・評価活動を行って来たと言えます。

平成 10 年 10 月に、大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策』が出されました。この答申では「4 つの改革の基本理念」があり、その 3 つ目に「多元的な評価システムの確立」が求められ、自己点検・評価の実施結果の公表と学外者による検証が努力義務化されました。また国立の大学評価・学位授与機構の第三者評価はもちろん、多面的な外部評価が各国立大学に求められることになりました。大学審議会答申を受けて、平成 10 年度には自己評価委員会において答申の趣旨について討議を重ね、平成 11 年度においてこの答申の

趣旨と全国的な大学の動向を把握して、財団法人 大学基準協会加盟判定審査を申請することになりました。大学基準協会が行う加盟判定審査は、より総合的な視点から、そしてより客観的な方法で行われ、その結果は他の大学をはじめ社会的に信頼を得ている状況も勘案いたしました。平成11年度から12年度にかけて、全学的包括的自己点検評価活動が展開され、その結果がこの報告書として集約された次第であります。今回の自己点検・評価報告書が、本学における今後の大学改善改革にあたって重要な役割を果たすことを大いに期待するとともに、自律的な点検・評価を今後も組織的かつ継続的に行う使命を感じております。本報告書について、学内者はもとより、広く学外の多くの方々からも忌憚のない御批判、御意見を寄せていただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、本件に関しての企画から実施にいたるまで中心的に活動された本学自己評価委員会のメンバーと、協力いただきました関連委員会委員及び事務官の方々に感謝申上げます。

2000年11月

奈良教育大学長 大久保哲夫

# 目 次

ページ

## 第1章 大学・学部等の現状とその評価

### (1) 大学・学部等の理念・目的

- (a) 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の適切性 1

### (2) 教育研究上の組織

- (a) 学部・大学院研究科などの教育研究上の組織の適切性、妥当性 6

### (3) 学生の受け入れ

- (a) 大学・学部・大学院研究科等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性 31

- (b) 学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性 35

- (c) 入学志願者への情報提供 39

### (4) 教育課程

#### ① 学部・課程・コース等の教育課程

- (a) 学部・課程等の教育課程と学部・課程の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連 41

- (a 1) 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・課程・専攻の理念・目的、学問の体系並びに学校教育法第52条との適合性 45

- (a 2) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性 47

- (a 3) 外国語科目の編成における学部・課程等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性 49

- (a 4) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性 51

- (b) 教育課程の編成方法における学生の主体的学修への配慮の適切性、妥当性 54

- (c) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係におけるその各々の授業科目の単位計算方法の妥当性 56

(d) 国内外の大学等と単位互換方法の適切性	57
(e) 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定方法の適切性	58
(f) 社会人、外国人留学生、帰国子女に対する教育編成上、教育指導上の配慮の適切性	58
(g) 教育上の効果を測定するための方法の適切性	59
(h) 学生に対する履修指導の適切性	61
(i) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性	63
(j) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性	64
<b>②大学院研究科の教育課程</b>	
(a) 大学院研究科の教育課程と大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連	66
(b) 教育指導並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性	69
(c) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮	73
(d) 教育研究指導上の効果を測定するための方法の適切性	74
(e) 国内外の大学等との単位互換方法の適切性	75
(f) 修士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性	76
<b>③生涯学習</b>	
(a) 生涯学習への対応と、そのための措置の適切性、妥当性	78
<b>(5)研究活動</b>	
(a) 教育研究活動の活性度を測定するためのシステムの適切性	81
(b) 教育研究上の各組織単位毎の教員の研究活動の活性化等の状況	82
(c) 教員の研究活動を活性化させ促進させるための諸条件の整備状況	88
<b>(6)教員組織</b>	
(a) 学部・課程・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における学部・大学院研究科等の教員組織の適切性、妥当性	96

( b ) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性	98
( c ) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性	100
( d ) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用状況の適切性	103
( e ) 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性	110
<b>( 7 ) 施設・設備等</b>	
( a ) 大学・学部・大学院研究科等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況	112
( b ) 施設・設備を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況	114
<b>( 8 ) 図書等の資料及び図書館</b>	
( a ) 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性	115
( b ) 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性	117
( c ) 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する配慮の状況とその有効性、適切性	119
( d ) 学術情報の処理・提供システムの整備状況、他大学等との協力の状況	123
<b>( 9 ) 学生生活への配慮</b>	
( a ) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置	128
( b ) 学生からの生活相談、進路相談に対する対応	129
( c ) 学生の生涯にわたる心身の健康保持・増進のための配慮	131
( d ) 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援	134
<b>(10) 管理運営</b>	149
( a ) 教授会の権限、特に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性	154
( b ) 学長、学部長の選任手続の適切性、妥当性	158
( c ) 大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容とその活動上の有効性	166

(11) 自己点検・評価の組織体制	
(a)    自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容	169
(b)    自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	171
(12) 国際交流の本学の教育・研究活動への意義	
(a)    国際交流推進・実施のための組織体制	174
(b)    国際交流のための施設・設備等	176
(c)    留学生の受け入れ	177
(d)    留学生の派遣	181
(e)    国際交流協定	184
(f)    研究者交流	187
(13) 地域・社会との連携・協力	193

## 第2章 おわりに

(1) 長所と問題点に関する総合評価	198
(2) 改善・改革の方策と、その全体的效果に関する今後の見通し	201

## 資料

基礎データ表目次	208
----------	-----

# 第1章 大学・学部等の現状とその評価

## (1) 大学・学部等の理念・目的

### (a) 大学・学部の理念・目的とそれに伴う人材養成などの目的の適切性

#### 1) 教育学部

##### [現状の説明]

我が国の戦後における全国的規模での高等教育の民主主義的改変に伴い、昭和24年（1949年）5月31日、奈良師範学校及び奈良青年師範学校が統合され単科大学として昇格し、新たに奈良学芸大学（学芸学部）となったのが本学の出発点である。教員の養成は、学問・学芸の総合的統合的教育研究機関である大学において、幅広い教養と教育・教授に関する専門的知識・技術の獲得の実現を通じて行うべきであるという理念に基づくものであった。また本学では加えて、「日本文化発祥の地」に位置する本学固有の役割も、地域文化の継承と発展を担うという点で強く意識されていた。

昭和41年（1966年）4月1日、大学名は奈良教育大学（教育学部）と名称変更し、教員養成に特化したことを明確にしたが、奈良学芸大学以来現在に至る50年にわたり、本学は、地元奈良県を中心とする幼稚園・小学校・中学校・高等学校（特に、理科・書道）及び養護学校教員の養成を主目的として、その社会的役割を果たしてきた。また、一方で、附属学校園とともに、学校教育のあり方・内容・方法を巡る基礎的・応用的研究を推し進めてきた。

本学は、一貫して深い学識と教養、そして人間形成に関する専門的識見を通して、わが国の戦後の教育理念の実現に直接かつ主体的に貢献する教員を養成することをもって、その重い課題を自らに課してきた。特に本学での教員養成の特色として、一貫した僻地教育への寄与、奈良という豊富な自然環境を生かした教育内容、子どもとのふれあいや実習を重視した教育を挙げることができる。さらに、小規模大学ゆえの少人数教育や家庭的雰囲気の中で行われた手づくり的教育など、学生の個性を生かした教育の伝統を形成してきた。しかし、1980年代後半以降、教員採用数の全国的な急減に伴い本学卒業生においても教員採用率の減少という事態が顕在化した。この現実的問題により、学校教員養成を主目的とする本学の社会的役割や意義は、その具体的な見直しを鋭く迫られることになった。特に、教員採用数の減少の主たる要因が出生率低下に起因する児童生徒数減によることから、大学として新たな進路の開拓に取り組む必要が生じてきた。さらには、自然・社会環境、情報化、国際化、文化の多様化等をめぐる現代社会における諸問題が顕在化しつつあった社会的状況を踏まえ、諸科学の総合化・学際化に対応し得る教育機関の必要性と重要性が認識されていた。このことにより、本学は、教育学部の広範な分野の科学・学芸・技術の履修が可能な特性と、教官スタッフの研究における蓄積と潜在的可能性を生かして、幅広い教養と専門的知識を兼ね備えた人材を育成するため、平成7年（1995年）度より、教員養

成課程定員を一部転換し、国際文化・芸術文化・環境科学・科学情報の四つのコースからなる総合文化科学課程（新課程）を発足させた。このように教員養成課程と総合文化科学課程の2課程を有することによって、発達した今日の科学と文化の状況に対応した、また地域の要請に応える教育と研究を通して、学生の自己実現を援助すると同時に有能な人材の養成を目指したのである。

最近では、平成9年（1997年）4月の文部大臣声明の行財政改革の一環として打ち出された教員養成課程学生定員の5000名削減計画に伴い、更なる改革を本学は計画した。この時点で、本学は従来の教員養成の実績・研究成果を踏まえ、外的な状況変化に追随するのみではなく主体的な改革を目指し、幼小中高の学校種を越えた教員養成を行うための学校教育教員養成課程及び総合化・学際化を一層推進した広い意味の教育者養成を目的とした総合教育課程の設置を計画し、平成9年（1998年）6月10日の臨時教授会において、以下の理念及び具体的目標を承認した。この基本理念と具体的目標は、平成11年4月に改組が成立し改組後の新しい教育研究体制での活動規範となって現在にいたっている。

#### 教育学部改革の基本理念

- (1) 教員養成大学として、教員養成と総合教育的視野を備えた人材育成の更なる質的な充実と発展を目指す。
- (2) 教員養成課程の「統合化」により、今日の学校教育における学校の様々な課題に応えうる、新しい資質・力量を備えた教員の養成を行う。
- (3) 設置以来、教員養成課程に好刺激を与えた総合文化科学課程を総合教育課程として拡充・再編し、今日の地域や社会の要請に一層積極的に応え、同時に総合教育的視野を兼ね備えた人材を養成する。
- (4) 「奈良県における教員養成大学」の設置意義に沿い、奈良県教育委員会からの要望を踏まえて、県教育委員会との協力・連携を一層進めることをはじめとして、県・地域との交流を深めることにより、その要請に応える知的貢献、人材輩出に一層努める。

#### 教育学部改革の具体的目標

- (1) 教育・研究体制、カリキュラムの見直しのもと、従来の教員養成課程5課程を学校教育教員養成課程一課程として統合化したことにより教員養成を一層充実させ、さらに総合的・学際的教育の視野をもつ学生の育成と大学院との連携を強めることにより教育の理論的・実践的研究を推進する。
- (2) カリキュラムの改革にあたっては、授業内容・方法の質的充実を図る。
- (3) 教職に対する情熱・使命感、子どもに対する教育的愛情、子どもの心の悩みを把握し理解する力、人間性尊重の精神に裏付けられた豊かな人間性、教科指導・生徒

指導に関する現代的専門的知識・技能、社会の変化に対応するための課題解決能力等、幅広い教養を基礎とした実践的な指導力を有する人材を育成する。

- (4) 生活科をはじめ小学校低学年を見通したカリキュラム構成とその指導など幼小接続の観点を伴った教員養成、義務教育段階における子どもの発達の連続性・非連続性を踏まえた教育内容・方法の体系性・系統性を伴った教員養成など、学校種別にとどまらない教員の養成を実現する。
- (5) 平成7年度設置の総合文化科学課程は教育学部における総合的・学際的な教育・研究を目指していたが、教員養成課程の統合化にともない、多様で高度な生涯学習のニーズの高まりに応えるためのさらに広い意味での教育者養成の視点を兼ね備えた新しい総合教育課程として拡充・再編をした。
- (6) 附属学校と学部・大学院との関係を更に深めて、一層の連携に努める。すなわち、附属学校と学部教官との共同研究及び人的交流、教育実践の相互活用、大学教官・学部学生・大学院生と附属学校の幼児・児童・生徒とのふれあい、交流などを協力して行うなど、相互に不可欠な存在の意義を発展させる。
- (7) 附属教育実践研究指導センターは、「附属教育実践総合センター」として平成12年に実現した。奈良県立教育研究所と密接な関係を保ち、奈良県下の学校および附属学校と連携して、授業研究やいじめ、登校拒否、学習困難を持つ子どもへの臨床的対応を推進する。さらに、現職教員と連携して教育相談を開催し、学校教育現場の諸問題の解決を促進するなどの役割を担う。これらの臨床事例成果を学部教育にフィードバックさせ、今日的課題に応えうる実践的指導力のある教員の養成に資する。同時に、総合学習化を視野に入れた新たな教材開発とその実践利用を図る。

#### [点検評価] [長所と問題点]

本学は創立以来、学術・高等教育機関として、教員の不断の研究・研修・研鑽に基づいて学生に豊かな教養を醸成し、さらに専門の学問・芸術・技術を学習させ、知・徳・体全般にわたる人間形成を図ってきたと評価できる。加えて、優れた教育実践あるいは教育研究の推進に資する高度職業人としての教育者を養成し、教員養成のあり方を追求して、奈良県における教員養成大学の充分な役割を果たしてきたと考えられる。また、平成7年度の総合文化科学課程の設置により、学校教育に加えて従来の教科に対応した教育から総合的・学際的教育への新たな試みを行った。しかし、教育学・心理学、教科教育、教科専門教育において、本学教員の教授研究する学術研究内容の専門性が、学生の教育者としての資質力量向上と完全には結びつかず、カリキュラム等の焦点が定まりきっていない面が存在した。すなわち、各分野・教科での専門性が統合されて「こういう学生を育てる」との方向性を示したカリキュラム上の系統性、有機的連続性の面で改善すべき点が存在した。これは、本学の研究が専門領域への過度の細分化の結果として生じた教科教育と教科専門および各教科間の壁であったともいえる。それ故に、平成11年度の学校教育教員養成課程および総合教育課程への学部改組で、専門教科に細分されない「コース」という組織編

成による教育体制をとることとした。これは学内的にも教員養成の視点とともに、大学教育における「教育」機能に改めて着目させ充実させるというコンセンサスが生まれつつあり、講座連携によるコースカリキュラム編成と授業改善を通じての充実した教育と研究の相互連携が図られつつあり、進行中であるが、完成年度の成果が期待できる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

教育の現場においては、顕在化する学級崩壊、ますます陰湿化してきたいじめ、減少することのない登校拒否、少年非行の問題、受験戦争の過熱化、また子どもの自然体験・社会体験の不足、核家族化、少子化による社会性育成の機会や高齢者と接する機会の減少など、人間形成を豊かに育むべき次世代の教育において、憂慮される事態が連続して生起している。他方、少子化による児童生徒数の減少が小学校・中学校等の教員採用数の減少をもたらしており、今後多少の改善は見込まれるもの厳しい状況は最低5年続くと予想される。

本学の改革は平成11年度の2課程への改組によって地域の教員需要を念頭に置いた学生定員の規模適正化を図ったが、より充実した学部教育を開拓することが必要である。とりわけ、学校教育全体を見据えた教員の養成と奈良県の地域的な特徴を視野に入れて、本学独自の将来性ある特質を打ち出し、今後の教員養成の質的向上を図ることが重要な課題となっている。すなわち、基礎・基本の学力を確保するとともに得意分野を育成し新しい資質・力量を備えた学生の育成をめざしたカリキュラムを一層充実する必要がある。

今日、国際化、文化の多様化、情報化、科学技術の進展、地球規模での環境問題、少子・高齢化社会の到来、社会・経済構造の変革、価値観の多様化など、現代社会が直面する課題は増大している。このような状況の中、教育に視点を置き総合的視野から社会の様々な分野で貢献できる人材の育成が求められており、生涯学習、リカレント教育に対する重要性が増し、教育大学の教育・研究体制のあり方を再検討することが求められている。多様化する社会的、地域的ニーズ及び生涯学習社会における高度な学習ニーズをふまえ、総合的視野と専門性をもった人材の必要性に応えることも重要である。

新たな教育課題のなかで、本学の使命は、奈良県下の学校を中心に、学校種を縦断的に見通す力をもった質の高い教員を輩出することであるとともに、教職以外の分野でも、生涯学習の指導者・支援者をはじめとして社会・地域のニーズに応える人材を、教育学部としての特色と各々の分野の専門性を生かし融合させた教育を通して育てることである。さらに、現職教員の研修機会、一般社会人の学習機会としての大学院教育を充実させ、教育現場の実践や臨床を通じて、地域と大学との連携を強化することにより、奈良県における奈良教育大学の存在意義を鮮明にしていく責務がある。

#### 2) 大学院教育学研究科

##### 【現状の説明】

奈良教育大学大学院教育学研究科修士課程（以下、「本学研究科」という）の理念・目的は、昭和58年に制定された奈良教育大学大学院規程（以下、「大学院規程」という。）の第1章総則第1条に、次のように定められている。

「奈良教育大学大学院は、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員を養成することを目的とする」

本学研究科は、上記の目的を達成するために、教育課程の充実をはかるとともに、奈良県からの派遣教員の受入れを積極的に行い、そして昼夜開講の拡充として、夜間コースの設置を行ってきた。したがって、「豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員」の養成を着実に果たしてきたのである。

このような理念・目的が学生や社会に周知されていることは、奈良県において本学出身の教員が多いこと、奈良県内の教育関係者主催の講演会へ本学教官が招聘されることが多いという明確な実績からうかがえる。

#### 【点検・評価】

本学が、学則第1条及び大学院規程第1条において、それぞれ日本国憲法及び学校教育法に則り、教員養成大学としての独自の理念・目的を明らかにしていることは上記の通りである。そして、その目的の達成のために、先に述べた奈良県内の教員採用のみならず、他の県においても教員採用に実績をあげてきている。

#### 【長所と問題点】

最近の学校教育現場での問題を考えると、「教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員の養成」という目的は現代のニーズに応えるという観点からしても適切である。ただし、教育実践に関する能力の養成は難しく、その目的の達成のために、本学の全教官が大学院の授業科目に関わり、カリキュラムを充実するための新設科目が設置されている。

また、生涯学習の時代を考慮し、学校教育に限らず、生涯教育における優れた実践力をもつ人材育成については明確な理念・目的の構築がなされていないことが問題であり、この点を検討することが今後の課題である。

#### 【将来の改善・改革に向けた方策】

上述において指摘されたように、生涯学習社会を考慮し、学校教育現場のみならず、一般社会人のニーズに応える人材を育成することが必要になる。本年度実施した一般企業勤務者に対するアンケート調査の結果、本学に「優れた人材の育成」が望まれていること、そして企業勤務者が大学院において再度教育を受けたいニーズがあることが示されている。このような状況を考慮し、学校教育のみならず、社会教育における人材育成を視野にいた検討がなされている。

## (2) 教育研究上の組織

### (a) 学部・大学院などの教育研究上の組織の適切性、妥当性

#### 1. 学部・大学院研究科を中心とした全体構造

##### [現状の説明]

本学の教育研究上の組織を、図2-1に示す。(以下、図、表、資料等は、第2章の項目番号及びその枝番で表示する。) 本学の教育研究上の組織を大別すれば、1学部、1大学院研究科、1特殊教育特別専攻科で構成されている。本学は、平成11年度から学部改組後の新体制で歩み出している。新しい学部には、「コース」単位から成る2つの課程がある。その1つは「学校教育教員養成課程」である。これまで各学校種別に《小学校、中学校、養護学校、幼稚園及び特別支援学校》教員養成課程を設け、それぞれの課程に対応した専門家を養成することを目的とし、多くの成果を挙げてきた。しかし、社会の変化にともなって新たに生じている多様な諸問題に対応しつつ、種々の期待に応え得る教員養成が重要となってきた。そこで、既設の教員養成課程を廃止し、学校教育教員養成課程として統合化を図った。統合化されたこの課程は、小・中学校を一貫して児童・生徒を把握し、人間性豊かで、高度な教科指導及び生徒指導の実践的力量をもち、教育現場での諸問題に柔軟に対応できる教員の育成を目的として設置された。この課程は、教育・発達、言語・社会、理数・生活科学、身体・表現の4つのコースで構成されている(図2-1)。

2つ目は「総合教育課程」である。この課程の前身は「総合文化科学課程」である。平成7年度、「奈良」という地域的特性を生かし、あらたに知識を再編成することにより、現代世界が抱える自然・社会環境、情報化、国際化、文化の多様化をめぐる諸問題の解決を目指すことを目的として設置された。しかし、専修間あるいはコース間の有機的な連携により、総合的・学際的な教育・研究を目指すという当初の目標を実現するにはさらなる改善が必要であった。さらに、生涯学習社会の進展に伴う多様で高度な生涯学習のニーズの高まりや、広い意味の教育者養成に対する教育大学の果たすべき役割の重要性の観点から、地域や社会のニーズ、学問の発展に対応して、コース・専修の大幅な見直し・拡充をはかる必要が生じていた。このような観点から、教育学部の特色である総合的・学際的な教育・研究を重視し、国際化と文化の多様化、高度情報化、環境問題、少子・高齢化、生涯学習社会の進展などにともなう地域や社会のニーズに応えるため、奈良の地域性を生かしつつ、これら課題に対応した5つのコース編成(生涯学習、芸術文化、文化財、環境教育、科学情報教育)とコース間の連携をめざした「総合教育課程」として再編・拡充し、カリキュラムの大幅な改革を行うこととした。

特殊教育特別専攻科は情緒障害教育専攻を有する。特殊教育専攻科は、平成4年に設置された現職教員を対象とした情緒障害教育専攻のみを有する。前身は、昭和55年に設置

された臨時教員養成課程であった。情緒障害教育教員養成課程が発展的拡充したものである。大学院教育学研究科は、教育大学としては比較的早期に発足した。昭和58年に学校教育、理科教育、数学教育、国語教育、社会科教育、美術教育の6専攻、昭和59年に音楽教育、昭和60年に保健体育、昭和63年に英語教育、平成元年に技術教育と設置が進み、平成2年家政教育の成立をもって現在の11専攻が完成した。

附属教育研究施設としては、2つのセンターと3つの附属学校園がある。附属教育実践総合センターは、前身の附属教育実践研究指導センターが平成12年に改組されたもので、現在「教育実践研究部門」「情報・メディア教育部門」「教育臨床研究部門」及び「教材開発・実践利用部門」の4部門を有する。また、平成11年よりSCS（大学間衛星通信システム）も設置されており、メディア情報機器類が整備された学内共同利用施設の役割を果している。附属教育実践総合センターに改組・拡充されてからは、教育臨床部門の充実により、本学での実践的教育研究活動で重要な機能を持つことになった。また、地域社会への貢献の中心的役割を果たすようになった。

附属自然環境教育センターは、学校教育における環境教育を実践的に研究する施設として、平成6年に設置された。「教育研究部門」と「開放部門」の2部門を有する。また、奈良実習園と奥吉野実習林の2つの施設を持つ。奥吉野実習林には、宿泊施設と教育・研究棟を備えている。附属学校園として、図2-1中段に示されているように中学校、小学校及び幼稚園の3校がある。このうち、小学校と幼稚園は大学と同じ高畠キャンパス内にあるが、中学校は少し離れた位置（奈良市法連町）にある。附属図書館は高畠キャンパス内の本館のみである。保健管理センターは、高畠キャンパス内の1カ所である。そこでは健康増進のため指導と助言を行うとともに性格、家庭、対人関係、などの諸問題など、広く相談に応じるために「学生相談室」が設けられている。他に、教官定員が配置されていない教育研究上の組織として情報処理センター、教育資料館、教育研究所が設置されている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学は平成9-10年度の教員養成課程学生数縮減、及び平成9年7月28日の教育職員養成審議会第一次答申への対応で学部改組を経験した。平成11年度より学部の2つの課程に新入生を迎える、全学的に新しい体制で教育・研究活動が展開されている。改革の過程で大学の使命、役割等につき本質的な議論がたたかわされ、そこで、どのように学生を育てるかの視点の明確化、高等教育に従事する教官としての基本姿勢などについての共通認識が生み出された。現時点においては、本学の理念ないし人材養成のための目的は教育に関わる現代社会の要請に適確に対応し、その解決のために主体的に貢献する人材の育成にある。

大学院研究科の組織についても、本学の理念・目的からいって、教育学研究科が設置され、学校教育専攻をはじめとする11専攻から構成されていることは適切である。大学院研究科を本学の理念・目的に沿って一層充実させるためには、より多くの現職教員が大学院研究科で学修できる制度的及び環境的整備が望まれる。また、平成11年度より発足し

た総合教育課程の卒業生が進学できる大学院研究科（専攻）の設置の構想も検討されるべきである。

附属施設・センターは、学部と大学院の教育・研究活動と相補的な関係にあるが、その規模・役割ともに適切であろう。特に教育実践総合センターは、学部と附属学校園及び学外教育機関を結ぶ「hub」にたとえられる重要な機能を有し、本学の教育研究推進の一翼を担っており、その活動は高く評価できる。附属施設・センターの問題点として、特に現在の高度な情報化に伴い、情報処理センターの業務の飛躍的増大、並びに情報処理教育の需要の急増に、大学として充分な組織としての対応ができていない現状がある。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

平成11年度改組された学部で、2つの課程がそれぞれの教育目標を持って活動している。学生の教育指導における責任指導体制が明確化されたが、各課程を構成するコース単位での教育はもちろんのこと、この制度が有効に働くよう研究でも成果を生み出す連携協力の姿勢が求められる。情報化、学間の学際性、総合性を各コースでの教育にどのように系統的プログラム内容として具体化していくかを考慮した日々の取り組みが重要である。同時に、大学として各教官の研究と教育のバランスが崩れないよう、適正な人員配置を検討する必要がある。

また、大学院研究科については、学部の総合教育課程の卒業生の進学志望に対応した研究科や、現職教員の一層の学修希望に対応した昼夜開講制における夜間コースの充実、及び夜間大学院、1年制大学院の設置の可能性について検討しておくことは必要である。

図2-1 奈良教育大学の教育研究の組織

		課 程	コ ース	履修分野・専修	入学定員		
奈 良 教 育 大 学	学 校 教 育	学校教育教員養成課程	教育・発達基礎コース	教育学・心理学・幼児教育 障害児教育・(生活科教育)	35人		
			言語・社会コース	国語教育・社会科教育 英語教育・(生活科教育)	30人		
			理数・生活科学コース	数学教育・理科教育 技術教育・家庭科教育 (生活科教育)	35人		
			身体・表現コース	音楽教育・美術教育 保健体育・(生活科教育)	30人		
	学 校 總 合 教 育 部	生涯学習課程	生涯教育臨床				
			生涯学習コース	健康・生涯スポーツ 国際理解教育	30人		
			芸術文化コース	音楽文化 書道芸術	25人		
		文化財コース	文化財科学				
			文化財造形				
			環境教育コース	地域環境 自然誌	20人		
	附属部	科学情報教育コース	情報数理				
			物質情報				
合 計				255人			
特殊教育特別専攻科 (情緒障害教育専攻)				15人			
附属中学校・附属小学校・附属幼稚園							
附属教育実践総合センター							
附属自然環境教育センター (奈良実習園・奥吉野実習林)							
		専 攻	専 修	入学定員			
大 学 教 育 研 究 院	大 学 教 育 研 究 科	学校教育専攻	教育学/教育心理学/障害児教育	8人			
		国語教育専攻	国語科教育/国語・国文学	4人			
		社会科教育専攻	社会科教育/歴史・地理/人文・社会	8人			
		数学教育専攻	数学科教育/数学	4人			
		理科教育専攻	理科教育/物質科学/生命・地球科学	8人			
		音楽教育専攻	音楽科教育/音楽	4人			
		美術教育専攻	美術科教育/美術	8人			
		保健体育専攻	保健体育科教育/体育学 運動学/学校保健	4人			
		英語教育専攻	英語科教育/英語・英米文学	4人			
		技術教育専攻	技術科教育/技術	4人			
		家政教育専攻	家庭科教育/家政学	4人			
		合 計		60人			
附属図書館							
保健管理センター							
情報処理センター							
教育資料館							
教育研究所							
事務局・学生部							

## 2. 教育施設等

図2-1が、本学の全体組織である。ここでは、教育学部内の特殊教育特別専攻科（情緒障害教育専攻）、3つの附属学校、附属教育実践総合センター及び附属自然環境教育センターの活動が本学の教育研究にどのような関わりを持っているかを説明する。また、図下段に、大学附属施設が挙げられている。このうち、附属図書館は、第2章項目(8)で、詳説されるため、ここでは省略する。また保健管理センターは第2章項目(9)『学生生活への配慮』c.「学生の生涯にわたる心身の健康保持、増進のための配慮の適切性」で紹介される。残りの情報処理センター、教育資料館及び教育研究所が、ここで説明される。

### 1) 特殊教育特別専攻科

#### 〔現状の説明〕

特殊教育特別専攻科（情緒障害専攻）が平成4年度に設置された。奈良教育大学 特殊教育特別専攻科 規則第2条に「特殊教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特殊教育に関する専門の事項を教授し、特殊教育の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とする」とその目的が定められている。また、現職教員のみでなく、教育・福祉分野で情緒障害教育に携わろうとする社会人にも入学の門戸は開かれており、現職教員を中心とした社会人を対象として開設されているとも言える。学生定員は15名である。

特別専攻科設置に先だち、昭和55年度に情緒障害教育臨時養成課程（学生定員20名）が同様の目的で設置され、現職教員を中心とした社会人教育が平成3年度までなされてきた。この実績が評価され、特別専攻科の設置につながった。

出願資格は次のように定められている。

- (1) 次の各号のいずれかに該当し、かつ小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又はその年の3月取得見込みの者。
- ① 大学を卒業した者又はその年の3月卒業見込みの者。
  - ② 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者。
  - ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はその年の3月修了見込みの者。
  - ④ 文部大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）。
- (2) 前項に該当しない者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者。

特別専攻科には一種免コースと専修免コースの2コースがある。養護学校教諭一種免許状を有する者は専修免コース、養護学校教諭の免許状を有しない者は一種免コースに所属する。両コースとも、それぞれのコースの履修課程表に基づいて30単位以上修得することが修了するために必要である。授業科目は「教育の基礎理論に関する科目」、「心身に障害のある児童、生徒の心理・生理及び病理に関する科目」、「心身に障害のある児童、生徒の教育課程及び指導法に関する科目」で展開され、一種免コースには養護学校での教育実習が必修科目として課されている。所定の単位を修得することにより養

護学校教諭一種免許状又は養護学校教諭専修免許状を取得することができる。

修業年限は1年であるが、2年にわたり履修することも可能である。ただし、2年を超えて在学することはできない。

入学者の選抜は、学力検査、調査書、面接及び健康診断書の結果を総合して判定するが、学力検査は障害児心理学、障害児医学を含む障害児教育教室によって行われている。

表2-1は、平成7年度から平成11年度までの最近5年間の入学者数である。教育委員会派遣の現職教員は毎年4～5名、現職教員以外の社会人が1～2名である。4年制大学卒業者は2～7名と年度によってばらつきがある。5年間でみるといずれも定員の15名を満たしていないのが現状である。なお、教育委員会派遣の現職教員は、奈良県を中心に、兵庫県、和歌山県からも派遣されている。

表2-2は平成7年度から平成11年度までの最近5年間の修了者数である。平成7年度は入学者が7名であったが、平成6年度入学の2名の学生が2年間在学したため修了者が9名となり、平成10年度は1名の学生が1年間で修了できないまま退学したため入学者が9名で修了者が8名となった。

表2-3は、表2-2の修了者の就職状況を示したものである。教育委員会派遣の現職教員の22名はすべて教育現場に戻り、障害児教育のスペシャリストとして養護学校や障害児学級で中心的な役割を担って活躍している。現職教員以外の学生で教員となった者は12名である。12名のうち、修了時に教員採用試験に合格した者は3名であり、残りの9名は非常勤講師としての採用である。なお、非常勤講師をしている者の中で修了後に採用試験に何名が合格しているかの実態は十分につかめていない。企業就職者5名のうち4名は福祉関係の仕事に従事しており、1名が一般企業への就職である。

#### 〔点検評価〕〔長所と問題点〕

特別専攻科の長所として次の3点があげられる。

- 1) 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員免許状を有しておれば、1年間で養護学校教諭の一種あるいは専修免許状が修得できる。
- 2) クラスが現職教員、現職教員以外の社会人、4年制大学を卒業した学生などいろいろな年齢層で編成されている。若い学生にとって得るところが多いクラス編成であり、現職教員や社会人にとっても若い力に良い刺激を受ける。
- 3) 教育現場では教育実践活動に忙殺されている現職教員にとって、1年間の教育期間は専門知識を身につけると同時に、気持ちをリフレッシュさせ、教師活動でのマンネリ化を防ぐために良い機会となる。

最大の問題点は、学生数が定員を満たさないことである。教育委員会派遣の現職教員の増員を教育委員会に働きかけると同時に、特別専攻科の存在をより広くアピールしていくことが必要である。このことが、今後の改善・改革すべき課題でもある。

表2-1：平成7年度～平成11年度 特殊教育特別専攻科への入学者数

区分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
教育委員会派遣の現職教員	名 5	名 5	名 4	名 4	名 4
現職教員以外の社会人	0	0	0	2	2
4年制大学卒業者	2	5	7	3	3
合 計	7	10	11	9	9

表2-2：平成7年度～平成11年度 特殊教育特別専攻科の修了者数

区分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
教育委員会派遣の現職教員	名 5	名 5	名 4	名 4	名 4
現職教員以外の社会人	1	0	0	2	2
4年制大学卒業者	3	5	7	2	3
合 計	9	10	11	8	9

表2-3：平成7年度～平成11年度 特殊教育特別専攻科の修了者就職状況

区分	年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	計
教員就職者	教育委員会派遣の現職教員	名 5	名 5	名 4	名 4	名 4	22
	現職教員以外の学生	2	2	4	1	3	12
	計	7	7	8	5	7	34
企業	0	2	1	2	0	5	
公務員	0	0	0	0	2	2	
未就職者	2	1	2	1	0	6	
計	9	10	11	8	9	47	

## 2) 附属中学校

### [現状の説明]

附属中学校では、1950（昭和25）年に理想的人間像、1952（昭和27）年に教育目標を設定した。しかし、その後の時代の進展や生徒の実態の変化によって実情にそぐわなくなってきて再検討された。1968（昭和43）年12月10日、次に示す教育目標が設定され今日に至っている。

- ・真理を求め平和を願い、しあわせな世の中を築く人間に。
- ・科学と技術の基本を身につけ、すすんでもとの本質をきわめる人間に。
- ・自由と責任を重んじ粘り強く現実を切り開く人間に。
- ・みんなのいのちや願いを大切にしあい励まし合い助け合う人間に。
- ・豊かなこころとたくましいからだをもち明るく健やかに生きる人間に。

教育活動の特徴は、教科教育を中心とした基礎的能力の育成、自主・自立・自治の力を育てる活動の追求、およびこの二つの課題を結合させた教育課程の編成と実践である。近年は、「自由と創造にあふれた活力ある学校づくり」の主題のもとに実践を進めてきた。

また、重要な使命の一つである教育実習においては、教育の理論と実践を有機的に結合させる実地研究の機会として、実習生に大学の講義では得ることのできない教育的諸能力を集中的に身につけさせ、教師たるに必要な基盤を確立するための実践的体験を与えていく。そこでは、教育理論を教育規場に適用して実践する能力を養うとともに、教育の仕事全般にわたっての認識を実践的に深めさせていく。

### [点検・評価] [長所と問題点]

1. 教科教育においては、教科の本質や特性に基づいてしっかりと学力につけるための教科教育の在り方を追求し、基礎・基本の徹底を図ってきた。
2. 生徒会および学級活動における充分な話し合い活動を基盤にした生徒主体の取り組みは、秋桜祭や平和の集いなど学校の主要な行事を成功に導いてきた。その満足感や充実感が個々の生徒の意欲を一層高め、自主・自立・自治の力を育て、創造にあふれた活力ある学校づくりを進めている。
3. 学び合い、育ち合いの集団づくりをめざした学校行事づくりを進めるためには、生徒たちの学校生活にゆとりを持たせることが大切である。しかし、豊富な活動を望む余り時間的にも精神的にもゆとりがなくなっている。いかにしてゆとりを生み出していくかが今後の大きな課題である。
4. 教育実習の実施においては、生徒の学校生活のリズムをそこなうことなく、学校の教育方針と教育計画にもとづいて実習活動を進めることが大切である。実習生には生徒とともに自らの成長をめざすことをいっそうの課題とさせたい。

[将来の改善・改革に向けた方策]

(教育目標と教育課程)

1. 教科指導、教科外指導を問わず大学学部教官との関係をより密にして、その指導助言を得て、協力共同して本校の教育目標の実践に一層の充実を図るとともに理論化していくこと。
2. 教育目標の達成をより充実させるために、教育の実践の問題点を地域の学校の教師・父母から具体的に指摘してもらうような手立ても必要である。そのためにも民間教育研究団体等との交流を日常的に密にしていくこと。
3. 校内での授業研究、特別活動実践をめぐる意見交換、相互批判等活発に行う必要がある。そのためには、研究会議を最優先して、時間を確保することである。
4. 教育目標達成に向けての取り組みが数多く実施されている。生きた学力として習得するため、活動内容を精選することにより、あるいは重点化を図ることによりゆとりを持って取り組み、また豊かな体験を積み重ねたい。

(教育実習)

1. 教育実習生が実習前に身につけておかなければならぬ「教育理論」、「教科の本質論」や「生活指導理論」等々の基礎基本について大学と附属の教官が協力・共同して明らかにし、事前に指導しておく必要がある。
2. 大学・附属の教官が協力・共同して、教育実習生となる学生の人間教育・生活指導の内容・方法を探究し、実習前にそれを実践しておく必要がある。
3. このように、教員養成をめぐって大学・附属の教官が協力・共同するためには、条件の整備が必要であることは勿論である。しかし、相互の自助努力も急務である。

(施設・設備)

1. 教育研究および教育実習等を実践する上でも、附属高等学校の新設の実現を図っていくことが大切である。
2. 障害児学級を早急に本校への移転・改築して、共同・交流教育を一層推進していくことが重要である。
3. 教育実習棟を新設することにより、実習生に十分な教材研究等を行えるようにする場を確保とともに、体育の授業の場を確保していかねばならない。
4. 日常の体育活動をはじめ部活動が安全に行われ、充実したものにしていくために運動場を拡張することが望まれる。

3) 附属小学校

「現状の説明」

1. 教育実践校

本校は、日本国憲法と教育基本法の精神を指導理念に、子どもたちの人格の完成をめざして公教育を行っている。教育目標としての児童像はつぎのように描いている。○すこやかなからだをもった子 ○たしかな知識をもった子 ○豊かな心をもった子 ○よく働く子 ○集団の中でみがきあって伸びる子 の5本柱である。これらの目標は30年来変わらないものであるが、その年々によって、子どもの様子を見ながらその年の教育目標を設定している。今、子どもたちが置かれている状況は次のようであると捉えている。主なものは、・子どもたちが主人公になれる場が奪われてきている、・能力主義のひろがりの中で、子どもたちがゆがめられている、ことである。そこで、今年の教育方針を次のようにした。子どもたちが自立にむかう教育をつくりあげよう。ここでいう自立とは、人間的自立=精神的自立のことをいう。人間的自立とは、自分や自分のまわりの世界（自然・社会・人間）について正しく知り、見通しを持って自らの行動を選択できる力をもつこと、を指す。自立にむかう教育のため、教科教育と教科外教育を人間的自立の観点から統括的に見ながら教育課程づくりを進めている。

## 2. 教育研究校

前年度の研究成果をふまえて当該年度の研究主題を4月の教官会議で決定する。今年度は、教育方針（子どもたちが自立にむかう教育をつくりあげよう）を研究主題としながら、子どもたちの学びから教育課程づくりを考える、を重点課題とした。前項で述べた通り、子どもたちが学びの主人公になり得ているかを考えたとき、学ぶ側の視点に立つことや、学びの意味を明らかにした授業実践や、教科教育における学びのありかたなどを追究した教育課程を創造しなければならない。

教育研究の成果を発表するという観点ではなく、研究・実践の事実を現状を参観してもらって、他校の実践に学び、実践を交流する場として毎年、教育研究会を開催している。全学級公開授業、学年別研究授業・授業研究、そして今年は、全体会でシンポジウム、というかたちで300名の参会者を得た。北海道から長崎まで全国からの参会者であった。

年間の実践記録は、『みんなの胸に98』というタイトルで研究紀要として出版した。研究紀要としては94年から毎年出しているが、以前は66年の『教科の本質に基づく授業の改善』（明治図書）をはじめ13冊の著書を刊行してきた。

## 3. 教育実習校

事前指導には、30名全員の教員が講師となり、4月後半から7月第1週まで毎週木曜日の午前中、授業参観・授業研究・講話を担当している。

実習期間は、4月～5月の4週間（養護教諭免許）、6月に3週間（障害児教育）、9月に4週間（小学校主免）、10月に2週間（幼稚園課程）と長期にわたってきた。

小学校主免の本実習には1クラス6～7名の実習生が入り、児童の負担はもとより、実習生自身も持ち時間が少なくなり、理想とする1クラス3名とは大きくかけはなれていたが、将来の教育実践者・共同研究者を育てる観点から、附属小の教員は使命感を持って過

重に耐えてきた。

#### 4. 大学との連携

以下の委員会に附属教官が参加している。

- ・附属学校運営協議会
- ・教育実習委員会
- ・現代教師論講座プロジェクト
- ・教育研究所運営委員会紀要委員会
- ・教育実践総合センター運営委員会
- ・情報処理センター運営委員会
- ・自然環境教育センター運営委員会
- ・フレンドシップ事業運営委員会

#### 5. 学部との共同研究

本校の児童は抽籤によって入学してくるから、いろいろな課題を持った子が在籍している。学習障害を持った子や、集中力欠如多動性症候群と言われる子など、それらの子の発達を保障するにはどのような教育が必要かを、障害児教育講座の先生の指導を受けながら追究している。

教員養成カリキュラムの改善に関する研究・開発『世界遺産の奈良公園をフィールドとする環境教育に関するカリキュラムの開発・研究』プロジェクトに参加し、新学習指導要領に示された総合的な学習の時間のあり方を研究している。また、『「総合演習」「総合フィールド演習」の授業実施方法の研究』プロジェクトにも参加している。

#### 「点検・評価」「長所と問題点」

子どもたちが人間的自立にむかう姿は、短期間で出現しない・評価できないところがあるが、具体的な場面で子どもの姿を述べてみる。例えば、体育大会の様子。体育大会は、子どもたちの力ですすめられる。実行委員会方式で取り組む。5年生・6年生から体育大会実行委員を7~8名選出(立候補・選挙)し、テーマ・種目・プログラムから、全校練習の進行、色別チームの団長や係の組織まで、実行委員は毎日話し合って決めていく。体育大会当日の開会式の挨拶・閉会式のまとめの言葉も子どもが言う。実行委員以外の5~6年生は全員、何らかの係を受け持つ。出発係・決勝係・用具係・放送係など、全て子どもたちが動いている。教師主導でない体育大会は他では見られない光景だと、参観者は評価してくれた。

全国から300名の参加があった第29回教育研究会のまとめの教官会議では、次のような総括文が出た。例えば、「全体会シンポジウムから学べたこと。: AとBさんが提起してくれた子どものくらしや学びの状況が、どの地域や学校でも起っており、そうした子どもたちの課題を克服するには、子どものくらしや学びを見つめ、子どもと誠実に向き合っていくことが大切であることが確認できた。それは、これまでの私たちが目指してきたことでもある。」と。

義務教育段階において選抜はあってはならないと考えている本校は、附属幼稚園からの連絡進学を実現し、先に述べたように抽籤で入学者を決めている。これは、文部省方針に

合致し、教育基本法にいう普通教育を行っている全国的にも数少ない附属学校であると考えている。それだけに、公立学校と変わらない諸々の課題をかかえている。しかし、学校で働く大人はみんな教育者だという考え方で、教員はもとより職員も一丸となって子どもの成長発達を促すべく、日々の教育実践に力を惜しまず取り組んでいる。したがって、保護者の学校に寄せる期待も大きく、毎月行う学級 P T A (授業参観と学級懇談)への出席率は70%を下ることはない。

教育実践・教育研究・教育実習は附属学校の使命である。そのいずれにも全力で取り組む本校の教師集団の姿勢は誇れるものがある。また、子どものことを第一に考える教育方針や教育実践には、公立学校の先生たちには共感を得て、本校の教員を公立学校の校内研修の講師に招聘されたり、前述の教育研究会には毎年参加される先生もいる。

問題点としては、学内の附属学校間の連携があげられる。すなわち、小学校と中学校との連絡進学についての両校の見解の相違があるので、連絡進学は成立していない。今後の課題である。

#### 「将来の改善・改革に向けた方策」

附属幼・小・中一貫の教育課程の編成が、上記の問題点解決の決め手である。教育内容で一致することである。学部教官の指導の下、幼小中一貫の教育課程編成プロジェクトを作りたい。

毎年開く教育研究会で、学部教官の出席は年々増えているが、分科会や全体会をつくりあげる途上から学部教官の参加を得て、共同で教育研究会を作り上げたい。過去の研究会では何度か共同研究の場があったが、恒常的ではなかった。

## 4) 附属幼稚園

### [現状の説明]

#### 1. 教育実践

教育目標として、本園では、学校教育法、学校教育法施行規則、幼稚園教育要領などを遵守しつつ、本園の子どもの実態や園の実情に応じた教育課程を編成し、日々の保育に当たっている。幼稚園の主体者である幼児一人一人が、それぞれの個性を發揮しながら共に伸びていけるように、そして、子どもにとって幼稚園が何より楽しいところであるように、というこの二点を本園の教育の基本としている。

生き生き遊ぶ子ども、友達と一緒に伸びる子ども、精一杯がんばる子ども、を教育目標として掲げている。本園は3歳児から5歳児までが在籍しているが、その年齢にふさわしい姿を三つの目標から描いており、21世紀に生きる力の基礎を育もうとしている。本園では、抽選によって入園児を決定している、面接・健康診断もおこなうが、

それは主として入園後の保育の参考にするためである。本園では他の公立幼稚園と同じように多様な子どもを受け入れ、いろいろな子どもが互いに触れ合う中で育ち合うことを大切にしていきたいと考えている。また以下に述べる本園の教育研究の立場からも、本園の子どもが公立園の子どもとほぼ同じ条件にあるということを大切にしたいと考えている。

障害をもつ子どもの受け入れに関して、教員の配置や専門的な知識、施設設備などの不足から担任にかかる負担がかなり大きくなる問題も抱えている。

教育課程と指導計画として、本園では子どもの実態を把握した上で、園の実情に添って独自の教育 課程を編成し、2年から3年の間の長期的な見通しをもって保育に当たれるようにしている。また、教育課程を具体化した指導計画も作成している。実際の指導に際しては、計画に縛られるのではなく、幼児一人一人の特性に応じ発達の課題に応じ必要な経験が得られるように、あらかじめ設定しておいた狙いや内容を、必要であれば修正したりそれに伴って環境を再構成したりするなどの柔軟性ももち合わせている。教育実践や研究の積み重ねの中で、教育課程と指導計画を常に見直し、より実情に沿ったものになるように努力している。

本園の3歳児保育の歴史は古く、昭和36年に始まっている。3歳児を受け入れて約40年になろうとしている。3歳児の教育課程と指導計画も整い、3歳児の幼稚園での生活も定着している。近年3年保育を始める市町村が増えているが、本園の3歳児の実践例はその先駆けとして評価されている。

## 2. 教育研究

①研究の目的と方法……上記のような本園の教育実践を進めていくうえでも、またより良い教育 実践を求める意味でも教育研究の積み重ねが必須である。教育課程や指導計画の在り方の研究、研究紀要や研究報告書の刊行、公開保育研究会の開催などを行っている。研究成果を公開することで、本園の教育実践や教育研究への示唆を得ると共に、公立幼稚園など他園の教育の在り方に対しても問題を提起している。

公立幼稚園との交流では、特に研究推進の中心的役割を果たす立場に置かれることが多く、附属幼稚園として研究交流の意義を痛感している。こうした要請にも応じられるように研鑽に努めなければならないが、現在の教職員体勢のもとでは限界もある。研究時間をどのように編み出すかという問題を抱えながらも、さまざまな要請に応える努力を続けている。

幼稚園における研究は、数少ない教職員が毎日の教育実践をおこないながら進めているのが現状である。長期的な見通しのもとで無理なく研究が深まるように研究方法の工夫をしている。

②研究の経過……平成4年から平成8年の5年間をかけて、本園の教育課程の見直しと指導計画の作成を行った。平成元年度の幼稚園教育要領の改訂をうけて、本園の実情によりふさわしい教育課程、指導計画を編みだそうとした。

平成7・8年度には文部省から教育課程改善経費を受けることができた。刊行された教育課程と指導計画は高い評価と今後の課題に対する多くの示唆を得ることができ

た。

③現在の研究課題……平成9年度からは「幼児の生活をみつめる」－親子で育つ幼稚園をめざして－のテーマで研究を進めている。研究主題設定の経緯など研究内容の詳細は平成9・10年度本園研究報告書で明らかになっている。

平成10年6月には中央教育審議会から、新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機－「幼児期からの心の教育について」の答申が公示された。ここでも、家庭教育の重要性と両親の責任が強調されている。しかしその一方で、毎日の生活の中で子どもとどのようにかかわっていけばいいのか、迷いや不安を抱く母親も多い現状がある。子育てについて、母親一人一人の思いを受け止めながら共に考えていく姿勢が、今教師に強く求められていると考えている。幼稚園ではまず、保護者が子育ての楽しさや喜びを十分感じられるような取り組みをしていきたい。また、様々な実践の中で、子どもと共に保護者、教師も一緒に成長し　たいとの願いをもちながら研究を進めている。

平成11年度は「幼児の生活をみつめる」－親子で育つ幼稚園をめざして－のテーマで公開保育研究会を開催した。また、1年間の研究成果を研究報告書にまとめている。

### 3. 教育実習

①主免実習……事前指導、本実習、事後指導から成り立っている。

事前指導では本実習に先立って、子どもたちと実際に関わりながら保育の基礎を学び、本実習への意欲を高めるねらいをもっておこなっている。保育の観察、講義、保育参加、指導案演習、保育研究を内容として附属幼稚園では5月中旬に4日間の日程が組まれている。

本実習は9月上旬から10月上旬の4週間が実習期間となっている。平成9年度からは実習生が20余名になり、附属幼稚園で連続して4週間の実習が実現している。しかし、実習生20余名に対して、5学級規模の附属幼稚園なので、1クラスあたり4～5名の実習生が入ることになっており、まだ十分な実習ができているとは言い難い。しかし、平成11年度の学部改組　に伴って平成13年度からは実習生の数は減じると予想できるので、1クラスあたりの実習生の人数の問題は解決するのではないかと考えている。

事後指導に関しては、教育実践総合センターのシンポジウムに教官が出席する形でおこなっている。

②副免実習……ほとんどが1週間の実習なので、保育の観察が中心になるが、少しでも保育を担当できるように配慮はしている。実習生の人数は年度によってばらつきがあり、一定していない。実習期間は短いが、保育の基礎的なことは理解させなければいけないと思うので困難も多い。学部改組とともに、平成13年度からは副免実習の在り方も変わってくると思われる。

### 4. 大学とのかかわり

①教育相談……本園は抽選で入園児を決定しているので、公立園のように様々な子どもが在籍している。中には心身の発達に著しい遅れがみられる子どもや障害をもった子どもも含まれている。そういう子どもの受け入れに関して、また子どもの発達の支援の方法についても、大学教官からアドバイスを受けている。

奈良教育大学教育研究所や教育実践総合センターを窓口にして連絡を取り、一人一人の子どもによりふさわしい援助の在り方を探っていきたい。

②教育研究の指導助言……本園の教育研究について、大学教官からは企画の段階から指導・助言をいただいている。園内研修、公開保育研究会での指導助言や講演などに際しても大学教官に依頼し、協力を得ることが多い。

③大学教官や学生の研究の場として……本園は大学教官の実践研究などの場として、また学生には論文執筆のための調査研究の場としての役割も果たしている。本園は調査研究の場であると共に幼児教育の理論と実践をつなぐ場であるとも言える。

④育友会活動への協力……育友会の活動の1つとして、家庭教育や一般教養に関する講演会を開催しているが、大学教官を講師として招聘することが多く、保護者にも好評である。

⑤大学施設の利用……本園からも近く、子どもたちが最もよく利用する大学施設は「自然環境教育センター」である。自然環境には大変恵まれている本園だが、ジャガイモ掘り、サツマイモ掘りをはじめ、園内では経験できない自然体験が期待できる。

#### [点検・評価] [長所と問題点] [将来の改善・改革に向けた方策]

##### 1. 生きる力の基礎を培うことと学級規模の問題

本園では遊びを中心とした生活を通して、一人一人の個性に応じた指導を行おうとしている。また、豊かな生活体験を通して生きる力の基礎を培おうとしている。しかし、学級定員は依然として4・5歳児の場合35名のままである。学級規模と教育効果の関係も明らかになっているいま、子どもたち一人一人の発達を支える学級規模についての早急な検討が必要である。

##### 2. 2年保育と3年保育の問題

本園の3歳児保育はすでに約40年の歴史がある。近年3歳児の入園も一般化し、平成10年に改訂された幼稚園教育要領でも3歳児の保育についての記述は全編にわたっている。一方で、奈良市でも少子化の傾向は依然として続いている、その影響が本園の園児募集にも及んでいる。3歳児保育の一般化と園児数の減少が加わって2年保育児の募集が困難になりつつある。現在3年保育を行っているのは、奈良市内では本園を含めて国立の2園と私立の13園であるが、本園2年保育児の中には他園の3歳児保育を経験してくる子どもが多い。本園2年保育の募集が私立の幼稚園に大変な迷惑をかけている現状もある。本園としてもなるべく摩擦は避けたいと願っている。また、田原本町、生駒市など奈良県内でも3年保育を始める郡市が増えてきている現状がある。奈良市でも近々3年保育が始まることは確実である。そうなると、本園2年保育の募集は更に困難な状況になると予測される。2年保育の募集定員を減らし3年保育の学級増をするなど、社会のニーズに見合った学級編制の必要性を強く感じて

いる。

### 3. 特別な教育的ニーズをもつ幼児の保育

本園は抽選で入園児を決定しているが、その理由は前述のとおりである。したがって、本園では様々な個性のある子どもが一緒に生活している。障害の有無にかかわらず、一人一人の子どもに寄り添いその子どもの発達を支えていきたい。

本園は大学教官からアドバイスを受けやすい条件もあり、障害のある子どもたちも受け入れ共同での保育を考えている。ただし、担任一人にかかる負担の大きさが問題で、担任を助ける教員の配置が求められる。また、教育実践総合センターの役割にも期待している。

### 4. 三附属校園の連携

本園での毎日の保育が、どのように小学校、中学校とつながっていくのか、確かめることで、もう一度本園の保育を振り返ってみたい。教育の成果は幼稚園での2～3年といった短い期間では目に見えないことも多く、幼・小・中の11～12年間を見通すことで、また新たな視点から本園の保育を見つめ直すことができると思う。それを教育課程や指導計画の改善につなげていきたいと考えている。教育内容の面からも三附属の連携が望まれる。

現在、幼稚園と小学校との連絡進学も一部実現していない状況もある。幼、小、中の三附属校園が教育内容と進学との両面でつながっている真に一貫した教育を求めていきたい。

### 5. 地域の幼児教育センターとしての役割

地域に開かれた幼稚園として、まずは保護者との連携を深め、積極的に子育てを支援していくこうとしている。幼稚園が家庭との連携を深めることで、幼児の園での生活をより豊かなものにしていきたい。また、幼児の発達相談、教育研究、などの面で、附属幼稚園のこれまでの実績をもっと広く地域社会に還元していけるのではと考えている。また恵まれた幼稚園の自然環境を生かして、地域の子どもたちによい遊びの場が提供できるであろう。そのためにも、現有の施設設備の点検整備などが求められている。

## 5) 附属教育実践総合センター

### [現状の説明]

#### 1. 目的

附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）は、平成12年4月に附属教育実践研究指導センターを改組して新しく設置された。その目的は、奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター規則（以下「センター規則」という。）第2条に次のように規定されている。

センターは、『教育実践及び教育臨床に関わる理論的、実践的又は学際的研究を行うこと

もに、高度の教育実践力を有する教員及び学校教育に係る諸問題に適切に対処できる教育実践の指導者の養成に寄与することを目的とする。』

この目的を達成するために、研究、教育及び共同研究に関して必要な次の4つの部門及び分野が置かれている。それらは、(1)教育実践研究部門〔ア. 教師教育・教育実習研究分野、イ. 教育実践研究コーディネート分野〕2人、(2)情報・メディア教育部門1人、(3)教育臨床研究部門〔ア. 教育臨床基礎研究分野、イ. 教育臨床実践研究分野〕2人、(4)教材開発・実践利用部門1人である。各部門末尾に専任教員の配置数が示されている。

## 2. 組織

センター長（併任、教授又は助教授）

専任教員（教授3名、助教授3名）

センターの業務を兼務する教員

研究部員

客員教授

その他必要な職員

## 3. 教育研究活動

各部門では以下のような教育研究活動の実績をあげている。

### (1) 教育実践研究部門

- ・授業研究の方法論の研究・指導
- ・教育実習とその事前事後指導のための教材開発とコーディネート
- ・ネットワークによる授業評価システムの研究・開発
- ・フレンドシップ事業のコーディネート
- ・現職教員のリフレッシュ教育への支援
- ・附属学校園との研究協力・調整
- ・研究協力校ネットワークの整備と研究協力スタッフのコーディネート
- ・人権教育の担当、総合的な学習に関する取り組みに関する研究・指導

### (2) 情報・メディア教育部門

- ・情報機器、メディア機器活用の研究・指導
- ・マルチメディア対応教材の開発
- ・コンピュータ利用の授業方法の研究
- ・情報・ネットワークに関する公開講座の担当
- ・教育資料のデータベース化と情報提供システムの研究・開発
- ・関係諸機関、地域とのネットワーク構築

### (3) 教育臨床研究部門

- ・いじめ・不登校等の実態把握、事例の調査研究と情報収集資料のデータベース化
- ・教育臨床に関する公開講座の企画・実施
- ・現職教職員を対象としたカウンセリング・研修
- ・児童・生徒、保護者に対する教育相談
- ・県・市教育委員会等が実施する講座、研修会等への指導・助言
- ・学部学生・大学院生へのスクールカウンセラーに必要な資質の教育、トレーニング
- ・ソーシャル・サポート事業の支援

### (4) 教材開発・実践利用部門

- ・総合演習の企画・コーディネーション
- ・原子・分子の微視的挙動を描くオリジナル教材の開発

研究活動として、附属教官と大学教官の協力でのセンタープロジェクトがある。学校教育をめぐる今日的課題や小中学校で発足している総合的学習及び教材開発等のテーマを扱うプロジェクトを募集し、センターの機器・設備及び予算を使っての研究を支援している。これらの成果は、毎年発行される実践総合センター紀要で公表される。センター紀要では、審査員2人のもと、厳格な内容評価で掲載の可否が判断されている。

#### [点検評価] [長所と問題点]

少人数の専任教官で、全学的授業（例：情報機器の操作）や教育実習のコーディネート、公開講座、教育相談、フレンドシップ事業等、非常に積極的に活動していると高く評価される。ただし、その活動範囲があまりにも広く、センター教官の研究にかける時間が圧迫されている現状がある。本来、センター教官自身が活動する事より、そのコーディネートを通じて学部教官の教育・共同研究が促進される構図が望まれる。しかし、現実は有形・無形の業務的仕事がセンター教官の負担となっている問題がある。すなわち、講座・教室などの他の教官組織とはやや異なった組織形態であることから、活動範囲、業務内容、分担・権限の不明確さも問題となってきた。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

センター業務の重要性が広く認識され、学部組織と補完するセンター組織が求められている。これに応えるために、平成10年度より、「教育実践総合センター」への改組の構想を立て、概算要求を行い、平成12年4月より「教育実践総合センター」として発足した。特に、教育臨床部門では、新たな教官配置と奈良県教育委員会からの客員教授の派遣により、学外者のニーズにも十分対応できることになった。この新しい体制での、学部・大学院の連携により、センター教官も研究者としての立場が確保できるよう全学的職責・役割の明確化が必要である。

## 6) 附属自然環境教育センター

### [現状の説明]

#### 1. 目的

附属自然環境教育センター（以下「センター」という。）は、平成6年6月に附属演習林と附属農場を改組して自然環境教育センターとして設置された。その目的は、奈良教育大学教育学部附属自然環境教育センター規則（以下「センター規則」という。）第2条に『センターは、自然環境教育を推進することを目的とする。』と規定されている。

センターは、奈良実習園及び奥吉野実習林とし、この目的を達成するために、(1)教育研究部門と(2)開放部門が置かれ、「自然環境教育」についての理念の確立、内容の精選と体系化、教育実践の方法などに関する教育研究を行うとともに、自然環境教育センターにふさわしい自然環境を作り出し、それを維持・管理している。

#### 2. 組織

センター長（併任、教授又は助教授）

専任教員（教授1名、助教授1名）

職員（奈良実習園：事務官1名、技官1名）

（奥吉野実習林：技能補佐員1名）

#### 3. 施設・設備

附属自然環境教育センターは、学校教育における環境教育を実践的に研究する施設として、耕作地84aを含む110aからなる奈良実習園と、標高1200mの清水峰やブナの原生林をもつ176aの奥吉野実習林という2つの施設をもつ。奈良実習園では栽培学、生物学、環境に関する実習や演習、一般向けの各種公開講座などが行われている。奥吉野実習林には、40人が宿泊できる施設と350m<sup>2</sup>の教育・研究棟を備えており、集中講義、野外実習、卒業研究など学生の教育研究の場として活用されている。

#### 4. 教育研究活動

教員養成大学として教員志望の学生は勿論のこと、現職教員への教育を通して実体験に裏付けされた知識と理論を基礎とした実践力豊かな自然環境教育指導者を養成する。また、児童や生徒、一般の人たちに対しても施設を開放したり、公開講座などを行うなどの教育・研究が行われている。

### [点検評価]

環境教育の必要性は十分に認識されているものであり、体験学習への対応という観点か

ら実習園、実習林からなるセンターの存在は評価されるべきと考える。大阪教育大学をはじめとして多くの大学の実習の場として実習林が用いられているが、そのことは実習林の存在の意義を物語るものである。

センターの担うべき役割としては学校教育ばかりでなく、生涯教育の一環としての環境教育があげられるが、それは学内ばかりでなく、一般までを広く対象としている。そのため、公開講座・自然観察会等を積極的に展開してきている。大学院研究科へセンター専任教官が参加するようになり、総合的学習などにみられるように、教育現場の教員に求められている環境教育への対応がより効果的に行えるようになった。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

今後、幅広く展開されるであろう「総合的な学習」に占める環境の観点から、実習園あるいは実習林を大学の中の組織として、如何に位置づけるかを検討する必要がある。

### 7) 情報処理センター

#### [現状の説明]

##### 1. 目的

情報処理センター（以下「センター」という。）は、昭和52年4月発足した、本学教育学部附属施設としての教育工学センターが前身である。このセンターの電子計算機運用部門としてデータステーションがあり、コンピュータを用いた学部教育と研究のための共同利用施設として運営されてきた。平成2年6月、これらの教育・研究成果を土台に、大学附属機関としての情報処理センターとして設置された。その目的は、奈良教育大学情報処理センター規則（以下「センター規則」という。）第2条に『センターは、全学の共同利用施設として、情報処理を効率的に行い、本学における学術研究及び教育に資することを目的とする。』と規定されている。

本センターは、本学における学術情報処理と、情報通信網構築及び運用を行い、本学の研究・教育での情報処理の共同利用に資することを目的としている。特に、平成7年のインターネットへの参画以来、大学全体での情報活動推進に向けて中心的役割を担っている。また、学部共通科目「情報機器の操作」をはじめとして、コンピュータ関連科目が多く開設されており、これらの実習科目への支援の責務を持つ。

##### 2. 組織

センター長（併任、教授）

併任教官2名（教授、助教授）

事務補佐員

### 3. 教育研究活動

第1は、学術研究のための情報処理に関する業務で、科学技術研究のための計算機資源の提供と研究用ソフトウェアの開発・運用等である。

第2は、学術情報通信の円滑な運用のための、学内キャンパスネットワークの構築・整備である。このシステム化で、電子メールをはじめ、国内外のデータベースの有効な活用を図る。

第3は、情報処理教育に対するセンターのハード、ソフトウェア両面からの協力・支援であり、特に、教育でのマルチメディア教材の開発と提供を図る。

第4は、地域社会に開かれた大学として、ネットワーク環境の提供で、県下の小中高校とのインターネット接続を推進し、教育の分野での情報基地となることである。また、生涯教育の一環として公開講座等での情報教育の推進に努める。

第5は、急速かつ高度に発展する情報処理技術、方法等の学内向け広報、啓蒙活動を通じて、大学の情報化に貢献することである。

#### [点検・評価] [長所と問題点]

時代・社会の進歩におくれず、また、それらの要請に応える情報ネットワークを実現していると考えられるが、問題点は他大学同様、管理・運営でのせい弱さである。センターには専任教官が配置されておらず、いわば、ボランティア教官が支えている現状である。情報化の波が急速過ぎて、学内体制が追いつかず、ボランティア教官への負担の集中の現象が起こっている。また、情報化の波を追いかけるように、情報倫理・ルールが策定されつつある。不正アクセス禁止法も制定されたが、これらの条項を利用者に的確に、かつ分かり易く伝えるかが、急浮上して来た課題である。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

全学的な情報システムの維持・管理の体制を構築する必要がある。そして、センターの専任教官・職員の確保を早急に検討すべき時期である。

### 8) 教育資料館

#### [現状の説明]

##### 1. 目的

奈良教育大学教育資料館（以下「資料館」という。）は、平成5年5月に新規に開館された教育に関する資料館である。

その目的は、奈良教育大学教育資料館規則、第2条に『資料館は、学制発足以降における奈良県下の初等中等教育に関する資料を中心として教育関係資料を収集、整理、展示及び保管するとともに、これに関する調査研究を行い、広く教育研究に資することを目的と

する。』と規定されている。

資料館は、この目的を達成するために以下の業務を行っている。

- 一 奈良県における初等中等教育段階の諸学校において使用されてきた教科書、教材、教具その他の資料等の収集、整理、展示及び保管
- 二 わが国の学校制度史に関する基本的な資料の整備及び展示
- 三 本学の学校史に関する資料の収集、整理、展示及び保管
- 四 本学教官の美術工芸作品等関係資料の展示及び保管
- 五 前各号に掲げる業務に関連する調査研究
- 六 その他目的達成に必要な業務

## 2. 組織

館長（併任、教授）

事務補佐員 1名

## 3. 施設・設備

施設は展示室3室、収蔵庫と事務室からなっている。第一室は全国の美術館・博物館カタログ及び県下の市町村市史誌類の保管と本学の元教官からの寄贈による絵画・彫刻・書の作品を展示ケース及び壁面などに展示している。コーナーには本学で作成されたビデオも備えられている。面積は45平方㍍である。第二室は奈良教育大学百年史資料がのぞきケースに展示され、奈良教育大学変遷図がパネルとして展示されている。また明治以後の県下の小学校の資料展示コーナーを設置し机や椅子、地図、そろばんなどの教具や備品、明治初期の学校設立のための学資金徴収史料などを展示している。また当時の状況を知る小学校校舎や生徒の写真の展示及び本学卒業生の寄贈による教育実践ノートや資料が保管され、さらに書架には渋谷家から寄贈された国語教育関係資料が保管されている。面積は82平方㍍である。第三室は奈良県下で使用された明治から戦後改革期までの国定教科書を含む各時代の教科書及び生徒の成績簿、学習ノートや教師の授業の指導案及び昭和7(1932)年に創刊された児童の作文や詩集『学びの園』の雑誌が展示されている。壁面には学校建築写真、近世の浮世絵写真パネル、近現代教育史の年表が展示されている。のぞきケースでは特別企画として近世庶民教育の教科書である往来物の展示をはじめ戦時下の墨塗り教科書の展示、児童の絵画の展示を行っている。面積は82平方㍍である。さらに事務室19平方㍍、受入整理収蔵倉庫43平方㍍には収蔵資料の保管がなされ、貴重品等収蔵庫13平方㍍には貴重資料の保管がなされている。

## 4. 活動内容

恒常的な活動は資料収集と整理、保管、データベース化と共に、大学祭時期に特別展

示の開催、「教育資料館だより」（年一回）の発刊、公開講座、奈良町振興財団奈良市音声館長 荒井敦子氏による特別講演会などの開催などが遂行された。

本学所蔵教育資料の特筆できる資料として本学にある吉備塚より出土した鏡、近世の浮世絵、往来物をはじめ女筆手本などの和書、昭和20~40年代に文部省教科調査官であった故渋谷宗光氏の遺族より寄贈された「渋谷文庫」、本学卒業生で奈良教育大学附属小学校の教師より寄贈された指導案や指導記録などの実践資料、県下の生活綴方教育や作文教育を知ることを可能にする学校・学級文集1,500点などである。

#### [点検・評価]

理念に基づく活動はおおむね趣旨に沿って展開されたとみてよい。教員養成大学として、本学が果たしてきた歴史的役割や意義については、文部省関係者への本学教育資料館の案内や本学の教職科目の授業、教育職員認定講習会や社会教育主事講習会の講義内容に組み込んで当館見学を実施することで明らかにされている。なお、諸外国の初等学校の実践や教科書収集や授業研究は十分におこなわれていない。また、国際的な人権関係資料の収集は着されたが、継続的な検討へと十分発展できていない。生涯学習のための教育情報の収集と発信の拠点となるために教育資料館主催の公開講座を二回開催、「教育資料館だより」の発刊、奈良県の文集、本学所蔵往来物、奈良教育大学のビデオの作成、教育資料の目録のデータベース化とホームページでの情報公開さらにはC D - R O Mで奈良県下の教育現場に情報提供している。

#### [長所と問題点]

教育資料館が開館して六年余になるが収集した教育資料は18,000点を越えている。全部についてデータベース化され画像化、音声化できる資料は積極的に遂行されて教育情報として公開されている点で評価できる。元教官の美術・工芸作品や、江戸時代の和書の収集、渋谷文庫、奈良教育大学史や教員養成史資料、明治以後の小学校の教科書、文集や学級通信、教科指導の実践資料やノートなどの寄贈や卒業生の尽力による資料提供など、ジャンルは広がってきているが、資料の計画的収集や資料の整理と管理及び資料検討や資料を使った研究の流れの進展と深化が十分ではない。また外国の初等学校との比較教育資料の収集も充実したとはいえない。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

資料収集と整理と管理、また検討と分析など教育資料館がその理念と目的を系統的に行い高度の専門的知識と技能を有する研究者と専門の専任スタッフが必要である。また、組織体制を確立することが緊急に必要である。

## 9) 教育研究所

### [現状の説明]

#### 1. 目的

奈良教育大学教育研究所（以下「研究所」という。）は、昭和40年に設置された。

その目的は、奈良教育大学教育研究所規則、第2条に『研究所は、広く教育の理論と実際を研究調査して、その普及を図るとともに、教育に関する相談に応じることを目的とする。』と規定されている。

研究所は、この目的を達成するために以下の事業を行っている。

(1)教育研究所紀要の刊行（毎年3月刊行）、(2)研究発表会の開催（毎年10月実施）、(3)教育相談事業の実施、(4)奈良県立教育研究所をはじめとして、研究物を交換している全国の市町村教育研究所からの研究報告集録の保管と整理、(5)各種教科書などの保管と整理などである。

#### 2. 組織

所長（併任、教授）

（教務課教務第1係で事務補佐）

#### 3. 活動内容

・教育研究所紀要の刊行：36号（平成11年度）まで刊行 [注：へき地教育研究室「報告特集」1971年(7号)-1987年(23号)を含む]

教育研究所の主要な事業の1つとして刊行され、大学紀要、教育研究実践研究指導センター紀要とは性格を異にして、広く教育の理論と実践に関わる研究の成果を発表する場となっている。本学においては教育大学としての特色を対外的に示す主要な刊行物となっている。投稿論文の審査および編集は、全学より分野ごとに選出された教育研究所紀要委員によって行われる。投稿の要件として、広い意味ではあるが教育の理論と実践に関わる学術論文であることが重視されている。

なお、国内の（約120研究教育機関）と研究紀要の交換を行っている。

・研究発表会の開催：研究成果の公表の一環として、前年度の教育研究所紀要に掲載された論文の中から、現在の教育、あるいは今後の教育で重点化されているテーマを扱った研究の中から論文を取り上げ、研究内容の紹介及び関連した問題についての質疑を行っている。

・教育相談事業：教育相談部に所属する心理学の教官3名が担当している。相談申し込みがあった時点で、受付、面接相談を行っている。相談件数は、年間のべ20件程度。相談内容は、不登校、いじめ、学習・性格等である。来所は、学齢児である本人、または保護者

が中心である。

#### 「点検・評価」・「長所と問題点」

教育の理論と実践に関して行われた幅広い研究の成果を、研究所紀要を介して公表した。また、関連教育機関との研究物の交流を行うことにより情報提供と情報収集を可能にしている。

教育相談事業については、扱っている事例数は、相談体制や担当者の勤務との関係上、それ程多いものではないが、相談の実績そのものは出ている。

教育実践総合センターに、平成11年4月より教育臨床心理学の専任者が配置された。これにより、今まで以上に幅広い対象に対しての相談活動が可能になる。そのためにもセンターとの連携、協力が必要になってきている。

#### 「将来の改革に向けた方策」

・平成12年度より教育実践研究指導センターが、教育実践総合センターに改組された。教育研究所は、これまでには、その役割においての独自性を強調しつつ運営してきたが、総合センターとの事業内容での重なりが生じている面がある。また、総合センターは4部門制で、専任の教官が定員配置されているのに対して、教育研究所は専任のスタッフを持たない組織である。従って、事業の幅や活動内容に自ずと限界がある。これまでの実績を踏まえての発展拡充を目指しての教育研究所の組織の在り方について、この機会に検討が必要である。

### (3) 学生の受け入れ

#### (a) 入学者選抜の方針と方法

##### 1) 教育学部

###### 【現状の説明】

大学における入学者選抜に関する問題は、対外的にも対内的にも、その大学に入学しようとする者の資質を規定し、ある意味で大学のあり方そのものをも決定づけるきわめて重要な事項である。そのあり方をめぐってはすでに多くの議論がなされ、さまざまな研究が行われてきている。

平成 7 年度の学部改組によって、教員養成課程は入学定員 210 名に縮小され、その減員分で新たに入学定員 85 名の総合文化科学課程が設置された。教員養成課程は、小学校、中学校、幼稚園、養護学校、特設教科書道の各教員養成課程から成る 5 課程で編成されることとなった。また、この年よりすべての課程・専攻において分離・分割方式による入学者選抜が導入されることとなった。その後平成 11 年度までは、この課程編成で入学者選抜は行われてきた。ただし、平成 11 年度においては再度の学部改組が行われ、平成 11 年度の入学者については、旧来の方式で入試を行った上で、改組が認められた入学時点では、改組後の課程に入学者を割り振るという至難の作業を余儀なくされた。平成 11 年度に編成された新たな課程は、4 つのコースから成る学校教育教員養成課程（入学定員 130 名）と 5 つのコースから成る総合教育課程（入学定員 125 名）の 2 課程である。

平成 10 年度までは、入学者選抜に関わる事項はそれぞれの専攻分野から選出された委員によって構成される入試委員会において企画・立案され、実施の方法が議せられてきた。平成 11 年度からは入試委員選出の方法が変更され、教授会構成員の中から選挙によって選出された者、2 つの課程運営委員会から選出された者、および役職者を含む 11 名の教官によって構成されることとなった。

本学における入学試験の結果については、平成 10 年度までは入試委員会の構成員の一部で構成される入学者選抜方法研究委員会において調査・分析が行われてきた。そこでは本学における入試がどのような学生を選抜し、選抜方法によって選抜結果にいかなる違いが生じたか、異なる選抜方法で入学してきた学生の入学後の学習活動等にはどのような違いが見られたか、などが報告されてきた。平成 11 年度からは、入学者選抜方法研究委員はすべての入試委員が兼ねることとなった。

先述のとおり、平成 10 年度までは入試委員会の委員はすべての専攻またはそれに相当するグループから選出され、入学試験に関わる事項の決定は、必ず各専攻の代表者が出席した上で行われる仕組みであった。このような方式は専攻の不利益を最小限にし、専攻の意向を最大限に尊重できる一方、委員の数が多いこともある、委員会の成立にしばしば

困難をきたすなどの不都合もあった。平成 11 年度の委員選出方法の変更はこのような事情に配慮したものである。さらに半ば機械的な事務的事項の処理は事務官や各コースの年次責任者に委ね、入試委員会が旧来に増して入学試験の根幹に関わる重要な事項の企画・立案等に力点をおいて審議できるようにしたものである。

本学における入学試験の方法は、一般選抜試験（前期日程、後期日程）、推薦入学、及び私費外国人留学生特別選抜試験の 3 種類である（添付資料各学生募集要項）。これらのさまざまな選抜方法により、受験生の受験機会を増やし、多様な視点から能力・適性を捉えて本学にふさわしい学生を選抜できるように配慮している。平成 11 年度までは、一般選抜試験では、前期日程、後期日程の特徴を生かし、専攻ごとに試験問題を作成して、それぞれの分野にふさわしい個別学力検査の内容を工夫してきた。各課程の選抜方法別募集人員は、一般選抜では各課程・専攻ごとに定められている。推薦入学は小学校教員養成課程の国語、数学、理科、心理学、中学校教員養成課程の国語、数学、理科、技術、幼稚園教員養成課程、養護学校教員養成課程、特別教科書道でそれぞれ定められている。

平成 12 年度においては、学部改組に伴って、新たな理念と新たな方法で入学者選抜を実施した。その概要を示せば次のとおりである。図 2-1 の学校教育教員養成課程（定員 130 名）では、4 つのコースに分かれるが、推薦入試はすべてのコースで行い、いずれも大学入試センター試験を課している。課程全体では 15 名で約 12% に相当する。総合教育課程（定員 125 名）では、5 つのコースに分かれるが、その内 3 つのコースで推薦入試を行い、いずれも大学入試センター試験は課さない。課程全体では 7 名で約 6% に相当する。一般選抜については、いずれの課程とも、原則としてコース単位で前期日程、後期日程の選抜試験を行ったが、前期対後期の比率は約 7 対 3 である。

#### [点検・評価]

選抜方法の点検・評価は入学者選抜方法研究委員会が中心となって行っている。前期日程、後期日程の募集人員の割合は、おおよそ前期 7 割、後期 3 割の比率である。前期日程では、それぞれの専攻に必要な科目における成績を重視し、後期日程では基礎学力を中心にすべての教科で偏りのない成績を有する者を重視している。推薦による選抜では、基礎学力については高等学校在学中の成績を評価し、出身高等学校の推薦書をもとに、面接を行って、学力以外の多様な観点からの能力を見出すことに重点を置いている。過年度分の累積資料によれば、推薦入学者の入学後の成績はほとんどの専攻において非推薦入学者の成績を上回るものであることが実証されている。

総合文化科学課程については、教員養成諸課程の入試とほぼ同様の方式で入学試験を実施してきた。設置から 5 年目を経過した現在、総合文化科学課程の見直しを行い、すでに平成 11 年度の改組によって、総合教育課程として再出発している。平成 12 年度からの入試のあり方に関しては、同時に開設した学校教育教員養成課程とは異なる理念に基づく選抜方法が工夫されている。

以上のように、平成 10 年度までは、専攻ごとに異なる試験問題を課しており、入学後

ただちに専攻ごとの細かい指導を展開することができた反面、他専攻とのつながりが弱くなり、義務教育諸学校への適性や意欲・関心を高めるのにもっともよい体制であったか否かについては賛否両論の議論があった。これを踏まえて、平成12年度より原則として、コース単位での募集となり、一定の改善がみられた。

入学後の追跡調査については、前期日程、後期日程、推薦入学試験のそれぞれで入学した学生について、総取得単位数や1単位あたりの成績等を調べ、興味ある結果を得ている。興味深い結果の1つは、高校在学中の成績によって、入学後の成績にそれに対応する差が見られることである。現在、評価方法の妥当性についてはさらに検討を加え、入学者選抜方法の改善に資するものにしたいと考えている。私費外国人留学生については、日本語能力試験、留学生統一試験、本学独自に行う個別学力試験によって選抜を行っている。それらのうちいずれを重視すべきかについてさまざまな観点から検討を行い、現行の方式に至っている。帰国子女に対する選抜の方法や編入学試験についても議論はなされてきたが、帰国子女の特別選抜については平成13年度より実施する予定である。

#### [長所と問題点]

平成11年度まで行われた本学における入試について長所と短所をまとめ、その後の改組に伴う新しい入試の方法についても検討を加えておくことにする。

旧来の課程・専攻ごとに行う入試は、専攻意識を高め、早い時期から専門科目への取り組みを促す意味では優れた選抜方法であるといえる。しかし、この方法は受験者を送る高等学校等の側からは極めて不評判のものであった。細かく分かれた専攻に対応する生徒の適性を掌握することはきわめて困難であり、ごくわずかな入学定員に対して適切な進路指導を行うことなどもはや不可能であるとさえ批判された。本学のような入学総定員がわずか250名余の小さな大学において、専攻ごとの募集定員はごくわずかとなり、そこに向けての進路指導は容易でないことは再三にわたり指摘してきた。入試の実務的な面でも、配点等が専攻ごとに異なるため、その煩雑さはかなりのものであった。分離・分割方式によって、受験生の受験機会を拡大できるという考え方にはちがいはないとしても、定員割れについても心配せざるを得ない。本学では第一志望、第二志望を認めてきたので、成績の優れた者については第二志望でも合格している者は認められる。ただ、第二志望入学者については、入学後の学習に入学した専攻で腰が座らない場合も生じており、單に入学できるところで入学させるというのも良し悪しで、検討の余地がある。これらの点をふまえて、学部改組における本学の入試のあり方が検討され、平成12年度より原則として、コース単位で募集する入試に改善されたわけである。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

平成11年度は既設の課程・専攻による入試を行い、それを改組後の組織の中に組み入れるという暫定的な措置をとった。平成12年度からは、新しい課程ごとにコース単位で入試を行った。推薦入試は学校教育教員養成課程では、いずれも大学入試センター試験を

課しており、総合教育課程では、いずれも大学入試センター試験を課していない。大学入試センター試験を課すことの是非については入学後の追跡調査を経て今後評価されることになる。

一般選抜はいずれの課程とも、前期日程、後期日程の選抜試験を行ったが、前期対後期の募集定員の比率は約7対3であり、概ね妥当な配分であると考えられる。学校教育教員養成課程では第二志望も認めているが、総合教育課程では第二志望は認めていない。これは本学における学部改組における基本理念と関係するところである。すなわち、学校教育教員課程では、小学校および中学校教員としての必要な資質を備えた人材を求めており、かなり幅広くさまざまな教科・科目がこなせる学生を選抜することが期待されている。義務教育教員としてふさわしい人材の選抜を目指しているといえる。総合教育課程では、ある専門分野においてすぐれた能力を発揮しうる人材を求めている。したがって、課程内のコースごとに試験問題が工夫されている。

平成13年度より新たに帰国子女の特別選抜を全学的に実施することになったが、編入学については今後の課題である。さらに、推薦入学の枠を定員の概ね20パーセントにまで広げるべく検討中である。

このように、平成10年度までの本学における長年の諸問題を検討・改善し、新たな方向で本学の使命を果たそうとしている。このことの是非については今後の評価・分析に待つことになろう。

## 2) 大学院教育学研究科

### [現状の説明]

大学院研究科を本学の目的に適合させるため、平成10年度までは10月に行っていた学力検査を、平成11年度から9月に、合わせて社会人及び現職教員の受験に便宜を図るために第2土曜日に検査日を設定した。

入学資格の弾力化については、2月に行った12年度第2次学生募集要項から、文部大臣の指定した者に「養護教諭の専修又は1種免許を有する者」を加え、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認めるために「個別の入学資格審査」を加えた。

学生の入学学生層の流動化に関しては、平成11年度から現職教員に限ってはいるが夜間コース（1・2年次とも夜間等の授業を履修する方式）を開設し9名（現職総数15名）の入学者を得た。12年度は現職教員16名のうち夜間コースは4名である。

### [点検・評価]

夜間コースの開設によって新たな入試学生の流動化が始まったが、本学は、一般対象の学生募集のほかに、外国人留学生、特別聴講学生、特別研究学生、研究生を特別選抜の上入学を許可している。これらの制度や教育内容をさらに充実させ情報を敷衍することによ

り大学院研究科の活性化が期待できる。

調査書に替えて志望理由書や面接を重視する方向(大学審議会答申Ⅱ—2—(2))は、本学大学院の開設当初から行っており、提出させる研究計画書に基づいた口述試験を重視している。

#### [長所と問題点]

入学資格の弾力化、昼夜開講制夜間コースの開設等により学習希望者に応じた入学体制は整ってきている。現在は夜間コースが設置基準第14条に基づき現職教員に限り適用されているが、一般社会人にも学習の機会を提供する方向での検討が必要である。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

本学研究科の理念・目的を達成するとともに、21世紀の教育界のリーダーシップを發揮できる教員ならびに幅広い意味での教育者を養成するためには、本学研究科の研究・教育内容を一層充実させ、広く情報を提供し入学希望者を増加させる努力をしながら、学習希望者に対しての機会を提供し教育できる方策の検討が必要である。

### (b) 学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

#### 1) 教育学部

##### [現状の説明]

本学は近年平成7年と平成11年の2度の学部改革を実施した。このため平成11年4月現在の学生収容定員と在籍学生数について報告する場合、3段階に分けての説明となる。

先ず、平成7年度の改組においては、特別教科（理科）教員養成課程が廃止され、その収容定員は平成10年3月で消滅しているが、現在7名の留学生が在籍している。

次に、平成11年度の改組において廃止された課程については現在、第2年次以上が在籍しているので、入学定員の3倍を収容定員と見做して報告する。各課程の学生収容定員と在籍学生数の比率を以下に示す。

在籍学生数／収容定員＝比率		
小学校教員養成課程	332	/ 285 = 1.16
中学校教員養成課程	242	/ 195 = 1.24
幼稚園教員養成課程	71	/ 60 = 1.18
養護学校教員養成課程	64	/ 60 = 1.07
特別教科（書道）教員養成課程	32	/ 30 = 1.07
総合文化科学課程	299	/ 255 = 1.17
小 計	1047	/ 885 = 1.18

第3に、平成11年度に新たに設置された2課程については現在、第1年次のみが在籍しているので、入学定員を収容定員と見做して報告する。2課程の学生収容定員と在籍学生数の比率を以下に示す。

在籍学生数／収容定員＝比率	
学校教育教員養成課程	169／130 = 1. 30
総合教育課程	139／125 = 1. 11
小計	308／255 = 1. 21

以上を総計すると、在籍学生総数は1355名で、収容定員総数は1110名であり、在籍学生総数は収容定員総数の1.22倍となっている。

留年生総数は70名で、4年次在籍者数392名の17.86%である。

学部学生として在籍する外国人留学生は12名で、収容定員の1.1%である。

以上その他、特殊教育特別専攻科（情緒障害教育専攻、図2-1 教育学部の欄参照）に9名在籍し、これは収容定員15名の0.6倍である。

学部には研究生が4名在籍し、そのうち2名は外国人留学生である。

また科目等履修生は24名いるが、そのうち4名は外国人留学生である。

さらに、日本語・日本文化研修留学生が9名在籍している。

総じて、学部に受け入れている外国人留学生総数は27名となり、学部の収容定員に対して、2.2%となる。

#### [点検・評価]

在籍学生総数は収容定員の1.22倍であり、定員数をオーバーしている。その原因は定員割れを防ぐため、合格者数を多めにしているところから来ている。教育研究上の効果をあげるためにには、今後は在籍者数の定員を少しオーバーする程度にとどめるべきであろう。

留年生の17.86%は、少し多いと思われるが、昨今の教員採用率の低下により、留年しても、教員になるための勉学をしたいとの積極的な理由によるものもあり、必ずしもマイナス要素とは言えない。

学部で受け入れている様々の種別の留学生の総計が27名というのは、小規模な教育系単科大学においては、比較的多数の留学生を受け入れていると評価していいであろう。

科目等履修生が24名と比較的多いのは、地域に開かれた大学として大いに評価していいであろう。正規の学生の勉学に支障を来さない限り、この程度の人数の履修生であれば、今後も受け入れていいだろう。

#### [長所と問題点]

在籍学生総数をできるだけ収容定員に近づけるためには、合格者の入学辞退者の予想の精度をあげる必要があるが、定員割れを防ぐため、多少の超過数は止むを得ないのである。

う。

留年生の数はこの程度の数であれば、教育環境に著しい影響を与えるものではない。

留学生については、日本の古代文化を今に残す奈良にある大学として今後も日本語・日本文化研修留学生はじめ積極的に受け入れるべきであろう。

科目等履修生、研究生についても、明確な勉学の目的があれば、この程度の人数であれば、受け入れて問題ないだろう。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

在籍学生数が収容定員を大幅に超過しないためには、他大学入学を想定できない推薦入学の枠を増やすことも検討の余地があるだろう。

留学生、科目等履修生、研究生については、国際化、高齢化する社会の要求に答えるためにも、今後も積極的に受け入れて行くべきであろう。

## 2) 大学院教育学研究科

#### [現状の説明]

本学の大学院教育研究科は平成11年度より全専攻にわたり完全昼夜開講制を実施した。

以下に在籍学生数とその内訳、収容定員、および両者の比率を示す。

(平成12年5月1現在)

専 攻	一般+社会人+留学生 : 在籍学生数／収容定員 = 比率				
学校教育	11+	11+	2 :	24 /	16 = 1.50
国語教育	9+	1+	4 :	14 /	8 = 1.75
社会科教育	11+	3+	2 :	16 /	16 = 1.00
数学教育	6+	3+	0 :	9 /	8 = 1.13
理科教育	19+	1+	0 :	20 /	16 = 1.25
音楽教育	7+	2+	1 :	10 /	8 = 1.25
美術教育	22+	2+	2 :	26 /	16 = 1.62
保健体育	7+	3+	1 :	11 /	8 = 1.37
英語教育	2+	2+	0 :	4 /	8 = 0.50
技術教育	1+	2+	0 :	3 /	8 = 0.37
家政教育	3+	1+	0 :	4 /	8 = 0.50
全専攻計	98+	31+	12 :	141 / 120	= 1.18

在籍学生のうち、「一般」は一般入試で入学した学生であり、「社会人」は教育委員会派遣の現職教員、及び現職教員で勤務時間外に勉学する者である。他、大学院には研究生

3名、および科目等履修生1名が在籍している。

大学院の「留学生」は、国費留学生5名と私費留学生8名がいる。留学生については、上記の他に、研究生3名、「教員研修留学生」5名を受け入れている。

総じて、大学院に受け入れている外国人留学生総数は21名となり、大学院の収容定員に対して、17.5%になる。

#### 〔点検・評価〕

大学院在籍学生総数は収容定員の1.18倍であり、定員数をオーバーしている。その原因は現職教員を積極的に受け入れる体制ができたことに起因している。これは高く評価されていいだろう。教育研究上の効果をあげるためにには、今後は在籍者数を定員の少しオーバーするにとどめるべきであろう。

英語、技術及び家政専攻については、大学院の在籍学生数／収容定員<1である。平成10年度における現職教員を対象にした調査では、これらの専攻に対するニーズは少ないが、全くないわけではないことが示されている。しかし、技術及び家政教育専攻に関しては、教科の特殊性もあり、大きなニーズが期待できるとは言い難い。これらの点も考慮し、定員の見直しも含めた対応を検討中である。

留年生は5人で、その比率は在籍学生の3.55%である。昨今の教員採用率の低下により、留年しても、教員になるための勉学をしたいとの積極的な理由によるもので、教育学部同様必ずしも否定的に捕らえる必要もないようと思われる。

大学院で受け入れている様々な種別の留学生総計は21名で、小規模な教育系単科大学の大学院においては、多数の留学生を受け入れていると評価していいであろう。

教育委員会等の派遣による現職教員17名、夜間勤務等の勤務時間外に通学する現職教員14名、合計31名の教員が在籍している。つまり収容定員の25.83%を占めていることは、現職教員の研修教育に大いに貢献していると言えよう。

#### 〔長所と問題点〕

現職教員等に対する昼夜開講制が拡充したので、現職教員が学びやすい。

また、古都奈良での勉学は、留学生にとっても魅力のある土地柄であり、今後も積極的に受け入れるべきであろう。

一方、昼夜開講制を維持発展させるためには、教職員の体制や施設・設備等において不備な点を今後克服していく手立てが必要であろう。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

今日の困難な教育現場の状況に対応するためには、臨床教育に高度な知識と見識を持った教員が求められる。今後も積極的に現職教員を受入れ、地域における切実な今日的課題の要求に答えていくべきであろう。

留学生、科目等履修生、研究生についても、国際化、高齢化する社会の要求に答えるた

めにも、正規の大学院生の教育に支障を来たさない程度に今後も積極的に受け入れて行くべきであろう。

### (c) 入学志願者への情報提供

#### 〔現状の説明〕

入学志願者に対する大学案内や入試に関する情報提供は、表3-1「平成11年度入試行事実施状況」の通り、奈良県下のみならず大阪府や京都府においても、様々な方法で積極的に行っている。表3-1の区分9にも示したように外国人学生を対象とした入試説明会にも参加している。

高等学校の夏期休業中には、本学において「大学説明会」を実施しており、本学への入学を希望する、あるいは本学に関心を持っている県内外の多くの高校生が参加している。この説明会では入試情報を中心に入学後の大学生活に関する様々な説明を行っている。学内見学や質問コーナーを設け、高校生に対するきめ細かい対応に努めている。さらに高校生にも理解できる形での本学教官による「体験授業」を公開している。

表3-1以外にも、受験生を強く意識した大学のホームページを開設しており、必要な時に必要な情報をいつでも提供できる体制をとっている。また「大学案内」を毎年改訂を加えながら刊行しており、希望する高等学校に配布している。ビデオ版「大学案内」も作成し、同様に希望する高等学校へ配布していたが、学部改組に伴い、新しいビデオの作成を現在計画中である。

#### 〔点検・評価〕

県内外における入試情報提供活動は、様々な機会をとらえて実施されている。あわせて「大学案内」やホームページによる情報提供も行われており、入学志願者や高等学校が本学や本学入試の内容・特徴を理解するのに一定の役割を果たしていると考える。高校生が直接本学を訪れる「大学説明会」ではアンケートを実施しているが、おおむね好評をえており、入試情報提供の場として有効に機能している。

#### 〔長所と問題点〕

各種の説明会や高等学校を対象とした入試情報の提供活動は着実に行われている。教職員や在学生の協力をえて、「大学説明会」も好評のうちに定着しつつある。ただし、毎年行われているアンケートでは、説明会のあり方について、なお改善の余地が認められ、より充実した内容を検討していく必要がある。「大学案内」やビデオは、高校生にも理解できるよう工夫されてはいるが、高校側からの依頼を待つのではなく、当面、県下の高等学校及び過去本学への入学生の実績がある高等学校には、毎年定期的に配布すべきと考える。

[将来の改善・改革に向けた方策]

改組に伴い、本学では平成 12 年度からは従来とかなり異なる新しい入試制度が実施される。入学志願者への情報提供は、これまでも様々に工夫されてきているが、将来にむけて新入試制度についての、より的確なそして、より迅速な情報提供のあり方を、さらに工夫していく努力が必要であろう。その際、入試結果に関する情報開示についても、できる限り前向きに、拡充する方向で検討される必要がある。また、現在大学全般の広報に関わる委員会の設置が検討されているが、入試情報提供についても、今後はこうした全学的な、また日常的な大学の広報活動との密接な連携が重要になると思われる。

また、卒業時点で予想される進学・就職等の情報もキメ細かく発信する必要がある。

表 3-1 平成 11 年度 入試行事実施状況

区分	行 事 名	期 間	参 加 者 数	会 場
1	進学相談会（高取高校および周辺高校対象）	平成 11 年 7 月 9 日（金）	約 150 人	県立高取高校
2	2000 年入試相談会（全国国公立入試情報最速フェスタ）	平成 11 年 7 月 25 日（日）	約 200 人	「京進」予備校 京都駅前校
3	奈良県内高等学校訪問（本学部改組内容と大学説明会の説明）	平成 11 年 7 月上旬	——	県内 17 高等学校
4	奈良教育大学「大学説明会」	平成 11 年 7 月 26 日（月）	約 200 人	本 学
5	国公立大学進学ガイダンス ‘99	平成 11 年 8 月 21 日（土）	約 300 人	梅田スカイビル (大阪)
6	国公立大学の入試研修会（京都府下の高校進路担当教員対象）	平成 11 年 8 月 23 日（月）	約 200 人	京都永松記念教育センター
7	進学説明会	平成 11 年 9 月 21 日（火）	70 人	県立高田高校
8	‘99 学問ワンダーランド」 入試説明会	平成 11 年 10 月 11 日 (月)	——	河合塾 大阪校
9	「1999 外国人学生のための進学説明会」	平成 11 年 9 月 5 日（日）	約 300 人	マイドーム大 阪
10	「留学生のための入試説明会」	平成 11 年 9 月 24 日（金）	120 人	関西国際学友 会日本語学校
11	PTA・教諭の「本学への訪問」 大阪市内南部地区公私立高等学校校外補導連絡協議会	平成 11 年 7 月 6 日（火）	35 人	本 学
	大阪府立住吉高校 PTA	平成 11 年 9 月 8 日（水）	70 人	

## (4) 教育課程

### ① 学部・課程・コース等の教育課程

#### (a) 学部・課程・コース等の教育課程と各課程・コース等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

##### [現況の説明]

本学の教育学部は平成11年度の大規模な学部改組により、学校教育教員養成課程と総合教育課程の2課程からなる教育体制となった。(図2-1)

添付資料「1999年度履修の手引き」に示されているように、学部共通科目（教養科目、外国語科目、保健体育科目及び情報機器の操作）は両課程とも20単位であり、学校教育教員養成課程では、学校教育基礎科目8単位、専門教育科目94～100単位、卒業論文6単位、自由科目0～6単位で、卒業要件は134単位、総合教育課程では、課程共通科目10単位、コース共通科目12～16単位、専修専門科目66～70単位、卒業論文6単位、自由科目10単位で、卒業要件は128単位である。

学校教育教員養成課程は表4-1に示されるように4コースから成る。それぞれのコースに対し、指導すべき教官を明確にした。全てのコースは異校種・一種・複数免許取得要件を満足することを卒業要件としており、学校種を超えて子どもたちの発達を一貫して見据えながら教育的指導にあたるために力量をつけた人材を養成することを目的としている。その履修形態は1回生ではコース単位での履修、2回生からはコース内の履修分野に分属しての履修という形をとっている。

教育・発達基礎コースは教育学、心理学、幼児教育及び障害児教育の4履修分野を持ち、教育学・心理学履修分野では小学校と中学校、幼稚園又は養護学校、幼児教育履修分野では小学校と幼稚園、障害児教育履修分野では小学校又は中学校と養護学校の免許取得要件を満たす。

言語・社会コースの履修分野は国語教育、社会科教育及び英語教育の三つで、小学校及び中学校（国語、社会又は英語）の免許取得要件を満足する。

理数・生活科学コースには小学校と中学校（数学、理科、技術又は家庭）の免許取得要件を満足するための履修分野として、数学教育、理科教育、技術教育及び家庭科教育の四つの履修分野が設けられている。

身体・表現コースには、音楽教育、美術教育及び保健体育の三つの履修分野があり、小学校と中学校（音楽、美術又は保健体育）の免許取得要件を満足する履修形態がとられている。

それぞれの履修分野のカリキュラムは、小学校における得意分野づくりと中学校その他（幼稚園又は養護学校）での教育に対応できるような人材の養成のために設計されており、

この他に、全てのコースから分属可能な小学校科目「生活」の学修指導に対応するための生活科履修分野がある。

表4-2での、総合教育課程は、少子高齢化、生涯学習化、国際化、情報化といった時代の急変の中で21世紀にふさわしい学生の資質・能力を培う新時代対応型の教育課程として設置された。この課程には、五つのコースがあり、1回生からそれぞれのコースの中の専修に分属して履修をおこなう。

生涯学習コースには、生涯教育臨床、健康・生涯スポーツ及び国際理解教育の3専修があり、それぞれ生涯学習の指導者、生涯スポーツの指導者・支援者及び国際理解の能力ある人材の養成を目的とした教育をおこなっている。

芸術・文化コースは音楽文化及び書道芸術の2専修を持ち、それぞれ総合的・多面的に音楽文化と書道芸術の教育をおこなっている。

文化財コースは古文化財科学及び文化財造形の2専修から成り、前者は古文化財についての理学的手法を中心に、後者は文化財の美術工芸的視点を中心として文化財全般に渡る教育をおこなっている。

環境教育コースには、地域環境及び自然誌の二つの専修があり、前者は地理学・政治学・社会学の視点による地域環境、後者は生物学・地学の視点からの自然環境についての教育を中心としている。

科学情報コースは二つの専修からなり、情報数理専修では数学と情報科学との関連において情報についての教育をおこない、物質情報専修は物理学・化学・工学を基礎とする多用なコンピュータ活用の教育を中心としている。

総合教育課程のカリキュラムは学際的、多面的、教育的色彩が特色である。

#### [点検・評価]

学校教育教員養成課程及び総合教育課程のカリキュラムは双方とも、現代社会を見据えた教養を身に付けるための教養科目等からなる学部共通科目、それぞれの課程、コースの共通基礎科目、更に、それぞれの履修分野、専修の専門科目により、「幅広く深い教養」と「総合的な判断力」を持つ「豊かな人間性を涵養」すべく設計されている。

平成11年度の学部改組と新教育職員免許法に対応するために、統合化教員養成課程ともいべき学校教育教員養成課程においては教科専門科目の精選縮小と教職科目の拡大充実を計り、総合文化科学課程の改組拡充による総合教育課程においてはそのカリキュラム構造の大きな見直しを計った。また、新たな現代的な教職科目とそれぞれの専修特有の専門科目を開設し、「専門の学芸の教授」においても現代社会への対応に視点をおいた教育をおこなっている。それぞれの履修分野及び専修は現在及び近未来の社会的ニーズに応え、学校教育現場及び学校外の社会における教育的指導の役割を遂行できる人材育成を目的としているが、この報告書を作成している段階では学部改組後2年目であり、未だ全般的な評価をおこなう状況にはない。今後の推移を見て評価していくことになる。

表4-1

## 学校教育教員養成課程 教育分担表

コース名	履修分野名	担当教員	副担当教官
教育・発達基礎	教育学	梅村佳代 八尾坂修 小野擴男 渋谷真樹	岡本定男 小柳和喜雄
	心理学	玉瀬耕治 若杉弘子 藤田正	豊田弘司
	障害児教育	大井正巳 玉村公二彦 田辺正友 越野和之	
	幼児教育	上野ひろ美 福井一 瓜生淑子	
言語・社会	国語教育	加藤久雄 杉本優 松川利広 棚橋尚子 眞鍋昌弘 前田宏幸 川北泰彦	
	社会科教育	竹田有 岩本廣美 田渕五十生 今正秀 本城正徳 森伸宏 伊豆藏好美 佐野誠	川北文雄 淡野昭彦 根田克彦 渡邊伸一
	英語教育	北弘志 伊東治己	奥田喜八郎 門田守
理数・生活科学	数学教育	重松敬一 日野圭子 神保敏弥 川崎謙一郎 南春男	浅井照明 河上哲
	理科教育	久保武治 松村竹子 須田紘太 村野村勉 田崎健朗 松山豊樹 西田史朗 森本弘一 松村佳子 山崎祥子	前田喜四雄 和田穣隆 谷口真人 中村元彦 中田聰 三松井淳
	家庭科教育	柳川良樹 鈴木洋子 湯川聰子 杉山薰 米山京子 杉井潤子 山村田道代	
	技術教育	谷口義昭 吉田武尚 六田嘉明 吉田誠 森元時 夫	堀端眞彦
身体・表現	音楽教育	石崎一夫 福田清美 古川由美 宮下俊也	矢田部義弘 前田則子
	美術教育	梶田幸恵 宇田秀士 比留間良介 西野慎二	脇田宗孝 山岸公基
	保健体育	岡澤祥訓 中井隆司 木村真知子 若吉浩二 北村陽英	小野桂市 中谷昭 高橋豪仁
	生活科教育		谷口義昭 鳥居春己 前田喜司雄 森本弘一

(平成12年4月1日現在)

表4-2

## 総合教育課程 教育分担表

(平成12年4月1日 現在)

コース名	専修名	担当教官	副担当教官
生涯学習	生涯教育臨床	岡本定男 豊田弘司	梅村佳代 小野擴男 玉瀬耕治 藤田 正 八尾坂修
	健康・生涯スポーツ	小野桂市 中谷 昭 高橋豪仁	木村真知子 北村陽英 若吉浩二
	国際理解教育	奥田喜八郎 竹原威滋	門田 守 平田一郎 高橋孝二
芸術文化	音楽文化	矢田部義弘 前田則子	石崎一夫 古川由美 福田清美
	書道芸術	松本宏揮 福光佐今	吉川美恵子 豊田宗児
文化財	文化財造形	脇田宗孝 山岸公基	大山明彦 比留間良介 西野慎二
	古文化財化学	長友恒人 三辻利一	平賀章三
環境教育	地域環境	川上文雄 淡野明彦	根田克彦 渡邊信一
	自然誌	北川尚史 谷口真人	和田穰隆 松井 淳 須田竜太 田崎健郎 西田史郎 鳥居春己 野村 勉
科学情報教育	情報数理	浅井照明 河上 哲 伊藤直治	加藤久雄 神保敏弥 藤原公昭 南 春男 川崎謙一郎
	物質情報	柳澤保徳 梶原 篤 中田 聰 堀端眞彦	久保武治 谷口義昭 松村竹子 六田嘉明 山邊信一 松山豊樹 山崎祥子 中村元彦 森元時夫

## センター等 担当教官

担当部門	担当教官
附属教育実践総合センター	藤原公昭 生田周二
附属自然環境教育センター	山邊信一 小野昌彦 小柳和喜雄 前田喜四雄 鳥居春己
留学生及び日本語・日本事情担当	澤田田津子 頓宮 勝

### [長所と問題点]

学校教育教員養成課程は異校種・一種・複数免許取得要件を卒業要件とした統合化教員養成課程である。この課程は一般的には義務教育における教員（一部、幼稚園教員及び養護学校教員）の養成を目指したものであり、小学校教育にも中学校教育にも対応できる人材の育成を目的としている。つまり、小学校においては得意分野を持つ教員、中学校においては教職科目に強い教員、また、義務教育全体を見渡せる教員の養成を目的としている。この長所がどのように生かせるかは今後の教員需要の推移とも関係する問題であり、現時点では、個々の技術的問題を別にすれば、カリキュラムにおける問題点を指摘することはできない。

総合教育課程のカリキュラムはそれぞれの専修の理念が強くでており、専修における専門性の追求という点ではその目的意識がかなりよく表れている。一方、コースとしての統一性、課程としての共通理念が明確に現れていないきらいがある。今後、カリキュラム内容の改善が求められることもありうる。

### [将来の改善・改革に向けた方策]

平成11年度の学部改組と新教育職員免許法への対応は、集中した論議の中で遂行されたが、時間的に細部に渡る検討を欠いた部分が存在していると思われる。現在、本学は平成10年10月の大学審議会答申をうけた改革を実施中であるが、この改革の中で、カリキュラムにおける細部の変更の必要性が問われることになると思われるが、改組以来、1年有余の短い期間しか経過していない現時点では、具体的改善策の提示は時期早尚と思われる。

### (a 1) 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・課程・専攻の理念・目的、学問の体系並びに学校教育法第52条との適合性

### [現状の説明]

学校教育教員養成課程は表4-1での4コースから成り、2回生からは15履修分野のいずれかに分かれて学修する。学校種や教科の枠をこえ、児童・生徒の発達を機軸にそえて実践力豊かな教員を養成する本課程の目的を実現するために、卒業要件として、異校種複数の一種免許状所要資格の取得を義務づけている。したがって、専門教育は教育職員免許法で規定する諸科目を中心に展開しているが、学生側から見れば、免許状の組み合わせに対応した4種類の標準履修課程表のいずれかに則った履修となる。

具体的に履修基準を示すと、卒業要件単位数134単位の内、「小一種・中一種」では、教職科目52単位、教科専門科目28単位、「幼一種・小一種」では、教職専門科目66単位、教科専門科目8単位、「小一種・養学一種」では、教職専門科目46単位、教科専門科目8単位、「中一種・養学一種」では、教職専門科目32単位、教科専門科目20単位であ

る。養学一種を含む場合には特殊教育専門科目 23 単位を、またすべての組み合わせにおいて、教科または教職専門科目 10 単位、履修分野専門科目 10 単位を要件としている。なお、大学での学修の総まとめとしての卒業論文には 6 単位が充当されている。

総合教育課程は 5 コース、11 専修から成る。教育職員免許状所要資格の取得を義務づけていないため、卒業要件単位数は 128 単位であるが、各専修の学修内容と深く関わる教科の中一種・高一種免許状は、若干の努力で所要資格取得可能なようにカリキュラムを工夫している。

具体的に専門科目の履修基準を示すと、「生涯学習、芸術文化コース」では、コース共通科目 12 単位、専修専門科目 70 単位、「文化財、環境教育、科学情報教育コース」では、コース共通科目 16 単位、専修専門科目 66 単位である。本課程の卒業論文にも 6 単位が充当されている。

なお、課程共通科目に位置付けられてはいるが、「総合フィールド演習」は、実践的・技術的・広域的・応用的なフィールド性をもった、各コース・専修単位にあっての専門科目である。

#### [点検・評価]

学校教育教員養成課程の専門教育科目は、その学修を通して深く専門の学芸を身につけ、知的、道徳的及び応用的能力の展開が十分可能となるよう考慮されている。また授業の方法も講義、演習、実験、実習もしくは実技と、それぞれの理念・目的を達成するに相応しいよう、多様な方法でバランスよく構成されている。本課程の専門教育科目は、本学の目的のひとつである「特に有能な教育者を育てる」ために、開学以来さまざまなカリキュラム改革を経て確立してきたものを基本とし、さらに平成 10 年度の教育職員免許法等の改正にも対応した、十分に工夫されたものとなっている。

総合教育課程の専門教育科目の多くは、平成 7 年度に開設された総合文化科学課程のそれを基本としているものの、本課程への拡充・再編にともなって、カリキュラム改訂を実施したばかりであり、まだ評価できる時期ではない。各専修の目指す養成すべき人材像との関わりにおいて、4 年後以降、本課程の卒業生がどのように社会にはばたいていくのか、今後の課題として、さらに点検・評価を続けることが必要である。専修によっては、課程共通科目の一部の科目が、コース共通科目や専修専門科目にも位置付けられていたり、専修専門科目の選択自由度が限定されていたり、また、コース共通科目と専修専門科目の卒業要件単位数がコース間で不揃いであったり、等の問題点も気づかれており、一層の点検・評価が必要である。

#### [長所と問題点]

学校教育教員養成課程では、①義務教育を幅広く見渡し、異校種に柔軟に対応できる教育的力量、②授業・教育指導のための実践的力量、③問題をかかえる子どもたちに対する臨床的力量、④現代的課題への積極的な対応力、の 4 つの力量形成を目指したカリキュラムを工夫している。1 回生では、教育現場からの発信をも含む「現代教師論」、2 回生では

介護等体験、3回生では4週間の教育実習、4回生では3回生時と異なる校種での2週間の教育実習、また「事前・事後指導」も2単位と、徹底して教育現場から学びながら、実践力を培うことを保証するカリキュラムである。ただ、選択した履修分野の教科等学修が2回生から始まるが、免許法で規定された教科に関する科目を除くと、卒業要件総単位数との兼ね合いもあって、各履修分野専門科目が10単位とやや少ないことが問題である。介護等体験が単位化されていないことも問題であろう。

総合教育課程では、前身の総合文化科学課程の財産を継承し、少子高齢化・生涯学習化・国際化・情報化といった時代の急変状況の中で生起する、今日的課題を学際的に探求する、各専修それぞれに工夫されたカリキュラムを展開している。新たに開設された「総合フィールド演習」は、例えば文化財発掘現場や企業・自治体でのインターンシップ性を根幹とする演習で、本課程共通のユニークな専門教育科目である。なお、今後の時代変化を見通して、教育職員免許状所要資格も、卒業要件に若干の単位を上乗せすることで取得可能にはなっているが、それは学生の選択に任されているため、却って専修固有の目的が希釈されてしまう懸念が無いではない。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

教員養成系大学・学部の学生定員削減を受け、さらに平成10年度の教育職員免許法等の改正をも踏まえて、本学は学部改組を行ったばかりであり、新カリキュラム発足から1年余りの現時点において、将来の改善・改革に向けての方策を云々できる段階ではない。ただ、あまりに短兵急な改組であったため、十分に検討され尽くしたものとは言い難く、すでに明らかになった前述の問題点等は、克服される必要がある。

新免許法施行に伴い新設された「教職に関する科目」、総合教育課程設置に伴い各専修の理念・目的に沿って新設された授業科目等は、多岐多数にわたっており、一見、学生の選択履修幅の多様性を保証しているように見えるが、時間割構成上の問題もあり、実質的には必ずしも自由度は高くはない。少なくとも今後3年間は継続する新旧両カリキュラム展開の移行期が終了すれば、おのずと一定程度は改善されると予想されはするものの、何よりも教員の負担増は度し難く、定員削減による後任不補充も相俟って、カリキュラムの精選スリム化を検討することが焦眉の課題である。

#### (a 2) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

##### [現状の説明]

大学審議会の答申に教養教育の理念である「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」に沿って、本学として教養科目を立てている。

本学では教養科目は、「特殊化された専門知識・技能の修得とは対照的に、人文・社会・自然科学全般の展望と、それらの相互関係に関する理解を得るための科目」であり、「教養科目の履修をとおして、幅広く深い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性の形成に役立てる」ことを目指して編成している。開設されている授業科目は以下の通りである。

(表4-3)

教養科目は、A群とB群から構成され、履修年次は原則として1回生及び2回生としている。A群は、人文社会系科目を中心として歴史、文化、国際理解、芸術、社会、情報などの分野について、また、B群は、自然系科目を中心として自然、健康、生命、環境、人権などの分野について、多様で広範囲な話題を提供し、総合的な理解力と判断力を伸ばし、批判的・創造的に物事に対処できる力を育成しようとするものである。

「情報機器の操作」は教育現場で必要となる情報機器の操作、および情報処理能力の育成をはかることを目的として開講している。具体的には、インターネット上の情報収集・発信技能の習得、電子メールによるデジタルコミュニケーション能力の育成、ドキュメント作成によるプレゼンテーション技法の習得、などを目標としている。

保健体育の目的は、(1)生活習慣病など現在の健康に関する問題点を理解し、より健康な生活を実践してもらう、(2)これまで、長年にわたり変遷してきたスポーツ文化を理解し、生涯を通じてスポーツに親しむ能力を養う事である。

[点検・評価]

「教養科目」

教養科目は、現代社会に生きる若者の人間形成にとって必要な教養を培う場と考えて講義を行っており、その中で本学の教員の専門諸科学における力量が十分発揮できるような科目となっている。

「情報機器の操作」

どのレベルにまで多くの学生が習得し、社会的にも使いこなすことができるかということが検討課題である。また教育学部出身者として、人に教えるときに分かりやすく指導できるかということを重視している。

[長所と問題点]

先ず、長所について述べる。

「教養科目」は、奈良という地域性を生かした科目があることや、あるキーワードを元にして複数の教員によって運営されているものもある。本学の教養科目は、非常勤講師に頼らず本学教官により開設されている。また、少人数制により習得の向上をはかる講義がある。

「情報機器の操作」は、大学での学習・研究活動において必須の情報機器の操作や情報交換・情報処理の技法を修得できる講義として、学生・教官双方のニーズに合致している。

「保健体育」は、1クラスの人数が70人くらいでそれほど多くない、体育と保健の2つの分野の専門家の話が聞ける。

次に問題点を指摘する。

「教養科目」は、授業内容が教科の専門入門となっているように見えるものもある。

学生側からみると、それでどういう教養が身につくのかがわかりにくいという問題点もある。また時代の変化に対応した教養を考えていく必要がある。しかし、それを常に点検し、改善をしていく余裕がない。適度な受講容量の観点から、受講人数が多いと抽選などの方法によって人数を制限せざるを得なく、学生が常に取りたい科目を履修できるわけではないが、反面、大人数で適切な講義が行えるかどうかの判断が困難である。

「情報機器の操作」は、今後、中学・高校において基本的な器機の操作を習得することになり、また、家庭にもパソコンが普及していくため、大学での講義では、より高度な情報処理に対応できることが期待される。例えば西暦2003年度より新たに設定される高校普通教科「情報A, BまたはC」での履修項目を検討し、大学での授業内容を組み立てる必要がある。一方で、受講者の技能レベルの格差は増大するであろうから、よりきめ細かな対応も必要とされる。例えば、教材のユニット(モジュール)化を進め、自学自習を支援するシステムが求められる。また情報倫理的素養の教育が必須となる。

「保健体育」は、リレー形式でつながりがない。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

「教養科目」は、問題点でも触れたが、時代の変化に対応した教養とは何かを考えていく必要がある。現在は、授業科目は、それぞれの授業科目を出講している講座・専攻の議論に委ねられている。今後、全学的な視点からの点検・評価の組織づくりが必要となる。

「情報機器の操作」は、今後、中学・高校において基本的な器機の操作を習得することになり、受講者の技能レベルの格差は増大するであろうから、よりきめ細かな対応も必要とされる。例えば、教材のユニット(モジュール)化を進め、自学自習を支援するシステムが求められる。前途の情報論理の教育は、モラルやネットワーク利用のエチケット及び著作権等、情報科学以外の法学の専門家の協力も必要となる。幸い教育学部での多分野での教官の交流がある背景で、情報倫理教育へのそのような専門家の部分的参加で、この内容の充実が期待できる。

「保健体育」は、一人の教官がある程度の時間数を担当し、細切れにならないようにする。保健体育教官それぞれの専門の最先端の話しをしてもらう。

### (a 3) 外国語科目の編成における学部・課程の理念・目的の実現への配慮と 「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための 措置の適切性

#### 〔現状の説明〕

平成10年度まで、英語・独語・仏語での合計8単位以上の必修選択方式を取っていた。平成11年度からの学部改組に伴い、全学共通の外国語科目4単位から6単位の範囲での

履習方式に変更された。この変更の理由の1つとして、学校教育教員養成課程に共通必修科目として「外国語コミュニケーション（2回生前後期、1単位ずつで2単位）」の導入された事がある。この単位数の変更とともに、国際化の進展を考慮し、中国語も新に開設することになった。英語・独語・仏語及び中国語の4つの外国語の履修方法と受講すべき時期を表4-4に示す。

外国人留学生については、従来から、日本語が履修できるよう配慮している。

英語については、英語Ⅰは、学校教員養成課程5クラス、総合教育課程5クラスに編成し、両課程に1つずつ英語話者（外国人教師）が担当するオープンクラス（英語授業）を開設して希望者で編成する。英語Ⅲは、5クラスのままで専攻を細分化して少人数編成とし、ここでもオープンクラスを開設して運用面での充実を目指している。

独語・仏語・中国語については、入学生に履修のアンケート調査を実施している。これに基づき、独語Ⅰは6クラス、仏語Ⅰは4クラス、中国語は2クラスに編成している。独語Ⅱ、仏語Ⅱは、各2クラスずつ開講している。

外国人留学生用には日本語Ⅰ・日本語Ⅱを1クラス開講している。

#### 〔点検・評価〕

大学設置基準の大綱化を受けて、本学独自の外国語科目の改革として、平成8年度より未修外国語の入門クラス（英語Ⅰ・仏語Ⅰ・中国語Ⅰ）は一年間かけて履修するが、その他の科目は、原則として半期1単位制として、学生が履修しやすいよう配慮した。

さらに、履修単位を、保健体育科目2～4単位と連動して、外国語科目4～6単位と幅を持たせ、学生に選択の自由を与えた。

英語については、外国人教師を採用し、ネイティブ・スピーカーによる授業ができるだけ多くし、全学生に開かれたオープンクラス制を採用し、できるだけ多くの学生が選択できるよう工夫している。なお、海外授業も行っている。

コンピュータを使った授業やLし教室を活用した授業など機器を使用した授業も多く行っている。Lし教室でなくとも、ビデオやカセット・テープを使った授業数を多くし、かつ、学生による外国語のプレゼンテーションも行わせている。

外国語会話等に関しては必修外国語科目の外国語と専門科目との繋がりを維持し、「外国語コミュニケーション」、「国際コミュニケーション演習」への一層の発展的・合理的なカリキュラムになるよう努力している。

#### 〔長所と問題点〕

少人数の授業展開は教育効果を上げる点で大いに機能している。

また、英語においては1回生から4回生まで、必ず外国人に接した授業が受けられるように工夫している点は、学生の外国語学習への意欲の向上に貢献している。その一方で、少人数制や工夫を凝らした会話中心の授業構成は教員の負担となっている。学生の要望に応じ、授業を会話中心にしたり、あるいは専門的な講読中心にしたりして、努力を払っている。しかし、教員側の意図する語学力養成の在り方が、すべての学生の履修希望傾向を

満たすことは難しいと痛感している。

平成10年度より非常勤講師による中国語Iを2クラス開講したが、学生の履修希望に応じるため、さらにクラスを増やす予定であるが、専任の教官が配置されておらず、充分な体制を取れず、苦慮している。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

外国語教育について長年にわたり、指導方法・人数配分・教材開発等、改善と改革を進めてきた。近い将来に実現すべき方策として、外部のテスト（英検・TOEIC・TOEFL・独検・仏検・中国語検定等）をどう組み入れるかの課題である。

### (a 4) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

#### [現状の説明]

##### 学校教育教員養成課程

学校教育教員養成課程の卒業所要総単位数134の内訳は次の通りである（添付資料履修の手引き p. 11-12）。カッコ内数字は総単位数に対する割合（%）を示す。学部共通科目20単位（14.9%）、学校教育基礎科目8単位（5.9%）、専門教育科目94～100単位（内、教職専門科目32～66単位（23.8-49.2%）、教科専門科目8～28単位（5.9-20.8%）、教科又は教職専門科目10単位（7.4%）、履修分野専門科目10単位（7.4%）、特殊教育専門科目0～23単位（0-17.1%）、卒業論文6単位（4.4%）、自由科目0～6単位（0-4.4%）。専門教育科目と自由単位は、各標準履修課程表により、必要修得単位数が異なる（添付資料履修の手引き p. 13-33、p. 129）。開設授業科目数は、選択必修科目の場合、概ね所要単位数の2～3倍開設されている。

##### 総合教育課程

###### (1) 卒業所要単位に占める授業科目の量的配分について（添付資料履修の手引き p. 59-61）

総合教育課程では、次の科目から構成される。カッコ内数字は、総単位数での割合（%）を示す。学部共通科目20単位（15.6%）、課程共通科目10単位（7.8%）、コース共通科目12～16単位（9.4-12.5%）、専修専門科目66～70単位（51.6-54.7%）、卒業論文6単位（4.7%）、自由科目10単位（7.8%）。

###### (2) 開設授業科目の量的配分について

課程共通科目、コース共通科目、専修専門科目とともに、必修科目と選択必修科目から構成される。課程共通科目とコース共通科目の選択必修科目数は、共に必要単位数の概ね2～3倍開設されている。専修専門科目の必修科目と選択必修科目の割合は、専修に独自性を持たせているため異なるが、選択必修科目は必要単位数の概ね2～3倍開設されている。

##### 両課程共通

###### (1) 教養科目の量的配分について

教養科目の一覧（33授業数）について、履修の手引き p. 5 に示した。A群（人文科学

系)とB群(自然科学系)に分類している。前期3コマ、後期2コマまで受講可能である。平成11年度前期については、1コマに対する受講生数は約76名であるが、受講生130名以上が4コマ、逆に30名未満が3コマとばらつきもあり、今後検討すべき事項である。

(2)外国語科目について

外国語科目については、(a3)項目の中で示した。

[点検・評価] [長所と問題点]

両課程とともに、それぞれの設立目的に合わせた教育体制とカリキュラムの全面改正を終えたばかりであり、現時点での評価は困難であるが、教養科目のA群・B群の開設科目数、受講生数におけるばらつきの是正、専門科目の開設数の是正などにより、さらに改善を重ねていく予定である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

個々の授業科目だけでなく、カリキュラム全体に対する評価を定期的に実施し、授業科目の量的配分とその適切性、妥当性について検討していく必要がある。

表4-3

## 教養科目一覧

区分	授業科目名	単位数	区分	授業科目名	単位数
A 群	書法に親しむ I (漢字)	2	B 群	命観の変遷	2
	書法に親しむ II (漢字)	2		科学の世間	2
	歴史学 I	2		自然と人間	2
	歴史学 II	2		考古と自然	2
	歴史学 III	2		現代生物学	2
	西洋倫理思想	2		母子の健	2
	魯迅の小説を読む	2		住環と境地	2
	英米文学に親しむ	2		光宇と色地	2
	国際理解と人権	2		人計と問	2
	古典のウタを読む	2		宇宙と機	2
	教師のための日本語情報処理	2		計算機による文書	2
	経済学入門	2		健康とライフ	2
	近代文学の世界	2		健食と健	2
	漢詩をつくく	2			

表4-4

## 外国語科目(4~6単位)

外国語(英語・独語・仏語・中国語)の標準履修年次・授業形態。

表中の1又は2は単位数。

区分・授業科目等	1		2		3		4		備考
	前	後	前	後	前	後	前	後	
外 國 語 科 目	英語 I	1	1						半期制
	英語 II			1	1				半期制
	独語 I	2							半期制
	独語 II				1	1			半期制
	仏語 I	2							半期制
	仏語 II				1	1			半期制
	中国語	2							半期制

英語・独語・仏語・中国語の中から任意に2カ国語以上を選択し、4~6単位を修得すること。

(b) 教育課程の編成方法における学生の主体的学修への配慮の適切性、妥当性

[現状の説明]

平成11年度入学者から、教育組織の抜本的改革に伴って、教育課程の編成にあたっては、学校教員養成課程及び総合教育課程とともに、学生の主体的学修の取り組みをより促すために、「履修規定」の整備等によって次のような配慮を行った。

(1) 学部共通科目を構成する4科目のうち、教養科目は8~12単位、外国語科目は4~6単位、保健体育科目は2~4単位というように、それぞれ学生の取得すべき単位数を彈力的に設定した。このことにより、学生はいずれかの科目に重点化を図れるようになっている。

(2) 教養科目については、文科・芸術系中心のA群、理系中心のB群からそれぞれ4単位以上の取得を必須とした。平成12年度の場合、A群を19、B群を10、それぞれ授業科目を開設している。これにより、学生は自分の関心に応じて選択・履修し得る条件がいっそう整備されたといえる。また、外国語科目については、英語・仏語・独語・中国語の4か国語に関する授業科目を開設し、うち学生は2か国語以上を選択・履修できるようになっている。

(3) 本学では平成12年4月1日現在、学部の全授業科目1224のうち3割程度について、授業担当者が作成した授業計画（これを「シラバス」と呼んでいる大学もある）を本学ホームページ上で公開している。学生（及び第三者全ての者）は隨時自由に検索できるようになっている。また、これとは別に『授業計画』という冊子（平成12年度の場合、A5判・全278ページ）を学生に配布し、とくに1回生の学生が履修する授業科目の全ての授業計画を掲載している。このことにより、(1)(2)に関する学生の選択・判断がより適切なものになっていると考えられる。なお、本学では『授業計画』の冊子作成・配布を平成7年度から、また、ホームページ上での授業計画公開を平成9年度からそれぞれ始め、以降内容は年々充実してきている。

以上のほかに、学生の受講登録に関わって次のような条件整備をしている。

(4) 「履修規定」（第12条）において「学生が1年間に履修登録できる単位数の合計は、集中講義科目の単位数を含め、学校教員養成課程にあっては、原則として44単位まで、総合教育課程にあっては、原則として42単位までとする。」と定めた。これにより学生は、受講登録の際にひとつひとつの授業科目の内容等を事前により吟味する必要が生じてきている。また、登録した授業科目の単位を取得できない単位を落とす事態が多数発生した場合、この規定により、再登録が困難になることも起きてくるため、学生はより主体的に学修する必要が生じてきているといえる。なお、平成11年度に上記規定の運用に関する申合せ事項を検討し、平成12年度からは、成績優秀な学生は年間の受講登録単位数の上限を6単位まで上乗せしてもよいことになった。

(5) 従前より、前期・後期の学期初めに学生が受講登録をする場合、第1週終了後までに

登録の確認及び修正ができる機会を与えていた。これにより学生は、手続き時の単純ミスによる無駄な登録を防ぐことができるようになっている。

#### [点検・評価]

上記の(1)から(4)までは、入学したばかりの1年次学生が主体的に学修計画を立てられるように、大学として現時点までで考えられる範囲いっぱいに整備を進めてきたものである。平成11年度の1年次学生は、おおよそこれらにもとづいて学修計画を立てている状況が見られ、初期の目的が達成されている。ただし、(4)の年間登録単位数に上限を設けたことについては、今後年次進行に伴う推移を見届けたうえでないと是非の評価はしにくい状況である。

2年次以降の学生が受講することになる学校教員養成課程の教科専門科目、総合教育課程の専修専門科目については、(3)の授業計画の整備を現在進めているところである。

#### [長所と問題点]

(1)に関しては、学生が学部共通科目の中でいずれかの科目に重点化を図ることは学生の主体的学修が促されるが、いっぽうで重点化から漏れた学生が受講しない科目については従前より取得単位が少ないために、学生の力量形成の面で立ち遅れが出る恐れがある。

(2)の教養科目をA群・B群から構成する考え方は良いが、教官の人事異動等の影響を受け、A群・B群を構成する授業科目が年度ごとに多少変動している状況が見られる。そのため、学生が複数年度にまたがった学修計画を立てようとした場合、学生の希望に必ずしも添えない場合が出てきている。

(4)に関して、年間登録単位数に上限を設けた意図は妥当であるといえるが、それが学生に必ずしも十分に伝わっていない状況が見られる。また、他大学等で単位を取得する計画を学生が立てた場合、この上限規定との関わりが現時点では不明確であり、さらに規定の吟味・整備が必要であると思われる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

(3)の授業計画は今後いっそう充実させていく必要がある。ただし、2年次以降の学生は授業計画を参考にせずに教科専門科目等を選択する場合が現状では見られるため、授業計画の充実とともにこれの活用方法を検討する必要もある。また、授業計画と連動させた形で授業評価を確実に実行していくことも必要であると思われる。

### (c) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係におけるその各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

#### 〔現状の説明〕

授業科目は、講義、演習、実験、実習、実技から構成させることを学則により定めている。また、学則では、講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び体育実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする、と定めている。

講義に関しては、教養科目をはじめとして、現状では15時間の授業をもって1単位としている。履修形態としては、集中講義は別として通常の授業の場合、1週間に2時間の授業を実施、半期30時間で2単位となっている。これは、学生が講義内容を的確に理解するためには本来予習・復習が不可欠であるとの考え方によっている。いっぽう演習に関しては、外国語科目をはじめとして30時間の授業をもって1単位としている場合が多い。ただし、学校教育基礎科目の中の外国語コミュニケーションや学校教育基礎ゼミナールⅠ及びⅡなどのように、15時間の授業をもって1単位としているものもある。

実験、実習及び体育実技に関しては、基本的に30時間の授業をもって1単位としているが、1単位に45時間を費やしている場合もある。

以上とは別に、卒業論文（または制作、演奏等）には6単位をあてている。時間割りのうえで、卒業論文作成指導のための授業時間は定めていないが、提出（または発表）された論文（それ相当の成果）ものに対して評価を行い、単位を認定している。

#### 〔点検・評価〕

30時間の講義に対して2単位を当てる考え方は妥当であると思われる。しかし、平成11年度に実施し得た授業評価アンケート調査の結果による限り、授業によっては、また、学生によっては、講義の前後に予習・復習を行っていない場合が見られ、理念が十分に理解されていない面が見られる。

#### 〔長所と問題点〕

授業科目を講義、演習、実験、実習、実技から構成させ、それぞれの特徴に応じて単位数を当てていくことは、多様な学問・芸術等専門分野からなる教育学部としての本学の実状に適っていると考えられる。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

授業に関する学生の実態把握が急務であると思われる。また、授業を担当する教官側に授業時間と単位数の関係について共通理解をより図っていくことも不可欠であろう。授業の改善によって学生が予習・復習に主体的に取り組むようになることが考えられるため、この面からの検討も必要であろう。前述したように、年間の登録単位数に上限を設けたこ

とにより、授業科目ひとつあたりに費やされる学生の集中力は高まることが期待される。

#### (d) 国内外の大学等との単位互換方法の適切性

##### [現状の説明]

「奈良教育大学学則」第38条には、他の大学又は短期大学との協議に基づき学生に当該大学又は短期大学の授業科目を受講させることができる旨記されている。しかし、学部レベルで国内の大学・短大とのこの種の単位互換に関する協議は未だなされていない。国外の大学、国際交流協定に基づく交換学生制度を締結しているハイデルベルク大学（ドイツ）、セントラルミシガン大学（アメリカ合衆国）、ロックハイブン大学（アメリカ合衆国）、嶺南大学校（大韓民国）、ブカレスト大学（ルーマニア）への留学にあたっては、同条第3項に記されるこの規程が準用されている。本学学則第38条第2項に記されるように60単位を超えない範囲で単位互換が行われている。

##### [点検・評価]

留学生は、本学の課程・専修における学習のみでは体得することの難しい学問的・人間的刺激を受け、著しい成長を見せる場合が多い。送り出す側・受け入れる側の双方にとって、これら学習意欲にあふれ、非日常的な異文化経験と広い視野を身につけた学生の存在は、授業、在学生、ひいては大学全体の活性化に寄与するものといえ、有意義である。

##### [長所と問題点]

単位互換は上述のように大きな成果を上げつつある。国際交流協定に基づく交換学生の場合は、留学期間を本学の在籍期間に含まれるようにして在籍期間を延長することなく卒業できるようにする履修方法の特例も、充分機能している。ただし、他大学と比較したとき、本学の場合、派遣留学生の単位認定基準等が明文化されておらず、科目担当教官の判断に任せられている。また、私費留学生については上記の履修方法の特例が適用されていない。これらの是非については今後検討の必要がある。

##### [将来の改善・改革に向けた方策]

理念に則しつつ、個性的で社会に開かれた大学を創造してゆくうえで、単位互換制度の拡充は一つの有効な方策となっている。本学では国外の大学からの留学生受け入れについては既に実績を有しており、国内の大学・短大等からの聴講生・留学生の受け入れの促進が今後の重大な課題であろう。地域に根ざした大学として、奈良県および近畿圏所在の大学・短大との具体的な協議に入ることが望まれる。スペース・コラボレーション・システムを活用した教育プログラム・制度の具体化も望まれるところである。

(e) 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定方法の適切性

[現状の説明]

大学以外の教育施設での学習は多くの現行の授業で行われているが、それらはすべて授業科目ないしその一部として実施されているものである。本学の場合、大学以外の教育施設に単位の認定を依頼していない。入学前の既修得単位は、奈良教育大学学則第40条に基づき、教授会の議を経て最大60単位までが認定される。

[点検・評価]

これまでの入学前の既修得単位認定の該当者は大学卒業者か中退者であり、対象人数は多くない。単位認定基準等が明文化されておらず、科目担当教官の判断に任せられているのは単位互換制度の場合と同様である。

[長所と問題点]

他大学では入学前の既修得単位について認定される範囲を意図的に狭める細則を設けている例もあるが、他大学中退後の再入学、転入学、編入学が増える傾向にある現状を考えると、本学の体制は弾力的に運用可能な分時宜にかなったものといえる。年間登録（取得）単位数の上限枠との関係で、入学前の既修得単位が認定された分、1回生で登録できる科目数が実質的に減少する例が生じ、新たな問題となっていたが、平成12年度からは翌年次開講の授業科目を履修することを認める特例措置の施行が決定している。

[将来の改善・改革に向けた方策]

今後社会人の入学など入学者のいっそうの多様化、それとも関連する学習の場としての教育施設の多様化が予想され、単位認定の方法について教務委員会を中心に検討しておくことが重要である。なかでも学外施設における学習の単位認定については、インターナンシップ制を既に試行的に実施している現状に鑑み、早急な検討が望まれる。

(f) 社会人、外国人留学生、帰国子女に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮の適切性

[現状の説明]

帰国子女に対する特別な配慮は現在のところ行っていない。

外国人留学生については国際交流委員会、留学生及び日本国・日本事情担当教官を中心になって留学生に関する様々な問題を検討し、学習しやすい環境を整えるための取り組みを行っている。そして留学生には各々指導教官がつき、きめ細かく学習指導を行っている

他、1年間各留学生に1人づつ学生チューターがつき、履修の仕方についてのアドバイスや、日常生活の細々したことについて、必要に応じて面倒を見ている。

又履修について次のような配慮がなされている。

- ①留学生用科目が設けられている。
- ②日本語科目6単位については外国語6単位に替えることができる。
- ③科目等留学生として受け入れている日本語・日本文化研修留学生（国費留学生）には、専門科目を教養科目とみなす。
- ④姉妹校半年コース（特別聴講生）については2科目（現代日本論、日本文化史）の授業を英語で行っている。

#### 〔点検・評価〕

外国人留学生に対して国際交流委員会、留学生担当教官2人の他事務官2人が留学生担当係として日常生活についても気を配り、留学生の学習に必要な環境を整えるべく点検を行っている。留学生室においては日本の伝統文化、日本語教育関連図書、ビデオ等、留学生がいつでも自由に利用できるようになっている。しかし利用者は限られており、より多くの留学生がもっと活用することを望んでいる。

#### 〔長所と問題点〕

異文化をもつ外国人留学生と交流することにより本学の学生にとって様々な国の気候、風土、生活を身近に感じ理解を深めることができる。そしてグローバルな視点に立って考え、判断する力が培われる。また本学では、留学生が附属校において総合学習に参加する機会をもち自国の文化を語る試みが行われている。この試みは、当校の児童、生徒にとっても興味のある機会で早い時機から異文化を知ることは意義のあることであろう。問題点としては、日本語を始め他の科目においても学力が一定のレベルに達していない留学生もあり、それでも手をとり、足をとり、きめ細かく熱心に指導を行っているために指導教官に負担がかかり過ぎるくらいがある。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

益々国際化していく中で、日本文化の発祥の地である奈良の地域性にかんがみ、留学生の受け入れを更に増やしたい要望もある。このためには、留学生の入試や受入れ体制を考え直していく必要がある。尚、帰国子女に対する入試については現在検討中である。

### （g）教育上の効果を測定するための方法の適切性

#### 〔現状の説明〕

学生に対する教育上の効果を測定し、教育課程や教育方法の改善を図ることの試みは、

現在教官個別に進められており、全学としての取り組みとしてシステム化を行うまでは至っていない。

教官の個別な試みとしては、授業後にいつも試験を行ったり、学生に感想を書いてもらうなどして教育効果を質的・量的なデータで測定している試みや、インターネットを活用した授業評価を行っている教官グループもある(「授業評価と結びつけた大学における遠隔授業実践研究」『奈良教育大学教育実践研究指導センター研究紀要』NO.8、1999年、pp. 173-181)。

また、本学におけるF. D. (Faculty Development) の研究プロジェクトチームが、過去において試みられた有志の教官による講義の相互観察・相互評価といった大学における授業研究の取り組みを復活させ、現在、各週で相互の授業評価研究を行い始めている。

大学全体の取り組みとしては、現在、教務委員会が、中心となり学生の授業評価の試行や、その結果に基づく評価チェックリストの作成などに取り組みはじめている。

#### [点検・評価]

上記〔現状の説明〕の項で述べたように、授業に関する調査・アンケートは個別に実施してきたが、それを教育上の効果を測定するための具体的な方法として積極的に開発・活用・運営を行うシステムを作ることはなかった。しかし、現在、システム作りの先行試行として評価チェックリストの作成に入っている。また、ネットワーク上で、シラバスと連携させながら授業評価を行うシステムの開発を行っている。

また学生を対象としたアンケート調査の中でも、特に平成11年3月の自己評価委員会による「卒業生による教育活動の評価」といった追跡実態調査は貴重なものであった。それは、各教官が授業や試験時間を利用して個別に行っている授業理解度の把握を補うものであり、こうした意味では、今後大学として統一的な方式を検討する上での参考資料として評価できる。

#### [長所と問題点]

学生を対象として実施した授業評価の結果は、大学全体の教育課程及び教育方法の改善と、教官と学生の授業をめぐる意識格差の是正に寄与するという長所を持っている。これは、とりもなおさず教員個々の教授法の改善や自己反省のレベルに目を向けるきっかけになるからである。しかしながら、本学では、調査を「意識改革」にまで高め、実際の手立てを講じるところまで、教官や学生をサポートする組織的な取り組みを行っていく点でまだ弱さを持っている。

例えば、オフィスアワーの設定など、授業以外でも学生の意見を聞き、教員側との相互のコミュニケーションを図っていくことを制度として保証し、1年次(1回生)の時から意識的・体系的な指導を教官がしていくシステム作りが求められる。本来、「教育上の効果を測定するための方法の適切性」とは、こうした取り組みも含んでなされるべきであると思われ、大学全体としての意識の喚起が望まれる。

### [将来の改善・改革に向けた方策]

平成11年度の入学生より、『基礎ゼミナール』を組織し、新たなカリキュラムで出発した。学部改組から4年間の2周期を経るまでの間に、「全体像」を把握する全教員と学生を対象としたアンケート調査が企画されている。このような調査を継続し、調査結果に対する大学外部の意見収集も検討して、大学教育全体の改革・充実を図ることが求められている。そして、こうした調査結果を分析して授業内容等にフィードバックするシステムの確立が求められる。大学全体の「意識改革」も含めて早急に取り組んでいきたい。

### (h) 学生に対する履修指導の適切性

#### [現状の説明]

平成9年度よりシラバスの作成及びその電子化に着手し、平成10年度からは、現時点ではほぼ理想的と考えられるシラバスのフォーマットを完成している。これに伴って、端末からの学生のアクセスを可能にするための体制を作り上げ実施している。そのため学内各所に端末を設置し、操作方法の実技指導を行い、各講義の中で（とりわけ平成11年度からは全学必修の「情報機器の操作」を1回生前期から展開し、それによってコンピュータネットワークの実際的な活用について集中的に指導している）パソコン端末を使用せざるを得ない状況を設定している。これによって、学生は、授業内容に対する理解、主体的な履修計画を作成するための有力なオンライン情報を受けるようになり、同時にコンピュータへの初步的なアプローチの機会を得るようになっている。これに関わっては、教育実践研究指導センターのスタッフ（とくにセンター長）の全面的なバックアップがあり、また、教員の管理のもとに各研究室からのアクセス指導も実施している。

しかし、入学時点での新入生では、まだ、オリエンテーション・ガイダンスだけではオンライン・シラバスで講義を選択することは困難である可能性がある。このため、1回生用に別途講義要項と履修指導の冊子を配布し、それに基づいて綿密・丁寧に、履修指導を行っている。

とくに課程・コース毎に行われる履修指導では、丁寧な指導がなされており、教育課程についての相談窓口にあたる教官も定めて、年間を通して対応している。

平成11年度から開始した、1年次前期の全学生に『基礎ゼミナール』を必修としているのも、ホームルーム的な学生の把握、専門入門、学習への動機づけ、学生間の相互交流の場、等をねらってのことである。

#### [点検・評価]

シラバスの作成は、学生に対して授業科目の中で展開される授業内容を提示する役割を果たすだけでなく、教員の授業づくりにも大きな刺激を与える効果をもたらした。すべて

の授業ではないが、印刷物として講義資料を学生への提供に限定していた従来の発想では、不可能なことが、電子化することと一体化して授業評価の効果を実現した。例えば、オンライン・シラバスからオンライン教材を参照できる工夫や、オンライン・シラバスを介して教員と学生が電子メールのやり取りを行うなど方法の指導が可能となってきた。電子メールによる講義時間外での学生指導は、少なからぬ教官がすでに始めており、それほどどの負担を強いられずに対応できているという感想が聞かれている。これは、授業改善と密接に関わる履修指導において、現在、本学で実施していることとして十分評価できることと思われる。

1回生から行われる基礎ゼミナールは、これから大学で学ぼうとしている学生を、クラスに分け、学生が教員と同じテーブルを囲む形式の授業として展開されており、内容面の指導だけでなく、履修指導としても十分に効果を上げていると判断できる。

#### [長所と問題点]

いつでも、何回でも必要なときに、必要なところを検索してみることのできる、オンライン・シラバスの作成と電子化は大きな進歩である。1年次前期から必修のゼミナールにしても、本学の目指す人材養成を目指して試行されたものである。両者は、本学の履修指導にとって長所であると言える。

しかしながら、個別に対応を求めてくる学生に対して、制度としてオフィスアワーを制定していない本学は、一部の教官がボランティアで行っており、部分的な教官への負担が存在している。また学生に対しても個別対応の時間が明示されないため、何時教官に聞いていいかわからない、それなら聞かなくてもいいと言う事態を生じさせている点で課題を残している。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

シラバスを学外からもアクセスできるように平成10年度から実施した。これは、大学公開の観点からも大きな意味を持つし、本学を志願する受験生への情報提供の役割も大きいと考えている。これまでの経験を生かして、電子化シラバスなどによる授業情報内容をより充実させていくことを計画している。

新入生に対し、「新入生アンケート」を実施し、その中で、履修登録や時間割作成、カリキュラムなど（例、外国語希望履習科目）について調査している。それらの結果なども参考にして、毎年、教務委員会でワーキンググループを作り、適切に履修指導ができるよう改善・改革を行っているが、一層充実させることを検討している。

## ( i ) 学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

### 〔現状の説明〕

学生は入学時にシラバスの冊子を配られ、授業科目の選択と4年間の学習計画の手引きとしている。

平成11年度から本学では一科目づつ復習、予習等充分な時間をかけて学習するために一年間に取れる単位数の上限を定めた。原則として学校教員養成課程は年間44単位まで、総合教育課程は42単位までである。しかし、平成12年度からGPA（グレード・ポイント・アベレージ）を導入することにより、特例措置として、前年度の成績優秀者に対しては制限単位+6単位まで認めることになった。

本学では、学部改組により平成11年度から総合文化課程と教員養成課程の2課程が設置され、それぞれの課程運営委員会において学生指導上の問題などを中心に検討している。特に平成11年度から始まった「基礎ゼミナール」や平成12年度から始まる「総合演習」や「総合フィールド演習」は教科の枠を超えた授業科目であるため、充分それらの展開につき話し合った上で進めていかなければならない。

また、項目(g)でも触れたように、平成11年度よりF.D.（ファカルティ・ディベロップメント）推進プロジェクトが立ち上がり授業の公開（他の教官へ）等を通して授業内容の充実をはかろうという試みが始まった。

教官同士が授業を公開し合い授業の方法を検討し改善することによって、より魅力ある授業内容になるよう取り組んでいる。

学生の授業評価についても一部の科目において試行的に行った。

### 〔点検と評価〕

シラバスは入学時に配られる冊子とともに、学生はコンピューターでのオンライン検索を通じて授業内容について検討の上、科目を選択できる。

年間単位制限についてはゆとりをもって学習できる反面、複数の免許の取得が困難になるという問題を指摘する声もある。

F.D.制度に関しては、今後の授業の質の向上に向けての取り組みである。

### 〔長所と問題点〕

シラバスによって大学の4年間の学習の方向づけ・計画が立てられることは長所である。また学校教員養成課程での、基礎ゼミナールのディベート（debate討論）においては、自分の考えをはっきり表明できる力を養う等、教師としての表現力の自覚を持つようになる。学校教員養成課程での、まず広い視野に立った教員としての資質を磨くことを優先している。このため1年次では教科専門科目を設定せず、ディベートを導入した「学校教育基礎ゼミナールⅠ」や附属校園の観察実習を実施する「現代教師論」などの新規

開講の授業を含めた、学部共通科目、学校教育基礎科目、教職専門科目を中心に展開することで、学修の活性化を図っている。しかし、1年次に教科専門科目を履修しないことが、かえって学修の意欲をそぐのではないかという意見も一部では出ている。今後、教科専門科目の位置づけについて、さらに検討する必要が生じると思われる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

平成11年度、大学においては大きな改革があつたばかりなので、結果や評価はもう少し時を経てから出てくるでだろう。学生の授業評価については、アンケートの内容等含め、方法等検討の上、今後進めていく方向である。

### (j) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育方法上の有効性

#### [現状の説明]

1年次前期の必修ゼミナールをはじめ、人数制限をした対話討論形式の双方向授業は、その効果が学生だけでなく教官相互にも確認されている。また、ネットワークという補助ツールを使って、その有効性を理解した教官が、大きい教室でも、対話討論形式の双方向授業を試み、一方で電子メールで講義時間外に学生と対話をするなどの授業形態や方法を導いてきている。

実際に、学生に示したシラバスをみると、各教官は、「ゼミナール」や「演習」以外にも班別指導や発表形式を重視して学生各自の考えを述べさせたり、討論する授業形態が相当数取り入れられていることがわかる。また、平成11年度新入生が、必修で受講した基礎ゼミナールに対して述べている「講義などへの印象」によると、「発言しながら学べる授業の方がおもしろい」「みんなで真剣にディベート参加するのでおもしろい」など、学生に考えさせる授業や実技・実習を伴う授業への興味・関心度は高いことがわかってきていている。

また、授業の充実と細かな援助を目指して、大学院生を中心とした、主として実験・実習、演習の授業でティーチング・アシstantを設けている。これは、学習の成果の向上を図るために利用されている。ティーチング・アシstantは成果を上げているが、予算の都合上、現在のところ特定授業科目の中ではしか実施されていない。

#### [点検・評価]

教員養成の使命を担う本学にとって、教員となるべき学生の資質向上が求められる。よって個別学生に対する細かな指導を行っていくことが必要不可欠であり、少人数による対話討論形式の双方向授業の必要性が強調され、できるだけ多くの授業科目を少人数にする努力を続けている。授業科目数を増やすことになり、教員に負担を強いることになるが、この方向で進んでいる。

その際、ティーチング・アシstantの有効性が大きく、ますます活用が増えているの

で、この先少しづつアシスタントの負担が予想される。電子メールによる質疑応答などで、学生の要求に応えていくことが課題となっている。

#### [長所と問題点]

少人数の対話形式の双方向授業は、学生からの評価も高く、授業内容を精選するうえでも効果を上げている。このスタイルの授業を増やすため、教室整備の努力を続けている。しかし、より効果的な授業を展開するためには、各教室に視聴覚機器、情報関連機器を整備するなど学習環境面での整備が必要である。しかし、これは必ずしも充分とは言えない。

ティーチング・アシスタントの活用は、教員にとっても受講している学生にとっても効果をあげているだけでなく、ティーチング・アシスタント自身の学習に好影響を及ぼしている。一層活用されるべきと考えているが現行の予算上では活用に限度がある。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

本学が目指す理念・目的に沿った学生を教育するために本当に必要なのは、[長所と問題点] で述べたような、少人数の対話形式の双方向授業等、日常的に展開されている学習環境の整備など具体的な問題の点検・そして個別次対応である。

## ②大学院研究科の教育課程

- (a) 大学院研究科の教育課程と大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

### [現状の説明]

奈良教育大学大学院教育学研究科修士課程は、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理念と実践に関する優れた能力を有する教員を養成することを目的（奈良教育大学大学院規程第1条）に、昭和58年4月に開設した。創設以来、大学院設置基準第三条「広い視野に立って清新な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という基盤に立って、21世紀初頭の社会状況を展望しつつ、学校教育に携わる者の、理論と実践の能力を高めることを目的として日々努力を重ねてきた。

学術研究の著しい進展と学校教育現場の実体の両面に対応することができ、一般社会へも心を開き、その教育とレベルアップに携わる度量を持った研究者・教育者の育成は、日本の将来のために必要であることは言うまでもない。

本教育学研究科は学校教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、美術教育専攻の6専攻で発足し、引き続き音楽教育専攻（昭和59年）、保健体育専攻（昭和60年）、英語教育専攻（昭和63年）、技術教育専攻（平成元年）、そして家政教育専攻（平成2年）が加わり、11専攻をもって完成した。以下、学校教育専攻以外の10専攻を教科教育専攻と総称する。また各専攻の中に専修という分類が設けられている。平成11年度からは、昼夜開講の拡充として、現職教員等の対象の夜間コースを開設した。

教育課程における授業科目は、「学校教育科目」、「教科教育科目」及び「課題研究」からなっている（奈良教育大学大学院履修規程第3条）。

「課題研究」は学位論文の研究に関連して、1年次の「課題研究Ⅰ」（2単位）と2年次の「課題研究Ⅱ」（2単位）の併せて4単位を必修とし、研究指導教官と専修関係教官の指導助言により課題を定めて研究を行う。

履修（修学）方法については、以下に説明するA及びBの方法がある。

- A　自己の専修する領域を中心に所属する専攻について高度の実践的・理論的研究を進める方法
- B　自己の専修する領域を中心としながらも、他の専修・専攻にわたる幅広い教科領域について研究する方法

A、Bいずれの場合にも、学生は指導教官の指導のもとに履修計画を立て、修士論文を作成しなければならない。その場合、必要に応じて関係教官の指導助言を受けることができる。

学生は各専攻・専修と修学方法に応じて、それぞれ次の単位数以上の授業科目を履修しなければ

ならない。

学校教育専攻にあっては、学校教育科目 16 単位、教科教育科目 4 単位、自由選択 6 単位、課題研究 4 単位、合計 30 単位

教科教育専攻にあっては、学校教育科目 4 単位、教科教育科目 8 単位（授業研究 2 単位を含む）、教科科目 8 単位、自由選択 6 単位、課題研究 4 単位、合計 30 単位。

また、履修方法に関しては、以下の条件も設けられている。

①学校教育専攻にあっては教科教育科目は、他専攻で開設する授業科目から選択履修する。

②教科教育専攻にあっては学校教育に関する科目は、学校教育専攻で開設する授業科目から選択履修する。

③いずれの専攻の場合にも、各専攻（教育学、教育心理学を除く）の授業科目を 2 単位以上履修しなければならない。

④自由選択単位については、自己の研究の目的に応じて専攻・専修の別にかかわらず自主的に履修できる。

⑤課題研究については、指導教官と専修関係教官の指導により課題を定めて研究を行うが、必要に応じて関係教官の指導のもとに附属学校（園）、教育実践総合センター等の協力を得ることができる（奈良教育大学大学院履修規程第 4 条第三号）。

現職教員の院生には、大学設置基準第 14 条に定める履修方法の特例を認めている。第 2 年次に勤務校に復帰し、夜間その他特定の時間または時期において定期的に授業及び研究指導が受けられる。

さらに、平成 11 年度より開設された夜間コースの院生（現職教員）に対しては、第 1 及び 2 年次ともに上記の履修方法の特例を認め、2 年間にわたり夜間その他の時間または時期において定期的に授業及び研究指導が受けられるようになった。

学部開講科目の聴講について、本研究科における研究上、特に教育研究上支障がないと認められる場合には、研究科会議の許可により認められる。

#### [点検・評価]

大学院研究科の定員等は図 2-1 に示されているが、平成 11 年度における教育学研究科 11 専攻の入学者数は定員 60 名に対して 68 名（113%）、また在籍院生数は収容定員 120 名に対して 144 名（120%）と十分に充足されている。

本大学院が教員養成の大学院として設置され、それに対応した教育課程が編成されており、平成 3 年度から奈良県からの派遣教員を受け入れている。平成 3 年から 11 年までの派遣教員数は 41 名であり、年度別の派遣数は、平成 3 年 3 名、平成 4 年 2 名、平成 5～7 年 4 名、平成 8 年 3 名、平成 9 年 6 名、平成 10 年 8 名、平成 11 年 7 名である。

派遣教員 41 名を専攻（専修）別にみると、学校教育専攻 12 名（教育学 2、教育心理学 8、障害児教育 1）、国語教育専攻 4 名（国語科教育 3、国語・国文学 1）、社会科教育専攻 5 名（社会

科教育3、歴史・地理2、人文・社会0)、数学教育専攻3名(数学科教育3、数学0)、理科教育専攻6名(理科教育4、物質科学0、生命・地球科学2)、音楽教育専攻0名(音楽科教育0、音楽0)、美術教育専攻2名(美術科教育0、美術2)、保健体育専攻4名(保健体育科教育4、体育学0、運動学0、学校保健0)、英語教育専攻3名(英語科教育3、英語・英米文学0)、技術教育専攻2名(技術科教育2、技術0)、家政教育専攻0名(家庭科教育0、家政学0)となっている。また、平成11年度の夜間コースの大学院への入学者は、初年度にもかかわらず、9名であった。現職教員の派遣数の専攻による偏りはあるが、派遣数が多くなっていること、及び夜間コースへの入学者が多いことから、本大学院に対する「現職教員の再教育」という期待が大きいことを実証しているとして評価できる。

次に、教職志望者に対する学部からの継続高次教育機関としての本大学院を受験者の動向から検証する。平成元年度から本大学院を志願した累計1355名のうち、本学学生が571名で、他大学生が784名となっている。また、外国人留学生が平成3年～4年にかけて急増し、その後、多少の変動はあるものの高い数値を維持している。このことは、教職志望者に対する本大学院の社会的役割の大きさや、グローバルな視野での期待の膨らみを示唆するものと評価できる。

#### [長所と問題点]

本大学院は、学校教育の高度化と多様化に対応し、専攻分野におけるより高度な研究・教育に資する機関として現職教員の受け入れを進めている。平成3年から奈良県からの派遣教員数は増加し、ここ3年間は6～8名と安定している。平成9年度は6名、平成10年度は8名、平成11年度は16名の現職教員を受け入れている。さらに、平成11年度から全専攻が昼夜開講となり、特論・演習のメニューを充実させている。現職教員においては、夜間コースは好評である。こうした大学院の改革・進展とともに、大学における研究教育の中心となるべき図書館も協力し、土曜日の全日開館に踏み切り、大学院教育に貢献している。本学研究科は、今後さらにより質の高い、充実した研究教育を展開させ、教科カリキュラムの充実、教官と院生との密接な交流を計ることが必要である。特に研究者育成という面では修士課程の2年間は問題もあるので、現在計画中の大阪教育大学大学院関西連合教育学研究科博士課程の早期開設へ積極的に働きかける必要がある。

本学研究科に多数の現職教員(派遣教員及び夜間コースの現職教員)が修学していることは、教職経験のない大学院生や学部学生にとって教育現場の情報を知る機会を提供され、各種の大きな教員養成上の相乗効果をもたらしている。さらに、指導する教授陣にとっても現職教員の存在は教育現場の実態を考慮した教授法の開発等の研究面で大きく貢献している。

現職教員以外の教員志望学生が大学院修了後に教育職への就職を希望しても、児童数が減少、教員採用数が限られた中では非常に厳しい現状になっている。

国際化に対応するために、外国人留学生の受け入れを積極的に進めている。外国人の志願者のために、専攻によっては学力検査の外国語科目に「日本語」を設定している。この10年間(平成2～11年)からのデータによると、毎年、3～11名の外国人留学生が入学している。これらの学生は、研究活動の面での国際交流を促し、日常的な交流でも日本人の学生達に良い刺激を与えている。

### [将来の改善・改革に向けた方策]

本学研究科は学部生以外の現職教員にも広く門戸を開いており、地域の教員の再教育に貢献している。

本学研究科は、今後更に質を高め、しかも多方面の研究・教育が有機的に展開していくために、次のような点について、検討、考慮すべきであろう。

- 一、本学研究科独自の授業科目等の検討を通して、現職教員再教育も含めて、奈良県の地域性も加味した、バランスのとれたカリキュラムの実現が必要であろう。
- 二、教育実践を基礎とする博士課程の構築に向けての検討が必要であろう。そのためには、大阪教育大学大学院関西連合教育学研究科設置準備委員会への積極的な働きかけが不可欠である。
- 三、現代的ニーズに応えた幅広い授業科目設定を実現する上で、これらを担当できる非常勤講師の招聘措置に関する検討が必要である。
- 四、研究指導担当教官の業績評価にあっては、しっかりした専門の業績に加えて、その専門領域および一般社会での全国的な知名度もある程度は配慮されるべきである。

「教員養成における大学院修士課程の活用」については、現職教育の取り組みを中心に検討が加えられ、平成11年度より、「昼夜開講制の拡充」として、夜間コースが設定された。今後は、奈良県の現職教員及び一般の社会人を対象に実施したアンケート調査から得られた地域及び現代的ニーズに応えて行く必要がある。この一環として、附属センター（自然環境センター及び教育実践総合センター）に所属する教官が担当する科目を新規に順次加えながら、開講科目の充実をはかることが検討されている。

### (b) 教育指導並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

#### [現状の説明]

学生の教育指導並びに学位論文の作成を通じた研究指導は、学生ごとに専攻・専修の研究指導教官を定めて行われる（本学大学院規程第11条）。学位論文は、研究指導教官の指導のもとに履修計画を立て、必要な研究指導を受けて作成し、学位論文審査委員会の審査を受けなければならない。その場合、必要に応じて関係教官の指導助言を受けることができる。なお、学位論文は、専攻・専修の種類に応じ、研究指導教官の許可を得て、作品及び関連論文をもってかえることができる。

学位論文を提出しようとする者は、本学大学院修士課程に1年以上在学し、15単位以上を修得して、在学2年目の9月30日までに、研究指導教官の承認を得て、論文題目を研究科長に届け出ることを課している。さらに、学位論文の審査を受けようとする者は、12月10までに審査請求届を研究科長に提出し、翌年の1月20日までに論文を提出しなければならない。学位論文が審査に付されると、研究科会議で学位論文審査委員会が設置され、そこで2月14日までに、学位論文の審査及び最終試験が行われる。

### [点検・評価] [長所と問題点]

研究指導教官については、入学当初に学生に希望する専門分野での修士論文の研究計画を作成させ、それを参考にして各専攻・専修に対応する専門分野の教官をそれぞれの学生の研究指導教官とし、研究科会議で決まる（平成10年度は、5月12日に研究指導教官が承認）。各学生は、研究指導教官の研究室に所属し、研究指導教官は、担当の各学生の履修の指導、研究及び学位論文の指導にあたり、修了するまできめ細かく継続的に指導を行っている。教育課程にあっては、「課題研究」を学位論文の研究に関連して1年次と2年次を通じて必修科目とし、研究指導教官の下で2年間にわたり直接の研究指導が行われる。研究指導教官は、学生の教育・研究指導に重い責任をもっており、系統的・総合的にマン・ツー・マンきめ細かい指導を行うなかで、担当の学生が教員としてまた研究者としての資質を磨き、研究方法を体得して、それぞれの分野で理論的にも実践的にも活躍できるよう配慮している。

研究指導の密度の高さは評価できる。また、大学院規程第10条に基づき、現在、近隣の5大学5研究科との間で単位互換協定が制定されており、研究指導教官と十分に話し合った上で、他大学の大学院における授業科目を履修でき、必要な研究指導を受けることもできる。

平成10年5月にリサーチ・アシスタント実施要項が制定され、研究支援体制の充実がなされている（表4-5）。

現職教員の学生に関しては、履修方法の特例の適用が規定上整備されており、特例による履修を行っている者がある。平成11年度からは、特例措置を適用する「夜間コース」を開設し、現職教員の大学院での学習の機会が拡充されている（平成11年度「夜間コース」入学者、9名）。

論文題目及び論文の提出は、研究指導教官の許可の下に行われる。学位論文を審査する審査委員会は、当該専攻・専修内の関係教官の中から研究指導教官（主査）を含め3名以上をもって構成される。この研究指導体制で、入学者は研究科2年間の修学でほぼ全員が修了し、学位の授与を受けている事実は、研究指導教官制度が実効性の高い成果となっていると評価できる。

### [将来の改善・改革に向けた方策]

本学大学院研究科の理念・目的を実現するために、常に教育課程の整備に心がけている。そうしたなかで、平成11年度から実施された学部改組、平成12年度の教育実践研究指導センターの総合化さらに、国立の教育系大学に求められている今日的課題への速やかな対応等の状況下、教育研究上の組織の整備が必要とされる。現在、以下の諸点を中心検討を進めている。

1) 現在の11専攻・27専修についての検討—大学院設置基準の弾力化への対応及び大学としての講座組織の柔軟化と併せて検討

現在の11専攻には、必置科目を設け、そこに○合教官を配置している。しかし、現在の地域のニーズに対応するためには、この必置科目に○合教官を配置するという枠をはずし、柔軟にカリキュラムを組み立てることが検討されている。

2) 修士論文の教育大学としての高度専門化に対応する研究指導

修士論文は、本学の教育課程の性格を反映したものである。教育学研究科として、文学研究科、

理学研究科等とは異なる独自の修士論文が望まれるが、そのための学校教育をにらんだ研究指導等について検討されている。

### 3) 現職教員における修士論文の代替処置

「現職教員の再教育」機関として、本学大学院を位置づけると、これから「夜間コース」への現職教員の入学が増加することが予想できる。しかし、夜間の限られた時間内での修士論文の作成は修士論文の質の低下を招く危険性があるとともに、現職教員自身の課題に即した学習時間を制限する可能性もある。それ故、本学大学院の目的に則った、修士論文の代替措置が検討されなければならない。

### 4) 教育課程の問題とも関わって、SCSの活用も含めた他大学大学院との単位互換協定の拡充

SCS (space collaboration system, 衛星通信大学ネットワーク) の活用は本学大学院において徐々に重要な位置を占めてくると予想できる。その有効な活用について検討されなければならない。

### 5) 昼夜開講の一般社会人への拡充

現職教員以外の一般社会人に対する調査によれば、本学大学院への入学志望は低くない。すでに、このような一般社会人を受け入れている大学院の実態を調査し、受け入れの是非を検討されなければならない。

### 6) 修了生フォローアップのための学会等の設立

平成11年7月に、本学大学院修了生のフォローアップ（再研修）の機能を含めた「奈良教育実践学会」が設立された。徐々に会員数は増加しているが、より魅力ある学会とするため的具体的な方針が検討されている。

---

表4-5

○奈良教育大学リサーチ・アシスタント実施要項 平成10年5月20日制定  
(目的)

第1 この要項は、奈良教育大学における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、奈良教育大学が行う研究プロジェクト等に、優秀な大学院博士後期課程在学者を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(名称)

第2 第1に定める研究補助業務を行う者の名称は、リサーチ・アシスタントとする。

(研究プロジェクト等)

第3 「研究プロジェクト等」とは、奈良教育大学の学部、研究科及びその他の研究施設において特定の研究課題やテーマについて、一定期間編成される研究チームが共同して取り組む課題性を持った研究活動をいう。(特定の研究経費を利用した研究プロジェクトに限らず、相互に研究経費を持ち合った学内プロジェクト的な臨機応変に組織される研究活動を含む。)

(資格)

第4 リサーチ・アシスタントとなることのできる者は、次の各号に該当する者から選考する。

- 一 大学院博士後期課程に在籍している者のうち、在学期間が3年を超えない者
- 二 将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する者
- 三 リサーチ・アシスタントの業務が自己の学業の進展を妨げないと判断される者

(職務内容)

第5 リサーチ・アシスタントは、奈良教育大学が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、リサーチ・アシスタントを受け入れることとなる教官(以下「受入れ教官」という。)の指導のもとに当該研究プロジェクト等に必要な補助業務を行う。

(選考)

第6 選考は、各研究プロジェクト等ごとに選抜された者について、本研究科運営委員会において審議のうえ決定する。

(任用等)

第7 リサーチ・アシスタントの身分は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

2 1人当たりの採用時間は、原則として1週間当たり20時間程度を上限とし、通算200時間以上を標準とする。

3 研究プロジェクト等の代表者は、前項の勤務時間が当該学生の通常受ける研究指導授業等に支障を与えないよう配慮する。

(給与)

第8 予算の範囲内において手当を支給する。ただし、手当は時間給のみとし、他の手当は支給しない。

2 1時間当たりの手当は、その者を教育職俸給表(一)による常勤の職員として採用した場合に受け取ることとなる俸給月額、調整手当の額を基礎として算出した額の範囲内の額をもつて時間給とする。

(実績報告)

第9 受入れ教官は、毎年度の終わりに当該年度のリサーチ・アシスタントに係る実績報告書を学長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書の様式は、別記様式のとおりとする。

(運用等)

第10 研究プロジェクト等の代表者は、リサーチ・アシスタントに研究補助業務を行わせるに当たっては、この制度の趣旨に則り、次の各号に定める措置を講じるなど、適正な運用に努めなければならない。

- 一 研究補助業務に関する事前の適切なオリエンテーションの実施
- 二 受入れ教官による継続的かつ適切な指導・助言
- 三 リサーチ・アシスタントからの意見聴取の仕組みの確保

(その他)

第11 この要項に定めるもののほか、リサーチ・アシスタントの実施に関し必要な事項については、本研究科委員会が定める。

#### 附 則

この要項は、平成10年5月20日から施行する。

---

### (c) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

#### [現状の説明]

本学大学院は、社会人のなかでも特に現職教員等に対する特別の配慮をしてきた。これまでも、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を2年次（1年間）に実施してきたが、それに加えて、平成11年度から、1・2年次（2年間）にわたって特例措置を適用する「夜間コース」を開設し、大学院での学習の機会を拡充することとした。

具体的な実施方式を以下に示す。

#### 1) 1年次フルタイム・2年次定期通学方式

- ①修業年限2年のうち、第1年次は昼間（9:00～17:00）での授業及び研究指導をフルタイムで受け、課程修了に必要な30単位のうち24単位を習得する。
- ②第2年次は、週1回以上定期的に通学し、授業及び研究指導を受け、合計6単位を習得する。
- ③第2年次は、夜間コースの授業も受講することができる。

#### 2) 1・2年次とも夜間等の授業を履修する方式（夜間コース）

- ①修業年限の2年間とも夜間（18:00～21:10）での授業及び研究指導を受け、課程修了に必要な30単位以上を習得する。
- ②授業及び研究指導は、夏季・冬季休業期間中及び土曜日の午後にも開設することがある。
- ③休業期間中の昼間での集中講義を受講することができる。

外国人留学生に対しては、入学者の選考において特別選抜を実施しているが、教育課程の編成面では特に準備していない。但し、国費による教員研修留学生に対しては日本語と日本文化に関する特別授業を開設している。

#### [点検・評価]

平成11年度より夜間コースの授業が全専攻において実施されることになり、現職教員に対し、広く門戸が開かれることとなった。今後の運営の円滑化が望まれる。

留学生に対する特別の授業は展開されていないが、指導教官による個別指導は適切に行われていると判断する。

#### [長所と問題点]

現職教員等に対する特別措置として夜間コースが開設されることによって、本学研究科がより一層現職教員の研修機関としての特色をもつこととなった。しかし、夜間コースの開設により教官の授業コマ数が一気に増え、教官の負担がかなり過重になっている。また、留学生担当教官による教員研修留学生に対する日本語及び日本文化の授業は好評を得ているが、各専攻における留学生に対する特別授業が無く、指導教官の個別指導だけでは不足する面も見受けられる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

今後ますます現職教員の大学院での研修が重要になってくるであろう。学部卒業後すぐ本学研究科に入った学生と現職教員等が共に学ぶことによって、今日教育現場が抱える諸問題にもより適切に対処できる実践的な教育を学ぶことが可能となろう。また、そのような教育臨床に力点をおいた教育課程の編成や履修方法への改善を行う必要があろう。

本学研究科は長年、東南アジアや中南米等から教員研修留学生を受け入れてきた実績がある。今後もその経験を生かし、外国の学校教育現場の教員研修機関としても貢献していくことが期待される。さらに、本学が奈良県の北部に位置することから、奈良県中部以南の現職教員への対応が不十分であった。今後は、奈良県教育委員会等の協力を得て、奈良県中部におけるサテライト教室（出講教室）での大学院授業の開講をはかることが必要である。そのためには、上述した教官の負担を考慮し、学部カリキュラムのスリム化のための検討及び大学院昼間及び夜間コースの開講時期の調整が肝要である。

### (d) 教育研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

#### [現状の説明]

本学研究科における履修科目は、科目毎に行われる試験、レポート、授業中の発表や受講態度などを総合的に評価して、「優」、「良」、「可」、「不可」に判定し、「可」以上をもって合格としている。また、修士論文は、専攻又は専修に関する主題で、教員としての専門的資質を高め、学校教育ないし教科教育の進展に寄与しうる内容を有する学術論文であることが求められている。論文の審査は、当該専攻内の関係教官の中から指導教官を含め3名以上をもって構成される審査委員会において行われる。論文審査とともに、口述または筆記の最終試験に合格した者には研究科会議の議決を経て、修士の学位が授与される。

大学院修了後の進路状況は指導上の効果を反映しているが、教員、及びそれぞれの専門的知識を生かした職種についており、指導が適切であることを示している。

#### [点検・評価]

履修科目の評価及び論文の審査等は、厳正かつ公正に行われている。合格した修士論文は、製本して図書館に所蔵され、公開されている。

#### [長所と問題点]

履修科目の評価は、各科目毎に担当教官によって絶対評価により適切に行われているものと判断するが、その評価の判定は担当教官に委ねられている。このため、教官により評価の基準は一定していない可能性もあると思われる。

修士論文の審査は、3名以上の教官の合議により、適正に実施されている。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

履修科目の評価は、担当教官の判断でなされており、今後は評価基準について専攻内において共通の理解を得て、より客観的な評価が実施されるよう努力する必要があろう。

修士論文についても、専攻内の教官による評価に止まらず、他大学との同分野の学問交流によりその研究成果と一層客観的な評価ができるよう努めるべきであろう。

### (e) 国内外の大学等との単位互換方法の適切性

#### [現状の説明]

他の大学の大学院の授業科目の履修と修得単位の認定については、奈良教育大学大学院規程第10条第3項で、当該大学との協議のうえ、当該他の大学の大学院の授業科目を履修することができる。その際、単位互換は10単位を超えない範囲で認めることができると規定されている。

また、同第10条第5項で、他の大学の大学院又は研究所等と協議の上、研究指導を受けることができる。ただし、指導期間は1年を超えないものとする。

現在単位互換協定を締結している大学・研究科は次の通りである。

奈良女子大学大学院人間文化研究科、滋賀大学大学院教育学研究科、京都教育大学大学院教育学研究科、大阪教育大学大学院教育学研究科、和歌山大学大学院教育学研究科

さらに、同第10条の2で、本学の大学院に入学前に他の大学院（外国の大学を含む）において履修した科目単位は習得したものとみなされる。

#### [点検・評価]

これまでに、本学に近接する奈良女子大学大学院、京都教育大学大学院、大阪教育大学大学院との間で単位互換制度が活用されている。活用を希望する学生は、指導教官と十分に話し合い、研究科会議の議を経て履修が許可される。

現在、夜間コースを開講しているが、このコースについてはまだ単位互換は認めていない。

#### [長所と問題点]

学生の研究内容の拡大や進路選択に自由度を持たせるためには、本学以外の大学の授業科目の履修範囲を拡大することは望ましいことである。

ところで、大学院を修了するのに必要な履修単位数は合計30単位である。このうち、所属専攻と他専攻の教科科目が8単位、自由選択科目が6単位、合計14単位である。

もし、単位互換で最大10単位を本学以外の1大学で履修すると、本学で履修する教科科目と自由選択科目的単位数を大幅に越える。これでは、教育・研究を深めるための本学の目的と理念は達成できず、在籍する意義が薄れよう。このため、1大学のみを履修する場合、10単位以下の単位制限を設けることも検討されるべき問題点であろう。

[将来の改善・改革に向けた方策]

本学教育学研究科の目的や役割を果たすためには、大学側の教育・研究のレベルアップは勿論のこと、学生側から要求される魅力ある教育・研究内容を推進すること、また教育・研究設備の充実を図ることが必要である。そして、本学から一方的に他大学に履修しに行くのではなく、本学と他大学間で単位互換をする学生が多くなるように努めなければならない。

(f) 修士学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

[現状の説明]

本学大学院研究科では、奈良教育大学学位規程第2条3項に規定される本学修士課程を修了した学生で、同4条2項に規定される学位論文等の審査及び最終試験に合格した学生に対して、修士の学位を授与している。審査方法は、研究指導担当教官を含め3名以上の教授・助教授からなる審査委員会が学位論文の審査と最終試験に当たり、その結果を研究科会議に報告し、合格と認められた学生に学位を授与している。

最近5年間の年度別の授与状況は、次のとおりである。(表4-6)

表4-6 大学院教育学研究科学位授与状況表

専攻	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
学校教育	8	8	8	9	9
国語教育	8	3	6	7	4
社会科教育	3	6	7	4	7
数学教育	5	3	4	5	5
理科教育	8	8	8	7	9
音楽教育	6	7	7	4	4
美術教育	9	13	7	6	13
保健体育	6	5	6	6	4
英語教育	3	5	4	2	3
技術教育	4	0	2	3	1
家政教育	4	3	1	1	2
合計	64	61	60	54	61

[点検・評価]

入学定員は60名であり、平成6年度と10年度を除いて、学位授与者数は定員を満たしている。

学位論文の研究指導は本学研究科担当教官があたり、基本的には2年間で研究を遂行し、修士論文を完成した後、学位論文として審査及び最終試験を受ける。なお、専攻間で統一した審査基準及び最終試験の内容は規定されていない。また、専攻の種類に応じて、作品及び関連論文をもって学位論文に代えることができるとされている。

#### [長所と問題点]

教育関係諸科学を研究しつつ、教育実践に関する理論と実践のより科学的な検討が行える高度な資質と能力を有する教員の育成が図られている。学位論文の審査は、本研究科担当の教官で構成する研究科会議の審議を経て行われるが、その基準としては各専攻の審査及び最終試験の評価が尊重されている。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

学位の基準を維持するために、在学中に研究している内容を関連する学会で積極的に発表し、その学会誌に投稿して、研究の成果を公表するよう努めるべきである。

また、他大学との単位互換、研究指導を受けることが認められていることから、単位互換を活用した大学、研究指導を受けた大学、研究所の教員にも論文審査に加わってもらうなどの試みも必要であろう。

### ③生涯学習

#### (a) 生涯学習への対応と、そのための措置の適切性、妥当性

##### 〔現状の説明〕

本学が広く生涯学習に対する地域社会の要請に応えるべく進めてきたものとして、特に「ア. 公開講座」、「イ. 教育面での現職教員の受け入れ」、「ウ. 教育関連職員の免許・資格に関する各種の講習会」がある。また、生涯学習に関わる人材養成の場として、平成11年度より本学教育学部における総合教育課程のなかに「エ. 生涯学習コース」を設置している。

##### 「ア. 公開講座」

公開講座は昭和48年頃から始まり、今日一般市民や現職教員等を対象に拡充している。平成11年度は11件実施しているが、通常、文部省公開講座実施要項による開催形態である（表4-7 平成11年度公開講座開設一覧参照）。これらの講座のなかで、特に「スポーツ教室」は昭和48年に開講され、平成11年まで27年間継続して実施してきた。しかも、「母と子の水泳教室」、「婦人水泳教室」、「子供水泳教室」、「硬式テニス教室」、「バレー教室」、「ダンス教室」、そして「卓球教室」と数多くのスポーツを題材として開講されている。

公開講座の担当講師は、主として本学の専任教員であるが、テーマによっては学外の専門家や経験豊富な現職教員も参加している。講座のなかには、本学の学外施設（例：自然環境教育センター奥吉野実習林）などを活用し、体験的学習に充てているものもある。なお、受講修了者にはそれぞれ修了証書を交付している。

##### 「イ. 教育面での現職教員の受け入れ」

現職教員の受け入れは、主に大学院生、学部生、および研究生とに位置づけられる。平成11年度において大学院入学者68名（外国人留学生含まず）のうち、現職教員は16名（23.5%）を占めている。また、特殊教育特別専攻科（情緒障害教育専攻、入学定員15名）にも学部生として入学している。そのほか、講座によってはこれまで他府県（京都府、宮崎県など）から内地留学として派遣される教員を研究生として受け入れている。

##### 「ウ. 教育関連職員の免許・資格に関する各種の講習会」

社会教育法第9条第5項および社会教育主事講習等規定に基づいて文部省からの委嘱を受け、近年では平成9・10年度「社会教育主事講習」を実施している。平成10年度は、受講者数66名、講師陣41名、合計107名であった。

また、学校図書館法第5条3項に基づいて「学校図書館司書教諭講習」を、文部省の委嘱を受けて十数年来行なっている。平成11年度の受講者は120名であった。

さらに、教育職員免許法第9条第2項の規定に基づいて、奈良県からの依頼によって、主に二種免許状を保有している教員を対象に、一種免許状に認定する講習（「奈良県教育

職員免許法認定講習」)を行なっている。平成11年度では、奈良県のみならず、京都府、大阪府、三重県、兵庫県からの教員が参加し、100名を超えている。

#### 〔エ. 生涯学習コース〕

平成11年度に教育学部において新しく再編された「総合教育課程」のなかに、「生涯学習コース」(入学定員30名)が設置された。このコースは、生涯教育臨床、健康・生涯スポーツ、国際理解教育専修の3専修から成り、生涯学習の理論と実践に関する科学的研究を踏まえて、各領域において教育的能力を発揮できる人材の養成を目指している。

#### 〔点検・評価〕

これまで地域社会の要望に応えるべく、生涯学習に関わる人材養成とともに、生涯学習の場や機会の提供に目を向け、この側面での機能の充実を図ってきた。生涯学習は、社会に対しても、本学自身の活性化にとっても有意義であり、今後も拡大継続すべき役割がある。参加者・受講者からも概して好評であるが、地域社会のニーズと効果について継続的に調査することも必要である。

#### 〔長所と問題点〕

継続的に開催している公開講座、教育委員会との協力のもとで実施されている各種事業などは体系的な内容を学習できるという拠り所がみられる。ただし、公開講座を取り上げてみた場合、企画・運営は必ずしも全学的な組織・機能に位置づけられているとは言えず、各講座、各センター、各教室と個別に運営している状況にある。また、公開講座の受講料が高いとの指摘もあり、無料の公開講座を近隣の私立大学で行なっている現実をみた場合、検討すべき課題である。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学が奈良市民に行なった調査(平成9年12月)によると、本学の「施設・設備の開放」といったバード的側面以上に、「市民向け各種行事の企画」、「職員・学生による地域ボランティア」、「自治体などとの市民向け共催企画」といった、いわばソフト的な「大学開放活動」を今後の重点的分野として強く求めていることである。

このような生涯学習活動を推進していくためには、運営基盤となる人的組織や事務局を必要とする。大学として地域社会と連携した生涯学習について、具体的、体系的に研究し企画・運営から点検・評価まで定常的に行なう「生涯学習センター」設立に向けて具体的に検討することも求められる。

またこれまで行なってきた生涯学習関連事業の構造化を具体的に進めるとともに、公開講座に向けての全学的取り組みや全学統一テーマでの開催も検討する必要がある。行政機関、マスコミ、O Bなどの協力を得て、広報活動を推進することも重要である。さらに、生涯学習事業自体、実施に関わる負担も大きく、またサービス的業務であるという認識があることから、教員の研究・教育実績として反映させるような方途も必要である。

表4-7

## 平成11年度 奈良教育大学公開講座等開催一覧表

講 座 名	日 時	対 象	実 施 場 所	募 集 人 員	実 施 教 室	備 考
奈良の自然と食文化	5月8日(土), 29日(土), 6月5日(土) 6月26日(土), 7月10日(土) (計5日 10時~14:00~16:00)	一般 成 人	自然環境教育センター奈良実習場 (一部県農業試験場跡地分場)	20人	自然環境教育センター	受講者 28人
米つくり体験教室	5月8日, 6月12日, 10月9日, 11月13日, 11月27日	小学生・中学生及びその保護者	自然環境教育センター奈良実習場	20組 40人	自然環境教育センター	受講者 29人
ス ポ ー ツ 教 室	7月21, 22, 23日 9:00~12:00 (計3日 9時間)	小学1年生 ~ 4年生	奈良教育大学ホール 小学校ホール	70人	保健体育	受講者 80人
「歴史新で楽しむ」 一期生	7月23~25日 2泊3日 15時間	親と子(小学以上)	自然環境教育センター奥部実習林	15組 30人	自然環境教育センター	受講者 12人
ナマの英語を聞くコツ (初級編)	7月26日~8月6日 10:00~12:00 土曜日 (計10日 18時間)	敵性・太性・職業人	附属教育実践研究指導センター	20人	奥田教官	受講者 41人
教師ためのインターネット講座	8月2~4日 10:00~17:00 (計3日 18時間)	コンピュータに触ったことがある現職教員	情報処理センター	30人	附属教育実践研究指導センター	受講者 22人
初級パソコン実用講座	8月17~20日 10:00~16:00 (計4日 20時間)	一般 成 人	情報処理センター	30人	情報処理センター	受講者 30人
中級パソコン実用講座	8月24~27日 10:00~16:00 (計4日 20時間)	一般 成 人	情報処理センター	30人	情報処理センター	受講者 32人
教師ためのネットワーク構築・整備・活用講座	12月25・27日 10:00~17:00 (計2日 12時間)	学校のネットワーク管理者(候補者)	情報処理センター	10人	附属教育実践研究指導センター	受講者 9人
不登校のアセスメントの着眼点と対応の仕方-精神医学、行動療法、精神保健の立場から-	12月4, 11, 18日 13:00~17:00 (計3日 12時間)	現職教員・院生等	附属教育実践研究指導センター	20人	附属教育実践研究指導センター	受講者 29人
歌唱における表現活動	11月2, 9, 16, 30日 19:00~20:00 (計4日 4時間)	一般 成 人	音 樂 棟	20人	音楽(声楽)	受講者 15人
計 11件		.	.	.	.	.

## (5) 研究活動

### (a) 教員の研究活動の活性度を検証するためのシステムの適切性

#### [現状の説明]

教員のよりよい学術研究の展開をはかり、かつ、研究成果を社会に還元するために、教員の研究活動の活性度を検証するためのシステムを検討する必要があるが、本学においては今のところシステムは立ち上がっていながら現状である。すなわち、本学は教員養成大学であり、文科系・理科系・芸術体育系等、多種多様な教員によって構成されている。そのため、著書・論文等の質と数量だけで一律に評価することは困難である。今後、研究活動の活性度を検証するためのより客観的なシステムに少しでも近づくよう模索している。

#### [点検・評価]

上記のように、教員の研究活動分野が多様であって、研究の質・量を測定する統一的システムの確立は難しい。しかし検証システムとして、次のようなものがある。

- (1) 奈良教育大学紀要・奈良教育大学教育研究所紀要・奈良教育大学教育実践研究指導センター研究紀要（3種）をはじめてとして、各部局の研究報告書（9種）などの定期刊行による外部評価
  - (2) 芸術・体育系においては演奏会・展覧会・公開コンペや競技会における成果発表や競技成績による外部評価
  - (3) 科学研究費補助金など外部資金の導入と、研究成果の発表による外部評価
  - (4) 奈良教育大学『これまで、これから』、『教員総覧』などに掲載した教員業績一覧の刊行による外部評価
  - (5) 大学院教育学研究科修士課程設置に伴う、大学設置審議会における全教員の業績審査が行われたことによる外部評価
  - (6) 採用人事・昇任人事における教育研究活動の重視による内部評価
- なお、(1)～(5)の外部評価は同時に内部評価にもなる。

#### [長所と問題点]

前述の如く、統一的システムを徹底させることには多くの困難を伴うが、個々の採用・昇任人事において、内部評価基準を徹底させている点は、本学の長所である。また小規模大学ではあるが、個々の教員は後述するように積極的に研究成果を公表し、科学研究費等による研究報告書が多数刊行されるなど、外部評価を受けている点は長所として誇れるものである。

[将来の改善・改革に向けた方策]

多岐にわたる研究分野に関して、研究活動の統一的なシステムを構築することは容易ではない。しかし、内部評価の基準は、客観的に確立しており、さらに外部評価をいかに受けるかについての方策の検討が今後の課題である。

(b) 教育研究上の各組織単位毎の教員の研究活動の活性化等の状況

[現状の説明]

はじめに、全学的な状況を示すものとして、大学紀要、教育研究紀要発行、教育実践研究指導センター研究紀要における企画、審査、編集、出版の過程と、最近5年間の実績について述べる。その後、各講座における組織的な教育研究活動と各教員の教育研究活動の現状を説明する。

1. 全学的な状況

① 奈良教育大学紀要

第1号（人文・社会科学）と第2号（自然科学）の2分冊で、年1回発行されている。企画と投稿論文の審査は紀要委員会で行われ、編集幹事によって編集されている。最近の5年間の実績は表5-1のとおりである。

表5-1 最近5年間の奈良教育大学紀要

発行年度	発行巻数	論文数	著者数	ページ数
平成7年度	第44巻第1号	21	33	287
	第44巻第2号	5	11	54
平成8年度	第45巻第1号	15	24	217
	第45巻第2号	2	2	18
平成9年度	第46巻第1号	24	41	339
	第46巻第2号	4	10	39
平成10年度	第47巻第1号	22	36	274
	第47巻第2号	2	4	10
平成11年度	第48巻第1号	20	32	219
	第48巻第2号	2	3	14

② 奈良教育大学教育研究紀要

教育研究所運営委員会が企画・論文募集・審査・編集を行っている。最近5年間の実績は表5-2のとおりである。

表5－2 最近5年間の奈良教育大学教育研究紀要

発行年度	発行巻数	論文数	著者数	ページ数
平成7年度	第31号	18	36	195
平成8年度	第32号	16	21	167
平成9年度	第33号	14	20	142
平成10年度	第34号	15	24	158
平成11年度	第35号	13	22	123

## (3) 奈良教育大学教育実践研究指導センター研究紀要

教育実践指導教育センター運営委員会が企画、原稿募集、編集を行っている。審査も同運営委員会が実施している。最近5年間の実績は表5－3の通りである。

表5－3 最近5年間の奈良教育大学教育実践研究指導センター研究紀要

発行年度	発行巻数	種別	論文数	著者数	ページ数
平成6年度	第4号	研究論文	9	19	104
		研究報告	4	9	64
平成7年度	第5号	研究論文	12	22	138
		研究報告	3	9	43
平成8年度	第6号	研究論文	12	27	138
		研究報告	2	9	33
平成9年度	第7号	研究論文	14	27	168
		研究報告	4	17	60
平成10年度	第8号	研究論文	11	24	138
		研究報告	3	13	43

## 2. 講座および各教員の状況

## ① 各講座での研究会報告等の状況

講座または個人が主催して年1回以上定期的に開催している研究会は、以下のものを含んで25以上ある。

- ・ 比較民話研究会
- ・ グリムと民間伝承研究会
- ・ 奈良英語授業研究会
- ・ 奈良教育大学英語教育研究会
- ・ 奈良英語授業セミナー
- ・ サロンド理科年3回主催者松村圭子
- ・ 教育実践研究指導センター研究紀要発表会
- ・ 総合学習「奈良プラン」カリキュラム開発研究
- ・ 授業評価と結びつけた、大学における遠隔授業実践研究
- ・ 幼稚園教育要領改訂をめぐる諸問題と実践的課題

- ・いじめ・不登校の教育臨床的課題
- ・人権・国際理解教育の動向と課題に関する研究
- ・ボランティア・介護体験の地域ネットワーク化に関する研究
- ・奈良技術科教育実践研究会（年2回開催）
- ・Positive Cycle（奈良英語授業研究会）
- ・大学附属算数数学教育研究会
- ・PRIME（奈良県での小学校算数研究希望教師の研究会）
- ・高数ゼミ（奈良県での高校数学研究希望教師の研究会）
- ・奈良セミナー（奈良県近郊での算数・数学研究希望教師の研究会）
- ・奈良教育実践学会
- ・世界地理研究会
- ・保健体育関連研究会5件
- ・奈良教育大学教科教育学会

そのうち、報告書を印刷発行しているものは以下の通りである。

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| ・奈良教育大学国文－研究と教育－   | 毎年1回発行 |
| ・障害児学研究室年報         | 毎年1回発行 |
| ・飛火野（数学研究会発行）      |        |
| ・奈良教育史研究           | 毎年1回発行 |
| ・高円史学              |        |
| ・自然と教育（自然環境教育センター） |        |

また、講座または個人が最近5年間に主催した全国規模または近畿規模の学会は15回以上である。

## ② 科学研究費を含めた文部省関連経費での研究成果（学長裁量経費を含む）

過去5年間について科学研究費の採択状況は図5-1の通りである。

過去5年間での学長裁量経費は表5-4の通りである。学長裁量経費のうち、平成11年度の研究課題は以下の通りである。

- ・「奈良の鹿」の学際的研究
- ・化学におけるカオスと秩序に関する国際シンポジウム及び科学と芸術の接点を主題とする市民向け国際学術シンポジウムの開催
- ・海外研修の可能性の検討－アスレティック・トレーナー養成プログラムへの参加
- －
- ・奈良教育大学を起源とする独創的な研究活動のための若手研究者助成
- ・教職専門教育方法の改善に関するプロジェクト
- ・第三者機関による評価及び外部評価の研究プロジェクト

- ・新生 奈良教育大学の胎動と音色－「総合教育基礎論」の構築・改善を軸として－
- ・「総合演習」「総合フィールド演習」の授業実施方法の研究
- ・大学院の将来構想に関する調査研究
- ・21世紀を見越した奈良教育大学における組織運営体制並びに教育・研究組織の在り方に関する提言並びに立案
- ・本学の将来構想の開発的研究
- ・情報教育共通カリキュラム開発プロジェクト
- ・豊かな学校ビオトープの形成をめざす学校園の整備とそれを利用した教育実践
- ・幼児の生活をみつめる 一親子で育つ幼稚園をめざして－
- ・

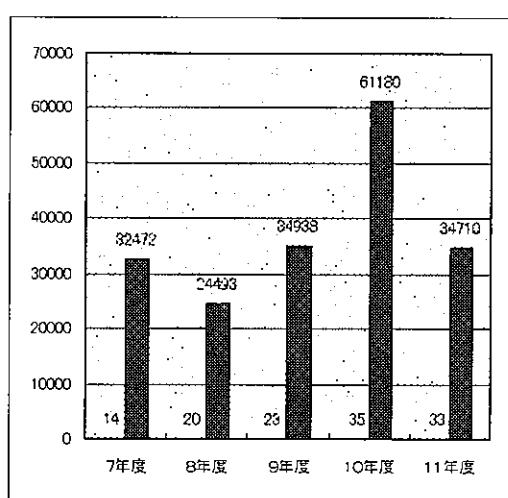
このほか、特定研究経費（平成8年度まで）、カリキュラム改革調査研究経費（平成9年度まで）による最終年度の研究テーマを以下に示す。

#### 特定研究経費

- ・新教科「表現科」に対応した音楽科の教育計画に関する研究
- ・物を飾る科学教育に関する研究
- ・カリキュラム改革調査研究経費
- ・障害児実習事前・事後指導のための視聴覚教材開発
- ・生涯健康教育・生涯スポーツ教育におけるカリキュラムの検討
- ・地域の文化遺産「ならまち」の学際的研究と大学カリキュラムの活性化

表5-4 最近5年間の学長裁量経費の件数

件数と金額（単位：千円）



年 度	件 数
平成7年度	7
平成8年度	6
平成9年度	5
平成10年度	12
平成11年度	14

図5-1 最近5年間の科学研究費補助金

件数及び金額（単位：千円）

③ 企業・財団等の外部資金導入による共同研究成果

過去5年間の企業・財団等からの奨学寄附金などの状況は図5-2のとおりである。

④ 附属校園との共同研究成果

講座または個人が断続して行っている附属校園との共同研究は以下の通りである。

- ・ 附属小学校の「特別なニーズ教育委員会」
- ・ 文部省カリキュラム改革調査研究経

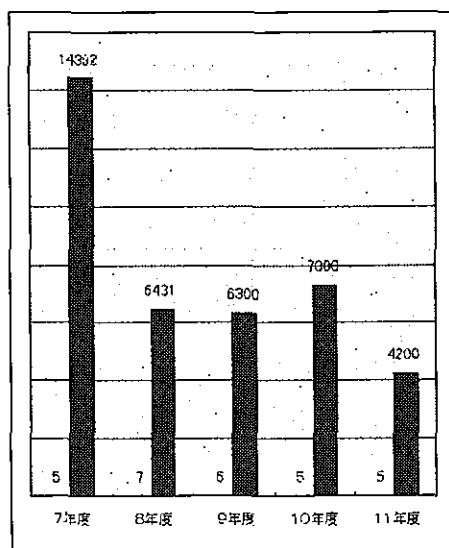


図5-2 最近5年間の奨学寄附金

費報告書『障害児実習事前・事後指導のための視聴覚教材開発』

- ・ 総合学習「奈良プラン」カリキュラム開発研究
- ・ 幼稚園教育要領改訂をめぐる諸問題と実践的課題
- ・ いじめ・不登校の教育臨床的課題

個別課題を設定した共同研究は隨時行われている。また、教育実践総合センターの研究は附属校園との共同研究が多く、その成果は同センター紀要に掲載されている。

⑤ 「これまで これから」、「教員総覧」での、各教員に関する教育・研究活動の記載書式の説明

平成7年度に自己評価報告書「これまで これから」において、教育実践研究指導センター、自然環境教育センター、情報処理センター、教育資料館、附属中学校、附属小学校および附属幼稚園について評価検討した。評価項目は、設置目的・理念・現状、課題、地域社会への寄与である。

平成9年度には「教員総覧」を刊行し、学長他全教員について、専門分野、担当授業、主な業績、所属学会を記載するとともに各教員自身が「研究と教育におけるこれまでこれから」と題して、教育研究活動の総括と展望を自己点検した。

⑥ 教員の学会及び社会での研究活動

学会において、2名の教員が全国規模の学会の会長をしているほか、多数の教員が学会の理事・評議員などの立場で活動している。招待講演、シンポジウムのパネリスト等、専門分野の研究活動において中心的な発表は、最近の五年間でひとり当たり2.3回である。また、一般的な発表はひとり当たり7.8回である。

自治体・企業・民間団体などで行った研究発表・講演等は一人当たり 9.0 回である。教員が社会に出向くだけではなく、大学と地域・社会との関係を見通した研究も行われている。そのうち、学長裁量経費に拠ったものを示す。

- ・ オープンキャンパス
- ・ 地域に開かれた大学の可能性
- ・ 生涯スポーツ施設使用
- ・ 社会的役割を踏まえた大学広報のあり方に関する研究
- ・ 第三者機関による評価および外部評価の研究プロジェクト

平成 9 年度から始まったフレンドシップ事業では、地域の児童、生徒に専門性を生かし

した事業を展開している。平成 11 年度のテーマは以下の通りである。

- ・ わくわく自然観察
- ・ 青少年の科学の祭典
- ・ 夢科学 21 世紀 ー理科と工作を楽しもうー
- ・ 紙芝居製作
- ・ 顕微鏡・正座観察
- ・ プレゼンテーション・ディレクター入門

#### ⑦ 教員個人別業績概観《大学基準データ調書 C (d) に基づく》

多岐にわたる分野をもつ本学教員の個人別業績を概観することは困難である。しかし、おおむね活発な研究活動を行なっていると考えられる。

#### [点検・評価] [長所と問題点]

##### ① 各教員が自分の専門性を生かした研究の成果・開かれた大学として、研究を通じた学会・地域への貢献

各教員は校費のほか、文部省からの研究経費や科学研究費、企業・財団等の外部資金を獲得して専門的研究・共同研究を活発に行っている。また、講座・センター等の組織単位毎に学会・研究会を組織しているほか、附属校園および奈良県下の小中学校・高等学校教員との共同研究を進めている。

教育学部の特色を生かしたフレンドシップ事業などを通じて、教員志望学生の指導能力の向上を図るとともに、地域の青少年の教育にも配慮している。

##### ② 紀要での審査制度のより明確化

大学紀要是紀要委員会で厳正に審査されている。投稿論文の内容によっては紀要委員会員以外の専門性のより高い教員に審査を依頼している。人文・社会科学と自然科学の 2 分冊となっているが、自然科学の投稿論文が少ない。これは自然科学では発表の場が

非常に多いこと、紀要に掲載されることの評価が低いと思われていることが要因として挙げられるであろう。

③「論文審査は研究者の努め」への評価の顕在化

人文社会科学系と自然科学系の教員は、学会誌等における論文の審査は5年間でひとり当たり5.0回行っている。芸術・体育系の教員は展覧会・競技会などの審査にあたっている。

④研究活動への定期的点検・評価への自主的取り組みが必要であった。

研究活動の定期的な点検・評価はなされていないが、自己評価委員会が作成した「これまで・これから」で附属センターなどの活動状況を、また、「教員総覧」等で各教員の活動状況を点検している。

教員養成を主目的とする教育学部の常として、本学の教員構成は多くの研究分野を網羅した教員構成である。このことは学際的教育研究分野を構築しやすい条件を備えていることであり、総合教育課程の成立を比較的容易に可能にしたと言える。一方で、多岐にわたる研究分野を網羅している事実は、教員の教育研究活動の評価を困難にする要因でもある。研究の活性度を論文数や学会発表の数などで相互に比較することが必ずしも客観的なデータとはいえない分野もある。教育研究評価のあり方については検討を要する。

【将来の改善・改革へ向けた方策】

① 研究論文への Citation (引用) 履歴の報告

分野によっては Citation によって論文のレベルを判断することが可能であるが、すべての分野に対して一律にこれを適用することには問題がある。

教育研究の活性度の評価として、数量化されたデータだけではなく、教員の各年度の教育研究テーマと成果（例えば、論文タイトル）を具体的に学内外に公開することによって、教育研究の内容と活性度を示すこともひとつの方策であろう。

教育学部の特色を生かすために、附属校園の力量を生かした共同研究をさらに強力に進めるべきであろう。

(c) 教員の研究活動を活性化させるための諸条件の整備状況

研究に必要なのは、没頭できる時間と研究費と設備（図書を含む）である。それら研究活動を活性化するための諸条件の整備状況について検証する。

1. 研究時間の確保

【現状の説明】

研究時間を確保するためには授業負担を軽減し、大学の管理運営の効率的な組織化をはからなければならない。学部と大学院を合わせた週当たりの授業負担については、基礎データ調書に記載した。平成11年度、90分授業を教授は平均5.8コマ、助教授は5.1コマ、講師は3.7コマ担当している。平成10年度の平均では、教授5.0コマ、助教授は4.5コマ、講師は3.7コマである。

これは平成11年度よりの本学の学部改組並びに新免許法への対応に伴う負担増である。新免許法に対応して新たな授業科目を設定するとともに、教員免許状取得を義務付けない総合教育課程の設置に対応したカリキュラムを作ったことによる。さらにはそれらの専門科目に加えて、平成12年度は過渡的措置として多数の授業科目を開設しなければならず、授業負担度は非常に高い。

#### [点検・評価] [長所と問題点]

組織の再編があれば、必然的に経過措置が要る。平成10年度入学生に対して旧カリキュラムを保証しなければならず、平成11年度よりの新カリキュラムと併せての授業負担があり、研究時間の確保が困難な状況である。平成9-10年度、改革のスローガンに、授業コマ数のスリム化・精選を掲げたが、この方向の検討が充分なされたとは言い難い。教育・研究・管理運営は大学教官の職責であるが、研究に集中できる時間が必要である。現状では、会議や雑務に圧迫されて、研究の創造的活動に従事する環境とは言い難い。質の高い研究活動のためには、精神的ゆとりもまた必要である。大学として最優先に是正されなければならない深刻な問題と受け止めている。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

カリキュラムの大幅な手直しに直ちに着手することはできないが、やはりスリム化に向けての努力が必要である。各コースの話し合いを通じ、類似内容の授業は合併し、1コマを何人かの教官が分担する方式も検討されてよい。この際、コーディネータが授業での明確な教育目標を掲げ、連携・協力のシステムを作る。特に選択科目についてコース、履修分野・専修単位でこのスリム化の綿密な検討が求められる。加えて、全学的に負担コマ数の上限の基準を設け、授業負担の局在化を避ける。同時に、“午後4時30分から会議”の過重な管理・運営にかける時間を削減する。会議の持ち方にも改善の余地がある。例えば電子メールの普及により、顔を突き合わせて会議で議論する事項を絞ることができる。他方、“電子メール上でのあらかじめ会議”を学内に定着させるため、各教官にも、その会議の内容の的確な表現に向けて努力が求められる。

管理運営へは、それぞれの委員会委員の立場で全教官が程度の差はあれ参加している。自治組織としての大学を運営して行く上で望ましい姿である。

ただし、各委員会で委員長に責任が集中する傾向がある。各委員会内で、組織としての規律が守られる範囲で、協力体制を取り、委員長への責任集中は可能な範囲で回避したい。教官は、研究・教育については責任もあり、外部の評価に応えられる実績を上げ

なければならない。他方、管理運営については、お互い助け合い、理解し合って協力する姿勢で臨むべきと考える。

## 2. 研修制度の活用

### [現状の説明]

研究に専念するための有効な手段として、文部省の内地研究員や在外研究員制度の活用がある。これにより、一定期間、他大学や研究機関で研究に専念することができる。特に在外研究員の場合は、外国の研究者との交流を通じて研究活動を活性化することができる。

本学においては、研究員の選定は本人からの申請に基づき、人事委員会で審査し決定される。申請者はあらかじめ所属講座の了解を得ることが必要であり、人事委員会は申請者の書類審査に加え、講座間のバランスを考慮し、順位をつけて決定している。

最近5年間の採択状況は、次の表5-5、5-6のとおりである。内地研究員は申込みそのものが少ない。在外研究員は年々応募者が増加しているが、他の国立大学でも希望者が多く、希望どおりに実現しないのが現状である。

表5-5 内地研究員採択状況

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
内地研究員(派遣)		1		1	

(注) 申込み件数は上記採択件数に同じ。

表5-6 在外研究員採択状況

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
在外研究員(長期)	(3) 1	(2) 1	(4) 1	(5) 1	(5) 1
在外研究員(短期)	(3) 1	(3)	(2)	(2)	(2)
在外研究員(若手)			(1) 1	(2) 1	(1) 1
合計	(6) 2	(5) 1	(7) 2	(9) 2	(8) 2

(注) ( ) 内は申込み件数を示す。

## 3. 研究費の活用

### [現状の説明]

研究には、研究費が欠かせない。教官の研究費は3つに別れる。第1は通常的に配分される教官研究費、学会出張や調査研究に用いる研究旅費である。第2には、文部省及び日本学術振興会から交付される各種の科学研究費補助金である。第3には、企業や財

団、地方自治体からの委託研究費・委任経理金などの外部資金である。

第1の配分について企画委員会で立案し、教授会で決定される。教官校費は実験度という基準を作り、A, B, Cの3区分となっている。

通常的な教官研究校費及び教官旅費は「基礎データ調書」に記載しているが、数年来、実質的に増えていない。年間の教育・研究に要する費用としては充分とは言えず、第1以外の教官自身の予算獲得が求められている。

近年、学内的な配分経費として、学長裁量経費がある。この経費の一部は研究費用として活用されている。表5-7は、教育研究活動に関連した学長裁量経費採択プロジェクト一覧である。単年度での学内教官の共同研究のいくつかのプロジェクトチームが結成される。

表5-7 学長裁量経費採択プロジェクト一覧（表5-4の内訳）

プロジエクト名稱
<b>【平成7年度 学長裁定経費】</b>
新課程をベースとしたニューサイエンスの創造に関する研究
物質科学教育における新しい実験科目の導入とインターネットの利用の試み
箏を用いた日本伝統音楽教育の指導研究
小学校教育課程の分化と統合に関する教授学的研究
大学改革構想プロジェクト
マルチメディアによる奈良教育大学像の視覚化システムの研究
往来物の調査・研究と教育資料館「往来物」ビデオ作成
計 (7件)
<b>【平成8年度 学長裁定経費】</b>
社会的役割を踏まえた大学広報のあり方に関する研究—国語表現の側面とインターネット活用
の側面について—
英語・英文学における写本文化の研究：中世ヨーロッパ写本文化との比較において
オープンキャンパス 一わかりやすい理科を目指した理科実験の公開—
造形教育における実材体験としてのブロンズ研究
大学における教科教育法の授業内容及び方法の開発研究
大和のうたの編集と教育資料館「大和のうた」ビデオの作成
計 (6件)
<b>【平成9年度 学長裁量経費】</b>
新しい学力観に基づく国語科教育と「統合化」における国語教員養成に関する研究
教員養成大学における「教科専門」教育に関する研究
地域に開かれた大学の可能性 —オープン・ユニバーシティ・アクティビティの現状と課題—
教員養成学部における新課程のあり方に関する研究
教員養成課程の「統合化」と新課程拡充に関する基礎的研究
計 (5件)

(表5-7, 続き)

プロジェクト名称
<b>【平成10年度 学長裁量経費(教育研究改革・改善プロジェクト経費)】</b>
リズムと形を題材とする科学教育に関するシンポジウムの開催
奈良教育大学を起源とする独創的な研究活動のための若手研究助成
創成科学教育カリキュラムの改善
新免許法に対応した視聴覚機器活用の実践的研究
新機軸へ向かう教育内容・方法の実験的探求 —「総合教育基礎論」と「総合教育フィールド演習」を中心として—
養護教諭養成におけるカリキュラムの検討 —パソコンを利用した授業展開について—
生涯スポーツ施設使用体験学習
大学院の昼夜開講に伴う教職科目、各科教科教育学における研究・実践体制の確立—現職教員のリフレッシュ教育の充実のために—
教育学部の将来構想に関する調査研究
東大寺二月堂声明のデジタル化
企業就職のための大学案内の作成
幼児の生活をみつめる —21世紀を見通し、これから幼稚園の果たすべき役割について考察する—
計 (12件)
<b>【平成11年度 学長裁量経費(教育研究改革・改善プロジェクト経費)】</b>
「奈良の鹿」の学際的研究 —その歴史的実像の解明と保護・管理システムの課題—
化学におけるカオスと秩序に関する国際シンポジウム及び科学と芸術の接点を主題とする市民向け国際学術交流シンポジウムの開催
海外研修の可能性の検討 —アスレティック・トレーナー養成プログラムへの参加—
奈良教育大学を起源とする独創的な研究活動のための若手研究助成
教職専門教育方法の改善に関するプロジェクト
第三者機関による評価及び外部評価の研究プロジェクト
新生 奈良教育大学の胎動と音色 —「総合教育基礎論」の構築・改善を軸として—
「総合演習」「総合フィールド演習」の授業実施方法の研究
大学院の将来構想に関わる調査研究
21世紀を見越した奈良教育大学における組織運営体制並びに教育・研究組織のあり方に関する提言並びに立案
本学の将来構想の開発的研究
情報教育共通カリキュラム開発プロジェクト
豊かな学校ビオトープの形成をめざす学校園の整備とそれを利用した教育実践
幼児の生活をみつめる —親子で育つ幼稚園をめざして—
計 (14件)

第2の「科研費」と呼ばれる補助金は、研究遂行上、年々重要な位置付けとなってきている。この補助金は、研究のポテンシャルを大きく左右する面がある。表5-8は過去5年間の科学研究費申請採択状況である。近年採択件数は増加の傾向をたどり、採択額も増大している。ただし、この表には、学外者との共同研究プロジェクトに参画して分担者となった場合は含まれていない。経理が代表者の所属大学で執行される事情による。

表5-9は、第3の企業・財団等からの過去5年間における資金の導入状況である。年度により変化があり、必ずしも増大しているわけではない。この資金も研究の活性化にとっては、重要な役割をもっている。

表5-8 科学研究費申請及び採択状況

研究種目		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度	
		申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数
特定領域研究(A)		2件 4,700	0件	1件 798	1件 700	2件 6,000	1件 2,000	5件 13,267	1件 2,000	4件 11,235	2件 3,800
基盤研究 A (一般)	継続	0件	0件	1件 4,300	1件 4,300	1件 4,000	1件 4,000	0件	0件	0件	0件
(展開)	新規	3件 24,750	1件 10,400	3件 12,677	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
基盤研究 B (一般)	継続	0件	0件	2件 900	2件 900	2件 1,700	2件 1,700	1件 900	1件 900	5件 5,700	5件 5,700
(展開) (企画)	新規	4件 25,100	2件 9,700	9件 38,464	0件	6件 60,296	0件	5件 50,309	3件 21,700	6件 57,730	0件
基盤研究 C (一般)	継続	2件 1,500	2件 1,500	2件 900	2件 900	5件 2,400	5件 2,400	5件 3,200	5件 3,200	8件 6,100	8件 6,100
(一般・ 時限付)	新規	15件 21,128	6件 6,400	22件 30,250	6件 7,100	21件 42,756	3件 5,404	19件 39,586	7件 8,800	21件 31,963	3件 3,600
萌芽的研究 (H8~)	継続	0件	0件	4件 8,020	0件	0件	0件	0件	0件	1件 600	1件 600
	新規	0件	0件	0件	0件	4件 7,339	0件	4件 8,162	1件 1,000	3件 6,291	1件 1,300
奨励研究 A	継続	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件 2,700	3件 2,700	9件 5,400	9件 5,400
	新規	9件 10,738	2件 2,100	10件 11,915	5件 5,100	6件 10,471	2件 3,742	12件 22,325	9件 12,300	6件 13,380	3件 4,900
国際学術研 究	継続	1件 2,000	1件 2,000	0件	0件	0件	0件	1件 2,100	1件 2,100	0件	0件
	新規	5件 36,378	0件	2件 18,928	0件	3件 31,629	1件 2,400	2件 12,105	0件	0件	0件

表5-9

## 外部資金の受入実績調べ

区分	平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度	
	研究題目	金額	研究題目	金額	研究題目	金額	研究題目	金額	研究題目	金額
受託研究費		円		円		円		円		円
	0件	円	0件	円	0件	円	0件	円	0件	円
委任経理金	地理学研究助成金	1,000,000	高分子化合物研究助成金	300,000	ガスセンサの研究助成	200,000	化学研究助成金	700,000	日産学術研究助成	2,000,000
	H F S P 研究助成金	1,491,750	留学生支援資金	100,000	ネスレ科学振興会研究助成	1,000,000	運動学研究室研究助成金	300,000	化学研究助成金	700,000
	教育学部研究奨学金	10,000,000	H F S P 研究助成金	1,830,900	(財)日本生命財団研究助成金	2,500,000	教育学部研究奨学金	2,000,000	学術研究助成	300,000
	林女性自然学者研究助成金	1,600,000	教育学部研究奨学金	1,000,000	奈良教育大学教育学部附属中学校障害児学級社会学習基金	100,000	(財)住友財団基礎科学研究助成金	2,500,000	教育学部研究奨学金	1,000,000
	(財)村田学術振興財团研究助成金	300,000	(財)日本生命財団研究助成金	2,500,000	(財)住友財団環境研究助成金	2,300,000	(財)住友財団基礎科学研究助成金	1,800,000	教育学部研究奨学金	200,000
			(財)島津科学技術振興財团研究開発助成金	700,000	運動学研究室研究助成金	200,000				
	5件	円	6件	円	6件	円	5件	円	5件	円
		14,391,750		6,430,900		6,300,000		7,300,000		4,200,000
合計	5件	円	6件	円	6件	円	5件	円	5件	円
		14,391,750		6,430,900		6,300,000		7,300,000		4,200,000

#### [点検・評価] [長所と問題点]

本学は小規模大学である。にもかかわらず、実績（表5-8、5-9）からすれば、科学研究費及び外部資金をもって個人、組織としても活発な研究活動を行っていると評価できる。加えて、単科大学の教育学部のもつ教育分野の広がり・多彩性を活かした、学内での学際的な研究共同プロジェクトを構成すればもっと大きな評価に結ばれるであろう。これを機に、更なる学内の共同研究プロジェクトの促進が求められる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

今後、第1の教官研究校費・旅費は今後の増加は見込めず、教官自らの科学研究費及び外部資金獲得に努力する必要がある。日頃の情報（学術奨励関係等）収集に心がける必要がある。

### 4. 研究空間・設備等の整備状況

#### [現状の説明]

研究室の面積、施設設備等は基礎データ調書に記載した。研究に必要な設備や図書が増加し、文系・理系・芸体系を問わず全般に狭隘となっている。各講座グループには、共同利用室、演習室等があるが、卒論ゼミナールや修士学生との研究打ち合わせや討論を担える余裕はない。

平成7年度より学内キャンパスネットワークが構築され、平成10年度末に各研究室にパソコン端末が整備された。機器の導入は、研究室のスペースをより狭隘にしている。

#### [点検・評価] [長所と問題点]

パソコン端末導入によって、研究空間の狭隘に問題があるが、研究推進の面においては、大きな環境改善となっている。今後において、インターネットの活用（例：文献入手、論文投稿規定の調査等）は有効な位置付けとなるであろう。しかし、現状で、この電子情報を扱い慣れた教官と、そうでない教官が存在し、その機能が充分活用されていないという問題点がある。

また、毎年引き継がれてはいるものの解決に至っていないのは、講座・グループ間での部屋配分の見直しである。特に、学部改組で大きく教育組織が変更された。平成11年度より新しい体制で発足したのにも関わらず、これに適正に対応した教育・研究への部屋配分になっていない。この較差を早急に是正する検討が必要である。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

電子情報への教官の間での慣れ、不慣れの格差の問題は、電子情報がいかに研究活動に創造をもたらすか共通の認識ができる研修会等を重ねれば徐々に解決していくであろう。

部屋配分の較差については、一定の基準策定とそれに従った再配分とともに、開放性・分ち合いの精神と、現有施設を有効利用できる広い多目的空間に改造するなどの変更を加えることが必要である。

## (6) 教員組織

(a) 学部・課程・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部・大学院研究科等の教員組織の適切性、妥当性

### [現状の説明]

本学の教員組織は、昭和58年4月の大学院研究科設置に伴い、学部及び大学院研究科が目指す理念・目的を実現するための教育体制として、昭和58年度より、学科目制から11の講座制「学校教育・国語教育・社会科教育・数学教育・理科教育・音楽教育・美術教育・保健体育・技術教育・家政教育・英語教育」に順次移行し、学部と大学院研究科の学生指導に当たっている。

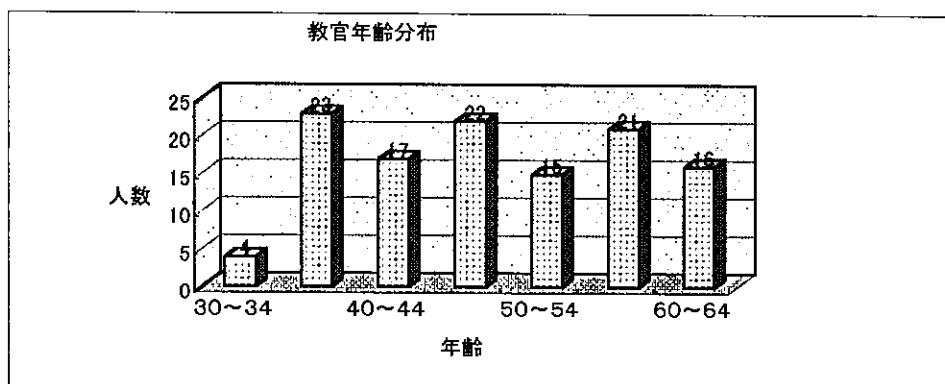
学部教育の教員組織は、大学基礎データ調書C-@に示したように、教育学部及び附属センターの本学専任教員118名と、132名の兼任教員（非常勤講師）で構成されており、専任教員一人当たりの学生数は11.1人となっている。学部は平成11年度より学校教育教員養成課程と総合教育課程の2課程からなっている。図2-1に示されたように学校教育教員養成課程には、4つのコースがあり、その中に更に履修分野が設けられている。図2-1に示されたように総合教育課程には、5つのコースがあり、更にその中に専修という単位がある。平成11年度より「責任指導体制（表4-1、4-2参照）」を明確にするために、それぞれの課程に対し、担当教員と副担当教員という役割分担を定めた。従来、基礎データ調書 C-@の教官配置と学生指導担当とが必ずしも対応しておらず、“どの先生がぼくを私を指導してくれるのか”がわかりにくかった。平成11年度よりの新しい体制で、この対応がより明確になると期待できる。

教育学部教員の学問分野は教科教育、教育科学及び教科専門と多様であるが、これは第2章（1）の教育理念・目的を具体化する上で必要があり、現行の教員数で適正な規模である。

大学院教育学研究科は、図2-1にも示したように、11専攻でのそれぞれの専修から成り学生定員60人の規模である。この研究科の教育指導は大講座に所属する教員と附属センター教員合計110名と、38名の非常勤講師が担当している。基礎データ調書 C-@での各講座グループでの教員配置は学部の教育組織と対応させているので、本学には大学院の専任教官は存在しない。学部教育への軸足を持ち、大学院の教育指導にもあたる体制である。ほとんどの教員がこの教育指導に関与している。

また、専任教官の年齢構成については、図6-1のようになっており、概ね妥当な構成となっている。

図 6-1



#### [点検評価] [長所と問題点]

現在の教員組織は、優れた教員の養成を目的とした学部教育の教育課程と、現職教員の再教育をも含めた大学院教育の教育課程を展開していく上で、主要と考えられる専門分野に専任教員を配置し、充実した教育研究体制を維持・継続することを配慮したものである。人員、専門領域とともに、有効な教育研究活動を展開できる教員組織になっていたと評価できる。しかし、時代の急激な変化に伴い、教育現場で必要とされる教育研究の質的な変化も加わり、専任教員だけでは対応しきれない専門領域も増え、必要に応じ、非常勤講師を任用しているのが実情である。また、最近の社会や教育現場の情報化、西暦2000年よりの高校独立教科「情報A B又はC」の発足等に対し、充分対応できる教育体制とは言えない。

また、平成11年度の学部改組により、教員養成課程も、それまでの幼・小・中・書道・養護教員養成課程の5課程に分かれていたのを、1課程に統合し、小・中両方の教員としての適性を備えた人材の育成を目的としたことにした。また、これまでの総合文化科学課程を総合教育課程へと拡充発展させた。この改組は、教員組織の改組を伴わなかったので、専任教員一人一人の努力は認められるものの全体的に見れば教育指導体制が効果的に機能するか否か今後の課題である。2つの課程がそれぞれの課程運営委員会で、コースあるいはコースを越えた充実した教育・指導の議論の活発化が望まれる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

今、新たに国家公務員定員削減による、教員定員削減問題への対応に迫られている。また、学校教育を取り巻く教育政策の度重なる変化や、現実に発生している学校教育現場の様々な問題と課題に、有効に対応していくための本学の教員組織がどうあるべきなのかの対応が求められている。また、総合教育課程の学生指導において、各コースの設置理念と目的を具体的に実現するために、開設授業科目と担当教員の専門分野をどのように配置していくべきかの問題に直面している。従来、大講座の枠を遵守する方針で教員配置が定められてきた。もちろん、教員養成プログラムが要求する一定水準に応えるためにかなった

配置ではあった。しかし、今日1単科大学としての存在意義が問われる事態にあって、大学の特色・個性を発揮するための重点的な教員配置の措置も視野に入れるべきであろう。

#### (b) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

##### [現状の説明]

平成11年度の改組後の学部に2つの課程が発足し、それぞれの「課程運営委員会」が設置された。各コースで構成されるこの委員会が、各大講座との連絡調整のうえ、教育課程の編成から授業担当教員の選定、非常勤講師の任用まで含めた教育課程の運用・実施、学生の履修及び生活指導等にいたるまでを扱うシステムとなった。

この委員会で作成された計画や提案が教務委員会、学生委員会、入試委員会等の全学委員会で審議・検討され、教授会に上程される。

各講座・グループごとに、図2-1の学校教育教員養成課程でのコース内履修分野ごと、また総合教育課程でのコース内専修ごとでの担当教員が選出される。その教員が所属するコースごとの責任者が定められる。事項によってはコースごとの協議の場、コース会議がある。コース責任者を含めて、上記の選出教員が課程運営委員会を構成している。両課程運営委員会よりの提案は、学生部長を委員長とする全学委員会である教務委員会、学生委員会で吟味・検討され、最終的には教授会で審議決定されるシステムである。

##### [点検・評価] [長所と問題点]

平成7年度より新課程が発足した際、教員間の連絡・調整の会議が幾重にも重なり混乱が生じていた。しかし、平成11年度より表6-1のコース責任者及び講座主任の担当事項による連絡・調整システムの定着を待つことで、円滑な運営が期待できる。また、目に見える組織ではないが、本学で普及した電子メールが実務上の連絡・調整を効果的に支えている点は評価できる。

大学院研究科については、教育課程編成の目的を具体化するための教官間の連絡・調整は、各専攻・専修毎の教育体制に依るところが大であり、現状では適切に機能していると考えられる。また、全学的に必要な連絡・調整も研究科運営委員会を通じて機能しており、現在のところ大きな問題は無い。

##### [将来の改善・改革に向けた方策]

学部での2つの課程運営委員会が今後、円滑に運営されるためには、当事者能力の強化が必要である。しかし、このために代表者である両課程運営委員長への1極負担集中のみを招くのではなく、システムとして妥当に働く事が必要である。平成11年度入学生が卒業して、新体制が明確になった時点でその真価が問われる。連絡・調整システムを整備するためには一定期間が必要であるが、いずれにせよ、問題点の洗い出し、改善・改革の方向性の検討も視野に入れておく必要がある。

大学院研究科についても同じことが言える。設置時に作られた教育課程を点検・評価し、新しい時代に対応した研究教育体制をつくりあげるための検討の場を明確にし、そこで着手すべきであろう。

表6-1

### 事務局・学生部・附属図書館に係る事務に関する

#### コース責任者及び講座主任の担当事項

コース責任者	講座主任
総括 教育学部に関すること 教育組織に関すること	総括 大学院に関すること 管理運営・研究組織に関すること
庶務課関係 ・公開講座に関すること（生涯学習推進委経由） ・各種委員会委員の選出に関すること	庶務課関係 ・大学院単位互換に関すること ・昼夜開講制に関すること ・大学院における社会人の受入に関すること ・修士論文保管に関する照会 ・RAに関すること（研運委経由） ・TAに関すること（研運委経由） ・科学研究費の申請に関すること ・公開講座に関すること（生涯学習推進委経由） ・各種委員会委員の選出に関すること
会計課関係 A 概算要求・特別設備費 ・フレンドシップ経費の要求（教務委経由） ・インターンシップ経費の要求（教務委経由） ・教養教育改善充実特別事業費の要求 （教務委経由） ・教養特別講義プログラム推進経費の要求 （教務委経由） ・補修教育充実経費の要求（教務委経由）	会計課関係 A 概算要求・特別設備費 ・学長裁量経費の要求 ・特別設備費の要求（研究） ・大学院重点特別経費の要求（研運委経由） ・フレンドシップ経費の要求（教務委経由） ・インターンシップ経費の要求 （就職委・教務委経由） ・教養教育改善充実特別事業費の要求 （教務委経由） ・教養特別講義プログラム推進経費の要求 （教務委経由） ・補修教育充実経費の要求（教務委経由）
B 設備費 ・学部に係る一般教育設備費の要求	B 設備費 ・研究に係る一般設備費の要求 ・大学院重点整備設備費（研運委経由） ・研究基盤重点設備費 ・学部に係る一般教育設備費の要求
C その他 ・交通対策に関すること（企画委経由） ・学生指導費に関すること（企画委経由） ・予算の執行に関すること（企画委経由）	C その他 ・外部資金に関すること ・交通対策に関すること（企画委経由） ・学生指導費に関すること（企画委経由） ・予算の執行に関すること（企画委経由）
施設課関係 ・工事関連の連絡調整に関すること	施設課関係 ・工事関連の連絡調整に関すること

<p><b>教務課関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学部の非常勤講師に関すること</li> <li>・学部の集中講義日程</li> <li>・学部の授業時間割に関すること</li> <li>・学部の講義内容、シラバスに関すること</li> <li>・学生実地指導に関すること</li> <li>・履修分野・専修に関すること</li> <li>・転課程、転専修等に関すること</li> <li>・既修得単位に関すること</li> <li>・外国人講師の配置に関すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">(企画委・教務委経由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終講義設定に関すること</li> <li>・教育実習に関すること</li> </ul>	<p><b>教務課関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院の非常勤講師に関すること</li> <li>・大学院の集中講義日程</li> <li>・大学院の授業時間割に関すること</li> <li>・大学院の講義内容、シラバスに関すること</li> <li>・大学院の指導教官に関すること</li> <li>・学部の非常勤講師に関すること</li> <li>・学部の集中講義日程</li> <li>・学部の授業時間割に関すること</li> <li>・学部の講義内容、シラバスに関すること</li> <li>・学生実地指導に関すること</li> <li>・履修分野・専修に関すること</li> <li>・転課程、転専修等に関すること</li> <li>・既修得単位に関すること</li> <li>・外国人講師の配置に関すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">(企画委・教務委経由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終講義設定に関すること</li> <li>・教育実習に関すること</li> </ul>
<p><b>入学主幹関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学部の入学者選抜方法に関すること</li> <li>・学部の入学試験に関すること</li> <li>・「大学案内」の作成に関すること</li> </ul>	<p><b>入学主幹関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院の入学者選抜方法に関すること</li> <li>・大学院の入学試験に関すること</li> <li>・大学院の概要作成に関すること</li> </ul>
<p><b>学生課関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年担当教官に関すること</li> <li>・各種合宿研修に関すること</li> <li>・学生委員会関係（学部）検討事項に関すること</li> <li>・学部学生の就職に関すること</li> <li>・学部学生の厚生補導に関すること</li> <li>・学部の外国人留学生の受け入れに関すること</li> </ul>	<p><b>学生課関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生委員会関係（大学院）検討事項に関すること</li> <li>・大学院学生の就職に関すること</li> <li>・大学院の外国人留学生の受け入れに関すること</li> </ul>
<p><b>附属図書館関係</b></p>	<p><b>附属図書館関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型コレクションに関すること</li> </ul>

- (注) ○ 本資料は、これまでの実績をもとに整理した役割分担の例示である。
- 各担当事項中、末尾に（○○委経由）と付したものは、当該委員会を通じてコース責任者又は講座主任に照会されることを示す。
  - [ ] 書きは、原則的にはコース責任者の担当事項であるが、学部改組に伴う学年進行の過渡期においては、講座主任もその窓口となる。
  - 新たな担当事項が生じた場合には、本資料の区分を参考としてコース責任者又は講座主任が当該事項の窓口となる。
  - 表中、カッコ内で委員会名が略記されている。例えば、「企画委」は企画委員会である。

(表 6-1, 終わり)

(c) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

### [現状の説明]

外国语教育の「英会話」「異文化間コミュニケーション演習」「英作文」などで、外国人教師、外国人非常勤講師による人的補助体制が取られている。外国人教師はこれらの授業のいくつかを単独で担当している。

ティーチング・アシスタント（表6-2：奈良教育大学大学院教育学研究科ティーチング・アシスタント実施要項）は、大学院学生に学部教育の補助を行わせ、教員・研究者としてのトレーニングの機会を提供するとともに、学部教育の充実を図ることを旨としている。平成7年度後期から導入され、現在はほぼ全専攻・専修で採用されている（表6-3：ティーチング・アシスタント採用計画調書）。身分は非常勤職員であり、月40時間以内の勤務時間に対し、文部省配分経費から手当が「時間給」として支払われている。

チューター制度は外国人留学生に対して個別のサポート活動を行い、その学習・研究効果の向上を図ることをねらいとしている。対象留学生は学部学生、大学院学生、研究生であり、指導時間は週2回（各回2時間）を原則とし、月毎の指導報告書に基づき定められた謝金が支払われている。

情報処理関連教育の授業科目においては、一部の授業科目でチーム・ティーチングが行われている。また、学部共通科目「情報機器の操作」については、総合教育課程科学情報コースの4回生が授業補助にあたっている。

---

表6-2

奈良教育大学大学院教育学研究科ティーチング・アシスタント [T・A] 実施要項 平成6年5月19日制定

#### (目的)

第1 この要項は、奈良教育大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）の優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対応する手当を支給することにより、大学院修士課程学生の待遇の改善に資すると共に、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的とする。

#### (名称)

第2 第1に定める教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタントとする。

#### (職務内容)

第3 ティーチング・アシスタントは、本学教官の指導を受け、本学の学部学生に対し、教育的効果を高めるため、実験、実習、演習等の教育補助業務に当たる。

#### (専攻)

第4 選考する学生は、本研究科の学生で、特に優秀な学生とする。ただし、現職教員を除くものとする。

2 選考は、専攻ごとに選抜された者について、本研究科運営委員会において審議の上決定する。

#### (任用等)

第5 ティーチング・アシスタントの身分は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務非常勤職員とする。

2 1人当たりの雇用時間は、月40時間（週10時間程度）以内を標準とし、当該学生の研究指導、授業等に支障が生じないよう配慮する。

3 ティーチング・アシスタントに教育補助業務を行わせるにあたっては、事前に当該業務に関するオリエンテーションを行い、その円滑な遂行に留意する。

第6 予算の範囲内において手当を支給する。ただし、手当は時間給のみとし、他の手当は支給しない。

2 1時間当たりの手当は、その者を教育職俸給表（一）による常勤の職員として採用した場合に受け取ることとなる俸給月額、調整手当の学を基礎として算出した額の範囲内の額をもって時間給とする。

（実績報告）

第7 研究科長は、毎年度の終わりに当該年度のティーチング・アシスタントに係る実績報告書を学長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書の様式は、別記様式のとおりとする。

（その他）

第8 この要項及び平成6年3月31日付文高大第316号文部省高等教育局長通知に定めるもののほか、ティーチング・アシスタントの実施に関し必要な事項については、本研究科委員会が定める。

表6-3

T・A採用計画調書（平成11年度前期）

番号	専攻名	学年	氏名	担当時間	授業科目	曜日時限	1時間給与	業務内容
1	学校教育	2		2	教育史演習	金3・4	1,200円	資料収集及び助言・指導
2	学校教育	1		2+2	心理学検査I	金7・8	1,200円	実習補助
3	学校教育	2		2+3	障害児福祉実習I（ボランティア活動を含む）	木9・10	1,200円	実習補助
4	国語教育	1		2	古典文学演習A	木5・6	1,200円	資料収集・作成 助言・指導
5	社会科教 育	2		4	中等教科教育法（社会）社会科教育演習	水1・2 木7・8	1,200円	レポート作成援助・ 指導
6	数学教育	2		2+2	プログラミングI	水3・4	1,200円	演習補助
7◎	数学教育	1		2+2	教育情報論	金5・6	1,200円	情報機器操作指導
8	理科教育	2		4+2	生物学実験（コンピュータ活用を含む）	火 78910	1,200円	実験補助
9◎	理科教育	1		2+2	情報機器の操作	火9・10	1,200円	情報機器操作指導
10◎	理科教育	1		2+2	情報機器の操作	金9・10	1,200円	情報機器操作指導
11◎	理科教育	2		2+2	教育情報論	金7・8	1,200円	情報機器操作指導
12	音楽教育	2		2	指揮法	木3・4	1,200円	ピアノ演奏補助
13	美術教育	2		6+2	彫刻I・II / 実材 石と仏と祈り	金5678 火1・2	1,200円	実技基本指導
14	美術教育	2		2	学外演習I	木1・2	1,200円	資料作成及び助言・指導
15	保健体育	2		4+2	体育A・B	火1・2 水3・4	1,200円	実技指導補助
16	英語教育	2		2	英作文I	火1・2	1,200円	コンピュータ実習補助 及び英作文指導
17	技術教育	2		3+2	木材工作実習II	金789	1,200円	機械による工作の補助
18	家政教育	2		2	初等教科教育法演習	金1・2	1,200円	演習補助
合 計				47				

#### [点検・評価] [長所と問題点]

外国語教育（とくにオーラル分野）において、ネイティブ・スピーカー（native speaker）として外国人教師及び外国人非常勤講師を活用した指導を行っており、その有効性は極めて大きく、学生からも好評である。

平成11年度より学部改組後の新体制発足とともに、新免許法対応で、1回生前期に全新入生に学部共通必須科目「情報機器操作」が実施されている。情報処理センターの実習室で、40台のパソコン端末に約80人の1回生が受講するため、少なくとも3~4人の補助学生は必要である。しかし、発足年度は制度的な補助員派遣はできなかつた（平成11年度前期は、関連教科（数学・理科・情報処理）の大学院生、3、4回生の協力を得て実施した）。平成12年度からは、きちんとした情報処理教育補助の学生を手当すべきであろう。

ティーチング・アシスタントは、本学大学院に在学する「優秀な学生」（現職教員である者を除く。原則修士課程2回生）から、当該専修の推薦に基づき、大学院教育学研究科運営委員会において審議の上選考決定することになっている。補助する授業は多種多様であるが、類型化すると、実験補助、実習補助、実技補助、演習補助、である。ティーチング・アシスタントは教員を補助するにとどまらず、学生教育に、また本人の教育研究に予想以上の効果を及ぼしている。

チューターは本学に在学する学生があたる。ただし、チューターに対するオリエンテーションが十分でなく、活動の足並みが揃っていない面がある。また国費・私費留学生がこうむるべき恩恵の大小が生じている。大学として最低限の共通オリエンテーションをする必要がある。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

一般的に、学内外の施設を活用した実習、実験の授業において補助学生が有効に働けば、授業効果が上がる事は明白である。それは、個別的な操作や細かな実験技術上の質問に対応する負担が軽減され、教員は授業内容の展開に集中できるからである。この人的補助体制を、ティーチング・アシスタント制度のみでなく、全学的に検討すべきである。予算上の手当がネックならば、学長裁量経費を使う等、積極的な検討をすべきである。何と言っても、授業効果の改善は大学の最優先事項である。

### （d）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用状況の適切性

#### [現状の説明]

教員の募集・任免については、「奈良教育大学教官採用選考規程」及び「奈良教育大学教官採用候補者選考に関する規則」に基づいて行われている。また、教員の昇任については、「奈良教育大学教官昇任選考規程」及び「奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則」に基づいて行われている。

#### (専任教員の選考手続)

本学の教員の採用及び昇任候補者の選考については、「奈良教育大学教官採用選考規程」及び「奈良教育大学教官昇任選考規程」に、以下のように明文化されている。

識見、能力等につき、その資格を審査して行うものとする。

第4条 選考に関する教授会は、助手採用の場合を除き、「奈良教育大学教授会規程」第1条

第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教授に採用する場合は、教授である者
  - (2) 助教授に採用する場合は、教授である者及び助教授である者
  - (3) 講師に採用する場合は、教授である者、助教授である者及び講師である者
- 

教授会で採用・昇任が決定されるが、この審議する案は人事委員会で作成される。

(人事委員会の設置)

奈良教育大学人事委員会規則

(設置)

第1条 「奈良教育大学教授会規則」(昭和29年4月1日制定)第9条の規定に基づき、本学に人事委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、教官の人事に関する次の事項について審議する。

- 一 採用及び昇任に関すること
- 二 転任、休職及び退職に関すること
- 三 講座所属に関すること
- 四 研修に関すること
- 五 兼職に関すること
- 六 特別昇給に関すること
- 七 その他教官の人事に関し必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、本学専任教授の中から教授会において選出された委員9人をもって組織する。ただし、同一講座に属する委員は、2人までとする。

2 前項の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、引き続き再任は認めない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任の禁止)

第5条 委員は、自己評価委員会、将来構想委員会、企画委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

---

(専門委員会の設置)

「奈良教育大学教官採用候補者選考に関する規則」には、採用候補者選考にあたって人事委員会及び専門委員会の役割を明文化してある。

---

第2条 人事委員会は、採用候補者（以下「候補者」という。）とするに適する者の推薦を次の各号に掲げる者に依頼する。

- 一 当該講座等（欠員を補充しようとする講座をいう。以下同じ。）の教官
- 二 教授会の構成員（前号に掲げる者を除く。）

第3条 人事委員会は、推薦を受けた候補者につき、資料を添えて当該講座の教官及び人委員会が選出する教官で構成する専門委員会の審査に付する。

第4条 専門委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、5人をくだらないものとする。

2 委員は教授とする。ただし、場合によっては助教授又は講師（常勤である者に限る。）とすることができます。

3 専門委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。

4 専門委員会は、委員長が招集し、議長となる。

第5条 専門委員会は、候補者が当該講座等の教官となるに必要な資格を有するかどうかを審査し、その結果を人事委員会に報告する。

第6条 前条による資格の判定基準は別に定める。

第8条 人事委員会は、専門委員会から報告を受けた候補者について選考を行う。

第9条 選考には、奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則第3条から第6条までの規定を準用する。

第11条 人事委員会は、採用予定数1人につき2人の候補者を選び、これに順位を付して学長に報告する。

---

「奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則」には、「採用候補者選考に関する規則」と同様に、昇任候補者選考にあたって人事委員会及び専門委員会の役割を明文化してある。

---

第2条 人事委員会は、当該講座等の上位定員に欠員のある場合、昇任候補者の選考（以下「選考」という。）を行うことができる。

6 専門委員会は、候補者が当該講座等の教授、助教授、講師となるに必要な資格を有するかどうかを審査し、その結果を人事委員会に報告する。

7 前項による資格の判定基準は別に定める。

第3条 前条による選考は、次の各号による。

- 一 業績
- 二 学会等における活動
- 三 経歴
- 四 教育者としての人格、識見、能力等

第4条 業績は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 著書、論文

- 二 個展、作品
- 三 リサイタル、演奏、創作発表
- 四 保持する競技等の記録

第5条 学会等における活動は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学会での口頭発表、講演又はシンポジウムの司会等
- 二 教科書や辞典類（学術辞典はその内容により業績とすることができる。）の執筆、専門誌以外の雑誌や新聞等の論稿、書評又は紹介記事等
- 三 学会等の役員、展覧会の審査員

第6条 業績等の評価基準は、人事委員会が定める。

2 人事委員会は、前項の基準を教授会にはかる。

第7条 人事委員会は、選考の結果を学長に報告する。

---

外部からの採用については公募制をとっている。「公募条件」は関係教室（専攻）から提出され、人事委員会の議を経て教授会で審議、承認された後、全国の大学等学校及び研究機関等に送付される。公募された候補者について、人事委員会で公募条件を充たしているかどうかをチェックした後、専門委員会に業績等の審査を依頼する。専門委員会では、研究歴、研究業績について厳正に審査し、第1位、2位の順位を付けた2名の候補者が、その選考経過及び選考理由とともに人事委員会に報告される。人事委員会では、専門委員会から報告された2名の候補者について改めて審査し、妥当と判断されれば教授会に提案・審議され、第1位の候補者についてのみ可否を問い合わせ、採用が決定される。

#### （教官採用候補者が辞退等した場合の取扱い）

採用人事において、教授会において承認された採用候補者が辞退した場合等の取扱いについて、採用人事の迅速化を図るため、今後次のとおり取り扱うものとする。

- 1. 教授会において承認された採用候補者が辞退した場合は、人事委員会は当該候補者選考に係る専門委員会に対して、第2位の候補者を繰り上げるか、初めから選考をやりなおすかについての意向を照会する。
- 2. 専門委員会では、審議を行い、その結果について理由を付して書面により人事委員会に報告する。
- 3. 人事委員会では、前項の報告に基づき審議を行い、第2位の候補者を繰り上げることとする場合は、教授会に付議し、初めから選考をやりなおす場合は、教授会に報する。
- 4. 教授会において第1位の候補者が否決された場合においても、この取扱いによるものとする。内部昇任人事についても、当該講座の昇任候補者について、専門委員会に業績等の審査を依頼する。専門委員会は、研究歴、研究業績について審査し、候補者の推薦理由を人事委員会に報告する。この候補者について人事委員会が審査し、教授会の議決によって昇任が決定される。

#### （専任外国人教員の採用選考と任期）

専任外国人教員の採用と選考基準は、日本人教員の場合と同様本学の教官採用選考規程及び教官採用選考に関する規則により行う。最近の教官公募において外国籍の者の応募があったが、外国人教員任用法に基づく外国人教員の任用の実績はない。

外国人教員の任期については、大学審議会の答申の趣旨に基づき、「奈良教育大学外国人教員の

任期に関する規程」を以下のように改正した（平成11年6月24日）。

（趣旨）

第1条 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和57年法律第89号）第2条第3項の規定に基づき、奈良教育大学に任用される外国人教員の任期については、この規程の定めるところによる。

（任期）

第2条 外国人教員は、任期を定め、又は任期を定めないで任用することができる。

2 任期を定めて任用する外国人教員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

（任期の特例）

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、特別な理由がある場合には、教授会の議を経て、個別に外国人教員の任期を定めることができる。

（外国人教師の任用）

本学の外国人教師は、外国語担当である。外国人教師の任用については、「専任教官採用選考規程」を準用し、任期は「奈良教育大学外国人教師の雇用に関する申し合わせ」に明文化してある。

- 1 奈良教育大学外国人教師として雇用できる者の年齢は、65歳までとする。
- 2 外国人教師の雇用期間は2年とし、再任を妨げない。
- 3 前項にかかわらず、特別な理由がある場合には、教授会の議をへて、2年末満の雇用期間を定めることができる。

（大学院における資格審査）

資格審査の手続き

奈良教育大学大学院教育学研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員の資格については、大学院資格審査委員会において審査判定している。大学院資格審査委員会は各専攻から互選された教授（すなわち、研究指導教員）によって構成され、審査のつど当該講座から特別委員2名（原則として研究指導教員）が出席して行われる。

資格審査の合否に関する最終的決定は、大学院研究科会議における有資格者による無記名投票による。有効投票数の過半数を超えた場合に合と決定することになる。なお、有資格者による研究科会議の構成員は、研究指導教員を審査する場合は研究指導教員のみとし、研究指導補助教員の審査にあたっては研究指導教員に研究指導補助教員を加えたメンバーで行う。

（資格審査委員会での審査手続き）

1. 資格審査委員会では、研究科担当教官資格基準に基づき、次のような「研究科担当教官資格基準の運用についての申し合わせ」によって審査を行っている。その際、審査基準、方法等において、採用か、昇任かの区別はない。
2. 資格審査委員会研究科担当教官資格基準

大学院資格審査委員会研究科担当教官資格基準に基づく申し合わせを表6-4に示す。

表 6-4

## 資格審査委員会研究科担当教官資格基準

	研究業績	教歴
研究指導担当 研究指導教員 (教授)	・学術論文10編以上（うち中央学会誌4編） ・著書1点（共著を除く）及び学術論文5編以上	通算15年以上 (大学における2年以上の教授歴 又は3年以上的助教授歴を含む)
授業担当 研究指導補助教員 (助教授)	上記基準の1/2以上（学術論文5編以上） (うち中央誌2編)	通算5年以上

## 3. 特別審査委員

資格審査においては、必ず当該講座から特別審査委員2名（学長指名。原則として研究指導教員）が出席し、専門的な立場から以下の4点について詳細に報告することになっている。1)研究内容、2)どの論文が学術論文であるか、3)学術論文の内どの論文が中央学会誌掲載論文であるか。及び4)講座としてどのような研究内容をもつ研究者を必要としているのか。という点である。

上述したような特別審査委員の説明を受け、さらに最近5年間の業績があるか否かをチェックし、総合的に検討した上で大学院担当資格を判断する。

## 4. 教歴（研究歴）

教歴（研究歴）についての審査は、上記の基準に基づいている。なお、教歴（研究歴）の算出法については、以下のように規定されている。

- 1)大学院または大学専攻科についてはその正規の修学年数を含む。
- 2)大学等、つまり大学、短期大学、高等専門学校及びこれらに相当する教育研究機関の修学年数も含む。
- 3)大学等における非常勤講師の期間も講師相当歴として10割の換算をする。
- 4)高等学校教諭等は、大学以外の教員歴としてその期間の5割の換算をする

## [点検・評価]

教員の選考手続きにあたっては、研究分野、教育歴及び研究業績等を基準としている。教員選考の手続きについて、大学審議会の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月26日）には、「公募制の積極的導入や選考委員会の構成の改善などにより選考過程の客観性・透明性を高めることが必要である」とされている。本学の教員選考手続きが、ほぼ、この方針に沿って行われていることは評価される。しかし、教育学部の幅広い専攻分野にわたる選考基準について検討すべき課題がある。

- (1) 研究歴・・・大学をはじめとする教育・研究機関等での在職期間を教育研究歴としているが、民間企業等の研究所での研究歴をどのように評価するかについての基準は明確ではない。
- (2) 学術論文・・・研究分野に関連する主要学会発行の学会誌に掲載された論文を高く評価している。関係学会の編集委員とレフリーによる審査を経て、一定の水準をクリアした論文のみが採用されているからである。大学・短大等の研究紀

要に掲載の論文についての評価はあまり高くない。

- (3) 翻訳著書・・・翻訳著書に対する評価は低い。今後、検討を要する。
- (4) 分野（文化、理科、芸体系）別選考基準・・・分野別選考基準については、従来のような一律の選考基準を適用することの是非について抜本的に検討し、分野別の実状に即した選考基準の設定を考えるべきである。
- (5) 教育者としての人格等・・・選考基準として積極的に考慮されていないが、採用時には隨時、面接が行われている教室（専攻）もある。大学の教育・研究に携わる者として自らの人格の陶冶に努めるべきことは当然の責務であり、選考基準として明確に規定すべき問題ではないと考えられる。教育能力については、教育・研究歴によって間接的に評価している。

#### [長所と問題点]

##### (公募制の成果と問題点)

公募制を採用することによって広く学外から有為な人材を候補者として集め、ややもすると閉鎖的になりがちな大学教員の採用をめぐる弊害を回避してきたことは評価できる。しかし、公募にあたって、関連大学や研究機関等への情報伝達や、学会誌等への「公募に関する情報」の掲載が十分に機能しない場合があり、適切な人材がえられず、かなり長期にわたってそのポストが補充できない事例もみられる。学生の教育・研究に支障をきたさないよう、後任の補充については当該教室が十分に配慮していく必要がある。また、大学院設置以来、研究分野によっては、要請される年齢・研究歴などの条件を充たす人材が絶対的に不足している場合もでてきており、公募制の形骸化が憂慮される事態も予想される。

##### (内部昇任人事の硬直化)

大学院設置以後、講座制になっているために、柔軟な昇任方式がとれなくなり、昇任の機会についての格差が生じつつある。昇任人事の硬直化を緩和するため講座制の是非等、組織についての検討が必要である。昇任人事においては、教育実績の評価と関連して、教育歴への配慮について検討すべきであろう。

##### (採用人事における資料の扱いと可否決定の手順に関する問題)

採用人事の手順について述べたように、教授会には順位を付けた2名の候補者の氏名、職歴、研究歴、業績等の資料を配布するが、採用の可否についての審議は1位の候補者のみについてである。教授会へ提示する関係資料等の扱いと可否決定の手順については、今後の検討課題としたい。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

採用・昇任人事は公正に行われており、現状では特に改善・改革を要するところはない。しかし、上記のような問題点もあり、また、多様な専門領域で構成される教育大学では、教育課程の計画・実施にあたって社会的に要求される事項も多様化することを考慮すると、以下のような検討事項があげられる。

- (1) 研究歴・・・教員の人事の活性化を図るために、教員の採用にあたっては、大学等教育・研究機関における在職年数だけでなく、広く民間企業等の研究機関や研究職での在職期間等をも研究歴に換算する方向で検討すべきである。有能な若年研究者を採用するため、大学・短大等の教育・研究機関の非常勤講師の職歴の評価についても

検討すべきである。

- (2) 学術論文・・・「中央学会誌」の論文を高く評価するならば、「中央学会誌」の明確な規定を行い、これについての拡大解釈がなされないような基準を整備する必要がある。大学の研究紀要に掲載された論文の評価についても検討すべきである。
- (3) 学術著書・・・学術書については、書評の対象となったかどうか、必要に応じて、学外の関係研究者に評価を依頼する等の方法についても検討すべきである。
- (4) 翻訳著書・・・研究分野（外国語・外国文学など）によっては、翻訳著書も主要な研究業績として評価の対象とすべきである。単なる翻訳にとどまらず、解説、役者注解、参考文献作成など、原著にはなかった部分が付加されている翻訳著書は、研究業績として積極的に評価する方向で検討すべきである。
- (5) 内部昇任人事の硬直化については、大学全体の将来のあり方に関する構想や、修士課程の研究指導及び講義担当適格者等の後任補充のあり方など、関連する問題が大きいので、マクロな視点からの検討が必要である。
- (6) 公募制を真に実効あるものとしていくために、「公募に関する情報」を伝達すべき大学等教育・研究機関のリストの整備を検討すべきである。教授の停年退官・転出に伴って、学外からの公募制で採用人事を行う場合には、学内で昇進を検討すべき該当者がいないかどうかを確認しているが、公平にかつ広汎に人材をもとめるという立場から、学内からの応募も認める方向で検討することも今後の課題であろう。

#### (e) 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

##### 〔現状の説明〕

教員の教育研究活動についての評価は、採用・昇任人事において教育研究歴及び研究業績等の評価をしている。本学の教員の採用及び昇任候補者の選考については、「奈良教育大学教官採用選考規程」及び「奈良教育大学教官昇任選考規程」第3条で、「選考は、当該候補者の業績、当該職務に要求される教職経験及び教育者としての人格、識見、能力等につき、その資格を審査して行うものとする」と規定されており、教育研究活動が主要な評価基準となっている。しかし、専任教員の教育研究活動を一律に評価することは、行われていない。

##### 〔点検・評価〕 〔長所と問題点〕

教員人事において、研究活動が主要な評価基準となっており、これに対応するには、教官自らが厳しく自己点検・評価をすることが研究活動の評価につながる。例えば、学会活動、学術論文の学会誌掲載、リサイタル、展覧会、競技会等での評価、科学研究費等の審査は外部からの評価に当たる。教育研究活動においては、その動機、独創性、価値観等、教員の内発的な面によるところが大きいので、教官自身の責任においてやればよいのではないかと考えられる側面がある。研究活動の評価は適正におこなわれている反面、教育活動・学生指導の評価はその基準の策定の困難さから全

くおこなわれていない。したがって、現在の評価方法は各教員の研究能力の向上には貢献しているが、学生の学修の活性化には必ずしも貢献しているとは言い難い。

[将来の改善・改革に向けた方策]

多様な専門分野で構成される教育大学において、教育研究活動についての評価方法は、少なくとも以下にあげる点についての全学的レベルでの長期的展望にたって検討が必要であろう。

- (1) 各教員ごとに専門分野の異なる教育研究活動を統一的に評価する必要性。
- (2) 教育研究活動を客観的かつ合理的に測定・把握できる指標。
- (3) 教育活動・学生指導の評価方法の検討・確立。

教育研究の能力や意欲を評価の対象とすることの是非について検討するとともに、主要研究領域に関して構想する教育計画、教育内容、教育方法等について、何らかのかたちで評価する方法についても今後の検討課題であろう。

## (7) 施設・設備等

### (a) 大学・学部・大学院研究科等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況

#### [現状の説明]

本学の学部、大学院研究科にかかる施設・設備は、一部の附属施設・附属校園を除き奈良市高畠町の「高畠キャンパス」のみである。施設・設備が散在していないため、キャンパス間を電車等で移動するなどの負担や不便が無い。高畠団地の位置する奈良市高畠町は、便数の多い市内循環バスでJR奈良駅より約10分、同じく市内循環バスで近鉄奈良駅より約10分で、交通の便は非常に良い。附属学校園については、附属小学校と附属幼稚園が高畠団地にある。附属中学校は、大学より車で約15分の距離にある奈良市法蓮町にある。附属等施設では、附属図書館、保健管理センター、情報処理センター、教育資料館、附属教育実践研究指導センターが、高畠団地内にある。附属自然環境教育センターの奈良実習園は大学から徒歩で10分の距離にある奈良市白毫寺町に、奥吉野実習林は奈良県吉野郡大塔村にあり、大学より車で2時間30分の遠隔地に位置している。

高畠団地の教育研究施設設備状況は、大学基礎データ調書の表Dに示されている。高畠キャンパスには、昭和33年に移転してきたため、古い建築物は築後40年経過して老朽化が目立つ。最近の建物としては、平成6年度の情報処理センター棟がある。講義棟には約26の教室があり、平成11年度後期に大がかりな補修工事が行われた。平成10年度、11年度を通じて、全学的情報ネットワークインフラが整備され、100MB/bpsの情報転送が可能な優れた情報環境が実現している。

身体障害者への配慮として、身障者トイレは、講義1・2号棟で1箇所、講義3号棟、文科棟、情報処理センター、講堂、武道場及び学生食堂に1カ所ずつ、スロープは各棟の入り口に整備され、エレベーターは3基をバリアフリー対策として設置している。

高畠団地は147,600m<sup>2</sup>の面積があり、建物面積は40,430m<sup>2</sup>で、ほぼ満足できる屋外環境である。ちなみに高畠キャンパスは、戦前は陸軍駐屯地、戦後しばらくは米軍キャンプ地であった。自動車は134台、バイクは100台、自転車は175台を駐車させることできる駐車場・駐輪上が、歩行者とは分離させた位置に設けられている。自動車の入構に関してはIDカードによる自動ゲートが設置されており、無断入構を制限している。

冷暖房は、研究室単位での整備がなされたが、講義棟の冷房設置は平成10年度時点では未完備であった。

学生ロッカーは講義棟（新館2号棟）に設置されており、1・2回生が利用している。学生控室は、それぞれのコース履修分野、専修等で、状況が異なるが、おおむね、1室ずつ用意されている。

### [点検評価] [長所と問題点]

全体的に施設の老朽化が進んでいるが、平成11年度の大幅な講義棟の補修・改造は1つの救いであった。

高畠キャンパスも昭和33年の移転当時はゆとりあるキャンパスであったが、大学組織の充実・拡大とともに遂時建物が増設され、狭隘化が進んできている。今後の施設長期計画では、ゆとりのある教育・研究環境を保障する空間確保の視点が必要である。また、空調環境に関しては、上に述べたように冷房設備を欠いた従来の7月末までの授業に教育効果を期待できる状況でなかつたが、11年度の補修・改造によって解決された。それまで空調に関しては、計算機・計測器等の設置機器が空調を必要とする場合に限って設置措置されてきたが、教育・研究、及び職場環境の面からの対応は不十分であった。この面からの充分な対応が必要である。しかし、冷暖房設備の完備等のため、電気使用量が増加している。特に夏は契約電力量を超える事態が発生している。研究・教育の活性化と折り合いの難しい問題が常態化している。

情報化推進のためのネットワークインフラは、本学はよく整備されており、教官、学生は快適なインターネット利用環境を享受している。高畠キャンパス全体を情報基地に仕上げた原動力は、配分された予算及びボランティア的に関わっている教官・事務官の努力の賜である。

高畠キャンパス内に附属小学校と附属幼稚園が存在することにより、教育実習や附属教諭と大学教官の交流の上で良い状況にある。学生にとっても日常的に子どもと同じ空間で生活することが、教員を目指す上で、よいキャンパス環境となっている。ただし、附属中学校のみ高畠団地から離れてあることは、やはり、有形・無形の不便を生んでいる。

学内への自動車の乗り入れを制限しているため、学内での自動車事故は今のところ起こっていない。しかし附属小学校の子どもたちが通学する上で、全く安全とは言えず、乗り入れ自動車の制限速度を周知徹底する必要がある。概ね、学内の静寂さは問題がないと環境評価できる。

### [将来の改善・改革に向けての対策]

研究教育の活性化を目的とした施設の長期計画が、構想されるべきである。ところが学内におけるその管轄が明確でない。現状では一応企画委員会がこの任に当たることとされているが、この委員会は予算配分、教官配置等多くの課題を担っており、これらの計画をじっくり検討する余裕が無い。大学として、対症療法的でなく、全学的観点での改築・整備計画を作成し、各施設・設備の有機的連携を図る必要がある。このためには、これらの事項を扱う責任所在の明確化が必要であろう。第2章項目(5)C4、「研究空間・設備等の整備状況」で述べたように、平成11年度学部改組後の教育体制に対応した部屋の再配分は早急に着手すべきである。つまり、物理的・絶対的な部屋数は深刻に不足しているわけではないにもかかわらず、ゼミナールを持てない学部内コースが生じてしまっている。大学として最優先で検討すべき事項である。

電力消費量問題に関しては、契約内容の見直しも含め、経費や省資源の視点からも、適切な使用の管理・運営が必要である。

情報化の波はますます強まるであろう。情報教育担当教官の配置を考えることはもちろんであるが、ネットワーク・インフラについて組織的取り組みをすべきである。現状では、ボランティア的に関与している教官に大きく依存しており、この教官不在では情報ネットワークが「麻痺」してしまう危険な状況である。

#### (b) 施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

##### [現状の説明]

施設、設備等の国有財産の維持管理は本学の国有財産管理規程に基づき、学長が管理者となり、部局等に属する国有財産の区分に応じて補助執行者が定められ、それぞれの監守区域ごとに監守者、補助監守者が指定され、国有財産の維持管理に関する責任体制が確立されている。

施設・設備等の予算要求は、会計課に出され、企画委員会で審議されている。

##### [長所と問題点]

施設・設備等の維持管理するための学内的責任体制は、確立されており問題はない。しかし、施設整備については、一定予算の中で行なわれているため、整備要求がなされても、全てが実現できない状況である。

##### [将来の改善・改革に向けての方策]

施設・設備等の維持管理するための学内的責任体制は、確立されており問題はない。しかし、学内の施設については老朽化、狭隘が著しいため、抜本的な施設整備の必要があり、文部省への概算要求を行なって施設整備を進めたい。

## (8) 図書等の資料及び図書館

(a) 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性。

### [現状の説明]

#### 1. 藏書数

藏書数は大学基礎データ調査の「E 図書館」の(a)図書冊数一覧表に示した。平成12年5月現在における本学附属図書館の蔵書は、288,517冊(和図書 239,532冊、洋図書 48,985冊)である。雑誌は5,097種(和雑誌 4,484種、洋雑誌 613種)である。平成11年度の新規受入数は、図書 3,362冊(和図書 3,005冊、洋図書 357冊)、雑誌 72種(和雑誌 63種、洋雑誌 9種)である。

#### 2. 資料の選定方式と受入

学生用図書は教職員、講座及び学生からの推薦を隨時受け付けており、約2ヶ月に一度開催される附属図書館運営委員会で選定している。教官研究費で購入する研究用図書は、各教官の選定により購入し、その大半は各研究室に配置されている。その他CD-ROM、VTR等の視聴覚資料で、小額(年間予算30万円)のものについては図書館職員が選定し、高額(推薦図書費で計上)のものについては附属図書館運営委員会で選定している。

資料の受入には、購入、寄贈、管理換があり、購入図書は、図書館で適正に業者を選定して発注・受入を行っている。

外国雑誌については、例年9月中に翌年度の購読調査を全教官に対して行い、11月初旬までに予約発注して翌年4月に前金払い分の本契約している。

#### 3. 収集資料の内容

##### ①学生用図書

学生用図書は、講義に関連する図書や学生の教養を高める図書を教官及び学生から推薦してもらっている。

##### ②教科書・指導書

昭和51年より教育実習用として、奈良市内の主要小・中・高等学校が使用する教科書を購入している。小学校・中学校は各科目3点ずつ、高等学校は各科目1点を購入している。指導書は、教科書に比べて高額であるため、購入した教科書に対して各1点を購入している。

教科書・指導書はコーナーを設けて別置し、学生の利用の便に供している。

##### ③指定図書

各授業科目を担当している教官が、履修する学生のために必読すべき図書、または参考として読むべき図書として指定する図書であり、受講学生数に応じて複数を購入している。

#### ④人権教育関係図書・郷土関係資料

本学は人権教育関係図書と郷土関係資料の収集に意を注いでおり、充実した蔵書を有している。これらの蔵書は、現職教員や広く地域住民への学術資料提供にも資すること甚だ大きいものがある。

#### 4. 図書館資料費

平成11年度の本学全体の図書館関連資料費は39,291千円（その内訳は図書館資料費7,643千円、教官研究費31,648千円）である。図書館資料費のうち、新規図書購入経費は2,000千円程度。

#### [点検・評価] [長所と問題点]

##### 1. 蔵書の構成と充実

本学では「研究・教育及び学習上、必要な資料を収集するとともに、学術書、教養書等の基本資料の選択に配慮し、教員養成大学図書館として体系的に均衡のとれた蔵書構成を図る」（「奈良教育大学附属図書館図書館資料収集方針」1987年）との主旨に従い、蔵書の充実に努めてきた。蔵書の構成としては、教員養成大学という特色上、文科系、理科系、芸術・体育系という広範な分野の蔵書構成を確立している。しかし、図書館資料費等の面から、基本図書を充実させるにも厳しい状態であり、タイムリーな新刊図書を揃えるには非常に困難な状況ではあるが、すでに実施している教官推薦・学生推薦による図書購入を効果的に推進し、利用者の需要を的確に反映していきたい。

##### 2. 情報の提供

CD-ROMサーバーの設置により、雑誌記事索引カレント版を学内LANで提供しており、教官及び学生の文献検索に大いに役立っている。しかし、CD-ROMデータベースは高額であり、多種揃えるには予算的に非常に困難である。

また、本学が所蔵する全蔵書冊数のうち、約60%はデータベース化されているが、残り40%が未入力の状態である。その中には利用価値のある図書も未入力であるため、早急に遡及入力を行う必要がある。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

充実した蔵書構成及び豊富な情報提供を可能とするため、図書館資料費の配分を再検討するとともに、研究費で購入された図書を図書館に備付していただく等の配慮により、図書館資料の充実を計る必要がある。

また、CD-ROMデータベースの予算化と、未入力の図書資料を早期にデータベース化することによって、より豊富なデータベースが提供できるよう、予算の確保に尽力する必要がある。

(b) 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性。

#### [現状の説明]

##### 1. 施設の規模

現在、附属図書館の延床面積は 2,395 m<sup>2</sup>で、その内訳はサービス・スペース 657 m<sup>2</sup>、収納スペース 1,042 m<sup>2</sup>、事務スペース等 696 m<sup>2</sup>となっている。構造は鉄筋コンクリート 3 階建であり、次のようにになっている。

地階 (129 m<sup>2</sup>) は開架書庫。1 階 (1,805 m<sup>2</sup>) にはサービス・スペース（開架閲覧室、カウンター、参考図書コーナー、雑誌コーナー、大型本コーナー、文庫本室、AV コーナー、自習室、パソコン室）と収納スペース（開架書庫、閉架書庫、資料室）と事務スペース（事務室、複写室）がある。2 階 (262 m<sup>2</sup>) には、サービススペース（特別閲覧室）と収納スペース（閉架書庫）と事務スペース（館長室）がある。3 階 (199 m<sup>2</sup>) には、収納スペース（閉架書庫）がある。

附属図書館正面玄関に、入館ゲート（入館者をチェックするシステム）と、ブックディテクション（図書に磁気テープを貼り、無断持ち出しを防止するシステム）を設置している。また、パソコン室、自習室は出入り口を別にして自由入館としている。

##### 2. 設備及び機器

###### ① 書庫設備

図書館の書庫は開架書庫（2 層）、閉架書庫（3 層）、資料室（2 室）の 3 カ所であるが、貴重図書、大型コレクションの別置を数えると 5 カ所になる。開架書庫の収容率が限界を超えていたため、教科書等の図書資料が閲覧室に配架されている。

###### ② 情報検索用機器

図書館システム検索専用端末(OPAC) 4 台、インターネット接続パソコン 22 台、CD-ROM 検索用端末 3 台が設置されている。

###### ③ 視聴覚設備

附属図書館内の視聴覚設備として、1 階に AV コーナーがある。視聴覚機器としてブルースが 7 台設置されており、CD、LD、DVD、VTR 等のソフトが利用できる。また、放送大学の受信設備を設置し、放送大学の講座を視聴することができる。その他リーダープリンタ 1 台がある。

###### ④ 入退館管理・図書自動貸出システム

正面玄関に、入退館システムを導入しており、入館システムにより入館者チェックを行い、詳細な図書館利用者を把握することができる。退館システムではブックディテクション (book detection) を通過することによって、貸出処理を終えていない図書館資料の無断持ち出しを防止している。

また、図書自動貸出システムの導入により、利用者が自分で図書を借り出すことが可能となったため、図書館職員の業務が軽減され、利用者へのサービス向上を可能として

いる。

##### ⑤ CD-ROM サーバシステム

附属図書館に CD-ROM サーバシステムを導入して、学内 LAN を利用した CD-ROM データベースを学内に提供している。検索端末は図書館内に 3 台設置しているが、各研究室及び学内にあるパーソナルコンピュータで、学内 LAN に接続されている端末であれば機種を問わず、検索が可能である。

#### [点検・評価] [長所と問題点]

##### 1. 書庫スペース

図書館の建物は昭和 42 年に新築、昭和 53 年に増築されて現在に至っている。従って新築部分は特に老朽化が著しく、冷暖房設備も完備されていない部分がある。特に、この部分に和装本、その他の貴重図書が多数保管されており、劣化が危惧されている。

また、書庫スペースの収容能力が 90 % 強に達しており、資料管理及び資料閲覧の上でもかなりの不便を感じている。

現在の建物は緑に恵まれており、閲覧室での勉学には視覚的にも環境が良く、全体的にフラットな構造は図書館利用の便もあるため、この環境を維持しつつ増築を計画する必要がある。

##### 2. 電子図書館的機能の強化

視聴覚機器及び CD-ROM サーバを含めて、情報検索、視聴覚関連機器等のハードウェア面に関しては、所有数が少ないながらもある程度充実している。しかし、CD-ROM データベース及び AV 資料等のソフトウェア面における所蔵数に見劣りが感じられる。

また、視聴覚関連機器はコーナー設置しており、密閉空間に設置されていないため、ヘッドフォンの使用を余儀なくされている。さらに視聴覚機器数が少ないと利用を制限する場合がある。

##### 3. 身体障害者対策及び居住環境の充実

附属図書館は正面玄関から閲覧室までがフラットな構造であるため、車椅子でも容易に利用が可能である。しかし、重量のある前後開閉式の扉であるため、車椅子による入館が介助者無しでは困難である。また、正面玄関に入退館システムを設置した際に、内扉を撤去したため、風除室が無い状態であり、玄関ロビー周辺の居住環境が著しく悪化している。

また、館内には身障者に対する対策がほとんど成されていないため、増改築計画と併せて検討する必要がある。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

図書館の増改築については概算要求中であり、インターネット等を利用した情報伝達システムの発展、及び電子図書館的機能の充実を踏まえた増改築計画を再検討する必要がある。

増築の内容には貴重図書を安全に保管できる書庫、インターネットを活用した授業を展開できるメディアルーム、グループセミナー室等の現在の図書館には無い設備を要求している。また、改築内容には全館冷暖房完備を中心として、AVホールの設置を計画しており、公開講座等、講演会等に幅広く活用できるスペースを計画している。

なお、増改築予算が配分されるまでの期間、図書館スペースの有効利用と図書資料の所蔵状況の見直しを検討する必要がある。早急の課題としては、一般開放を推進しつつある図書館として、車椅子による入館を容易とする玄関設備の改善を行う必要がある。

利用者カードについては、図書館独自で作成したものを使用しているが、平成12年度入学生より学生証に図書館利用者用バーコードを印刷し、利用者カードと学生証を一本化した。

(c) 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する配慮の状況とその有効性、適切性。

#### [現状の説明]

##### 1. 開館日と開館時間

本学附属図書館の休館日は、国民の祝休日、本学創立記念日、年末年始、定例休館日、休業期間中の土曜日（試験1週間前、試験期間中及び教育実習期間中を除く）、入学試験関係日であり、これ以外は毎日開館している。

開館時間は、平日が9:00～20:00（休業期間中は9:00～17:00）、土曜日は平成11年度より夜間大学院の開講により、9:00～12:30（休業期間中は休館）から、10:00～17:00（休業期間中は休館）に開館時間の延長を行っている。

表8-1に最近3ヶ年の開館日数、時間外開館日と時間外開館総時間数を示す。

表8-1 開館日数、時間外開館日数と時間外開館総時間数

	開館日数			時間外開館日数			時間外開館総時間数
	平日	土曜日	計	平日	土曜日	計	
平成9年度	209日	30日	239日	160日	30日	190日	585.0時間
平成10年度	215日	31日	246日	159日	31日	190日	585.5時間
平成11年度	220日	31日	251日	151日	31日	182日	612.0時間

##### 2. 閲覧室座席数

学生総数1,478人に対して座席総数は148席であり、不充分である。また、閲覧室に雑誌コーナー、参考図書コーナー等が設置されており、閲覧机の増設は望めない。平成11年度より、新聞閲覧室をパソコン室に転用したため、新聞閲覧場所が仮設置の状態になってい

る。表8-2に附属図書館利用対象者数、表8-3に附属図書館閲覧室座席数を示す。

表8-2 図書館利用対象者数（平成12年5月現在）

学部学生	大学院生	研究生等	学生総数	教職員
1,295人	128人	55人	1,478人	568人

表8-3 附属図書館閲覧室座席数（平成12年5月現在）

開架閲覧室	自習室	パソコン室	計
148席	52席	19席	219席

### 3. 資料の貸出

学部学生等には、専攻科、研究生及び科目等履修生等が含まれる。その他には放送大学学生等の学外者で図書の貸出が許可された者。表8-4に図書の館外貸出冊数及び貸出期間、表8-5に館外貸出冊数と入館者数を示す。

表8-4 館外貸出冊数及び貸出期間（平成12年4月現在）

区分	教職員	大学院生	学部学生等	その他	
	貸出冊数 (内開架5冊)	30冊	10冊 (内開架5冊)	5冊	5冊
貸出期間	開架図書	2週間			
	閉架図書	3ヶ月	2週間		
	指定図書	1週間		貸出不可	
	教科書・指導書	1週間		貸出不可	
	雑誌・紀要	2日間		貸出不可	

表8-5 館外貸出冊数と入館者数

	館外貸出冊数										入館者数	
	学生		院生		教職員		その他		計			
	貸出人数	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数		
平成9年度	11,221	21,784	1,355	3,229	700	1,457	21	49	13,297	26,519	108,843	
平成10年度	10,505	21,981	1,096	2,659	705	1,472	28	76	12,334	26,188	98,664	
平成11年度	10,084	19,745	1,308	2,791	676	1,367	75	157	12,143	24,060	109,420	

#### 4. 参考業務

参考業務には図書・雑誌等の所在調査、事項調査、利用指導等があり、個々に統計をとっている。

所在調査は館内の蔵書検索システムの普及並びに、学術情報センターの目録所在情報及び各大学図書館の蔵書検索がインターネットで公開されており、図書館利用者が個人による所在調査が容易となったため、件数が減少しつつある。

事項調査は上述同様に、蔵書検索システムでキーワード検索が可能であるため、図書館への問い合わせは減少している。

利用指導は蔵書検索システム、インターネットパソコン等の利用指導が増加しており、学外者の来館が増加したことによる、図書館の利用指導の増加が見られる。

平成11年度より新入生を対象に図書館内オリエンテーションを開催。内容は、館内ツアーや始めとして、基本的な図書館の利用の仕方、端末の操作方法、資料の調査・検索方法、資料・文献の入手方法、種々の利用手続きの仕方等を行っている。表8-6に最近3ヶ年の参考調査利用件数を示す。

表8-6 参考調査件数

	所在調査	事項調査	利用指導	その他	計
平成9年度	680件	115件	365件	35件	1,195件
平成10年度	704件	124件	518件	28件	1,374件
平成11年度	626件	106件	522件	5件	1,259件

## 5. 広報活動

広報活動は、図書館の利用を促進させる方法の一つであり、利用者に対して、サービスの内容、利用の方法、資料の収集状況等の情報を提供する重要な手段である。本学附属図書館の主な広報活動として、次のようなものがある。

- ①図書館利用案内（年1回4月発行）
- ②図書館報 春日文遊（年2回発行）
- ③図書館ホームページ（随時更新）

「図書館利用案内」の内容と構成は、図書館を利用する上での基本的な項目から成り、特に新入生を対象に配布している。

「図書館報 春日文遊」は、主に本学教官執筆による随筆、図書館情報の提供等の項目からなり、学内の教職員、学生や学外の図書館等を対象に配布している。

「図書館ホームページ」は、インターネットによる蔵書検索を始めとして、開館日程表等あらゆる図書館情報を即時に提供しており、学内外を問わず、インターネット上で広く公開している。

### [点検・評価] [長所と問題点]

#### 1. 開館時間延長

平成11年度より夜間大学院を開講するにあたって、最も利用が望められる土曜の午後を開館することにした。これにより、学部学生はもとより学外利用者等の図書館利用が大幅に増加している。

今後の計画として図書館の利用状況、利用者の意見等を十分に調査を行い、平日開館時間の延長及び休日開館の実施を計画している。その際、開館時間延長に伴う人件費等、経費の確保が必要である。

#### 2. 閲覧室座席数の不足と対策

閲覧室座席数は、自習室を含めて200席であり、学生総数の1,478人に対して約13%強の割合だが、閲覧室だけを見てみると、10%である。開架書庫、閉架書庫がともに飽和状態にあるため、今後の図書館資料の増加により、閲覧室内に書架を設置せざるを得ない状態にある。そのため、閲覧室座席数の増加は見込めず、座席数が減少する可能性もあり得る。特に、試験期間中は満席になるので、折り畳み机を増設して対応しているが、閲覧室の通路部分が少ないので、増設にも限界があり、増築による根本的な対策が望まれる。

#### 3. 学生用図書に対する学生のニーズ

平成10年度に学生対談を実施した際に、図書館が所蔵する授業のための「参考図書類が古い」という意見があった。また、新しく開設された総合文化科学課程用の図書が無いという状況であった。図書館では担当教官及び学生からの推薦図書を募り、徐々に充実を図っているが、満足のいく状況には至っていない。

学生が利用する基本図書、特色のある図書を揃えるために、今後とも担当教官及び学生に希望図書の調査を行う必要があり、より効果的な推薦図書の方法を考案する必要がある。

また、教官には図書館資料の充実を検討願うと共に、図書館利用の意義の再確認が必要である。

#### 4. 図書館利用指導の改善

平成11年度には学科単位で新入生全員に対して図書館内のオリエンテーションを実施したが、平成12年度には図書館ガイダンスを授業の一環として、全新入生を対象に館内ツアーや蔵書検索の実習を実施した。

これにより、全新入生に対して基本的な図書館の利用指導が可能となった。

#### 5. 広報活動の活性化

図書館発行の「春日文遊」は、従来の図書館ニュースを掲載していた「図書館報」と、教官執筆による「書想」を合併させて、より読みやすいものになったが、発行回数が年2回であり、速報性に欠けるものである。「図書館利用案内」となると、年1回の発行であり、内容も図書館の利用のみであり、図書館ニュースのような即時情報を掲載することができない。そこで速報性があり、随時更新が可能な図書館ホームページが今後の広報活動として重要な手段になると思われる。しかし、ホームページは館員1名によって管理運営されているのが現状であり、維持管理が非常に困難な状態にある。今後は、ホームページの管理運営を図書館全体で検討し、図書館内におけるホームページの内容を検討及び決定する機構を作り、明文化する必要がある。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

入退館システムの統計データから図書館利用者を分析し、利用者のニーズに即した図書館サービスを開拓していく必要がある。そのためにも統計のデータのみならず、利用者の声を取り入れて行く方法の検討を行うと共に、授業の一環としての図書館利用を推進する必要がある。

また、平日夜間開館時間の延長を早期に実現し、日曜開館についても積極的に検討する。そのための経費、環境整備等の問題点を解決しなければならない。

### (d) 学術情報の処理・提供システムの整備状況、他大学等との協力の状況

#### [現状の説明]

##### 1. 学術情報の処理・提供システムの整備状況

システムによる学術情報の提供手段である情報検索サービスとして、①OPAC、②CD-ROM、③オンラインジャーナル等が挙げられる。

### ①OPAC (On-line Public Access Catalog)

本学所蔵の図書や雑誌について、著者名、書（誌）名、重要な言葉をキーワードとして検索することができる。附属図書館内においては、附属図書館システムの蔵書検索専用端末が4台と、館内・学内・学外にあるインターネットに接続が可能なパソコンを使って、図書館ホームページにアクセスすることにより、WWW (World Wide Web) による情報検索サービスを提供している。平成元年2月以降に受け入れた図書や雑誌は、ほぼ入力されているが、それ以前のものは順次入力中である。

### ②CD-ROM

近年、CD-ROM の普及にはめざましいものがあるが、学術情報の分野においても冊子体から CD-ROM 版への切り替えが急速に進んでいる。本学附属図書館では平成8年度に CD-ROM サーバを導入し、ネットワーク対応の CD-ROM として、雑誌記事索引カレント版を提供している。スタンドアロンタイプでは、CD-HIASK (朝日新聞記事データベース) '90-'94、理科年表等を提供している。

### ③オンラインジャーナル

一部の外国雑誌について、抄録から本文までをインターネットを通して検索表示することが可能となっているが、本学附属図書館では導入に至っていない。導入については、現在購入中の外国雑誌を継続することが原則であり、さらにオンラインジャーナル料金を別途に払うのが一般的である。

現在購入している外国雑誌のうち、無料でオンラインジャーナルを提供されているものについては、積極的に導入中である。

## 2. 情報アクセス環境の整備

現在、学内 LAN の回線で本学情報処理センターを介して、大阪大学の ORIONS 経由で学術情報ネットワークに接続。さらにはインターネットにより世界中へと接続されており、学術情報センター、全国の国公私立大学、研究機関等の間で情報交換を行っている。本学における情報アクセスの環境については、学内 LAN 及びアクセス機器に関してはほぼ整備されていると思われる。

学内ネットワークは、平成7年3月に学内 LAN (Local Area Network) が敷設され、平成8年2月には図書館システムと学内 LAN を接続し、更に、平成10年度末には既存の情報ネットワーク機能を維持しながら、ATM(Asynchronous Transfer Mode)等の最新の技術を取り入れ、幹線 LAN の帯域を 100Mbps 以上に拡張した高速情報ネットワークが導入された。この導入後のキャンパス情報ネットワークの構成を図8-1に示す。

最近、学内の利用内容の高度化・多様化がより一層進み、高速演算処理、マルチメディア利用、情報処理教室増設、ファイルサーバーの増強と安全対策に対する需要は高まっていた。このため、今後の本学における学術研究および情報処理教育活動を一層支援することを目指し、また図書館情報サービス・業務の充実、効率化を図るため、情報処理センターおよび図書館の情報システムを平成12年2月に更新した。このシステムは

図8－1の学内 LAN に接続され、情報インフラストラクチャの中核をなすシステムとなっている。（図8－2）

### 3. 他大学との協力関係

近年、資料費の高騰、所蔵スペースの狭隘化、予算削減等により、一大学で必要なものをすべて備えることは困難になってきているが、インターネットの普及及び情報処理技術の発展等により、資料を所蔵しなくとも相互利用によって対応が可能となってきている。このような状況の中で、各大学図書館・研究機関等で所蔵する学術情報を、互いに利用しあう相互利用制度がますます重要になってくる。相互利用制度には、①他大学図書館の直接利用、②文献複写、③現物貸借、④公共図書館との協力連携等がある。

#### ①他大学図書館の直接利用

本学の教官及び学生が、他の国立大学図書館、大学共同利用機関及び公私立大学図書館等を利用する場合は、附属図書館が発行する「閲覧許可願」を持参することにより、相手先の閲覧規程の範囲内におけるサービスを受けることができる。但し、奈良県図書館協会大学・専門図書館部会に加盟している機関については、本学の身分証若しくは学生証を提示するだけで相手先の利用規程の範囲内において利用サービスを受けることができる。

#### ②文献複写

学術情報センターのネットワークを介した ILL (Inter Library Loan) システムを利用して、ILL に参加している全国の大学図書館、各研究機機関等で所蔵する図書・雑誌等の文献入手することができる。年々このシステムに参加する公私立大学が増えているため、それに呼応するようにこのシステムへの依存度も高まっている。表8－7に最近3ヶ年の文献複写件数を示す。

表8－7 文献複写件数

	依頼		受付	
	大学図書館	その他	大学図書館	その他
平成9年度	1,685件	14件	864件	15件
平成10年度	1,600件	32件	1,130件	21件
平成11年度	1,319件	26件	1,081件	37件

#### ③現物貸借

文献複写と同様に、ILL システムを利用して、ILL に参加している全国の大学図書館・研究機関等で所蔵する図書を借用することができる。表8－8に最近3ヶ年の現物図書貸借件数を示す。

表8-8 現物図書貸借件数

	借 受		貸 出	
	大学図書館	その他	大学図書館	その他
平成9年度	58件	0件	157件	3件
平成10年度	70件	8件	155件	4件
平成11年度	76件	2件	148件	21件

#### ④公共図書館との協力連携

大学改革に基づく開かれた大学を目指して、本学図書館では公共図書館に対しても文献複写や現物貸借等の相互利用を積極的に行っている。

#### [点検・評価] [長所と問題点]

##### 1. 情報処理・提供システムの改善

図書館システムのOPAC専用端末4台を、WWW版のOPACを採用したことにより、学内のインターネット接続パソコンとの操作方法が統一され、利用者に利用上の違いを意識させることなく蔵書検索が可能となった。

##### 2. 開かれた図書館をめざす改革

学外利用者数（表8-9）のその他（一般市民等）でも明らかなように、平成11年度においては、学外利用者の約70%以上が一般市民である。大学改革に基づく開かれた大学を目指して、本学図書館では平成11年度に「附属図書館規程」の抜本的改正と「附属図書館利用規則」の改正を行った。その中で特筆すべきことは、学外者への利用範囲の拡大である。本学の卒業生、県内教育関係機関の教職員、近隣の一般市民研究者に対して、図書館で所蔵する指定図書、教科書、指導書、雑誌、紀要を除く一般図書について、貸出冊数5冊、貸出期間14日の館外貸出が認められた。

表8-9 学外利用者数

	他大学の学生	他大学の研究者	大学以外の研究者	その他（一般市民等）	計
平成9年度	120人	8人	4人	77人	209人
平成10年度	129人	8人	4人	254人	395人
平成11年度	143人	11人	33人	409人	596人

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

学内において外部データベースの有効性はあまり認識されておらず、必要要求の声も聞こえてこない。しかし、CD-ROMサーバの導入、情報提供開始後は利用希望の声が高まり、研究室か

らのアクセスも増えつつある。現在扱っていない一般企業が提供する情報検索サービスも、導入すれば利用される可能性も大いに考えられるので、導入に向けて調査・検討をする必要がある。

情報検索サービス及びデータベースソフトの選択、維持費の確保や使用料の支払方法等、今後検討課題ではあるが、早期に導入したい。

学術情報は、従来の印刷物の形態から、オンラインジャーナルのような電子化されたメディアとしてインターネット上に公開されつつある。本学の図書館システムも、このような動向に対応すべく、電子化資料の作成・公開を目指すと共に、電子化されたメディアを導入することによって、大学から地域に至るまでの情報発信基地として発展すべく努力している。

## (9) 学生生活への配慮

### (a) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置

#### [現状の説明] [点検評価]

##### 1) 奨学金について

本学で取り扱っている奨学金は、日本育英会のほか地方公共団体や民間育英奨学会等がある。それら奨学金の募集及び出願の受付等は学生課が担当し、募集等の学生への周知は掲示板への掲示やEメール等で行っている。

##### ○日本育英会

奨学生の種類は、第一種奨学生（無利子）、第二種奨学生（有利子）、併用貸与奨学生の3種類があり、貸与月額は平成10年度の場合、学部生等は自宅通学が40,000円、自宅外通学が46,000円、大学院生修士課程は83,000円である。

通常、学部1年次の募集は、第1次（春季）と第2次（秋季）の年2回行い、学部2年次以上については4月に行っていている。

##### ○地方公共団体、民間育英奨学会

各種育英奨学会により、給与・貸与の別、月額、それぞれ違うが、募集時期は毎年4月から6月の間が最も多い。

過去3年間の奨学生の採用状況については、表9-1のとおりで、学生現員に対する奨学生数の占める割合は学部生で約20%、大学院生で約37%であり、また奨学生の約95%が日本育英会の奨学生で占めている。

##### 2) 授業料、入学料の免除

授業料免除は年に前・後期の2回実施され、文部省の授業料免除選考基準に則って選考される。表9-2に実績をまとめたが過去3年間の年度別（前・後期併せて）の免除者の延べ人数は、それぞれ169、175、181名で学生現員に対する割合は5.6、5.8、6.1%と若干ではあるが、人数、割合共年々上昇傾向にある。

入学料免除の申請者は過去3年間、学部生は3/8、0/1、0/0（申請許可者数・申請者数）、大学院生（特専生含む）が7/18、3/14、7/20となっている。

##### 3) 学生アルバイトの斡旋について

学生課窓口で、学生アルバイトの斡旋をしているが、原則として申込先着順に行っている。平成10年度の年間件数、人数は、家庭教師が115件、115人、事務・

販売が31件、227人、軽作業が39件、219人等である。

#### [長所と問題点]

日本育英会奨学金は、希望する学生のほとんどが採用されているが、近年、無利子貸与である第一種奨学金の推薦内示数の減少にも関わらず、ここ数年の不況等により有利子貸与の第二種奨学金を敬遠し、無利子の第一種奨学金のみを希望する学生が増加しているため、年々わずかではあるが不採用者が増加する傾向にある。さらに、日本育英会以外の各種奨学会には、直接応募の者を除き、大学を通じて応募する者は、大学・学部等を指定しているものが多く、本学にくるものはわずかであるが、たとえ大学に応募がきたとしても出願する学生はまれである。

一方で、毎年、学業成績不振により停止、警告等を受ける学生も数名いる。

また、授業料免除についても、今のところ超過申請をするところまでいっていないので、該当者は全額あるいは半額免除が受けられる状態ではあるが、文部省が定める基準の経済評価と実際の経済状況との格差も生じている。それに加え学業成績で不許可になる者も多く、経済面で不許可になる者と併せると申請者の約3分の1にのぼる。

アルバイトについては、大都市圏に隣接していることから多種多様のアルバイト先があるので、大部分は大学を通すことなく、いろいろなかたちで行われており、実体を把握することは困難である。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

以上のように、本学の場合学生の経済的支援を図るという役割をほぼ果たしていると思われる。

だが、日本育英会奨学金の場合、希望者の多い無利子貸与である第一種奨学金の採用枠を、授業料免除については免除実施可能額の拡大が望まれる。

日本育英会以外の奨学金については、募集時期を日本育英会とずらしてもらうことが望まれる。

#### (b) 学生からの生活相談、進路指導に対する対応

##### [現状の説明] [点検・評価]

学生課、学生委員会、学生相談室、カウンセラー、保健管理センター及び就職委員会のそれぞれが個別的及び相互連携し、学生からの生活相談、健康相談及び進路相談に対応している。

##### 1) 新入生合宿研修

大学の教育行事の一環として、教官と学生及び学生相互の理解と交流の場とし、

かつ、大学生としての自覚を持たせると共に、本学の生活を充実させるための一助とすることを目的として、コース単位で各コースの企画により、4月の第2週から月末までの間で1泊2日で実施している。実施要項を表9-3に、また過去3カ年の実績をそれぞれ表9-4～表9-6に示した。なお、その成果については、参加教官及び参加学生からアンケートを実施し、結果を公表している。

## 2) 教員養成課程合宿研修

教員養成課程合宿研修は、共同生活による相互啓発と連帯感の育成・企画性・指導性の涵養を図り、教官との交流を通じて学生生活を明るく豊かなものとすると共に、将来への資質を養うことを目的として専攻等の単位で実施している。過去3カ年の実績を表9-7～表9-9に示した。

## 3) 在来生合宿研修

総合教育課程に在籍する学生を対象に、専門的な技術の向上や知識を高め、また教官との交流を通じて学生生活を明るく豊かなものにすると共に、将来への資質を養うことを目的として専攻等の単位で実施している。実施形態としては、教員養成課程の各専攻と一緒に実施している。

## 4) カウンセラー活動によるメンタルヘルスケアの担い手の学生相談室

学生生活上の問題を主に、修学や日常生活上の諸問題に関わる個人的な問題に応じるものとして昭和36年4月に設置された。学生相談室の規則を表9-12に示した。

## 5) 日常的な健康管理活動を通じて対応する保健管理センター

専任の教育職でもある医師1名と看護婦2名がいて、学生の保健管理について専門的な実務を行い、学生の心身の健康増進を図るために活動を行っている。前述の学生相談室との連携を進めている。

## 6) 地域社会に貢献する学生のボランティア活動における支援

ボランティア活動の情報及び学生同士の情報交換の場としてボランティア情報室を学生会館に平成10年に設置した。また、活動に関するアドバイスのために相談員を毎週水曜日の午後1時から午後5時まで非常勤職員を配置している。また、学生がボランティア活動に参加するに際し、活動に最低限必要な知識やマナーを習得する必要があることからボランティア活動に関する知識・技術の教授を目的とした正課外の講座を開設している。

## 7) 就職委員会・就職情報資料室・就職指導室による進路・就職へのサポート

就職委員会・就職指導室では、学生の進路及び就職相談を行っている。また、就職

支援の一環としての就職ガイダンスを始めとする学生就職活動の支援行事の企画立案と実施、情報収集、就職のための企業開拓（企業訪問）を実施している。就職支援行事の状況を表9-10と示した。

#### 〔長所と問題点〕

教員養成課程及び在来生の合宿研修は、実施しているコースと実施していないコースとさまざまであるため、継続して実施する意義について検討する必要がある。

昨今の児童・生徒の減少は、教員採用数の大幅減少に繋がり、教員就職を目指す学生にとって大きな課題となっている。また一方では就職協定が廃止になり、就職活動時期が早期化・長期化しているなか、学生の二極化傾向がさらに強まっている。こうしたなかで就職意識の希薄化、大学院進学の内実等の見極めも大切である。

就職状況の推移を表9-11（過去3年間の卒業時の就職動向）及び図9-1a, b, c及び図9-2（過去10年間の卒業時の進路先状況）に示した。表9-11で判るように、教員採用を含む就職者の減少に対して大学院への進学及び未就職者が増加している。未就職者の増加の要因は、就職する意思のない者（フリーター）が増えること、また、次年度以降、教員・公務員職を希望する者が待機の状況となっていることも一因であり、これら学生の卒業後のケアが今後より一層必要である。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

大学の大衆化や過保護社会の中で学生の多様化や未熟化が進行し、多くの学生にとって大学が自分探しの場となっている。それを支える大学としてソフト面の改善をしなければならない。それだけに教職員にメンタルヘルスに関する研修と意識改革が必要である。

本年4月から就職指導室を開設し、学生の就職指導及び相談に応じている。教員就職の現状及び企業の採用選考も質重視の厳選採用になるなど就職環境の変化に対し、より完全な進路の保障を目的とすれば、就職指導室及び指導教官を通じた学生への就職に対するディシプリン（discipline）を備えさせる必要がある。

就職ガイダンスは、現在3回生を対象として実施しているが、就職意識の指導や自己分析は早い時期に行うことで将来を見据えた就職意識の涵養に繋がると考えられる。そのためには、就職指導室と指導教官とが連携を密にして学生を指導していく必要がある。

### （c）学生の生涯にわたる心身の健康保持・増進のための配慮

#### 〔現状の説明〕〔点検・評価〕

保健管理センターは、学生及び教職員の身体的・精神的に健康の確保のために日常的に業務を行うとともに健康増進のための啓発活動をも精力的に努めている。

- ① 日常の健康管理：日常的には毎日午前8時30分より午後5時までセンターを開き、

体調の不調に対応したり、ケガなどの応急処置等の医療を行っている。さらにセンターで対処できない場合には他の医療機関に紹介することにしている。ちなみに、平成10年度に病気やケガなどでセンターを利用した学生は260名であった。他の健康相談・カウンセリングをうけた学生は87名、健康診断書発行590名で利用総数は1,067名であった。

いずれにしても、学生が気軽にセンターを利用できるように心がけている。そのため直通電話やFAXも設置されている。

② 定期健康診断：学部2, 3, 4回生及び大学院学生の健康診断は4月の水曜日午後（講義に支障ない）に実施している。項目としては、内科診察、身体計測、血圧測定、尿検査及び胸部X線検査である。なお、一部の学生には視力検査も実施している。平成11年度の受診率は総計で見て87.5%である。その結果、1名の胸部X線異常陰影を認め、専門病院で肺結核（指導区分A1）と診断され3ヶ月間入院治療を行い復学した。その他の健康診断の成績の詳細は「保健センターだより」において公表している。最近では教育実習や介護等体験に参加するための健康診断書が必要なために受診率は比較的高率になっている。

③ 新入学学生に対する健康診断：入学時の「健康調査書」を参考にして5月初旬に健康診断を実施するとともに心電図検査もあわせ行っている。その結果、異常が疑われた際には運動負荷を行い、判定する。さらに疑わしい場合には専門病院に紹介し、判定を仰ぐこととしている。これらの成績を参考に運動活動の指標としている。幸い重篤な異常心電図は指摘されていない。

秋には末梢血液像、血液生化学検査を実施し、学部4年間の在学中の健康指導の資料としている。検査の内容は貧血、HBs抗原を含めた肝機能、脂質、尿酸及び血糖である。この成績で異常がみられた者については腹部超音波検査を実施している。なお、平成10年度の成績については「保健管理センターだより（第33号）」に報告している。

④ 教職員の健康診断：教職員については春、秋の学生健診の際に実施している。項目としては聴力検査、胃X線検査及び便潜血検査（大腸がん検査）が追加されている。なお、人間ドックを利用された者は本学の検査は省略されている。

⑤ その他の特別健康診断：VDT作業従事者に対しては定められた眼科及び筋骨格に対する検査を、また、RI実験従事者に対しては診察及び末梢血液検査を実施している。

⑥ 学生相談・カウンセリング：学内には4名のカウンセラーが委嘱されている。そして、表9-12の規則に従い、学生の相談内容に応じて隨時対応することとなっている。相談内容によって2名の精神科医と2名の心理学の先生が分担されている。一方、

健康相談については管理医が担当することとなっている。ちなみに平成10年度はカウンセリングが23名、健康相談が64名であった。

なお、相談を受けやすいように学内に2箇所の申込箱、直通電話及びFAXが設置されている。

⑦ 健康増進のための啓発活動：自分の健康を自己管理するための習慣を身につけてもらうためにセンターや学生会館のホールに自動身長体重計、視力計、体内脂肪計及び自動血圧計を設置し、自由に測定できるようにしている。さらに全身電動マッサージ機及びボディソニックも心身のリラクゼーションのために置かれ、気楽にセンターを利用してもらうための雰囲気をつくっている。

⑧ 講演会及び講義：年1回は全学の学生・教職員を対象として講演会を学生課と共に実施している。平成10年度にはエイズに関連して奈良県立医科大学の栗山茂樹講師に「AIDSにおける免疫機構の破綻について」と題して講演していただいた。その際には性感染に関するパンフレットも配付し、感染防止のための啓発を行った。

一方、管理医（教授）は学部の講師として医学や健康に関する講義を担当している。なかでも救急処置としての心肺蘇生法の実習を実施し、教員になったときは勿論のこと社会人としても身につけておいてほしいと願っている。また、教養科目として「健康とライフスタイル」と題して15週間の講義を行い、毎年250名前後の多くの学生が聴講している。

⑨ 学会・研究会での発表：毎年、健康管理に関する演題によって全国大学保健管理研究集会において日頃の研究内容を発表している。なかでも、アルコールパッチテストを用いたアルコールの急性中毒の予防のための活動についての発表は全国の大学の先鞭であり、評価を得ている。

⑩ 厚生補導施設：厚生補導施設として学生食堂は、大学生活協同組合による食堂、購買部が置かれている。学生寮は国際学生宿舎と女子寮の2寮があり、国際学生宿舎は、個室で100室、定員100名、日本人男子学生と留学生の混住方式を採用、定員については日本人男子学生60人、留学生40人となっている。女子寮は34室で定員136名となっている。昨年度の月平均の稼働率は国際学生宿舎で78%、女子寮では54.4%となっている。

⑪ その他：大学祭の食中毒予防や急性アルコール中毒防止など大学の行事にも深く関与している。

#### 〔長所と問題点〕

現在の保健管理センターには内科医である管理医と看護婦が2名（うち1名は栄養士を兼ね、女子寮の食事の栄養管理をも行っている。）が常勤している。事務面については学生課に全面的にバックアップしてもらっており、小規模であるが、学生の厚生補導の面からは非常にうまく運営されていると考えている。また、学生に対しても利用してもらいやすい雰囲気があり小さい規模の大学としての特長を生かしていると自負している。

しかし、今後は看護婦の削減や高額の医療機器（例えばX線装置等）の耐用年数が迫っており、業務の一部を外部委託することも考えておく必要があると考えている。さらに情報化が急がれており、さしあたって診断書の自動発行、健診データのコンピュータ化を成し遂げることが急務である。これらによってさらにきめ細かな健康管理や学生相談・カウンセリングが可能になるとを考えている。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

今後も益々健康に対する関心は高まると思われる所以、保健管理センターの業務は益々充実させなければならない。そのためにも業務の能率化が求められる。その一つがコンピュータ化であり、もう一つが検査の外部委託であろうと考えている。外注化すると検診の期間を短日化する必要があり、そのためにも広い場所の確保が問題となる。

以上の点からも、近い将来に保健管理センターの移設も念頭において置く必要がある。

次に社会問題化している飲酒事故、薬物乱用、セクシュアル・ハラスメントを含めた性的トラブル、エイズ対策などに対応するための全学的な対策が必要と考える。

また、本学も夜間に大学院が開講されており、大学院の学生に対する健康管理サービスについても急いで対策を立てることが望まれる。

女子寮については、昭和36年3月に建てられたもので老朽化しているとともに最近の住環境の変化から個室化への改築が望まれる。

#### (d) 学生の課外活動に対して大学として組織的に行ってている指導、支援

##### [現状の説明] [点検評価]

学部学生の自治活動については、学生自治会が結成されている。

課外活動の中心となるサークル活動は、体育系サークルと文化系サークルに2分され、前者は体育会を組織し、自治的・自主的活動に取り組んでいる。

体育系サークルは30団体、文化系サークルは12団体あり、参加学生数は男女別に251名と188名の439名、96名と151名の247名となっている。

大学側では、この課外活動も大学教育の一環として位置付け、学内教員の顧問就任制、結成サークルの許可制、大学の施設・設備の利用・貸与、顧問教官による助言・指導等を担当し、特に体育系サークルに対しては、近畿地区国立大学体育大会、全国教育系大学体育大会及びサークルリダース研修会での指導も行っている。

課外活動施設・設備としては、体育関係や厚生補導のための施設・設備の運用、及びサークル施設を整備し、活動の場に供している。

### [長所と問題点]

各サークルは、積極的に自主的・自治活動を展開している。予算面では、自治会からの配分金とサークル構成員の自費で賄われ、活動が行われている。

活動は活発に行われ、その成果は公の場を含めいろんな機会の発表会や大学間交流会などで発表されている。

毎年1泊2日で行われている体育会系サークルリーダー研修会は評価が高く、文化系サークルでの実施も必要視される。

サークル活動を充実させるということと密接に関わる事柄は、経済的負担、正課授業を受けられないという問題がある。また、安全対策の整備・拡充の問題が今後の課題である。

課外活動のための施設・設備の整備と管理運営について、予算及び人的体制の問題がある。また、正課授業に関わる施設・設備についての利用上の調整、管理上の問題がある。

### [将来の改善・改革に向けた方策]

学生の課外活動を指導・支援するため学生委員会の中に課外活動担当を置いている。

当面、年々減少傾向になっている体育系・文化系サークルの活性化を図るために環境整備と併せ、サークルリーダー研修会をさらに充実させる必要がある。他方で、学生の間で広がっている同好会やボランティアグループに対しても援助し、大学として育成していくたい。教育大学としては、こうした集団生活を通じて人格形成とリーダー的能力を培うことの意義を訴えていくことが求められている。学生の厚生補導施設の整備、正課外の教育活動の在り方が最重要課題である。

表9-1  
奈良教育大学における奨学生状況

(表9-1)

区分 年度	日本育英会			その他 奨学生	計	学生現員	学生現員に に対する比率 %
	第一種 奨学生	第二種 奨学生	併用貸与 奨学生				
平成8年度	206 0 (42)	66 0 (5)	0 0 (0)	25 0 (0)	297 0 (47)	1,363 10 (124)	21.8 0 (37.9)
平成9年度	189 0 (38)	64 0 (4)	0 0 (0)	16 0 (0)	269 0 (42)	1,371 11 (116)	19.6 0 (36.2)
平成10年度	193 0 (42)	60 0 (3)	0 0 (0)	14 0 (0)	267 0 (45)	1,356 9 (116)	19.7 0 (38.8)

表の上段は学部下段は専攻科、右（ ）は大学院。学生現員に私費留学生含まず。

表9-2  
奈良教育大学における授業料免除者状況  
前期分

(表9-2)

区分 年度	学部学生等		私費外国人留学生		計	学生現員	学生現員に に対する比率 %
	全額免除	半額免除	全額免除	半額免除			
平成8年度	49 0 (9)	10 0 (7)	10 0 (7)	0 0 (0)	69 0 (19)	1,365 10 (131)	5.1 0 (14.5)
平成9年度	43 0 (11)	17 1 (8)	10 0 (5)	0 0 (0)	70 1 (19)	1,375 11 (121)	5.1 9.1(15.7)
平成10年度	45 0 (13)	11 0 (4)	9 0 (9)	0 0 (0)	65 0 (26)	1,375 9 (121)	4.8 0 (21.5)

表の上段は学部下段は専攻科、右（ ）は大学院。

後期分

区分 年度	学部学生等		私費外国人留学生		計	学生現員	学生現員に に対する比率 %
	全額免除	半額免除	全額免除	半額免除			
平成8年度	47 0 (7)	8 0 (3)	10 0 (6)	0 0 (0)	65 0 (16)	1,365 10 (131)	4.8 0 (12.2)
平成9年度	39 0 (8)	18 0 (5)	10 0 (5)	0 0 (0)	67 0 (18)	1,375 11 (121)	4.9 0 (14.9)
平成10年度	51 0 (11)	9 0 (2)	8 0 (9)	0 0 (0)	68 0 (22)	1,375 9 (117)	5.1 0 (18.8)

表の上段は学部下段は専攻科、右（ ）は大学院。

表9－3

## 新入生合宿研修実施要項

平成10年11月18日  
教 授 会 承 認

### (意義・目的)

大学の教育行事の一環として、教官と学生及び学生相互の理解と交流の場とし、かつ、大学生としての自覚を持たせると共に、本学の生活を充実させるための一助とする目的とする。

### (実施形態)

新入生のコース単位で実施する。

### (研修内容)

各コースの企画による。

### (実施時期)

4月の第2週から月末までに実施する。  
ただし、授業と重ならないように配慮する。

### (日程)

1泊2日で実施する。

### (費用)

10,000円程度とする。

表9-4

## 平成9年度新入生合宿研修

138

課程・専攻等	日 程	新入生数	参加教官数	場 所	研 修 内 容 等
教育	4/11~4/12	14	2	大乗苑(奈良市)	自由討議「現代の教育問題」 市内散策
理科G	4/12~4/13	61	8	余呉湖荘(滋賀県伊香郡余呉町)	琵琶湖博物館見学、講演、信楽焼見学
地域環境	4/18~4/19	11	2	いこいの村大和高原(都祁村)	天理市内景観観察 自由討議「大学での抱負」
技術・家庭 合同	4/18~4/19	17	2	飛火野荘(奈良市)	講話:「大学生活について」 見学:市内史跡
英語G	4/19~4/20	16	3	生駒山麓ふれあいセンター(生駒市)	スポーツ交流、講演
国語	4/25~4/26	24	3	NTT奈良「万葉荘」(奈良市)	講演(県教委文化財課職員による)
社会	4/25~4/26	13	2	国民年金保養センター大和路(櫻井市)	史跡見学(山田寺等) 自由討議「大学生活」
心理	4/25~4/26	12	2	かんぽの宿「平群荘」	教官講話、周辺散策
音楽G・ 幼稚園合同	4/25~4/26	43	6	白浜荘(滋賀県高島郡安曇川町)	実習:信楽焼 講演「コンピュータ音楽について」
数学G	4/26~4/27	26	4	樫原市サイクリングターミナル	高松塚・石舞台古墳見学、昆虫館見学、 専攻・専修別討論会、全体討議
美術	4/26~4/27	13	5	自然環境教育センター奥吉野実習林	講話「大学生活について」 レクリエーション、史跡見学
書道G	4/29~4/30	24	5	竹林院(吉野町)	吉野山散策 教官講話
養護学校	5/9~5/10	23	3	いこいの村大和高原(都祁村)	県内養護学校教諭による講演「養護学校の 子供達と学生への期待」、講義「学生生活」
保健体育	5/9~5/10	20	7	KKRびわこ	学外講師による講演、ウォーキング大会

表9-5

## 平成10年度新入生合宿研修

日 稲	課程・専攻等	場 所	新入生数	参加教官数	研 修 内 容 等
4/10(金)~4/11(土)	教育	大乗苑(奈良市)	12	2	自由討議「現代の教育問題」 文化施設見学
4/17(金)~4/18(土)	幼稚園	奈良県青少年会館(奈良市)	22	2	講演「大学と幼児教育」、交流会 オリエンテーション、奈良に親しむ活動
4/17(金)~4/18(土)	地域環境	いこいの村大和高原(都祁村)	11	2	ガイダンス「大学生活」、天理市内景観観察等 自由討議「大学での抱負」
4/18(土)~4/19(日)	理科G	長浜市サイクリングターミナル	56	7	琵琶湖博物館見学、講演、自由討議 陶芸の森見学、特別展に関する講義
4/22(水)~4/23(木)	技術・家庭	KKRみかさ荘(奈良市)	19	2	討論会「学生生活」、自由討議 積水ハウス研究所見学
4/24(金)~4/25(土)	国語	NTT奈良万葉荘(奈良市)	25	3	講演「私の学生時代と教育実習昨今」 自由討議、文学・歴史散歩、教官談話
4/24(金)~4/25(土)	音楽G	グリーンピア三木(三木市)	20	7	講演「コンピュータ音楽」、レクリエーション 自由討議「大学生活」
4/24(金)~4/25(土)	小・中社会	国民年金保養センター大和路(櫻井市)	24	2	全体討議「学生生活」、飛鳥資料館等見学 岡寺、石舞台見学
4/24(金)~4/25(土)	心理	厚生年金会館飛火野荘(奈良市)	12	1	講義「学生生活」、「心理学と資格について」 教官講話、周辺散策
4/24(金)~4/25(土)	書道G	奈良県青少年会館(奈良市)	22	5	講義「学生生活」、周辺散策 発表会「奈良の歴史と書道について」
4/25(土)~4/26(日)	数学G	橿原市サイクリングターミナル	32	3	高松塚・石舞台古墳見学、昆虫館見学、 専攻・専修別討論会、全体討議
4/25(土)~4/26(日)	英語G	いこいの村大和高原(都祁村)	18	2	講演「学生生活」、スポーツによる交流会 外国人講師講演による講演
5/2(土)~5/3(日)	美術	自然環境教育センター奥吉野実習林	15	6	講演「大学生活について」 レクリエーション、史跡見学
5/8(金)~5/9(土)	養護学校	いこいの村大和高原(都祁村)	20	5	県内養護学校教諭による講演「養護学校の 子供達と学生への期待」、講義「学生生活」
5/8(金)~5/9(土)	保健体育	大津ユースホステルセンター	19	8	学外講師による講演、大ウォーキング大会

表9-6

## 平成11年度新入生合宿研修

140

課程	コース	実施期間	新入生数	参加教官	研修施設名称	所在地	交通機関	研修テーマ(主なもの)
学校教育教員養成課程	教育・発達基礎	4.16_4.17	35	梅村	万葉荘	奈良市高畠町	徒歩	講話:教育について学ぶ意義
				杉若				
	言語・社会	4.24_4.25	30	田渕	白浜荘	滋賀県安曇川町	借上バス(往路のみ)	講演:今、教師に求められる心技体
				高橋(李)				討論:教師論
				松川				
	理数・生活科学	4.24_4.25	35	松村(佳)	若狭湾少年自然の家	福井県小浜市	借上バス(往復とも)	ビデオ:エイズ教育
				谷口(義)				実習:和紙作り
				重松				
				米山				
	身体・表現	4.17_4.18	30	梶田	奥吉野実習林大塔寮	大塔村赤谷	借上バス(往復とも)	見学:天川弁財天社
				北村				講演:生涯学習としての身体・表現活動
				久保田				
				宮下				
総合教育課程	生涯学習	4.24_4.25	30	高橋(豪)	下北山総合スポーツ公園	下北山村池原	借上バス(往復とも)	講話:生涯学習コースの出発にむけて
				門田				見学:水平社歴史館
				岡本				
	芸術文化	4.23_4.24	25	福井	奈良県青少年会館	奈良市半田開町	徒歩	講演:コンピュータ音楽
				前田				
				ほか2名				
	文化財	4.17_4.18	20	山岸	国民宿舎「葛城高原ロッジ」	御所市櫛羅	借上バス(往復とも)	討論:文化財とは何か
				脇田				見学:大阪府立近つ飛鳥博物館
				三辻				見学:檜原考古学研究所
				長友				
	環境教育	4.16_4.17	20	淡野	いこいの村大和高原	都祁村針	送迎バス(往復)	見学:環境整備の現状
				谷口				見学:天理参考館
	科学情報教育	4.17_4.18	30	河上	檜原サイクリングターミナル	檜原市川西町	借上バス(往路のみ)	見学:高松塚古墳壁画館
				梶原				実習:サイクリング史跡巡り
				堀端				
				浅井				
				小澤				
				柳澤				

表9-7

## 平成9年度上回生合宿研修

課程・専攻	実施期間	参加学生数	参加教官数	研修施設名称・所在地	研修テーマ(主なもの)
小・中 国語	5／29～30	33	2	国民宿舎「関ロッジ」(三重県関町)	講演、班別討議、史的散策
中 英語、総合 比較文 化合同	6／13～14	31	2	下北山総合スポーツ公園	講演、スポーツレクリエーション、資料館見学
小 教育	6／13～14	24	2	サンポート白浜(和歌山県白浜町)	スポーツレクリエーション、自由討議
小 心理	6／14～15	39	5	「白浜荘」(滋賀県安曇川町)	講演、スポーツレクリエーション、風車村見学
小・中 数学、総合 情報 数理合同	7／4～5	52	3	しあわせの村(神戸市)	アサヒビール工場見学、散策、講演、自由討議
養護	10／20～21	45	2	国民宿舎「伊勢志摩ロッジ」(三重県志摩町)	講演「21世紀をみつめる老人介護」
小・中 保健体育	11／5～11／6	31	4	アイリスイン城陽(城陽市)	自由討議、サイクリング、スポーツレクリエーション
小・中 美術	11／7～11／8	45	5	トラベラーズイン京都(京都市)	美術館見学、寺社見学、講演

表9-8

## 平成10年度上回生合宿研修

課程・専攻	実施期間	参加学生数	参加教官数	研修施設名称・所在地	研修テーマ(主なもの)
中 英語、総合 比較 文化合同	5／19(火)～20(水)	31	2	希望が丘文化公園(滋賀県竜王町)	ビデオ研修、講演会、全体討議
心理	6／13(土)～14(日)	40	1	ほのぼの研修センター(上野市)	講演「学校教育相談の実際と今後の課題」
小・中 数学、 総合 情報数理合同	7／ 3(金)～ 4(土)	23	3	ヘルシーパル湯の山(三重県菰野町)	博物館見学 講演「学生時代の友人は宝物」
小・中 保健体育	7／3(金)～ 4(土)	37	4	静潮苑(和歌山市)	講習「マリンスポーツの指導」 討論「学校体育について」 実習「救助法」
小 教育	7／12(日)～13(月)	23	1	鈴鹿サーキットホテル(鈴鹿市)	討論「生きることと育てることの狭間」
小・中 家庭	10／16(金)～17(土)	38	1	新神戸オリエンタルホテル(神戸市)	講演「21世紀をみつめる老人介護」
中 技術	10／22(木)～23(金)	11	2	飛鳥保存財団研修宿泊所(奈良県明日香村)	見学「建具用金具の製造工程」
養護	10／26(月)～27(土)	39	3	神戸しあわせの村(神戸市)	見学:障害者施設
小・中 美術	10／30(金)～31(土)	25	5	かんぽの宿鳥羽(鳥羽市)	講演:「一般企業への就職」
幼稚園	10／30(金)～31(土)	35	2	ホテル西びわこ(滋賀県高島町)	討論:教育実習について 見学:琵琶湖博物館
小・中 国語	11／27(金)～28(土)		1	いこいの村「大和高原」(奈良県都祁村)	見学:長谷寺

表9-9

## 平成11年度上回生合宿研修

春季実施

課程・専攻・専修	実施期間	参加学生数	研修施設		利用交通機関	研修テーマ(主なもの)	参加教官
			名称	所在地			
中 英語、総合 比較文化合同	5.29_5.30	45	生駒山麓ふれあいセンター	生駒市俵口町	借上バス(往路のみ)	講演:異文化から学ぶ	伊東 澤田
小 心理	6.11_6.12	34	宇多野ユースホステル	京都市右京区	借上バス(往路のみ)	講演:私の教職経験 見学:平等院・源氏物語ミュージアム	杉若 藤田 豊田 玉瀬
小 教育	6.26_6.27	18	国立曾爾少年自然の家	宇陀郡曾爾村	借上バス(往復とも)	講演:小学校教育現場のいま	小野 八尾坂
小・中 数学、総合 情報数理合同	7.2_7.3	13	三重保健福祉センター	三重県菰野町	借上バス(往復とも)	討議:算数・数学の教育方法について 見学:鳥羽水族館	日野 神保 南

秋季実施

143

課程・専攻・専修	実施期間	参加学生数	研修施設		利用交通機関	研修テーマ(主なもの)	参加教官
			名称	所在地			
小・中 美術	10.22_10.23	30	能勢簡易保険保養センター	大阪府能勢町	借上バス(往復とも)	講演:不況下の就職活動について 見学:国立国際美術館 見学:国立民族学博物館	宇田 比留間 小川 梶田 西野
養護学校	10.25_10.26	45	いこいの村びわ湖	大津市山上町	借上バス(往路のみ)	講演:重傷心身障害児の療育について 見学:びわこ学園	越野
幼稚園	10.30_10.31	44	京都簡易保険会館	京都市左京区	借上バス(往路のみ)	講演:京の町屋と子どもの暮らし 見学:京都学校歴史博物館	瓜生 上野 福井
中 技術、小・中家庭合同	11.18_11.19	30	未定	京都市	借上バス(復路のみ)	見学:アサヒビール吹田工場 ほか	谷口(義) 柳川 ほか未定
小・中 国語	12.1_12.2	未定	いこいの村大和高原	山辺郡都祁村	借上バス(往路のみ)	未定	川北ほか3

表9-10

## 平成12年度就職関係行事予定表

(平成12年10月以降)

区分	教員	公務員	企業	大学の就職指導行事
平成12年 10月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回就職ガイダンス</li> <li>・第2回就職ガイダンス</li> <li>・第3回就職ガイダンス</li> </ul>
11月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回就職ガイダンス</li> <li>・第5回就職ガイダンス</li> <li>・第6回就職ガイダンス</li> </ul>
12月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業研究・資料請求</li> <li>・第1回セミナー（公務員）</li> <li>・第1回模擬試験（公務員）の実施</li> </ul>
平成13年 1月				第7回就職ガイダンス
2月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回模擬試験（教員）の実施</li> <li>・第2回セミナー（教員）</li> </ul>
3月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回模擬面接の実施（企業就職希望者対象）</li> </ul>
4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員要項発表</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職調書の回収</li> <li>・模擬面接講座の実施</li> <li>・防衛庁・自衛官採用試験説明会</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校教員募集要項発表（学生課で配付）</li> <li>・公立学校教員願書受付</li> <li>・私立学校教員募集要項発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員I種受付</li> <li>・国家公務員II種受付</li> <li>・地方公務員（上級）受付</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回模擬面接の実施（教員・公務員就職希望者対象）</li> <li>・第3回模擬試験及び解説ポイント講義（公務員）</li> <li>・第4回模擬試験及び解説ポイント講義（教員）</li> <li>・教員採用試験要項説明会（奈良県、大阪市、兵庫県、神戸市、京都府、名古屋市）</li> <li>・裁判所職員採用選考試験説明会</li> <li>・警視庁職員採用選考試験説明会</li> <li>・青年海外協力隊特別説明</li> </ul>
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員I種1次試験</li> <li>・地方公務員（上級）1次試験</li> </ul>		
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校教員1次選考試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員I種2次試験</li> <li>・国家公務員II種1次試験</li> <li>・地方公務員（上級）2次試験</li> </ul>		
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校教員1次合格発表</li> <li>・公立学校教員2次選考試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員I種最終合格発表</li> <li>・国家公務員II種2次試験</li> <li>・地方公務員（上級）2次合格発表</li> </ul>		
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員II種最終合格発表</li> </ul>		
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校教員2次合格発表</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・正式内定日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内定状況調査</li> <li>・講師希望者調査</li> </ul>

表9-11

## 卒業生の就職動向

区分 卒業時の状況			卒業生の動向（平成11年9月現在）												就職率		
			教員外						教員								
			非常勤の教員	官公庁企業等	進学	無業	不 <sup>明</sup>	計	小学校	中学校	高等学校	高・ロウ・養護学校	幼稚園	計			
8年度卒（9年9月現在）	就職者	非常勤の教員	38	16	11	5	2	34	4	1	1	0	0	4	13.2%		
		官公庁企業等	68	29	18	9	3	59	7	2	1	0	0	9	0.9%		
	非就職者	進学	73	2	67	3	1	72	1	1	1	0	0	1	0.9%		
		無業	108	2	101	1	3	107	1	1	1	0	0	1	0.9%		
		小計	20	5	4	4	2	2	17	2	1	1	0	3	21.6%		
			37	11	6	5	4	3	29	2	4	2	0	8			
	教員就職者	39	4	4	1	25	1	34	3	2	1	0	0	5	15.4%		
		52	4	5	2	33	1	44	4	3	1	0	0	8			
		合計	170	27	86	5	35	4	157	7	5	1	0	13	9.8%		
			265	46	130	8	49	6	239	13	10	3	0	26			
9年度卒（10年9月現在）	就職者	非常勤の教員	31					0	15	4	2	2	8	31	17.2%		
		官公庁企業等	55					0	32	9	4	2	8	55			
	非就職者	進学	201	27	86	5	35	4	157	22	9	3	2	8	44		
		無業	320	46	130	8	49	6	239	45	19	7	2	8	81		
		小計	180	32	94	20	19	10	175	3	1	0	1	5	4.6%		
			281	46	133	42	28	19	268	5	2	3	3	0	13		
	教員就職者	26						0	12	2	1	1	10	26	13.0%		
		42						0	24	4	2	2	10	42			
		合計	206	32	84	20	19	10	175	15	3	1	2	10	31		
			323	46	133	42	28	19	268	29	6	5	5	10	55		
10年度卒（11年9月現在）	就職者	非常勤の教員	33	33				33						0	0.0%		
		官公庁企業等	51	51				51						0	0.0%		
	非就職者	進学	65		65			65						0	0.0%		
		無業	98		98			98						0	0.0%		
		小計	25		25			25						0	0.0%		
			49		49			49						0	0.0%		
	教員就職者	56			56			56						0	0.0%		
		88			88			88						0	0.0%		
		合計	179	33	65	25	56	0	179	0	0	0	0	0	0.0%		
			286	51	98	49	88	0	286	0	0	0	0	0	0.0%		
	合計	11						0	4	2	1	1	3	11	6.2%		
		19						0	9	5	1	1	3	19			
		305	51	98	49	88	0	286	9	5	1	1	3	19	6.2%		

上段は、女子で内数

図9-1

# 卒業生の進路先状況

## 教員就職の状況

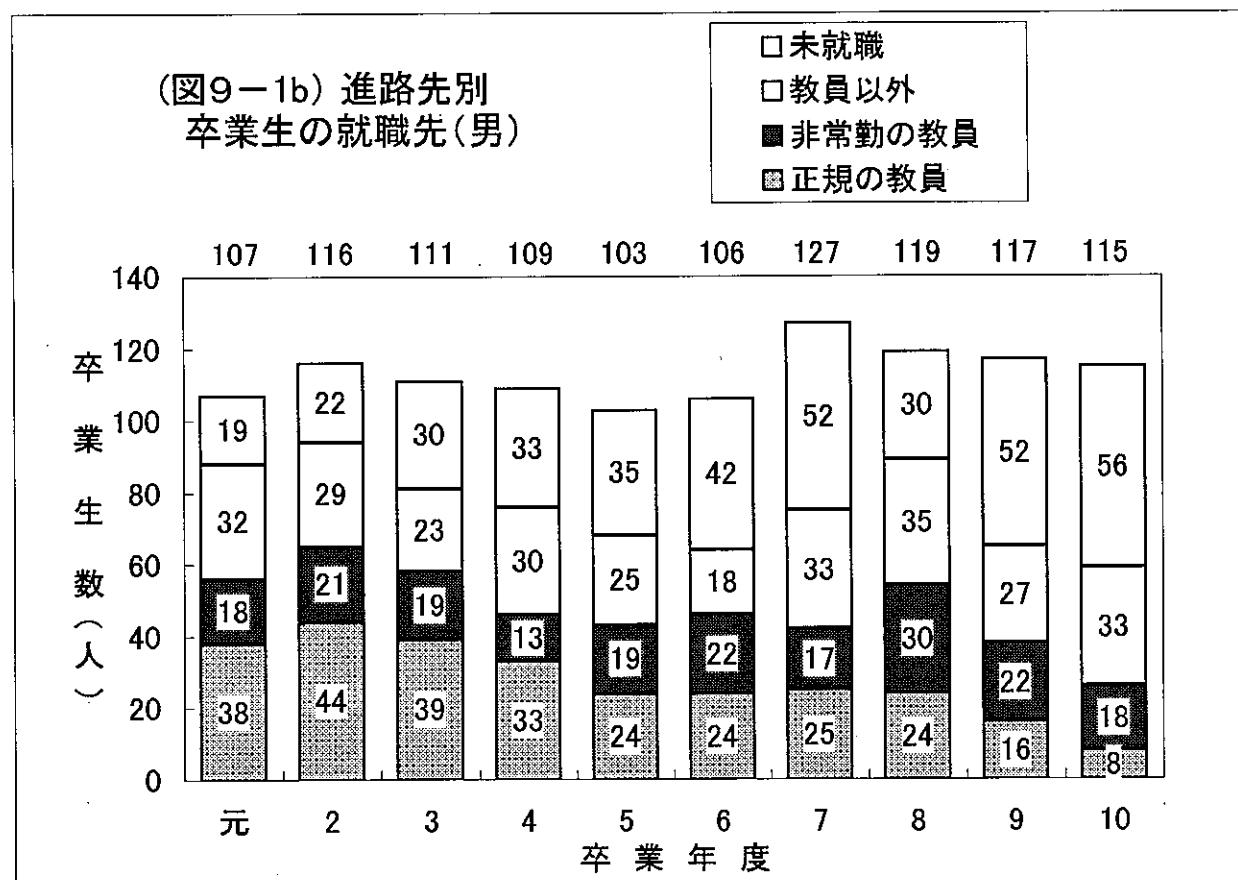
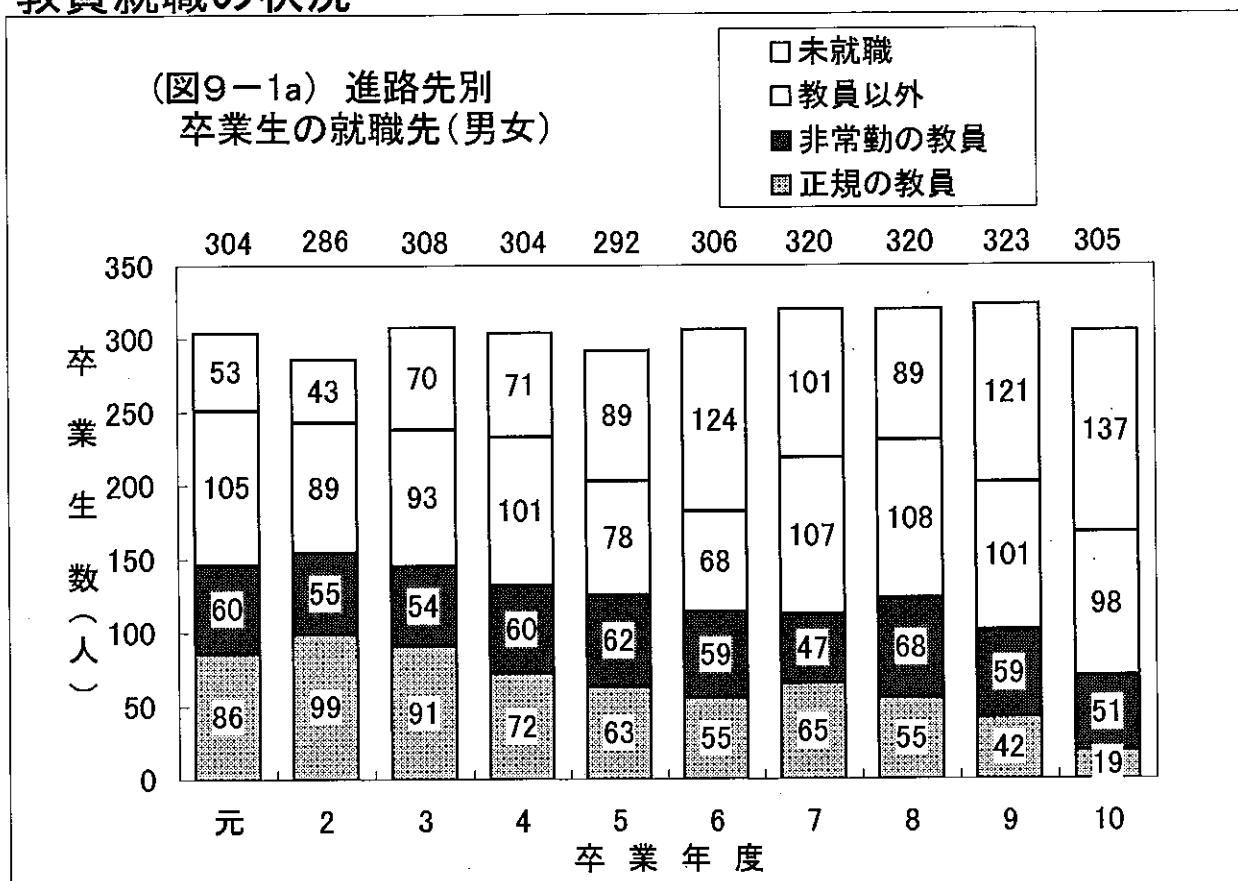


図9-1

## 卒業生の進路先状況

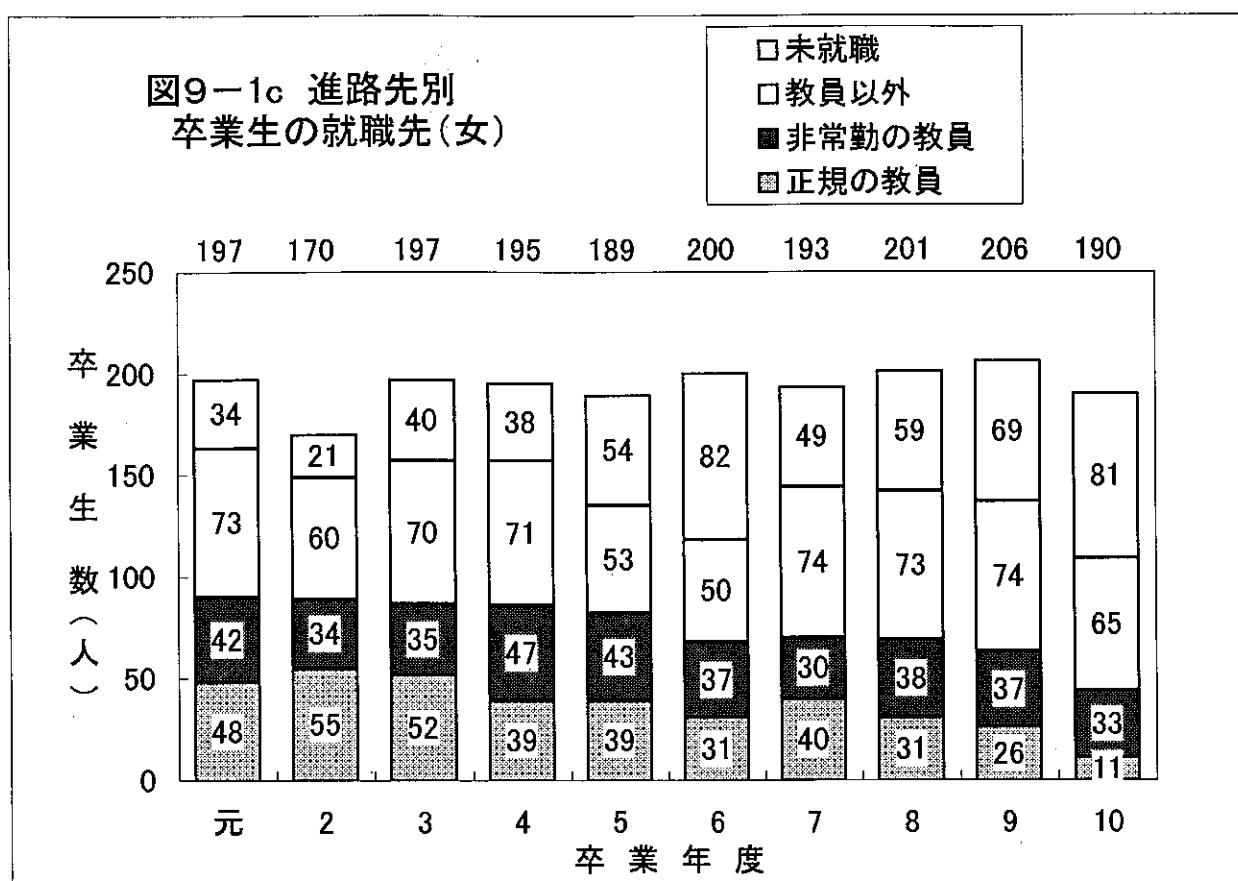


図9-2

## 教員外就職の状況

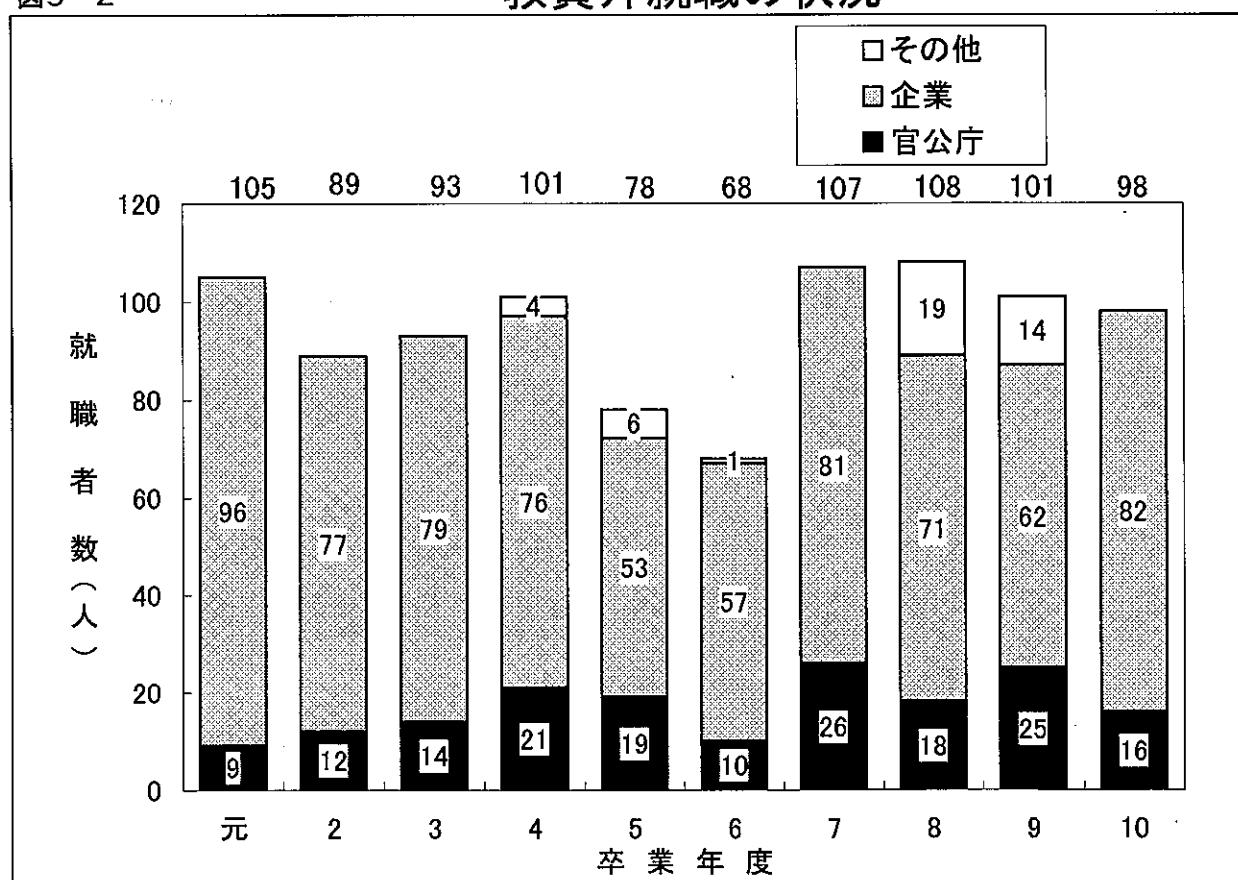


表9-12

### 奈良教育大学学生相談室規則

第1条 本学に学生相談室(以下「相談室」という。)を設ける。

第2条 相談室は、学業、性格、家庭、就職、対人関係、経済等本学の学生が現に当面している個人生活上の諸問題について、その学生と相談員とが親しく話し合い、専門的技術によって、それらの問題解決の途を開こうとするものである。

第3条 相談員は、学生部長の推薦により、学長が委嘱する。ただし、学生の希望によっては本条の規定にかかわらず相談員から、特に他の教職員に相談を委託することができる。

第4条 相談は、相談室において定期的に行い、また事情によっては同一学生につき継続して行うものとする。

第5条 相談の申込は、相談申込票に所要事項を記入し、相談申込箱に入れるだけでよい。

2 学生の事情により、あるいは学生の希望によっては、学年担当教官から相談員に直接、相談を依頼することができる。

第6条 相談の期日は、前条の申込又は直接の依頼に基づき、相談室係員から当該学生に通知する。

第7条 精神衛生に関する相談で、相談員が特に必要と認めたときは、専門医師に診断を依頼することができる。

第8条 学生の希望に応じ、相談員が必要と認めたときは、性格、知能、職業適性、精神疲労等に関する科学的測定を行う。

第9条 相談員は、秘密保持について特に留意し、相談内容を他に漏らしてはならない。ただし、学生の了解のあるときはこの限りでない。

第10条 学生課長及び教務課長は、第3条の規定にかかわらず、それぞれの所管事項に関して学生の相談に応じ、又は所属の係長をして相談に当たらせることができる。

第11条 相談室は、学生部の所属とし、学生課長は、相談室の整備その他の事務を主管するものとする。

## (10) 管理運営

本学がその使命を果たすためには、学長のリーダーシップの下、教授会はじめ、管理・運営に係るあらゆる組織が十全に機能することが必要である。本学が、広い意味の教育者を含めた教員養成を念頭におきつつ学問の自由と大学の自治に基づきながら、変化する時代と社会の要請に適切かつ迅速に対応するためには、本学構成員が教育研究のより良い環境を考え、的確な判断と改善、改革に向けての次なる行動を起こすことが必要である。そのためには、管理・運営機構が明快・簡素で、教授会構成員のみならず、本学の教育研究活動に係わる構成員の一人ひとりの権限と責任が明白になっていることが重要である。

折しも、平成10年10月大学審議会答申（以下「答申」と略記）が出された。答申で示されている大学改革の基本理念の3番目として、「責任ある意思決定と実行－組織運営体制の整備－」がうたわれている。学長を中心とする全学的な運営体制の整備、教授会の審議事項・手続きの法制度上の明確化、学外有識者による大学運営協議会（仮称）の設置など、大学の管理・運営に相当踏み込んだ大きな変革が要請された。大学の組織目標を明確化したうえで、学内の各機関の機能分担と連携・協力により、大学として合理的で責任ある意思決定の体制つくりに着手しなければならない。答申の中でも、この管理・運営の体制の大きな変革は“痛みをともなう”と記されており、大学人の管理・運営への考え方自身も変更が要求されている。この答申の趣旨の理解を深めつつ、本学も新しい管理・運営体制の抜本的な策定に向けて動き出した。従来より教育・研究の時間が圧迫され、各教官は会議や会議のための資料作りに追われる状況があった。大学という組織の中での管理運営活動は必要であるが、明らかに教育・研究を侵蝕する負担が教員にかぶさっていた。最も大きな課題、教育・研究環境の確保のための改革に乗り出す気運が高まっていた。教育・研究環境の改善を念頭におきつつ、管理・運営システムを刷新すべき時点で、本学がどのような枠組みを構想し、実現に向って取組んでいるかを説明する。本学は1つの学部（単科大学）のみを有しているため、答申での教授会と評議会の機能・役割は教授会が担う{単科大学でも（特例的に）運営評議会を設置している大学はあるが、本学は設置していない}。平成11年度の、管理・運営体制作りは、教授会で選出された教官7名で構成される企画委員会が中心となった。もちろん、この策定には充分に学長の意向が反映されている。

1. 本学には概念図（図10-1）に示すように、学長のもとに執行機関と審議機関が置かれ、審議機関としての教授会のもとに各種委員会がある。

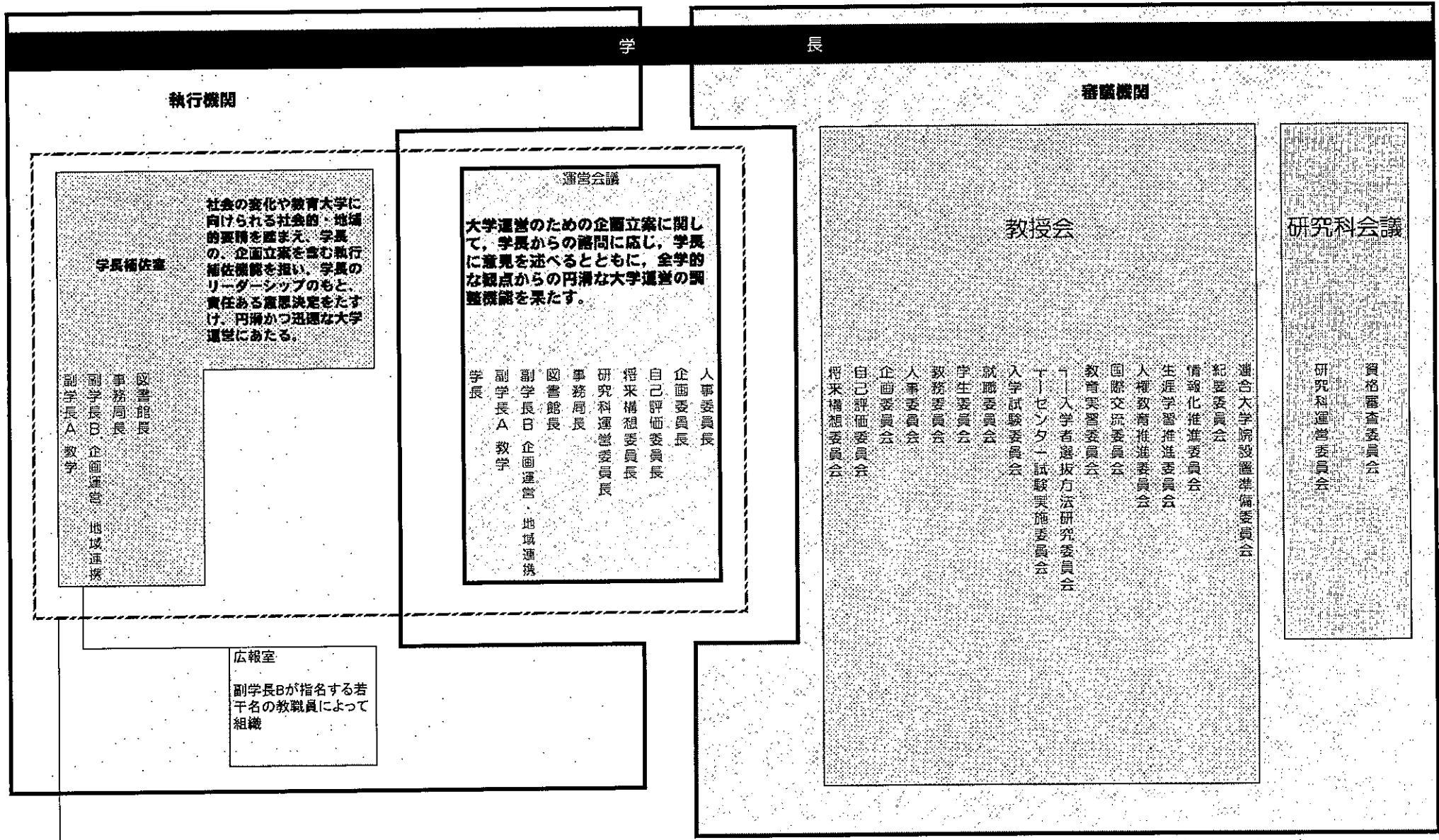
### 2. 本学の職員

学校教育法第58条に基づいて、奈良教育大学学則（以下「学則」という。平成7年3月9日制定、最近改正平成12年3月7日）の第13条（職員）が規定する職員は以下のとおりである。

学長、教授、助教授、講師、助手、教頭、教諭、養護教諭及びその他の職員

図10-1

## 大学の管理運営の概念図



### 3. 学長

本学の学長は、学内にあっては審議機関としての教授会に議案を提出し、議長を務め、議決された事項については執行の責任を果たさなければならない執行機関の長であり、本学の教育研究活動の最高責任者である。また、学外にあっては本学の代表者である。

学長の管理運営面での役割・機能は、学則、奈良教育大学教授会規程（以下、「教授会規程」という。昭和29年4月1日制定、最近改正平成12年3月7日）及びその他の規程に基づけば以下の通りである。

#### 1) 教授会との関係

- ①教授会は、学長又は学長があらかじめ指名した者が招集し、その議長となる。（教授会規程第4条）
- ②教授会の議案は、学長が定め、あらかじめ構成員に通知するものとする。（教授会規程第7条）
- ③教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（教授会規程第6条）

#### 2) 学長補佐との関係

学長は、本学の専任教授のうちから学長補佐を指名し、教授会に報告し了承を得るものとする。（奈良教育大学学長補佐試行要項 5）

#### 3) 附属図書館長との関係

附属図書館長候補者の選考は、規程の定めるところにより学長が行う。（奈良教育大学附属図書館長選考規程第12条）

#### 4) 委員を教授会で選出する委員会（以下、「主要な委員会」とする。）との関係

①自己評価委員会、将来構想委員会、企画委員会、人事委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員は、教授会の選出を経て、学長が委嘱する。（奈良教育大学自己評価委員会規則、同将来構想委員会規則、同企画委員会規則、同人事委員会規則、同教務委員会規則、同学生委員会規則及び同入学試験委員会規則）

#### 5) 学生の入学・卒業・休学等の許可

入学、転入学、再入学、卒業、学位、留学、転コース、転専修、転学、休学、退学、除籍等について、学長は教授会の議を経て許可する。

### 4. 教授会

「(a)教授会の権限、ことに教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割」で説明。本項では略。

### 5. 主要な委員会

主要な委員会は、教授会規則第9条により、教授会が必要と認める専門的な事項について審議するため、置かれた委員会である。

#### 1) 種類と審議事項、組織及び任期等

- ①主要な委員会の審議事項、構成及び任期は次のとおりである。

##### 一 自己評価委員会

〔審議事項〕自己評価の基本方針、教育研究活動等についての点検及び評価、評価項目、自己評価の実施及びまとめ、その他自己評価に関し必要なこと（自己評価委員会規則第2条）

〔組織〕教授会において選出された教官7人、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。大学院研究科運営委員会から1人、学生部長、事務局長（同第3条）

〔任期〕2年とし、引き続き再選は認めない。（同第4条）

〔兼任禁止〕教授会において選出された委員及び大学院研究科運営委員会からの委員は企画委員会、人事委員会、将来構想委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。（同第5条）

## 二 将来構想委員会

〔審議事項〕将来構想に関する基本方針、その他将来構想に関し必要なこと（将来構想委員会規則第2条）

〔組織〕教授会において選出された教官6人、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。大学院研究科運営委員会から1人、事務局長（同第3条）

〔任期〕2年とし、引き続き再選は認めない。（同第4条）

〔兼任禁止〕教授会において選出された委員及び大学院研究科運営委員会からの委員は企画委員会、人事委員会、自己評価委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。（同第5条）

## 三 企画委員会

〔審議事項〕総合計画、学則その他学内の重要な規則、課程及び講座の設置改廃、教官配置及び学生定員、施設の設置改廃、予算の要求と配分、その他企画運営に関する必要な事項。（企画委員会規則第2条）

〔組織〕教授会において選出された教官7人、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。附属図書館長、事務局長及び学生部長は、必要に応じて出席する。（同第3条）

〔任期〕2年とし、引き手続き再選は認めない。（同第4条）

〔兼任禁止〕教授会において選出された委員は人事委員会、将来構想委員会、自己評価委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。（同第5条）

## 四 人事委員会

〔審議事項〕教官の採用、昇任、転任、休職、退職、講座所属、研修、兼職、その他教官の人事に関する必要な事項（人事委員会規則第2条）

〔組織〕本学専任教官の中から教授会において選出された教官9名、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。（同第3条）

〔任期〕2年とし、引き手続き再選は認めない。（同第4条）

〔兼任禁止〕教授会において選出された委員は企画委員会、将来構想委員会、自己評価委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼

ねることはできない。(同第5条)

## 五 教務委員会

- 〔審議事項〕 教育課程、授業、入学、卒業、休学、退学等学籍、教育行事、現職教育、その他教務に関すること。(教務委員会規則第2条)
- 〔組織〕 教授会において選出された教官6人、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。学校教育教員養成課程運営委員会及び総合教育課程運営委員会から各1人、学生部長(同第3条)
- 〔任期〕 2年とし、引き続き再選は認めない。(同第4条)
- 〔兼任禁止〕 教授会において選出された委員及び学校教育教員養成課程運営委員会及び総合教育課程運営委員会からの委員は企画委員会、人事委員会、将来構想委員会、自己評価委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。(同第5条)

## 六 学生委員会

- 〔審議事項〕 学生の厚生補導に関する課外活動、福利厚生、学寮、入学料の免除及び猶予、日本育英会奨学生の推薦選考、その他厚生補導に関し必要なこと。(学生委員会規則第2条)
- 〔組織〕 教授会において選出された教官6名、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。学生部長(同第3条)
- 〔任期〕 2年とし、引き続き再選は認めない。(同第4条)
- 〔兼任禁止〕 教授会において選出された委員は企画委員会、人事委員会、将来構想委員会、自己評価委員会、教務委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。(同第5条)

## 七 入学試験委員会

- 〔審議事項〕 学生の募集、入学試験(大学入試センター試験を含む。)の実施、入学試験の選抜方法、入学試験の選抜結果の調査分析、その他入学試験に関し必要なこと(入学試験委員会規則第2条)
- 〔組織〕 教授会において選出された教官5名、ただし同一講座に属する委員は2人までとする。学校教育教員養成課程運営委員会及び総合教育課程運営委員会から各1人学長、事務局長、学生部長、保健管理センター長(同第3条)
- 〔任期〕 2年とし、引き続き再選は認めない。(同第4条)
- 〔兼任禁止〕 教授会において選出された委員は企画委員会、人事委員会、将来構想委員会、自己評価委員会、教務委員会及び学生委員会の委員を兼ねることはできない。(同第5条)

以上の委員会は審議の継続性を図るために教授会で選出される委員については、半数改選とし、委員会の機能的かつ安定的な維持に配慮している。

なお、以上の委員会以外については図10-1の概念図に記載されている。

以上の本学の管理・運営の全体像を踏まえて、以下の自己点検・評価を行った。

( a ) 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

[現状の説明]

教授会の構成と役割を示す。「奈良教育大学教授会規則」（平成12年4月1日改正）第1条には、国立学校設置法（昭和24年法律第150号（以下「設置法」という。））第7条の4の規定に基づき、本学に教授会を置くと規定している。教授会は、重要な事項を審議するために大学が置かなければならない最高の議決機関である。

1) 組織

教授会規則第2条は、教授会は、学長、教授、助教授、専任講師及び助手で組織することを規定している。

2) 審議事項

教授会規則第3条で次のとおり規定している。

一 設置法第7条の3第5項に定める事項のち次の事項

- ア 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- イ 奈良教育大学学則（平成7年3月9日制定）及び学内の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ウ 大学の予算の見積もりの方針に関する事項
- エ 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- オ 教員人事の方針に関する事項
- カ 学生の厚生及び補導に関する事項
- キ 教育研究活動等の状況についての本学が行う評価に関する事項
- ク その他本学の運営に関する重要事項

二 設置法第7条の4第4項に定める次の事項

- ア 教育学部の教育課程の編成に係る方針及びその編成に関する事項
- イ 教育学部学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に係る方針並びにそれらに関する事項
- ウ その他教育学部の教育又は研究に関する重要事項

3) 会議の招集

教授会規則第4条に基づき、教授会は学長又は学長があらかじめ指名した者が招集し、その議長となる。

教授会に提出される審議事項の大部分は、本学の各種委員会で十分に論議されて結論を得たものであり、それについて教授会で審議し、決定するというシステムで教授会が運営される。

#### 4) 教育課程に関する教授会審議

「奈良教育大学学則」は、教育課程及び履修基準を規定している。教育課程及び履修方法、単位の修得等に関する細目は、「奈良教育大学履修規程」によって別に定められている。学部改組にともない、学校教員養成課程及び総合教育課程の円滑な運営のため に学校教員養成課程運営委員会及び総合教育課程運営委員会（以下「各運営委員会」という。）が設置されている。各運営委員会は、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会又は就職委員会（以下「教務委員会等」という。）と連携し、運営委員会ごとに課程の運営に関する事項を検討する。各運営委員会で検討した結果は、教務委員会等に報告する。「教授会規則」第3条では、その審議事項の1つとして、教育課程の編成に係る方針及びその編成に関する事項を規定している。この事項の審議・立案については、教務委員会が審議する。教務委員会は、教授会において選出された教官6人（ただし、同一講座に所属する委員は2人までとする。），学校教育教員養成課程運営委員会及び総合教育課程運営委員会から選出された教官各1人、学生部長で組織される。教務委員会の審議対象となる事項を列挙する。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 授業に関すること。
- (3) 入学、卒業、休学、退学等学籍に関すること。
- (4) 教育行事に関すること。
- (5) 現職教育に関すること。
- (6) その他教務に関し必要なこと。

履修規程の細目の中に、学校教育教員養成課程における教育実習が含まれている。

教授会規則第9条に基づき、奈良教育大学教育実習委員会が置かれている。教育実習委員会は、学生部長、教務委員会から選出された委員2人、附属教育実践研究指導センター専任教官1人、学校教育講座（障害児教育）1人、附属小学校及び附属中学校の教育実習担当教諭各3人（うち、各1人は障害児学級担当教諭）並びに附属幼稚園の教育実習担当教諭2人で組織される。教育実習委員会の審議事項を列挙する。

- (1) 基本方針に関すること
- (2) 実施時期、実習校の決定及び学生の配置等具体策の企画に関すること
- (3) 実習校との連絡調整に関すること
- (4) 施設・設備等の整備に関すること
- (5) 評価の方法に関すること
- (6) その他教育実習に関し必要なこと

本学においては、教務委員会及び教育実習委員会が奈良教育大学教育課程及び履修方法等に関する規程に基づいて審議・立案した事項を、教授会で、委員会委員長である学生

部長が提案・説明し、審議する。教授会は、審議事項について決議する権限を持ち、決議事項に対して責任を付与されている。

### 5) 教員人事に関する教授会審議

本学の教授会が教員人事に関し審議すべき事項を列挙する。

- (1) 教育公務員特例法その他の法令により、その権限に属させられた事項（教授会規則第3条）
- (2) 教員の採用に関する事項（奈良教育大学教官採用選考規程及び奈良教育大学教官採用候補者選考に関する規則）
- (3) 教員の昇任に関する事項（奈良教育大学教官昇任選考規程及び奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則）
- (4) 教員の選考基準に関する事項（奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則第6条）

本学教官の採用及び昇任選考は、「採用選考規程及び昇任選考規程」の定めるところによる（第1条）。

第2条 選考は、教授会の議に基づき学長が行う。

第4条 選考に関する教授会は、助手採用の場合を除き、奈良教育大学教授会規程第1条第2項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教授に採用する場合は、教授である者
- (2) 助教授に採用する場合は、教授である者及び助教授である者
- (3) 講師に採用する場合は、教授である者、助教授である者及び講師である者

#### （人事委員会）

教員の採用及び昇任については、「奈良教育大学教授会規則」第9条に基づいて設置される人事委員会が運営にあたる（人事委員会規則第2条）。委員会は、専任教員の中から教授会において選出された9人で組織し、委員は学長が委嘱する（人事委員会規則第3条）。

教官採用については、「奈良教育大学教官採用候補者選考に関する規則」第2条にもとづいて、人事委員会は、採用候補者とするに適する者の推薦を次の各号に掲げる者に依頼する。

- 一 当該講座等（欠員を補充しようとする講座をいう。以下同じ。）の教官
- 二 教授会の構成員（前号に掲げる者を除く。）

教官昇任については、「奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則」第2条に基づき、人事委員会は、当該講座等の上位定員に欠員のある場合、昇任候補者の選考を行うことができる。

#### （専門委員会）

人事委員会は、「採用候補者選考に関する規則」及び「昇任候補者選考に関する規則」に基づき専門委員会を設置する。専門委員会の委員は5人以上とし、教授とする。ただし、場

合によっては助教授又は講師とすることができます。

- (1) 人事委員会は、推薦を受けた候補者につき、資料を添えて当該講座の教官及び人委員会が選出する教官で構成する専門委員会の審査に付する。
- (2) 専門委員会は、候補者が当該講座等の教授、助教授、講師となるに必要な資格を有するかどうかを審査し、その結果を人事委員会に報告する。
- (3) 人事委員会は、専門委員会から報告を受けた候補者について選考を行う。
- (4) 人事委員会は、選考の結果を学長に報告する。

教員の選考基準については、「奈良教育大学教官採用選考規程」及び「奈良教育大学教官昇任選考規程」には、教員の選考について次の通り規定している。

第3条 選考は、当該候補者の業績、当該職務に要求される教職経験及び教育者としての人格、識見、能力等につき、その資格を審査して行うものとする。

「奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する規則」には、評価基準についてつぎの通り規定している。

第6条 業績の評価基準は、人事委員会が定める。

2 人事委員会は、前項の基準を教授会にはかる。

選考の基準については、第2章項目（6）教員組織での「(d) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容と その運営状況の適切性」の項で述べた。

採用・昇任の具体的な手続きとしては、当該講座の採用・昇任候補者について、教授会であらかじめ承認された専門委員会（研究分野に関連する教員で構成）に業績等の審査を依頼する。専門委員会では、研究歴、研究業績について厳正に審査し、候補者の推薦理由を人事委員会に報告する。この候補者について人事委員会が審査し、教授会の議決によって採用・昇任が決定される。以上のように、教授会が教員人事について権限と責任を持っていることは明らかである。

#### [点検・評価]

本学には国立学校設置法の規定に基づき、大学の審議機関として教授会が設置され、本学教授会規則第3条に定められた事項について審議している。教授会の効率的かつ円滑な運営を図るために、教授会の審議事項をその内容により区分し、専門的に対応して審議する委員会が設置されている。教育課程の審議事項に関わる教務委員会及び教育実習委員会では、一つ一つの審議事項について十分な論議が行われ、教授会構成員の意見を汲みあげてゆくことに努めている。

教員人事に関わる人事委員会では、その運営をより公平に、そしてより能率的にするよう努めている。人事に関する教授会の構成は、教授人事では教授のみ、助教授人事では教授および助教授、講師人事では教授、助教授および講師、助手人事では教授会構成員全員で行われる。このような構成に特に問題はない。

以上のように、本学の上記委員会では大学運営に必要な教授会に対する諮問的な機能を果たし、教授会における審議の効率的かつ円滑な運営に寄与している。教授会は、決議機関と

して適切に機能している。

#### [長所と問題点]

「教授会規則」第2条は、教授会は学長、専任の教授、助教授、講師、助手で組織することを規定している。したがって、教授会における審議事項については、教授会を構成する全教員が決議する権限とそれに伴う責任を持つ。本学の教育課程の運営に関する事項については、関連する委員会が審議・立案し、これを教授会に提案する。また、教員人事に関する事項については、人事委員会が審議事項を教授会に提案する。教授会は、提案事項について審議・決議し、その結果に対する責任を付与されている。大学改革・学部改組に関わる教育課程の基本方針の策定及び計画・実施について、委員会と教授会は的確に対応してきた。また、多くの専門領域で構成される教育大学の教員人事においても、教育研究活動を理解し評価することが難しいにもかかわらず、委員会と教授会は教員の採用・昇任の選考に適切に対処してきた。

現状における問題点をあえて指摘するならば、昨今の大学運営にかかわって審議を必要とする事項が量的に増加し、質的にも多様化しているために、各委員会の開催回数の増加と各回ごとの会議時間が長くなる傾向にある。タイムリミットのある問題でどうしてもその教授会で結論を出す必要に迫られている審議事項もあるが、再度委員会を持ちかえって審議を深めてゆくという柔軟性も求められるので、いっそうその傾向が強くなる。今後も審議を必要とする事項が量的・質的に増加することが予想されるため、会議をより慎重に行えば、委員にあたる教官の教育・研究時間への侵蝕の恐れがあり、この時間的折り合いを模索する必要がある。会議の回数と各回ごとに要する時間について検討する必要があると思われる。

#### [将来の改革・改善に向けた方策]

委員会委員となることから生じる各教官への負担については、これまでにも可能な限りの負担の平等化や緩和を図ることに留意してきた。その一つとして、平成4年度より各分野から選出される委員については「一人一役制」が試行的に実施されたが、教官数の少ない教科もしくは課程の負担の緩和への効果は十分なものではない。根本的には現行の各委員会の設置の妥当性、委員会の統合化、委員を選出する教官区分の枠組み及び分野別の割り振り数の検討が必要である。大学における教官の教育研究活動に支障をきたさないように、大学の実状に合わせて委員会の効率的かつ円滑な運営方法を常に検討しなければならない。

### (b) 学長選任手続きの適切性、妥当性。

#### [現状の説明]

学長選考に関しては、『奈良教育大学学長選考規程』(表10-1)と『奈良教育大学学長選考規程実施細則』(表10-2)の二つの規程があり、それに則って選考が行われている。教授会のもとに、選挙管理委員会が置かれ、この委員会が学長候補者の選挙を管轄する。本学では、学長候補者選出の公正さを期し、学内外の候補適任者を広く募ってきており、歴代

9人の学長のうち、初代から7代目までは、学内教官の経験の無い方であった。手続きや選挙は厳正に踏まれており、かつ教授会構成員に的確に報告される。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学の学長選考は、表10-1「選考規程」と表10-2「実施細則」にのっとり厳格に、かつ透明性高く公正に行われていると評価できる。また、本学の学長選考は、大学審議会答申における、次のような選任のあり方にも十分応えるものとなっている。「(学長) 適任者を選ぶためには、教員による投票を行う場合、委員会を設けるなどして数名の適任者を事前に絞り候補者として示した上で投票を行うこと、その際、学外からの候補者を含めて検討すること、投票に参加する教員の範囲について大学運営の最高責任者を選ぶ上で適切なものとすることなどが必要である。」

平成11年9月末の前学長の退任にともない、新学長選出の選挙がおこなわれた。その時の学長選挙管理委員会が選挙を総括し、自己評価を行い、規則や細則の改善点、検討項目を挙げ、将来の選挙管理委員会の手続き・運用の円滑化に関して貴重な提言をおこなった。

その提言と共に、選挙管理委員会委員の選出方法に関しても検討が加えられるべきであろう。前述のように本学では、学長候補者選出の公正さを期し、学内外の候補適任者を広く募っている。歴代学長のうち、7代目までは、学内教官の経験の無い方であった。このため、選考規程第5条(選挙管理委員会)第5項の“委員会委員が学長候補適任者に推薦された時”が適用される事は無かった。しかし、平成11年7月～8月の期間に実施された学長候補者選考の過程で、2度も選挙管理委員会委員長が学長候補適任者として選出された。選考そのものの厳正さは保たれたが、手続きとして混乱した事態だった点は否めない。つまり、選挙管理という第三者的立場の人間が、選挙そのものに入り込んで行く事態はシステムとして問題であり、社会通念上の選挙管理委員会の主体性・自立性を損うものであった。次回の学長候補者選考までは、時間もあり、選挙管理委員会の「提言」内容とともに、選挙管理委員会委員の選出方法についても、慎重に検討する必要がある。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

今後、学長のリーダーシップが大学の命運を左右すると言っても過言ではない。選挙の手続きやシステムも大事であるが、やはり学長たるべき人物の判断能力、見識及び改善・改革推進力が最も重要である。学長が適材適所でなければ、現在、構築中の学長補佐体制も形骸化してしまう。今後、教授会構成員(選挙資格者)は、選挙近くに学長候補適任者を推薦するだけではなく、常日頃より学長たる人材につきアンテナを張っておくべきである。

---

表10-1

○奈良教育大学学長選考規程

平成8年10月17日制定

(趣旨)

第1条 学長の選考は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条及び第8条第1項の規定に基づき、奈良教育大学教授会(以下「教授会」という。)がこの規程により行う。

(選考の時期)

第2条 教授会は、次の各号の一に該当する場合に学長候補者の選考を行う。

- 一 学長の任期が満了するとき。
- 二 学長が辞任を申し出たとき。
- 三 学長が欠員となつたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第一号の場合は任期満了日の少なくとも2月前に行い、同項第二号及び第三号の場合は、直ちに行うことを原則とする。

(選考の方法)

第3条 教授会は、選挙資格を有する者(以下「選挙資格者」という。)による選挙の結果に基づき、学長候補者を選考する。

(選挙資格者)

第4条 選挙資格者は、本学の学長、専任の教授、助教授、講師及び助手とする。

2 選挙資格を有しない者は、別に定める。

(選挙管理委員会)

第5条 教授会は、学長候補者を選出するため、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、選挙資格者の互選による委員7名をもつて構成する。
- 3 委員会は、委員の互選により委員長を定め、委員長は委員会の議長となる。
- 4 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員会の委員は、次の各号の一に該当するときは、この委員を辞任するものとする。
  - 一 学長候補適任者に推薦されたとき。
  - 二 学長候補適任者の推薦者代表になつたとき。

(学長候補適任者の推薦)

第6条 学長候補適任者となるべき者は、大学の内外を問わず、選挙資格者7名の推薦によるものとする。

2 推薦は、委員会が決定する期日までに、被推薦者氏名を委員会に届け出るものとする。

(推薦会)

第7条 委員会は、前条により推薦された者について、推薦理由を選挙資格者に周知させるために、学長候補適任者推薦会(以下「推薦会」という。)を開く。

2 推荐会については、別に定める。

(選挙の公示及び通知)

第8条 委員会は、学長候補者選挙の日時並びに学長候補適任者の氏名等を公示し、選挙資格者に通知しなければならない。

2 公示及び通知についての必要な事項は、別に定める。

(選挙の方法)

第9条 学長候補者の選挙は、前条の学長候補適任者について、単記無記名投票により行う。

2 前項の投票において、有効投票総数の過半数を得た者がないときは、得票上位の者2名

について単記無記名投票を行う。ただし、得票同数の者があるときは、その者を加える。

3 前項の投票において、なお有効投票総数の過半数を得た者がないときは、前項に基づき再度投票を行う。

4 学長候補適任者が単独の場合にあっては、第1項の規定により投票を行う。

(選挙の成立)

第10条 前条の選挙は、選挙資格者の3分の2以上の投票(投票の効力にかかわらないものとする。)がなければ成立しない。

2 前項により、選挙が不成立となつた場合には、すみやかに再選挙を行う。

(不在者投票)

第11条 選挙資格者で、公務による出張又は疾病その他身体の故障により、選挙当日投票ができない者は、不在者投票をすることができる。

2 不在者投票に関する必要な事項は、別に定める。

(当選者)

第12条 第9条の投票において、有効投票総数の過半数を得た者を、学長候補者選挙の当選者とする。

(再選考)

第13条 第9条の投票において、有効投票総数の過半数を得た者がないときは、この規程の定めに基づいて改めて選考を行う。

(選挙結果の報告)

第14条 委員会は、選挙終了後その結果を教授会に報告しなければならない。

(学長候補者の決定)

第15条 教授会は、選挙の結果に基づき、学長候補者を決定する。

2 教授会は、前項の決定を学長に報告する。

(学長候補者に対する交渉)

第16条 学長候補者に対する学長就任についての交渉は、教授会が行う。

2 教授会は、学長候補者が学長就任に同意したときは、速やかにその結果を公示し、学内に周知しなければならない。

(当選者の辞退)

第17条 教授会は、学長候補者が学長就任に同意しないときは、この規程の定めに基づいて改めて選考を行う。

(学長の任期)

第18条 学長の任期は4年とする。

2 学長は、再任することができる。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(細則等)

第19条 この規程の実施に関する細則は、別に定める。

2 この規程の解釈及び運用については、教授会が定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 10 月 17 日から施行する。
  - 2 従前の奈良教育大学学長選考規程(昭和 28 年 12 月 1 日制定)は、廃止する。
  - 3 この規程施行の際、現に在職する学長は、この規程により選考されたものとみなす。
- 

## 表 10-2

### ○奈良教育大学学長選考規程実施細則

平成 8 年 10 月 17 日制定

(総則)

第 1 条 教授会は、奈良教育大学学長選考規程(以下「規程」という。)第 19 条の規定により、この細則を定める。

(選挙資格者の名簿)

第 2 条 選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、選挙資格を調査し、選挙公示の日(以下「公示日」という。)現在の選挙資格者名簿を作成しなければならない。

- 2 委員会は、公示日から選挙資格者名簿を掲示し、縦覧に供するものとする。
- 3 選挙資格者は、選挙資格者名簿に脱漏、誤載等があると認めるときは、委員会に申し出るものとする。
- 4 委員会は、前項の申し出が正当であると認めたときは、直ちに選挙資格者名簿を修正するものとする。

(選挙無資格者)

第 3 条 規程第 4 条第 2 項の選挙資格を有しない者は、次のとおりとする。

- 一 休職者
- 二 公示日から投票日の間、公務で不在の者
- 三 公示日から投票日の間に、規程第 4 条第 1 項の職を失つた者

(学長候補適任者の推薦)

第 4 条 規程第 6 条第 2 項の推薦をしようとするときは、学長候補適任者推薦書「表 10-3」(以下「推薦書」という。)を提出するものとする。

- 2 前項の推薦は、次の各号の一に該当するときは無効とする。ただし、疑義のあるときは、委員会が判定する。
  - 一 所定の用紙を用いないもの。
  - 二 推薦書の各項目に記載もれのあるもの。
- 3 委員会は、推薦書を選挙資格者に供するものとする。

(推薦会)

第 5 条 規程第 7 条第 2 項の推薦会は、次のとおりとする。

- 一 投票日の 7 日前までに開催する。
- 二 推荐の順序は、抽選による。
- 三 推荐は、推荐代表者が行う。

四 その他必要な事項は、委員会が定める。

(選挙の公示及び通知)

第6条 規程第8条第2項による公示は、掲示をもつて行い、通知は文書により行うものとする。

2 公示及び通知書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 学長候補者の選挙を行う理由
- 二 投票の日時及び場所
- 三 学長候補適任者氏名(五十音順)
- 四 その他必要な事項

(投票の方法)

第7条 選挙の投票は、委員会が定めた投票用紙により、次のとおり行う。

2 投票場所は、事務局棟2階応接室に設置する。

3 投票の時間は、午前10時から午後3時までとする。

(立会人)

第8条 規程第9条の投票における立会いは、委員会がこれを行い、開票立会人は、選挙資格者の中から委員長が5名を指名する。

(開票の方法)

第9条 委員会は、投票の終了後直ちに開票を行う。

(投票の効力)

第10条 選挙の投票は、次の各号の一に該当するときは、無効とする。ただし、その他投票に疑義のあるときは委員会が判定する。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの。
- 二 2名以上の学長候補適任者を記載したもの。
- 三 学長候補適任者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、学長候補適任者の官職、敬称を附記したものはこの限りでない。
- 四 学長候補適任者の何人を記載したかが確認し難いもの。

(不在者投票)

第11条 規程第11条第2項の不在者投票は、次の定めるところによる。

- 一 不在者投票をしようとする者は、公示日から投票日の前日まで(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除く。)に、委員会が管理する不在者投票の場所(庶務課)に行き、書面をもつて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求するものとする。
- 二 委員長は、不在者投票の請求があつたときは、直ちに請求の事由を検討しなければならない。請求の事由があると認めたときは、投票用紙及び不在者投票用封筒を交付する。
- 三 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を受けた選挙資格者は、その場所で投票用紙に学長候補適任者の氏名を記載し、これを不在者投票用封筒に入れ、封をしたのち、表面に署名して不在者投票を行う。
- 四 前号の投票は、投票の開票前に委員長が不在者投票用封筒を開き、直ちに投票箱に入れなければならない。

五 投票時間は、午前9時から午後5時までとする。

(選挙の事務)

第12条 選挙に関する事務は、委員会の管理の下に、庶務課が担当する。

附 則

1 この細則は、平成8年10月17日から施行する。

2 従前の奈良教育大学学長選考規程細則(昭和28年12月1日制定)は、廃止する。

---

奈良教育大学学長選考規程第6条第2項及び同実施細則第4条第1項により学長候補適任者としてここに推薦いたします。

平成 年 月 日

被推薦者の氏名(フリガナ)

推薦者の氏名

(代表者)

官職

氏名

印

本籍地

現住所

官職

氏名

印

生年月日

官職

氏名

印

学歴

官職

氏名

印

官職

氏名

印

官職

氏名

印

官職

氏名

印

職歴

業績

## (c) 大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容とその活動上の有効性

### [現状の説明]

本学における大学院研究科における管理運営組織については、奈良教育大学大学院規則（以下「大学院規則」という。昭和58年4月13日制定）第8条において、研究科に研究科長を置き、学長をもって充てること、同第9条において研究科に研究科会議（以下「会議」という。）を置くことを定めている。

会議の組織及び運営について定めている奈良教育大学大学院研究科会議規則（以下「会議規則」という。最近改正平成12年4月1日）に基づくと、本学大学院研究科の教学上の管理運営組織は会議である。

#### 1. 会議の審議事項（会議規則第2条）

会議は、大学院研究科に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 その他教育又は研究に関する重要事項

#### 2. 組織（会議規則第3条）

会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 研究科長
- 二 附属図書館長
- 三 学生部長
- 四 各専攻の研究指導及び授業を担当する専任教官

#### 3. 議長（会議規則第4条）

会議に、議長を置く。

議長は、研究科長をもって充てる。

#### 4. 会議（会議規則第5条）

会議は、研究科長が招集する。

会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

会議の議事は、出席した構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### 5. 構成員以外の者の出席（会議規則第6条）

会議は必要に応じて構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

#### 6. 委員会等（会議規則第7条）

会議の円滑な運営を図り専門的な事項について検討するため、委員会等を置くことができる。

## 運営委員会

上記、会議規則第7条に基づいて設置される委員会

### 設置

奈良教育大学大学院研究科会議規則第7条の規定に基づき本学に大学院研究科運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 審議事項

委員会は大学院研究科に関する次の各号の事項について審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 その他教育又は研究に関する重要事項

### 組織

委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 本学の教授で次の分野から互選された教官2人
  - ア 学校教育専攻 2人
  - イ 文科系専攻（国語教育、社会科教育及び英語教育）2人
  - ウ 理科系専攻（数学教育、理科教育、技術教育及び家政教育）2人
  - エ 芸体系専攻（音楽教育、美術教育及び保健体育）2人
- 二 学生部長

### 任期

前条第1項第一号の委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

### [点検・評価]

本学大学院研究科の教学上の管理運営組織は、研究科会議とその下に置かれた研究科運営委員会である。研究科運営委員会は研究科の教育研究活動及び研究、学生の入学及び課程修了に関する事項の原案を作成し、研究科委員会へ提出する。ただし、研究科担当教官の選考と研究・教育の水準維持については、資格審査委員会が分担し任にあたっている。

平成10年の大学審議会答申で今後の教員養成系大学院の方向が示されている。本学大学院研究科の教學上の組織も、学術研究の高度化と優れた研究者の要請機能の強化、高度専門職業人の養成機能・社会人の再学習機能の強化、教育研究を通じた国際貢献、に照らして点検されなければならない。

### [長所と問題点]

運営委員会は、委員の組織を変更し（平成11年4月1日改正）、委員を7人減じて、8人構成とし研究科運営委員会での短期間実質的審議遂行を目的に活性化がなされ現在に至っている。

教員採用にあたっての任務分担は、本研究科の目的である高度化された地域教員の再教育及び教育現場の今日的課題の解決を遂行するための教員選考に有効である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

運営委員会委員選出は各系専攻内互選となっているが、教授会選出委員とほぼ等しく、全学的内容について審議判断を短時間で行っているので、委員選出方法を更に検討し、効果的選出を工夫し、十分に任務遂行がなされる必要がある。

改善は日程にのぼっており、更なる改善報告をおこなうのも間近である。

## (11) 自己点検・評価の組織体制

### (a) 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容

#### [現状の説明]

本学では、平成3年6月の大学設置基準の大綱化を受けて、平成4年3月に「自己評価委員会」が発足した。以来、毎年末に各種委員会等による自己評価結果を取りまとめた「各種委員会自己評価年次報告書」を作成してきた。また、委員会独自の活動に基づいた以下の自己点検・評価の結果を公表してきた。

平成5年度（平成6年3月発行）「これまでこれから」という自己評価報告書が作成された。これは、教育、研究、管理・運営、施設・設備の本学全体に関わる包括的自己評価であり、今回の自己点検・評価活動の基礎となっている。この報告書を作成して行く過程で、自己点検・評価の定着と継続が教育研究活動の改善に資する事を大学人が自覚したと言える。続いて、平成7年度「これまでこれから」（附属施設・附属学校編）が発刊された。この報告書は、平成5年度の報告ではその整備、運用等の概要を述べたにとどまっていた大学附属の各センターの施設と、附属学校園（附属中学校、附属小学校、附属幼稚園の3附属）について、詳細にわたって点検と評価が加えられた。学部・大学院での研究・教育と密接に関連した諸附属施設・附属学校園での活動が具体的に示された。

この2冊の「これまでこれから」の自己評価委員会の報告書の公刊以来、平成8年3月発行の「授業計画・授業評価（シラバス）」、平成9年3月発行の「教員総覧」、平成10年3月発行の「共に学ぶキャンパスライフ（大学における人権教育、大学教育の中の障害者の視点からの点検・評価）」、「奈良教育大学の地域社会への貢献」（教育・研究における社会的活動）、更には平成11年3月「卒業生による（大学での）教育活動の評価」と絶え間のない自己点検・評価を行って来た。

自己評価委員会は、表11-1の「奈良教育大学自己評価委員会規則」に基づく活動を行っている。この規則第3条第1項各号に示されるように、教授会選出教官6名、大学院研究科運営委員会から選出された委員1名、役職指定の事務局長及び学生部長の合計9名で構成されている。教授会選出教官は2年任期で、3名ずつの半数改選で交代するので、年度ごとの引き継ぎに支障が生じることはない。委員長は各年度冒頭の委員会で互選により決められ、2年目委員の3名のうちより選出することが通例となっている。ここ数年間は、出版された報告書の内容からわかるように、あるテーマを設定しての綿密な自己点検・評価活動を行う傾向があり、堅実な成果が出されていたと考える。小規模な委員会であるが、本学が恒常的な自己点検・評価を行う制度システムとして定着している。

平成11年7月の教授会において、大学基準協会維持会員の加盟申請（平成12年5月）のため、包括的な自己点検・評価活動が開始された。それぞれの点検・評価項

目について、各種委員会単位で取り組みが行われ、それらを自己評価委員会が集約・検討・分析した。必要があれば当該委員会との協議を経て、再度、点検・評価をやり直す措置をとった。委員会ごとに自己評価委員会委員の担当制を敷き、個別的協議に応じた。

#### [点検・評価] [長所と問題点]

委員会の組織単位が小さいために、委員会開催にあたっての日程が調整が容易であり、活動上の支障は少ない。具体的にテーマを絞って、地道で堅実な点検・評価活動を行うためには適切な規模であった。しかし、平成10年10月大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策」が出されて以来、状況は一変した。その答申での「4つの改革の基本理念」の3つ目で“多元的な評価システムの確立”が求められた。自己点検・評価の実施結果の公表と学外者による検証が努力義務化された。また、大学共同利用機関としての第三者評価はもちろんのこと、多面的な外部評価が求められた。もとより大学が自立的、自主的な点検・評価活動を通して不断の教育・研究の質の向上を図る事は責務であるが、要請されている取り組みで第三者への対応の方策やその範囲等、明確でない面がある。この不透明な状況下ではあるが、少なくとも、大学審議会答申の趣旨が学内で咀嚼・理解され活動として定常化するまでは、自己評価委員会の責任・負担が増大する事は避けられないであろう。自己評価委員会の守備範囲の策定が困難な状況ではあるが、現行の委員会構成・委員の選出改選法・教授会との関係等組織としての立脚基盤には大きな問題は無いと思われる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

今後、大学は自主的自立的点検・評価のみならず、多面的な外部評価を受けなければならない。大学の存在自体を客觀化する必要がある。最も大事な点は、自己点検・評価の目的、必要性、方向、結果、公表等手順や内容につき、学内構成員の共通理解と合意を得ることである。“点検・評価をやらされる”のではなく、大学の社会的使命を認識し、それらを能動的に行う事で大学審議会答申がうたう“競争的環境下で個性が輝く大学”を達成しなければならない。ただ忘れてはならない事として、大学は教育と研究を展開する社会であり、これが“憲法”であることである。点検・評価活動ばかり熱心にやり過ぎて、教育・研究がおろそかになる事態が生じたとすれば、これは重大な憲法違反である。大学において、日常的な点検・評価活動を定着させ、それが大学の改善・改革に結びつくように自己評価委員会を機能させて行くことが一層要請されている。

## (b) 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行う制度・システムの内容

### [現状の説明]

本学では、標記の点検・評価は自己評価委員会が担っている。その結果を教育・研究の改善に資するため、まず教授会での報告と問題提起が第1手続きである。この後、教学的事項は教務委員会や学生委員会、管理運営・組織等は企画委員会、研究環境的課題は企画委員会・人事委員会が扱う事になっている。すなわち、自己点検・評価で浮き彫りになった具体的課題は、該当の各種委員会が対応・改善を図るシステムである。課題が大学全体に関わる、あるいは委員会ではすぐさま対応できない長期的なものは将来構想委員会が大学の進むべき道の検討の中に組み込まれる。複数の委員会で同時に扱うべき改善事項は、学長が座長となる運営連絡協議会（メンバー：附属図書館長、事務局長、学生部長、研究科運営委員長、企画委員長、人事委員長、将来構想委員長及び自己評価委員長）で調整されている。

大学審議会答申の4つの基本理念の3つ目に『学長のリーダシップを發揮する組織運営体制の整備による執行機関と審議機関の明確化』があった。本学でも平成12年度より学長補佐室と運営会議が設けられ、学長の判断・指導力が明確に打ち出せる体制を敷くこととなった（平成12年2月教授会）。今後、自己評価委員会が提起する問題点や課題は、この指導体制の中で扱われ、学長の判断のもと、迅速な教授会・各種運営委員会への対応・検討が求められ、適確な改善が可能となるであろう。

### [点検・評価] [長所と問題点]

平成10年10月の大学審議会答申は、21世紀での大学のあり方を規定しているが、基本的には教育・研究の質の向上とそのための不断の努力を求めており、ある意味では当然である。継続的な自己点検・評価と第三者による検証は、積極的に受け上記の不断の努力に資るべきであろう。現在、大学での管理・運営の体制が変わりつつあり、自己点検・評価の結果を、この努力に有効に生かすシステムが検討されている最中である。このシステムがきちんと整備され、各教官が自分の足下を再発見できる環境が切望される。研究と教育に邁進できる環境である。従来よりの本学での委員会制度及び大学規模を勘案すれば、自己評価委員会からの改善・改革提案が第一歩であろう。それを学長を中心とした運営会議で検討し、教授会の審議を経て学長が執行するようなシステムが考えられる。

平成5年度の「これまでこれから」の全学的包括的自己点検・評価の報告書公刊以来、継続的な活動を行って来たが、その結果を改善・改革に必ずしも結びつけられなかつた事項も確かに存在する。この事項の中には、問題とはわかりつつ改善できない状況も存在した。例えば、卒業論文研究の指導に充分な時間がかけられたかと問われれば、平成9、10年度の学部改組途中では自信を持ってYesと答えられる教官は少ないであろ

う。教官も事務官も自分の持ち場で一生懸命やっている。それでも、大学審議会答申で指摘される問題（社会との隔離、教育・研究成果の社会への還元の貧弱さ等）があるとすれば、それは構成員ではなく大学のシステムの問題と認識している。平成12年度よりの学長を中心とした管理・運営体制のもと、各教官が自分の本分である教育・研究に専念し、定着した自己点検・評価を行い、そこで見出された問題点は自己評価委員会を通じて、大学として速やかに解決していく上述のようなシステム作りが形成されると期待される。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

自己点検・評価結果の公表、改善への努力、第三者評価等は、大学審議会答申にうたわれており、標記の方策は前述の学長補佐体制の中で自ずから具体化するであろう。今回、大学基準協会維持会員としての加盟判定審査を受けるにあたり、多くの委員会、センター、講座、専攻等に点検・評価の協力方を依頼し、不明の点を質し、また協議しながら作業を進めた。この成果としての自己点検・評価を自己目的活動に終わることなしに、将来の発展に向けた改善・改革に結びつく制度システムの堅実な構築への契機となつたと信ずる。

---

表11-1 奈良教育大学自己評価委員会規則

(設置)

第1条 奈良教育大学学則第2条の目的を達成するために、奈良教育大学教授会規則（昭和29年4月1日制定）第9条の規定に基づき、本学に自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育研究の改善と充実に資すため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 自己評価の基本方針に関すること
- 二 教育研究活動等についての点検及び評価に関すること
- 三 評価項目に関すること
- 四 自己評価の実施及びまとめに関すること
- 五 その他自己評価に関し必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教授会において選出された教官 6人  
ただし、同一講座に所属する委員は2人までとする。
- 二 大学院研究科運営委員会から選出された教官 1人

三 事務局長

四 学生部長

2 前項の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第一号に掲げる委員の任期は2年とし、引き続き再任は認めない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任禁止)

第5条 第3条第1項第一号及び第二号に掲げる委員は企画委員会、人事委員会、将来構想委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

(委員会)

委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(教授会承認)

第9条 委員会で決定した重要な事項は、教授会に諮り、承認を得なければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、庶務課及び教務課がこれに当たる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成11年10月21日から施行する。

## (12) 国際交流の推進

### (a) 国際交流推進・実施のための組織体制

#### [現状の説明]

##### 1. 組織面での整備

昭和58年11月10日、本学に国際交流を推進・実施するための初めての専門委員会、留学生委員会が設置された。それまでは、学生部教務課内の担当官が関係教官とともに事務にあたっていた。その後、本学における国際交流の質的・量的拡大に対応すべく、昭和62年4月23日に、それまでの留学生委員会に代わって、国際交流委員会が設置され、現在に至っている。

この国際交流委員会においては、①教官及び外国人研究者の交流等に関すること、②学生の海外派遣に関すること、③留学生の受け入れに関すること、④学術交流基金に関すること、⑤その他国際交流に関すること、について審議することになっており（奈良教育大学国際交流委員会規定第2条）、本学における国際交流を推進・実施するための母体として機能している。

学内の国際交流に関する組織整備に加えて、奈良県・奈良市をはじめとした近隣地域に存在する各種国際交流機関や組織との連携も図られてきた。平成元年12月19日には「奈良地域留学生交流推進会議」が結成されている。平成11年10月現在、9つの大学と22の民間機関・組織の計31団体によって構成され、地域単位での国際交流の推進・実施に当たっている。本学の学長が本推進会議の委員として、学生部長が運営委員として参画している。

##### 2. 人的配置面での整備

国際交流推進・実施のための組織面での整備に併行して、人的配置の面での整備も着実に図られてきた。まず、教官組織に関しては、昭和61年4月1日、本学に新しく留学生担当教官が配置された。続いて平成元年4月1日には日本語・日本事情担当教官も新規に配置されている。事務官組織に関しては、平成7年4月1日に学生部教務課内に留学生係が新設され、係長が新規に配属となった。平成11年4月1日からは、留学生の生活面への支援をより充実させる目的で、この留学生係は学生部学生課内に配置換えとなっている。

##### 3. 規定・規則面での整備

国際交流推進・実施のための組織面での整備に併行して、それらに関する規定・規則の面での整備も図られてきた。まず、昭和58年の留学生委員会の設置に合わせて留学生委員会規則が制定され、続いて昭和62年の国際交流委員会の設置に合わせて国際交流委

員会規定が制定されている。さらに、本学における国際交流の推進・実施をより体系的・組織的に行うために、平成元年1月19日に「国際交流の方針と実施に関する要項」が制定されている。その中では、①国際交流の推進にあたって、本学の目的、規模等を考慮しつつ、広い視野に立ち、計画的に行うこと。②国際交流は、原則として対等、互恵の立場で行うこと。③国際交流の効果を高めるために、常時、必要な条件整備を行うこと。④国際交流のための特別の協定を締結する場合には、交流の内容、意義、方法等について国際交流委員会で十分に検討の上、議案を作成し、教授会に諮ること、などが規定されている。

そのほか、「入学、転学、留学、休学、退学等に関する規定」、「外国人留学生規定」、「国際学生宿舎規定」、「外国人教師の任期に関する規定」、「外国人教師の雇用に関する申し合わせ」、「学則第38条単位互換」など、本学における国際交流をより実のあるものにするための規定・規則が着実に整備されてきている。

#### 4. 資金面での整備

国際交流を推進・実施する上で、資金面の整備も不可欠である。本学においては、本学開設100周年を記念して、様々な記念行事が実施された。その一環として100年記念事業を通して寄付金が集められ、昭和62年11月22日に委任経理金として大学に寄付された。それ以降、学術交流基金として本学における国際交流の推進・実施のために執行されている。平成11年10月現在の残額は24,664,951円となっている。その他、昭和62年6月12日には奈良大官ロータリクラブによる寄付金を元に留学生交流基金（平成11年10月現在の残額は162,107円）、平成3年10月26日には元学長の後藤禎氏による寄付金を元に留学生交流後藤寄付金（平成11年10月現在の残額は127,617円）、平成7年3月27日には民間企業（株式会社エーオー）からの寄付金を元に外国人研究者支援基金（平成11年10月現在の残額は162,107円）などが設立され、本学における国際交流の推進・実施を資金面で支えている。

#### [点検・評価]

国際交流推進・実施のための組織体制に関しては、組織面での整備、人的配置面での整備、規定・規則面での整備、資金面での整備のいずれにおいても、ある程度の成果は挙げていると思われる。

#### [長所と問題点]

本学における国際交流推進・実施のための組織体制の長所として、まず、本学が単科大学である関係上、立案から実施に至るまでのプロセスが比較的単純であり、機敏性が高く小回りが利く点が挙げられる。さらに、奈良の地域性から、国際交流における地域との連携も比較的進んでいると思われる。

問題点としては、まず、国際交流を財政面から支援していくための資金不足を挙げる

ことができる。

また、本学の国際交流の推進・実施体制の母体となっている国際交流委員会の委員の選出方法が、教授会での選出から講座グループ内での互選に変更されたが、この方法の是非に関しては、今後、本学での国際交流の推移を見ながら、再検討していく必要がある。

さらに、国際交流委員会は、国際交流の実施母体というより、国際交流に関わる事柄についての審議機関としての性格が強く、実施に関わる実務のほとんどが、事務官および留学生担当教官に覆い被さっている点も、今後、国際交流を拡大していく上で問題になることが予期される。本学の規模からして、国際交流センターの設置は望めないかもしれないが、国際交流室のような実施母体を設置する方向は、検討に値する。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

大学改革の大きなうねりの中で、本学における国際交流の実施・推進体制は、いずれ大幅な見直しを必要とすると思われるが、現段階での改善・改革に向けた方策として、以下の点が指摘できる。

第一に、国際交流を円滑に進めていく上では、組織面での一層の整備に加えて、資金面での支援体制をさらに強化する必要がある。近年、本学における国際交流の財源は年々縮小傾向にある。特に、本学の国際交流の中心的財源として維持してきた学術交流基金は、基金の利子のみを活用する方針が取られてきたが、ここ数年は、基金の元金そのものを切り崩して行かなければならない状況に陥っている。今後国際交流を安定的に継続していくためには、財源をいま以上に強固なものにしていく必要がある。

第二に、今後、大学と地域との緊密な連携がなお一層必要となってくる状況の中で、国際交流の面での、より一層の地域との連携が求められている。現在すでに国際交流の面での地域との連携を図る組織として、「奈良地域留学生交流推進会議」が動いているが、今後本学に期待される国際化を視野に入れると、必ずしも十分とは言えない。今後、本学に在籍している留学生が各種の地域イベントやプログラムに日常的に参画することによって、地域の国際化に積極的に貢献する体制づくりが必要になってくると思われる。

### (b) 国際交流のための施設・設備等

#### [現状の説明]

国際交流のための施設・設備としては「国際学生宿舎」がある。本学日本人男子学生と外国人留学生に勉学と居住の場を提供している。収容定員は日本人男子学生60名、外国人留学生40名で、各部屋トイレ付きの個室となっている。共有スペースには、和室／談話室／学習図書室／補食室／洗濯室／男女別シャワー室がある。

他には特に外国人であることを考慮した施設・設備等はなく、日本人学生と同じ環境

が提供されている。

#### [点検・評価]

「国際学生宿舎」には外国人留学生40名の居住が確保されているが、その他の施設・設備は特になし。留学生にある程度の日本語能力があることを想定して、日本人学生と同等の扱いを行っている。

一方では、日本人学生の入居資格に「学部」男子学生という制約がある。「学部」という制約に合理的な意味があるのかどうか疑問である。外国人留学生の入居資格にその制約がない以上、平等の観点からこの制約を再考すべきであると思われる。

また、本学の施設・設備への外国人留学生の要望を汲み上げる仕組みが整備されていない。留学生の要望を受け止め、具体的な改善の方策を探る上で、是非ともそういった仕組みを整備していく必要があろう。

#### [長所と問題点]

現状では、外国人留学生に最低限の居住を提供しているのみで、積極的な長所は認められない。特に問題なのは、外国人研究者用の施設・設備が皆無であることである。研究者の場合は、高度な専門的研究での交流が目的で、十分な日本語能力は前提にできない。外国人研究者の訪問については、教官が個人レベルで、または奈良女子大学の国際交流会館など、他大学の施設を援用して、対処しているのが現状である。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

大学が本来その機能を果たすべき高い学術水準での真の国際交流を目指すのなら、本学の施設・設備は、まだまだ不十分であると思われる。日本に居ることを意識しないぐらいの教育、そして特に研究環境の構築を目指すべきである。その際、本学の規模を考慮するならば、近隣の諸大学と連携して施設・設備を援用し合いながら拡充していくのも、一つの方策であろう。

### (c) 留学生の受け入れ

#### [現状の説明] [点検・評価]

##### 1. 受け入れ留学生について

過去5年間の在籍留学生は（表12-1）の通りである。留学生総数はこの5年間、大きく変動することなく45～50人で推移していることがわかる。最近5年間の特徴としては国費の「日本語・日本文化研修留学生（日研生）」が安定的に在学していることが挙げられる。彼らの出身国は多様であるが、いずれも日本語または日本文化を専攻している学生であり、こういった学生に対して奈良という歴史ある都市に位置する本学が、

魅力ある留学先として選択されていると考えることができるであろう。

## 2. 教育指導体制とカリキュラムについて

学部留学生については、外国語科目を日本語で置き換えたり、教養科目の一部を、日本事情の授業で読み替える措置をとっている。

10月来日の日研生等については、既存の日本語の授業の中から、数科目の履修を義務づけている。特に、読み・書きに重点を置き、またチューターをつけることによって日本語の話し言葉の多様性を具体的に体験できるようにしている。

更に、学部の一般学生との交流をすすめる意味もあって、日本文化や日本事情の授業は、留学生の専用授業にはせず、一般学生のとる授業の中で設定されている。

9月に来日する米国姉妹校留学生の授業については、日本語が使えないでの、原則として英語で行われている。ただし期間が変則的である為、毎年非常勤講師の確保に苦労する。研究留学生および研究生の場合は、個々に指導教官がつき、それぞれのペースで研究を進めている。

### [長所と問題点] [将来の改善・改革に向けた方策]

#### 1. 受け入れ留学生について

上述したように、現在本学では安定的な学部留学生と、一年単位で交替する日研生を中心とする留学生が二つの大きなグループとなっている。

大学改編の中にあって、終始変わらなかつたのは、留学生を安定的に受け入れたいという本学の姿勢であった。この方針は、今後も堅持していくべきであろう。

また、日研生については、教員養成大学ではあっても、歴史ある奈良に位置する大学ということと、大学規模の割には多様な授業が展開されているというメリットを生かし、是非今後も現状、あるいはやや増の人数で受け入れていくことが望ましいと思われる。

ところで、本学での留学生に関する事務処理の要となっている留学生係の配置に関しては、留学生50名の在籍が一応の目安とされている。そこで、海外からの留学生の数が伸び悩んでいる現状の中で、今後いかに継続的に50名以上の留学生を確保して行くかが大きな課題となるであろう。因みに、本年度の留学生総数は、私費留学生も含めて前期が46名、後期が49名に留まっている。以前日本政府が打ち出していた留学生10万人計画のもとでは、各大学が総在籍学生数の約5%の留学生を確保することが一つの目標となっていたが、50名以上の留学生の確保は、この目標とも合致している。

このうち、私費学部留学生については、人数にも出身国にも顕著な変化は見られないことに注目すべきである。これは学生の出身国の事情ともかかわっているので、本学だけで解決できる問題ではないが、これから考えるべき問題として、次の点があげられるであろう。

(1) 教員養成課程は、留学生の関心を引きにくい場合がある。従って、今後私費学部留学生を増やす方針ならば、総合教育課程での更なる受け入れを積極的に検討すべ

きである。

- (2) 教育大学という名称は冠していても、実際には多くの分野の授業が展開されており、その中には留学生に関心を強くもたれている分野もある。この点については、より一層の広報活動を行うべきである。
- (3) 選考方法については、今までに様々な検討を繰り返した結果、評価の基準が一応定まってはいるものの、その時々に応じ、適宜再考していくべきである。

## 2. 教育指導体制とカリキュラムについて

留学生と共に学ぶことによって得られる教育的意義は以下のように纏められるであろう。

- (1) 留学生の出身国、地域は非常に多様であり、また日本からの距離も様々である。従って奈良に居ながらにして、外国の習慣価値観をごく一部ではあっても垣間見るきっかけになる。
- (2) 一般に留学生の学習意欲は非常に高い。また知的好奇心も旺盛なので、遠慮なく質問をしてくることが多い。それらに応えようとすることが、また一般学生の学習に繋がる。
- (3) 一般学生は、大学入学まで「日本」「日本語」について深く考えていない場合が少なからずある。このような学生にとって、数年間の学習で殆ど日本語に不自由せず、また日本の文化・歴史についても豊富な知識を持った留学生と接することは、大変な刺激となっている。
- (4) 同世代と本音で語ることにより、国家や民族を超えて理解できる場合があることを体験し、また反対に乗り越えられない壁を感じる場合があることも実感できる。将来に向けては、一般学生と留学生の双方のために、今後更に、共に学ぶ場を増やして行くべきだと考える。「共修授業」を考えるに当たっては、従来型の「国際理解」とか「異文化理解」等にしばしば見受けられる、留学生発信・一般学生受容型の授業だけではなく、一般学生が「日本」について発信し、それを留学生が受容し・考えるという双方向の形態の授業を合わせて行うことが重要であると思われる。

表12-1 外国人留学生受入状況 (最近6年間、各年度5月1日現在)

### 1. 費用別

区分\年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
国費留学生	10	17	14	16	13	18
私費留学生	32	33	33	30	31	28
外国政府派遣留学生						
計	42	50	47	46	44	46

2. 身分別

年度 区分	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度
学部学生	12	14	16	16	13	12
学部研究生	5	5	6	2	7	2
科目等履修生 他	1	1		2	1	4
日本語・日本文化研修留学	3	6	8	8	7	9
大学院学生	16	16	12	14	11	12
大学院研究生	1	4	4	1	3	3
教員研修留学生	4	4	1	3	2	4
計	42	50	47	46	44	46

3. 出身国別

年度 区分	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度
中国	20	24	26	28	29	26
韓国	11	12	8	5	4	4
台湾	6	5	4	4	3	1
ドイツ	1	2	2	1	2	2
インドネシア		1	1	2	1	1
アメリカ		3	1	1	1	2
フィリピン	1					1
タイ	1					1
ミャンマー	1					
ブラジル	1			1		1
ルーマニア		1			2	2
バングラデシュ		1				
フランス		1	1	1		1
スウェーデン			1		1	
チェコ			1			1
ポーランド			2		1	1
カザフスタン				1		
イギリス				1		
メキシコ				1		
ベネズエラ						1
ロシア						1
計	42	50	47	46	44	46

## (d) 留学生の派遣

### [現状の説明]

#### 1. 派遣留学生数等

過去5年間（平成6年度～平成11年度）の本学からの派遣留学生数は（表12-2）の通りで、合計24名である。本学の留学派遣制度に関しては、平成6、7年度は「教員養成系大学・学部学生海外派遣制度」及び「学生国際交流海外派遣制度」、平成8年度以降は「短期留学推進制度（派遣）」に基づいている。派遣先は毎年、アメリカ合衆国のセントラル・ミシガン大学とロックヘイブン大学、ドイツ連邦共和国のハイデルベルク大学となっており、平成10年度より大韓民国の嶺南大学、平成11年度よりルーマニアのブカレスト大学が加わった。これらはいずれも大学間交流協定に基づくものである（「(e) 国際交流協定」の項参照、以下「派遣留学生」とはこの大学間交流協定に基づく留学生を指す）。

派遣期間は派遣先の教育年度展開に対応するように配慮された10ヶ月から12ヶ月間である。

派遣留学の形態は国費留学と私費留学のケースがあるが、いずれにせよ本学に在学中の留学であり、

派遣期間中も本学への授業料は免除されない。大学間交流協定の内容が協定校によって必ずしも一定ではなく、とくに私費留学の場合、協定校へも授業料を同時に支払わねばならないケースがある。

#### 2. 選考

国費派遣留学生の選考は、毎年年度末から年度始めの時期に、国際交流委員会が「海外派遣留学生選考基準」に基づいておこなっている。原則として出国時において3回生に在籍する者を対象に、2回生までの学業成績と派遣先国必要な言語についての筆記及び会話試験等の結果を参考として総合的に判断して被推薦者を選考し、教授会の承認を経て文部省に申請している。とくに、英語圏への留学希望の場合には、TOEFLの受験を義務づけており、また、会話試験は面接形式で、応募者の海外生活に対する適性の把握もおこなわれるよう配慮している。

私費留学生の選考と派遣についても、国費派遣留学生の場合に準じた方法が採用されている。

#### 3. 事前情報提供

派遣留学生に対する事前指導は、従来、公的には教務課のもとにオリエンテーションが行われ、留学に際して必要とされる事務手続き等の説明がなされていたが、平成11年度より留学関係の事務担当が学生課に移っている。

派遣先国及び派遣先大学の状況についてのより詳細な情報は、現在のところ私的レベルで提供されている。

#### 4. 帰国後

派遣留学生が派遣先大学で修得した単位については、本人が教務課に申請すれば、学則に基づき年間30単位を越えない範囲で、本学の授業料日単位として認定されることになっている。

具体的には、まず派遣留学生本人が、派遣先大学で修得した単位が本学の授業科目のどれに相当するのかを判断し、本学の当該授業科目担当教官の了承を得た後、教務課に単位互換を申請する。次に、教務課は派遣留学生からの申請内容を教務委員会に諮り、さらに、教授会の審議決定を経て本学の単位に認定されることになる。

派遣留学生はすべて留学扱い（休学はできない）であり、本学の所定の単位数を修得すれば、通常の学生と同じく4年間で本学を卒業できるようになっており、現実にほとんどの派遣留学生が4年間で本学を卒業している。

なお、大学間交流協定に基づかない、全く個人的な私費留学が考えられるが、この場合は本学を休学する扱いとなる。休学期間中本学の授業料は徴収されないが、留学先で修得した単位の本学単位としての認定はされず、留学期間が本学の修業年限に算入されることもない。

#### 〔点検・評価〕 〔長所と問題点〕

##### 1. 派遣留学生数等

国費による派遣留学生の数は従来ほぼ一定数にあったが、平成10年度より単位数にまで減少した。一方、私費による派遣留学生の派遣は従来ごく少人数（表外では、平成2年度に2名）であった、平成5年度のハイデルベルク大学との交流協定締結以降の大学間交流協定の拡大と見直しにともない、近年増える傾向にある。

過去5年間の派遣留学生の課程・専攻をみると、平成7年度に設置された総合文化科学課程 国際文化コース比較文化専修所属の学生が5名で最も多い。これはそのコース・専修の性格から当然と考えられる。派遣先は全員アメリカ合衆国である。ついで中学校教員養成課程・家庭専攻の学生3名がいずれも留学先はドイツ連邦共和国である。以下、2名派遣の専攻をあげると、中学校教員養成課程・英語専攻からアメリカ合衆国へ、小学校教員養成課程・音楽専攻、中学校教員養成課程・音楽からいずれもドイツ連邦共和国へ、小学校教員養成課程・体育専攻からアメリカ合衆国と大韓民国へ派遣されている。この中では、音楽専攻学生と家庭専攻学生のドイツ留学が目立つ傾向といえよう。

##### 2. 選考

派遣留学生の決定方法について「海外派遣留学生選考基準」は派遣希望学生の出願条件を明確に定めている。2回生の前期までの科目単位数の取得条件を各科目的種類ごとに明示し、それに修得単位の成績平均値の条件数値を加えている。

また「現状の説明」に記した通り、面接試験等の活用により語学能力の程度、海外生活に対する適性の把握を加えて、選考にあたっては「海外派遣留学生選考基準」文言削除等により選考に関わる各要素を数値化して、厳正に判定できるように配慮されている。

### 3. 事前情報提供

派遣留学生には、帰国後留学体験記を学生部広報（「天平雲」）等に寄稿してもらっている。これは、在学生への広報活動の一端となっている。

海外生活にまつわるトラブル等を未然に防ぎ、実り多い留学生活を遂行させるために、海外生活全般にわたる情報を派遣学生が得られるよう、派遣先国、派遣先大学の状況について、より詳細な情報提供を公的におこなうよう努力している。

### 4. 帰国後

過去5年間（平成6年度派遣～平成10年度派遣）の派遣留学生の単位認定の状況をまとめると、申請者15名、合計115単位で、申請者平均で7.7単位である。最高年間30単位まで認定できることになっているが、実際に認定された単位は14単位が最高で、全体的に少ない傾向にある。理由として考えられるのは、一つには派遣先大学で修得した単位と本学での授業単位の間の整合性の問題、いま一つには、言語・文化の壁に阻まれ、派遣先大学で単位自体が思うように修得できないという問題であろう。過去5年間で、5名の派遣留学生が単位認定の申請をしていない。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

##### 1. 派遣学生数等

大学間交流協定に基づく本学からの派遣留学生は、過去10年に亘っても継続的かつ順調に展開されてきたと考えられるが、国費による派遣留学生の数が平成10年度より単位数にまで減少した事態には、それ自体に何らかの対応策が要請される。他方、私費による派遣留学生の数が増加している事実は、まず当該学生の留学に対する熱意を示しているし、総合文化科学課程 国際文化コース 比較文化専修（平成11年度改組後は 総合教育課程 生涯学習コース 国際理解教育専修）という、海外に向けた関心領域をより開かれたものにする学内の教育体制がその背景にあると考えられる。私費留学という個人負担の重い形態を学生留学の主軸としないような制度の方策の検討が望まれる。

##### 2. 選考

私費留学生の増加は、大学間交流協定の拡大とも連動した現象であると考えられる。従来英語圏、ドイツ語圏に限られていた派遣対象国が大韓民国やルーマニアに拡大したことから、派遣留学生の選考においても、派遣先での語学力、文化適応力等の見きわめが新たな検討課題として浮上している。

### 3. 事前情報提供

[点検・評価] [長所と問題点]に記したように、派遣先国、派遣先大学の状況についてより詳細な情報提供をおこなう必要性は高い。大学間交流協定に基づいた派遣留学生、受け入れ留学生からの情報を収集・蓄積し、プライバシー保護に配慮しつつ留学希望学生に提供できるようなシステムも検討されてよいであろうし、大学間交流協定に基づかない私費留学の形態についても、学内の対応を検討する必要がある。

#### 4. 帰国後

派遣留学生が派遣先大学で修得した単位の本学での認定制度の問題点としては、単位認定を希望する授業料日の選定が、基本的に派遣留学生本人の判断に任せられている点にある。派遣先大学で修得した単位が本学のどの授業料日単位に相当するのか、その対応関係について一定のルールもしくは何らかの客観的なガイドラインを示す必要があると思われる。今後、関係する委員会等における検討が望まれる。

また、私費留学生に関しては、休学中に海外で取得した単位は、文部省が各大学の裁量で認可することを認めているにも拘わらず、本学においてはいまだに認可の対象になっていない。公費派遣学生の数が従来の三名から実質的に一名に減少してきているなかで、今後ますます本学を休学し、私費で海外の大学に留学する学生の数が増えて行くことが予想される。その意味でも、早急に休学中に海外の大学で取得した単位を認可していく制度を整えていく必要がある。なお、このことに関しては、現在の本学の単位認定規定でも基本的には可能であるので、教務委員会と連携して、早急に実現する必要がある。

(表12-2) 派遣留学生数

区分	年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度
国費留学						
アメリカ セントラルミシガン大学	1	1	1	1	1	
アメリカ ロックハイブン大学	1	1	1			
ドイツ ハイデルベルク大学	2	2	1			
私費留学						
アメリカ セントラルミシガン大学						
アメリカ ロックハイブン大学				1	1	2
ドイツ ハイデルベルク大学			1	2	2	2
韓国 嶺南大学						
ルーマニア ブカレスト大学						1
計	4	4	4	4	4	8

#### (e) 国際交流協定

##### [現状の説明] [点検・評価]

交流協定は、毎年相互互恵的な成果が得られることを基本方針として、1886年7月にアメリカのロック・ハイブン大学と締結したのを最初に、1999年11月の現在に至るまで、

五大学及び一大学連合と締結した（表12-3）。この協定の基本方針に従いながらも生じてきた問題には柔軟に対応しつつ学生間交流はおおむねその成果をあげてきていると言える。しかし、日本への年間留学生数が減少傾向のある昨今、単に提携先を増やすのではなく、現状の交流実績を維持し、更に充実したものにしていくためにも、文部省の留学生受け入れ政策の方針と実情の流れの中で、交流協定に基づく留学生の受け入れに一層の努力が必要である。

ロック・ハイブン大学との協定書は必要最小限の項目を簡潔に記した親協定と覚書からなるもので、締結の翌年から現在まで間断なく相互に交流を可能なものにしているのであるが、簡潔なだけに相互の誤解に基づく問題も少なからず生じている。とりわけ、授業料に関する問題が挙げられる。1993年に大学間交流協定に基づき外国人留学生に対する授業料などの不徴収制度が文部省により設けられた。その制度は協定書の緻密化とともに、1993年のドイツハイデルベルグ大学及び1996年のセントラル・ミシガンとの協定書に生かされることになった。ただ、元来授業料が必要でない前者ドイツの大学と、日本の国公立大学に比べ高額の授業料が求められるアメリカの大学とでは、相互互恵という点で協定書の文面にその相違が反映されることになる。この点は1993年のロックハイブン大学との協定書の改定を巡る交渉開始以来現在まで、また、セントラル・ミシガン大学との三年目の見直しにおいても、改善を前提に協議を継続している。

1999年3月には新たに韓国の嶺南大学及びルーマニアのブカレスト大学と交流協定を締結し、第一回目の相互互恵の学生交流が始まっている。これらの協定書にはそれまでの経験が生かされ、更に今後新しく交流協定を締結する場合にも、その準拠枠となるように作成されている。そのひな型としてセントラル・ミシガンとの協定書が用いられ、内容はそれぞれの大学の事情に応じて弾力的に変更されている。また、協定書の正文は英語のものとし、その訳文はそれぞれの大学の責任において作成することになっている。

#### 〔長所と問題点〕 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

ロック・ハイブン大学等との協定書には必要条件として学生、教職員、そして学術文献の三つの項目について相互互恵的な観点から振り返り、各大学との友好関係の維持・発展を図るとともに、協定書の見直しをも視野に入れて、改善・改革の方策を考える必要がある。

##### 1. 学生の相互交流

今までに本学が学生（表12-3）を派遣し、また受け入れている協定締結先大学の学生数（表12-4）から、指摘できる問題点は二つに絞られる。先ず、学生間交流を互恵的に行うに際しては、毎年できるだけ同数の学生を相互に派遣し受け入れることが望ましいのであるが、特に授業料の不徴収を協定書の中でどのように定義するかによって、継続的かつ円滑的な交流の推進が図れるかが問われることが第一点である。第2点は、授業料の不徴収が明確にされたとしても、提携先の大学の国情により、生活費関連の費用の格差が日本側での受け入れに支障を來す可能性である。以上の二点において、一応問題がなかった交流先はハイデルベルグ大学である。アメリカの二大学とは特に授業料不徴収の点で現在も改良に向けて前向きに取り組んでいる。また、嶺南大学とブカ

レスト大学の学生の受け入れに当たっては、来日後の生活費関連の費用の点が、今後の受け入れに支障を来すこととも考えておく必要がある。

## 2. 研究者交流と共同研究

交流協定校との研究者交流は、現在まで、ロック・ハイブン大学との間に交流提携の初期に半年間の受け入れと派遣がそれぞれ一度あっただけである。受け入れについては宿舎の面で、また派遣については渡航費その他の費用の面でそれぞれの問題が継続的な交流を困難々している。1999年前期で研究者の相互交流の合意に達し、来年の10月にセントラル・ミシガン大学から1年間の予定で本学の授業を担当することとなる。

共同研究に関しては、(f)で詳述するように、保健体育教室が科学研究費補助金により、ロック・ハイブン大学及びハイデルベルク大学を行い、一定の成果を上げてきている。今後更にどのような共同研究が各協定校と可能かを明らかにするためにも、国際交流委員会が主体となって協定校情報を収集することが求められている。

## 3. 学術文献の交換

この点については、協定書で述べられていなくても本学においては国際交流委員会が、提携先大学ではそれに相当する機関が窓口となって、手紙などによる依頼により可能であると思われる。これは2.の共同研究を推進するに当たっても、重要な情報源となることから、早急に実現する必要がある。

以上「大学間交流協定」についての現状と今後の改善点を述べてきたが、重要なことは、いずれの点においても、「継続」を可能とするような基本的な共通認識が大学全体として必要不可欠であることである。その点を今後の国際交流委員会の取り組むべき課題として指摘できるであろう。

(表12-3) 外国の協定校等への本学学生の(派遣)状況

区分	年度 平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度
国費留学						
アメリカ セントラルミシガン大学	1	1	1	1	1	1
アメリカ ロックハイブン大学	1	1	1	1		
ドイツ ハイデルベルク大学	2	2	2	1		
私費留学						
アメリカ セントラルミシガン大学						
アメリカ ロックハイブン大学					1	2
ドイツ ハイデルベルク大学				1	2	2
韓国 嶺南大学						2
ルーマニア ブカレスト大学						1
計	4	4	4	4	4	8

注：1. 国費留学の派遣制度は、平成6、7年度は「教員養成系大学・学部学生海外派遣制度」及び「学生国際交流海外派遣制度」、平成8年度以降は「短期留学推進制度（派遣）」。

2. 派遣期間は、アメリカは8月から翌年5月、ドイツは9月から翌年7月。韓国は10月から翌年9月

(表12-4) 外国の協定校等からの学生受け入れ状況

区分	年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
アメリカ セントラルミシガン大学			1	1		1	
アメリカ ロックヘイブン大学	1	1			3	1	1
ドイツ ハイデルベルク大学	2	2	2	2	2	2	
韓国 嶺南大学	1	1	1	1	1	1	
ルーマニア ブカレスト大学	1				3	2	2
タイ 36RI						1	1
計		5	5	4	9	8	7

注：1. 受け入れ期間は、アメリカは9月から12月、他は10月から翌年9月。

2. タイ 36RIとは、36のラジャパット インスティチュート（地域総合大学）のこと。

3. 韓国、ルーマニアは今年度交流協定締結。

#### (f) 研究者交流

##### [現状の説明] [点検・評価]

###### 1. 教員の海外研究派遣

学術研究の進展とともに、大学教員を海外へ派遣する必要性は近年増大している。（表12-5）に、最近5年間（平成6～10年度）における本学教員の海外派遣件数を示す。この5年間における年間平均海外渡航件数は49件であるが、平成9年度は41件、平成10年度は44件となっており、伸び悩んでいる状態が続いている。

この5年間の海外渡航件数を経費負担別に見ると、政府関係事業（文部省事業28%、他省庁等5%）によるものの合計が34%、その他の国内資金に基づくものが9%、外国政府関係によるものが6%となっており、全体の49%が公的な資金援助を受けている。なお、平成10年度について見ると、政府関係事業（文部省事業48%、他省庁等5%）によるものの合計が52%、その他の国内資金に基づくものが9%、外国政府関係によるものが5%となっており、全体の66%が公的な資金援助を受けている。このことから、平成10年度は、政府関係事業の中でも文部省事業による海外渡航件数の割合が増加していたことが分かる。

この5年間の総派遣件数243件のうち、派遣期間が1か月を越えるものは、26件(11%)に留まっており、国際会議等への出席などを目的とする短期の渡航が多くなった。この2年間において派遣期間が1か月を越えるものは、平成9年度が41件中6件(15%)、平成10年度が44件中5件(11%)であり、派遣期間が1か月を越える渡航件数の割合は増える傾向にないことが分かる。

(表12-6)は、最近5年間(平成6~10年度)における教員海外渡航件数を国・地域別に示したものである。この5年間に40の国および地域に教員を派遣している。件数の多い順に、アメリカ(20%)、中華人民共和国(9%)、ドイツ連邦共和国(7%)、大韓民国(7%)、フランス(7%)、イギリス(6%)となっている。また、大陸レベルで比較すると、欧州が42%、アジアが27%、北米が23%であり、これらで全体の91%となる。ここ2年間の傾向として、若干ではあるが、欧州圏が減少し、アジア圏が増加している。

## 2. 海外の研究者との交流

学術研究は、人と人との往来によって発展する。本学は、世界の先進諸国から優れた研究者を招致し共同研究等を推進するとともに、発展途上国からは気鋭の若手研究者を受け入れ、学術研究を通して国際交流・国際協力の推進に努めている。

(表12-7)は、最近5年間(平成6~10年度)における外国人研究者受け入れ件数を、経費負担別に示している。この5年間の年間平均受け入れ件数は、7.4人であり、特に増加・減少の傾向は見られない。

我が国の国立大学では、文部省事業をはじめ種々の制度により、外国人研究者を招聘している。外国語や専門教育を担当するため勤務契約により一定期間雇用する「外国人教師・外国人講師(非常勤講師)」、外国人教員の任用等に関する特別措置法により任用する「外国人教員」、共同研究を目的に雇用する「外国人研究員」、中国の研究者の研究能力向上並びに受け入れ大学における学術研究の発展を目的として受け入れる「中国政府派遣研究員」、国際シンポジウム参加のために招致する外国人研究者、日本学術振興会の招聘諸事業に基づく外国人研究者、国際協力事業団(JICA)事業による開発途上国からの研修員、国際交流基金による研究者の招聘などがある。本学のこの5年間の外国人研究者受け入れ状況を経費負担別に見ると、文部省事業が62%(科学研究費補助金:35%、外国人教師・講師:24%)、文部省以外の政府関係機関が27%となっている。なお、文部省事業の「任用法上の外国人教官」、「外国人研究員」、「国際シンポジウムのための招致」での受け入れはこの5カ年では実施されなかった。

(表12-8)は、最近5年間(平成6~10年度)における外国人研究者受け入れ件数を、国・地域別に分類したものである。中国、アメリカ合衆国、大韓民国、ドイツ連邦共和国など、11か国から研究者を受け入れている。大陸レベルで比較してみると、アジア43%、欧州30%、北米22%となっている。できるだけ、特定の国や地域に偏らないで、広く世界中の研究者との学術交流を図りたい。

### [長所と問題点] [将来の改善・改革に向けた方策]

1986年のロック・ハーヴィン大学との国際交流協定の締結がきっかけとなり、昭和62年度~平成元年度文部省科学研究費補助金(海外学術研究)「生涯スポーツ促進に関する

「日米比較研究」が実施された。さらに、この継続的な研究として、平成6・7年度文部省科学研究費補助金（国際学術研究）「生涯スポーツ促進に関する日米比較研究」が、引き続きロック・ハイブン大学と共同で実施された。また、国際交流協定を締結しているドイツのハイデルベルク大学との共同研究として、平成9～11年度文部省科学研究費補助金（国際学術研究、平成11年度は基盤研究Bとして交付）「生涯スポーツ促進に関する日独比較研究」が実施された。こうした一連の「生涯スポーツ」に関する共同研究によって、延べ11人の研究者を受け入れ、本学からは延べ25人の教員を派遣した。

こうした「生涯スポーツ」をテーマとする一貫した国際共同研究は、ロック・ハイブン大学・ハイデルベルク大学との学術交流を促したばかりでなく、本学の保健体育教育の領域に、生涯スポーツ教育の必要性を迫るものとなった。この内圧の高まりがカリキュラムの再編に反映した結果として、平成11年度の学部改組に伴い、総合教育課程生涯学習コースに健康・生涯スポーツ専修が設置された。

上述したような研究者交流の長所を指摘することもできるが、本学の研究者交流の大きな問題点は、教員の海外渡航件数と外国人研究者受け入れ件数の伸び悩みにあると言える。前者の原因の1つとして、政府関係機関以外の国内資金による海外渡航が少ないとある。〔表12-5〕に示すように、本学の場合はわずか9%にすぎない。他大学の中には、政府関係機関以外の国内資金によるものが50%を越える大学もある。最近では、科学研究費補助金や委任経理金を使っての短期の海外出張は頻繁に行われるようになってきているが、長期（10ヶ月以上）の在外研究に関しては、文部省在外研究員制度に頼らざるを得ないのが現状である。今後は積極的に産業界との連携を促進することも必要かとも思われるが、産業界とのつながりが希薄な文系の教官の場合には、やはりこれに頼らざるを得ない。

そこで、今後、研究面での国際交流をさらに推進していくためには、在外研究の条件を緩和し、公的な在外研究員制度だけに頼らず、本学独自で教官を長期にわたって派遣する体制を整備していく必要がある。例えば、今後そのウエイトが大きくなると言われる学長裁量経費において海外渡航の経費の枠を設けるなどして、研究者の海外出張を支援していくことも可能であろう。また、本学に割り当てられている外国人教師枠を活用し、海外の大学と連携しながら、本学教官を長期にわたって海外に派遣することも可能と思われる。さらに、海外の大学でひろく実施されているサバティカル・リープの制度も、今後、積極的に検討していくことが必要であろう。既に（a）で触れたように、本学には開設100周年を記念して設置された奈良教育大学学術交流基金があるが、この基金は教職員及び外国人研究者の学術交流に必要な経費を補助するという規定が設けられている。今後、この基金の運用の仕方を検討し、更に基金の整備を進めることによって、教職員の海外派遣および海外の研究者との交流を資金面から支援していくことが、強く求められよう。

また、（b）でも述べたように、本学には外国人研究者のための十分な宿泊施設がなく、奈良女子大学の国際交流会館に頼らざるを得ない状況にある。外国人研究者受け入れのための宿泊施設の整備も必要であることは言うまでもない。

(表12-5) 本学教員の海外渡航件数

年度 区分(経費負担別)	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	合計
1. 文部省事業	13	13	14	8	21	69
(1) 在外研究員制度	(6)	(7)	(12)	(4)	(2)	(31)
(2) 国際研究集会派遣		(1)	(2)		(2)	(5)
(3) 科学研究補助金(国際研究)	(6)	(5)		(2)	(5)	(18)
(4) 科学研究補助金(その他)				(1)	(9)	(10)
(5) その他	(1)			(1)	(3)	(5)
2. 文部省以外の政府関係機関	7	0	2	2	2	13
(1) 国際協力事業団					(1)	(1)
(2) 国際交流基金	(6)		(1)	(1)		(8)
(3) その他	(1)		(1)	(1)	(1)	(4)
3. その他の国内資金	2	11	5	1	4	23
4. 外国政府・研究機関	0	7	2	3	2	14
5. 私費	25	34	23	27	15	124
合 計	47	65	46	41	44	243

(表12-6) 国・地域別教員海外渡航件数

国・地域		年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	合計
アジア (65)	大韓民国	3	6		4	4		17
	中華人民共和国	3	7	1	5	6		22
	タイ王国			1				1
	フィリピン		1					1
	ベトナム		1		1			2
	台湾			2	2	3		7
	スリランカ		1					1
	トルコ		2	1				3
	パキスタン					1		1
	シンガポール				1			1
	インド	2						2
	インドネシア	2	1					3
	香港	1		3				4
大洋州 (13)	オーストラリア		2	3	5	1		11
	ニュージーランド			1	1			2
欧洲 (102)	ドイツ連邦共和国	3	3	4	4	4		18
	イギリス	5	2	2	1	5		15
	ポーランド	1						1
	スイス	1	2		2			5
	ギリシャ		2	1				3
	チェコ			1	1	2		4
	イタリア	1	3	3		2		9
	カザフスタン		1					1
	ベルギー	2			1			3
	オランダ	3	1	2	1			7
	デンマーク		2					2
	スペイン			1		1		2
	スウェーデン		2	1	2			5
	フランス	3	5	5	2	1		16
	フィンランド					1		1
	アイルランド	2	1	1				4
	オーストリア			2				2
	ポルトガル	1						1
	ロシア		1	1				2
	ハンガリー				1			1
アフリカ(1)	ザイール					1		1
北米 (55)	アメリカ	11	16	7	6	9		49
	カナダ	1	2	2		1		6
中南米 (7)	ブラジル		1	1	1	1		4
	メキシコ	2				1		3
合 計		47	65	46	41	44		243

(表12-7) 外国人研究者受け入れ状況

区分(経費負担別)	年度 平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10 年度	合計
1 文部省事業	8	4	4	2	5	23
(1) 外国人教師・講師等	(1)	(1)	(4)		(3)	(9)
(2) 中国政府派遣研究員		(1)				(1)
(3) 科学研究補助金(國研院)	(7)	(2)		(2)		(11)
(4) 科学研究補助金(その他)					(2)	(2)
2 文部省以外の政府関係機関	0	2	8	0	0	10
(1) 日本学術会議			(8)			(8)
(2) 国際協力事業団(JICA)		(1)				(1)
(3) その他		(1)				(1)
3 その他の国内資金	0	0	0	1	1	2
6 私費	1	1	0	0	0	2
合 計	9	7	12	3	6	37

かつて内は内訳人数

(表12-8) 国・地域別外国人研究者受入数

国・地域	年度 平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	合計
アジア	大韓民国	6				6
	中華人民共和国	1	4	2		8
	タイ王国				1	1
	イスラエル			1		1
大洋州	オーストラリア				1	1
欧州	ドイツ連邦共和国			3	2	7
	ノルウェー			1		1
	ハンガリー			2		2
	ルーマニア			1		1
北米	アメリカ	2	2	2		8
中南米	パラグアイ		1			1
合 計	9	7	12	3	6	37

## (13) 地域・社会との連携・協力

### [現状の説明]

本大学における地域・社会との連携・協力に関わる活動は、すでに第2章(4) 教育課程の④「生涯学習」で述べたように「公開講座」「教育面での現職教員の受け入れ」「教育関連職員の免許・資格に関する各種の講習会」がある。また、特に地域・社会との関わりでみた場合、以下の「ア. フレンドシップ事業」、「イ. 教員の地域・社会に向けての連携・協力」が挙げられる。

#### 「ア. フレンドシップ事業」

この事業は、教員の養成段階において、本学学生が種々の体験活動等を通して、子供たちと触れ合い、子供たちの気持ちや行動を理解し、実践的指導力の基礎を身につけることを目的とした事業である。文部省の新規事業として、本学では平成9年度から始まり、平成11年度に第3回目を迎えた。11年度のフレンドシップ事業は6つの事業からなる（平成11年度奈良教育大学フレンドシップ事業参照）。全事業の参加者は、子供達、保護者、県の先生方、大学教官、事務官を含め、のべ約6,500名と大規模なものである。

特に「青少年のための科学の祭典」（奈良大会）は47の実験工作演示と講演を行い、約6,000人の入場者があった。平成10年度に引き続き2年目であるが、科学離れを何とか克服したいとして開催したものである。スタッフも、小学校、中学校、高校、大学の理科の先生、奈良教育大学の学生、企業と総勢150人である。まさに地域の教育機関等の連携・協力のもと実施されている。

#### 「イ. 教員の地域・社会へ向けての連携・協力」

本大学教官が地域連携に向けて行っている活動（平成7年以降過去5年以内、申告による）を、活動単位に分類すると、「[1] 全学的取り組み」、「[2] 付属施設」、「[3] 講座・グループ」、「[4] 教官個人」からなる。また、それらの活動単位についての活動内容は、「(1) 講演・講習会等」、「(2) 研究会・サークル活動等の指導・支援」、「(3) 審議会その他の団体の委員、役員、審判員等」、「(4) 相談活動」、「(5) 共同研究調査等」がある。

数値的に多い活動をみると「[4] 教官個人」による「(1) 講演・講習会等」や「(3) 審議会その他の団体の委員、役員、審判員等」、「[1] 全学的取り組み」による「(1) 講演・講習会等」（ただし先述した「公開講座」が概して該当する）、「[3] 講座・グループ」による「(5) 共同研究調査等」が挙げられる。

[4]-(1)をみた場合、人数的には38名が該当し、本学全教官（教授、助教授、講師、助手 平成11年度現在120名）の約31.7%である。奈良県内が多く、続いて近畿地区で個人的に講演活動を行っている。

次に、活動として数値的に2番目に多い[4]-(3)をみた場合、11名が該当している。具体的に審議会等での活動を取り上げると表13-1の通りである。

表13-1

審議会等での活動

- ・国立大学協会教員養成特別委員会専門委員
- ・奈良県中高一貫教育研究会議座長
- ・大阪府学校教育審議会委員
- ・京都府小学校英語研究開発（文部省研究開発学校）専門委員
- ・障害児就学指導委員会委員
- ・家庭教育子育て支援事業の企画委員
- ・電話相談専門委員
- ・奈良県社会教育委員
- ・奈良県教育委員会学校健康安全センター研究委員会委員長
- ・奈良県・奈良市スポーツ振興審議会委員
- ・奈良県NIE推進協議会の発足に参加
- ・奈良県卓球協会常任理事
- ・奈良市卓球協会理事
- ・奈良県スポーツ医学専門委員
- ・静岡県文化財保護審議会委員
- ・南アルプスカモシカ保護地域指導委員
- ・オオヤマレンゲ保全対策検討委員会委員
- ・奈良県環境影響評価制度研究会委員
- ・奈良県ニホンジカ保護管理検討委員会委員
- ・アイドリングストップ検討委員会委員
- ・大台ヶ原トウヒ林保全対策検討委員会委員
- ・三重県ニホンザル保護管理検討委員会委員
- ・万葉ミュージアム建設企画運営委員／同・展示部門の音楽関係全般監修
- ・大野寺石仏保全修理委員会委員
- ・天然記念物妹山総合整備委員会委員
- ・奈良市防災会議専門委員
- ・奈良県防災会議専門委員
- ・地質鉱物緊急調査委員会委員
- ・奈良市総合計画審議会委員
- ・奈良県林業技術開発推進会議委員

また、[3]-(5)の講座・グループによる共同研究については、表13-2の活動内容が挙げられる。

表13-2 共同研究

- ・孔あき材の乾燥過程における半径方向4水分傾斜とひずみの変化
- ・スギ心持ち柱材の乾燥
- ・有限表示法による中空材の乾燥圧力の推定
- ・大阪府教育委員会「学校教育自己診断試行」
- ・小学校・中学校・高等学校の算数・数学教育の共同研究
- ・算数・数学教育の国際共同研究
- ・教育課程の開発的研究
- ・大和郡山市外国人教育方針策定委員会
- ・小学校社会科教育実践研究会
- ・奈良県における不登校・いじめに関する教育臨床的研究
- ・教育養成大学生の高齢者福祉観に関する研究 介護体験の有無を指標として
- ・奈良近辺の河川の環境科学的研究
- ・世界遺産奈良公園をフィールドとする環境教育の研究
- ・「明日香の工芸」調査

なお、上記[3]-(4)に該当するが、本大学において継続的に毎年実施されてきた活動として、数学教育講座がサポートする学生主体（主に数学教室関連の学生）による「夏の算数数学教室」を挙げることができる。この活動は、奈良教育大学が発足した昭和24年の翌年昭和25年の夏に第1回目の講習会を行って以来、半世紀を迎えている。夏休みの2週間（正確には現在は5日間、以前は6日間連続して）、近隣の小学生と中学生を対象とし、多い時は1,000名を超える時もあったそうだが、現在は300名前後に落ちついている。地域に開かれた大学の伝統ある活動として評価できる一方、継続的な実施において課題も毎年積み残している。

#### [点検・評価]

表13-3の平成11年度におけるフレンドシップ事業は、昨年度の課題を改善して、大きな成果をあげることが出来た。この事業に参加した学生は「種々の体験活動を通して、子供達とふれあい、子供達の気持ちや行動を理解し、実践的指導力の基礎を身につけることができた」と評価している。

教員の地域・社会に向けての連携・協力によって、大学教員自身の地域・社会への貢献度が増すとともに、教員の研究にとってもよいインセンティブが得られる。また、学生の教育や指導面での効果が大きいことも考えられる。ただ本学の場合、該当教員の数、活動内容もそれほど多いとは言えず、今後地域交流に向けて、積極的な姿勢も必要である。

[将来の改善・改革に向けての方策]

フレンドシップ事業を通して、今後さまざまな新しい試みを行い、新しい授業像の構築、地域における教育力の創造を推進していくことが求められる。また、教員自らの地域社会に向けての連携・協力を活性化するためには、教育・研究面での多忙性を援助する方途とともに、地域交流に対する業績評価を高めるシステムも肝要である。このことは、学生側の学外活動にも該当し、ボランティア活動や学外学習の単位化などによって、生涯学習の場である地域社会活動に対する意識・関心の高揚も課題となってくる。

表13-3 ア. 平成11年度 奈良教育大学フレンドシップ事業

事 業 名	内 容
顕微鏡・星座観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミクロコース（顕微鏡観察） 実施時期：7月22日（木）、23日（金） 実施方法：顕微鏡を用いて観察を体験する。 場 所：奈良教育大学 地学実験室、電子顕微鏡室 対 象：小学生高学年</li> <li>・コスモコース（星座観察） 実施時期：7月26日（月）～27日（火） 実施方法：天体望遠鏡を用いて観察を体験する。 場 所：奈良教育大学 地学実験室、宇治市総合野外活動センター 対 象：小学生高学年及び中学生</li> </ul>
君もプレゼンテーション ・ディレクター	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施時期：8月5日（木）、6日（金） 実施方法：各グループごとに「気になること」「見つけたこと」「言いたいこと」をテーマにドラマ製作、ドキュメンタリー制作、インターネット上のマチガヤ情報の製作を行う。 場 所：奈良教育大学付属教育実践研究指導センター 対 象：小学生高学年及び中学生</li> </ul>
夢化学と21世紀 —理科と工作を楽しもう—	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施時期：8月6日（金） 実施方法：理科実験と化学工作を生徒たちに行わせ、理科に対する興味・関心を引き出す。中学生の部、高校生の部に分けて実施。 場 所：奈良教育大学 化学実験室、生物実験室、地学実験室 他 対 象：中学生（教諭又は保護者同伴）、高校生</li> </ul>

わくわく自然観察	<p>実施時期：8月23日（月）～26日（木）（3泊4日）</p> <p>実施方法：本学附属自然環境教育センター奥吉野実習林に宿泊し、自然林、原生林等からなる実習林を散策し、動物・植物・昆虫を観察する。</p> <p>場 所：奈良教育大学 附属自然環境教育センター奥吉野実習林（吉野郡大塔村）</p> <p>対 象：小学生高学年</p>
青少年のための科学の祭典	<p>実施時期：10月23日（土）、24日（日）</p> <p>実施方法：多くの実験コーナーを設け、簡単な実験や科学おもちゃの製作を子供たちに行わせる。 (空気砲、水ロケット、風船通信など)</p> <p>場 所：奈良教育大学 山田ホール</p> <p>対 象：小学生・中学生・高校生 ※参加自由</p>
紙芝居製作	<p>実施時期：8月27日（金）、10月30日（土）</p> <p>実施方法：地域に伝わる民話や伝説をもとに、紙芝居を作成し、紙芝居発表を行う。</p> <p>場 所：奈良教育大学 学生会館、大字陀町立守道小学校</p> <p>対 象：町立守道小学校全児童</p>

共催：奈良県教育委員会／奈良市教育委員会／大宇陀町教育委員会／日本化学会近畿支部  
化学工業会関西支部／夢・化学21－実行委員会／日本物理学会近畿支部／科学技術庁／財團法人日本科学技術振興財団・科学技術館

## 第2章 おわりに

### (1) 長所と問題点に関する総合評価

教育は常に地域的課題と要請を担う。教員の養成、採用、再研修も常にその前提としての地域性を有する。子ども達の生き様、風土、生活習慣を理解し、愛してこそ教員が務まり、子ども達の視線で会話ができるのである。この意味で、本質的に教員養成は、大学と地域社会の共同作業であり、各地域に国立の教員養成大学・学部が存在する根拠と考えられる。すなわち、教育を国家の第一使命と考えるのであれば、大学審議会の答申がうたう競争的環境下の各大学の個性化、特色化はおのずから教育大学では限度がある。また、教員養成での教育は、教員免許法で規定されているように、一定の水準を保つための標準的・共通的プログラムが存在する。

1949年5月に奈良学芸大学(1966年4月、奈良教育大学と変更)として発足以来、本学は、一貫して奈良県を中心とする幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び養護学校教員養成を主目的として、その社会的役割を果たしてきた。一方で、学校教育の内容・あり方・方法を巡る基礎的・応用的研究を推し進めてきた。本学は、深い学識と広い教養、そして人間形成に関する専門的識見を通して、わが国戦後の教育理念実現に直接かつ主体的に貢献する教員の養成をもって、その責務を果たしてきたと自負できる。すなわち、教職に対する情熱・使命感、子どもに対する教育的愛情、子どもの心の悩みを把握し理解する力、人間性尊重の精神に裏付けられた豊かな人間性、教科指導・生徒指導に関する現代的専門的知識・技能、社会の変化に適応するための課題解決能力、幅広い教養を基礎とした実践的な指導力を有する人材の育成に努めてきた。国立の小規模な大学《一学部で教員数118名、学部一学年定員255名、大学院修士課程一学年定員60名》の特徴を生かし、教育・研究上の施設・設備の充実での有効な利用を図るとともに、コンパクトなキャンパス(高畠団地)における教員と学生の日々の交流を通じての人間教育が教員養成の成果と評価できる。

大学院は、全国の教育大学では比較的早期の昭和58年にスタートし、教育学研究科として現在11の専攻で構成されている。「奈良教育大学大学院は、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員を養成することを目的とする」と大学院規定にうたわれている。大学院の整備での研究活動での高い水準を有すると考えられる。また、上記の目的を達成するために、教育課程の充実をはかるとともに、奈良県からの派遣教員の受入れを積極的に行い、そして昼夜開講の拡充として、夜間コースを設置した。したがって上記の趣旨に沿う教員の養成に着実に貢献してきた。問題的としては、11専攻への学生定員への充足率がアンバランスが指摘できる。

本学は、国立大学であり、その目的・理念は憲法、教育基本法及び学校教育法等の諸規定に基づきながら、その社会的使命・役割を常に模索してきた。近年の国際化・情報化、

更には高齢化等の新しい時代を迎える、学校以外での教育者・指導者、生涯学習に対応できる人材養成のため、必要な学部の改組・再編に取り組んできた。平成7年度、広範な分野の科学・学芸・技術の履修が可能な教育学部の特性と、教官スタッフの研究における蓄積と潜在的 possibility を生かして、総合文化科学課程(新課程)の発足に踏み切った。他の国立大学の教育学部は、教員採用率の減少により昭和63年頃より新課程をいっせいに設置したが、本学はこの設置に向けて将来構想委員会を中心として、慎重に検討を重ねての結果として“おそい”設置となった。新課程設置と併行して、いじめ・不登校等現在の新たな教育課題を見据え、実践・臨床的力量・資質を持った教員の養成プログラムが検討されてきた。平成11年度には、大幅な学部改組が行われた。従来の学校種別に対応する教員養成課程を、「学校教育教員養成課程」に統合した。それに連動して、新たな学術展開を目指して平成7年度に開設された総合文化科学課程を、「総合教育課程」に拡充・再編し、計2課程の学部構成となった。

学校教育教員養成課程は、4コースから成り、2回生からは15履修分野のいずれかに分かれて学修する。このうち、本学の教育の1つの特色を反映した「生活科教育履修分野」には4コースいずれからでも配属できる。学校種や教科の枠をこえ、幼児・児童・生徒の発達を機軸にすえて実践力豊かな教員を養成する本課程の目的を実現するために、卒業要件として、異校種複数の一種《主に小学校一種、中学校一種》免許状所要資格の取得を義務づけている。

総合教育課程は5コース・11専修から成り、多様な社会的、地域的ニーズ及び生涯学習社会への専門性を持った人材の育成を図る趣旨で発足した。平成9年4月の小杉文部大臣の「教員養成課程5000人削減」計画と平成9年7月の新免許法答申と、困難で緊急な外的要請があったにもかかわらず、本学が主体的に教育大学として学部改組を行った成果は評価される。学問の普遍性、国際性を念頭に置きながらも、時代や奈良県を中心とした地域の要請に的確に応えていく体制を取っている。学部の2つの課程それぞれへの担当、副担当教官を明確にし「どの先生が自分の面倒を見てくれるのか」の指導責任を打ち出した。この体制は評価できるが、ほぼ2つの課程の学生定員は等しい(学校教育教員養成課程130名、総合教育課程125名)にもかかわらず、それぞれへの担当教官数(102名と73名)が少しアンバランスである問題点がある。両課程とも、1回生前後期に「基礎ゼミナール」を実施し、大学教育の意義を学生に理解してもらうカリキュラムは評価できるであろう。また、教育・指導力の向上をめざし、F.D.(Faculty Development)を、他大学に比べても、より積極的に実施していると自負できる。小規模大学の利点を生かし、教員と学生、あるいは教員同士のコミュニケーションが充分持たれていると評価できる。しかし、現状で教員同士のコミュニケーションが授業数のスリム化、精選等への取り組みの活動に充分反映されていない問題がある。

社会や学校現場の近年の急速な情報化、特にインターネットの普及は、かつて人類が経験した事の無い社会構造の変質や価値観の変化を与えている。本学は、学内キャンパスネットワークの整備と情報利用環境の充実に努力してきた。大学の規模が小さい事情も幸い

して、教職員・学生にオープンなインターネット利用を提供していると自負できる。また、学部共通科目「情報機器操作」を1年次(1回生)前期で、全員に必修としてリテラシー、インターネット利用、情報倫理的内容を課している。4年間の学生生活に必要なコンピュータ利用の基礎を修めさせ、学習効果を高める意義が評価される。このように大学全体が「情報基地」として機能しているにもかかわらず、それを支える人的体制は不充分と言わざるを得ない。情報システムやネットワークの維持・管理が一部の教官のボランティアに依存している現状は明らかに問題である。

本学は奈良県北部(“北和”と呼ばれる)の位置で大阪の衛星都市的地域にあるが、幸いにも自然と縁に恵まれた環境と言える。野外実習や自然観察に適した土地柄のため、自然体験に乏しい大学生には感性や観察能力を磨く良い機会・経験となっている。この機会たるフィールドワークや屋外授業が多く展開(例：総合演習、生活科)されている事は、本学のカリキュラムの一つの特色となっている。本学の附属施設としての、自然環境教育センターの奈良実習園と奥吉野実習林での生物及び自然に関する実験・実習・観察等は特色ある環境教育を提供している。これは、奈良県の風土・環境・地域性を会得した教員を育てるという本学の養成方針に沿う。

施設・整備は、本学の教職員と学生の人数規模とキャンパス面積を考慮して、ほぼ妥当と言える。ただし、平成11年度からの学部改組に伴う2課程での学生定員再編、及び各講座の教官人数の現状が研究室・ゼミナール室の部屋配分と必ずしも対応していない問題を抱えている。教育組織の規模を反映した再配分が早急に必要である。図書館は、人権教育関係図書・郷土関係資料等を中心に小規模大学としては充実した蔵書と言える。また、インターネットの情報伝達システムが普及し、研究・教育を促進する情報検索サービスを提供している。文学部や理学部等と異なり教育学部1つの単科教育大学で、学術的専門領域が多岐にわたるため、専門書の蔵書がやや少ない点は仕方が無い。しかし、それを補償する文献複写依頼のシステムが確立しているため、研究上の文献調査ハンディはほとんど無くなっている。

平成12年度、従来の教育実践研究指導センターが教育実践総合センターへ改組された。このセンターは、教育学部の附属施設でありながら、改組後の学部と肩を並べる重要な研究・教育の役割を果たしている。情報教育、人権教育、教材開発、教育実習、教育相談と教員養成と全学授業への加担、及び今日的課題としての学校病現象への対応等、その精力的な活動は充分評価される。今後、更に学部教官との連携・協力による実践的・臨床的教育と研究の発展が期待される。また、奈良県下の様々な教育機関との連携・協力の大学側窓口として、その役割・機能は益々重要となる。

国立の単科大学である本学において、管理・運営上の組織として、まず教授会が挙げられる(評議会は存在しない)。ただし、学長のリーダーシップを發揮し、その決断と実行を円滑化する大学の組織体制、学長補佐体制、が平成12年度より発足した。この年度は試行期間と位置付けられ、学長を中心とする執行機関と審議機関たる教授会が有機的連携と親和性を持って機能するシステムが求められている。平成12年5月現在、国立大学の法

人化も現実化の動きにあり、上述の試行期間の状況と併せて、管理運営構造全体が不透明な段階にある。どのような構造になろうとも、それが教育・研究の活性化につながる事が第一条件である。

今回の本学の加盟申請にあたり、その第2章で要請された11項目に加えて、(12)「国際交流の推進」と(13)「地域・社会との連携・協力」の項目を含めた。(12)の国際交流については、組織面、人的配置面・資金面で大学として積極的に活動していると評価できる。留学生の派遣と受入れの取り組みが本学の教育・学術交流・学生生活の活性化に寄与している。地域社会との連携・協力は奈良県における本学の役割として、重要な位置付けにある。大学規模を勘案すれば、組織的及び個人単位での地域との協力・共同研究が推進されており、独立した項目(13)として、その実態を記載した。

本学が、わが国のみならず国際社会のなかで、高等教育機関として、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究するためには、不斷に自己点検・評価を行うとともに、公正かつ客観的な外部評価を受けることが重要である。この認識の下、今回大学評価申請を行うこととした。

## (2) 改善・改革の方策と、その全体的効果に関する今後の見通し

本章の第1項目で、総合評価を記述した。大学として、今後、改善・改革を図る必要がある事項と、その優先度が明らかになったと考えられる。まず、それらの7つの事項を列挙する。

### 奈良教育大学 改善・改革すべき項目（優先順位）

- (2)-1 学長補佐体制の確立。
- (2)-2 学部教育の充実。ファカルティ・ディベロップメントの推進。  
附属校園との連携協力。
- (2)-3 入学生受け入れ教育理念(アドミッション・ポリシー)の確立。入試方法の検討。
- (2)-4 大学院カリキュラムと教育研究体制の充実、より積極的な現職教員の受け入れ。
- (2)-5 3つのセンターの発展。その活動実績成果の大学院・学部教育への還流。
- (2)-6 大学間連携(単位互換、S C S、関西連合大学院教育学研究科(博士課程))。
- (2)-7 地域・社会との連携・協力及び生涯学習機会の拡大。

## (2) - 1 学長補佐体制の確立

第2章項目(10)「管理運営」で、本学で構築された体制が示された(図10-1)。学長を頂点とした執行機関と審議機関の明確な役割分担であった。この体制作りの契機は、平成10年10月の大学審答申であったことは否定できないが、内在的にも各教官の研究・教育環境の保証のため、過度の管理・運営の負担を避けるべきとの要請があった。図10-1の枠組みのもと、学長のリーダシップが發揮し、学長補佐、運営会議、教授会と各委員会及び研究科会議が有機的連携を図り、管理・運営が円滑にかつ効率的に推進される必要がある。このシステムが定着し、教育・研究が促進され、結果として学内ポテンシャルが向上するべきである。図10-1の体制を形骸化させてはならない。

## (2) - 2 学部教育の充実。ファカルティ・ディベロップメントの推進。附属校園との連携協力。

学部教育の充実の点では、大学設置基準にも規定されているように、本学の設置理念を踏まえ、学生に対する「教育」意識をいっそう高めることが要請される。授業シラバスは既に整えられてきたが、現実に展開されている授業そのものの改善改革はなおこれからの課題となっている。大学の教育でも、特に多くの時間を占めている「講義」は、本学のような小規模大学においても受講学生数が比較的多く、その目標・内容・方法の相互関連を吟味しつつ、いっそうの改善が求められていると言ってよい。この問題意識のもと、F.D.の取組が平成11年度から開始され、その成果は『教育大学における授業の創造』(平成11年度FD推進経費報告書)としてまとめられた。勿論こうした活動はまだ緒についたばかりであり、本学の理念、課程の性格を踏まえた教育の内実をいっそう充実・発展させるために、このF.D.活動を軌道に乗せ推進していかなくてはならない。平成12年度のF.D.は教育活動そのものについての研究・研修を深めると共に、F.D.推進のための組織体制を検討し一定の結論を得ることにしている。

教員養成大学において、実践的力量形成や実験的・実践的研究は不可欠であり、附属学校との連携協力は欠くことができない。これまでも教育実習やその事前・事後指導また「教職の意義」等に関する科目においては、学部と附属の連携協力の下に教育活動が展開され所期の成果を得ている。また「生活科」や「総合的学習」等についても教育総合実践センターを媒介として共同研究プロジェクトが組まれたり、いくつかの教室(講座・グループ)と附属の教室(教科)とが連携して研究活動を展開している。ただ、こうした共同は意欲的な一部の人々の努力に委ねられている側面があり、こうした連携が全学的広がりをもち、その成果が学部全体の教育のあり方に反映されることが更に求められている。これまでの連携協力の蓄積を基礎としながら、今後、学部附属学校運営協議会を組織主体として、制度的・組織的な教育・研究活動の連携のあり方を論議し、その共同協力関係を深化、拡大していく必要がある。

## (2) - 3 入学生受け入れの教育理念の確立。入試方法の検討。

第2章項目(3)(a)「入学者選抜の方針と方法」で、平成11年度の学部改組に従った新しい入学者選択の方法が説明された。教育学部の2つの課程のうち、学校教育教員養成課程では、小学校、中学校の複数免許取得《幼稚園、小学校等の他の複数免許の取り方もある》が義務付けられており、義務教育段階の教員を養成する。小学校の全教科対応の素養が受験生に要求される。この一定の基礎学力に加え、教員としての人間性、集団協調性、指導意欲等が受験生に望まれる。対して、総合教育課程ではある専門分野にすぐれ、問題解決・表現能力を持った人材の育成をめざしている。よってコースごとの入試方法につき、それぞれの特色を持つ一定の自由度があつてよい。しかし、平成11年度発足した新しい学部体制で、入学者受け入れ方針（アドミッション ポリシー：admission policy）が客観的・透明性のある体裁で明確になっているとは言い難い。教育学部のそれぞれの課程で、“高校—大学 一貫教育”と呼べるくらいの入学者受け入れ方針の明確化と、それに沿った入学選択の方法を策定すべきと自覚している。

## (2) - 4 大学院カリキュラムと教育研究体制の充実、より積極的な現職的教育の受け入れ。

第2章(4)教育課程 ②大学院研究科の教育課程の項で、現状と将来への課題が挙られた。今後、教育・研究が有機的なつながりを持ち、それらの質を高める事は、研究科として当然の課題である。加えて、本大学院は学部学生以外の現職教員を修士学生として広く受け入れており、地域の教育の再教育に貢献という機能も有する。

奈良県の現職教員の大学院での研修主目的は、

1)児童・生徒の理解と問題への対応 2)実践的指導法の習得 3)専門的知識の習得の3点であつて、これらの要請に対する研究科としての取り組みが必要である。具体的な検討項目として、

- イ. 大学院現職教員研修プログラムの確立。
- ロ. 各専攻での研修プログラムとして必要な講義の設置。
- ハ. 大学院修了後のフォローアップの学会設置等の検討。

が挙げられる。

平成11年度の学部改組で、教育学部は、ほぼ同じ学生定員を持つ学校教育教員養成課程(130名)と総合教育課程(125名)に再編された。現行の大学院は、当然、前者の課程と対応している。後者の課程の学生には、幅広い教育者としての素養と学際的な専門性が教育されている。現行では存在しない勉学、研究の意欲を持った学生達への進学希望を適確に受け止める組織が必要と思われる。すなわち、大学院に本学の特色ある専門性を高度化・発展させる役割を検討すべきであろう。

## (2) - 5 3つのセンターの発展。その活動実績成果の大学院・学部教育への還流。

それぞれのセンター固有の活動目標に加えて、センターの業務として、学部、大学院の

教育・研究内容をそれぞれのセンターの立場から補完したり、支援したりする機能をもつてている。同時に、それぞれのセンターの機能の独自性を生かした地域社会への貢献（例えば、研修会・公開講座の開催、教育相談、教員へのコンサルテーション、研究会・講演会などへの講師）の窓口にもなる。特に、教育実践総合センターは、学部改組の大きな方針の1つであった地域社会との連携・協力、地域社会への貢献の窓口として、また実践者として機能することを目標に掲げられていた。そのためにも県教育委員会や市町村教育委員会、学校教育の現場と密接なつながりをもち、地域社会のもつニーズに対応できるような組織態勢と活動内容の構築が求められる。

◎教育実践総合センター： 大学としての地域貢献への窓口、hubの役割を果たすことが求められた。4部門のそれぞれの実践的研究、実践的貢献の成果は、徐々にではあるが学部・大学院の授業に生かされている。特に、社会的教育問題への対応が、期待される教育臨床部門の新設により、地域社会、付属校園などの保護者、児童・生徒、教師に対する相談活動から得られた実践事例、成果が蓄積されつつある（11年度相談件数のべ100件）。学部での授業担当に加えて、今年度より大学院での授業（学校臨床特論、演習）が開講されたので、その成果が授業内容においても発揮されることになった。相談活動業務、及び県下の学校関係職員への研修業務を軌道に乗せ、充実したものとするためには、相談業務に対応できる事務職員の配置を含め、相談システムの構築が早急に検討される必要がある。

◎自然環境教育センター：

生涯教育や学校教育の中での環境教育の展開に向けて、これまでの研究・実践的活動の成果を学部や大学院での授業（例えば、「生活」、「野外実習」など）の中に反映できる段階になっている。特に、体験学習への対応という観点から、実習園や実習林からなる自然環境教育センターの役割は重要である。さらに教科として注目されている総合的学习では、「環境」という観点から今後、ますます実習園や実習森の活用が重視されるだろう。これまでも積極的に行われてきた付属実習園や実習林を活用した公開講座の開催や研修会など地域社会の人々に対する貢献も重要度を増してくるだろう。

◎情報処理センター：

情報化社会において情報処理能力を発揮できるように、種々の情報処理や情報教育など関連の授業を通して学生の情報処理リテラシーの育成と向上を目指していくことが重要な課題である。本学のまた、情報教育及び関連した研究での特色を鮮明にするために、全額的な情報システムの維持・管理体制を構築する必要がある。そのための人的確保などについての早急な検討が課題である。

いずれのセンターにおいても、研究、実践活動の成果は、大学院・学部の授業内容に還流されつつあるのが現状である。それぞれのセンターでの研究、実践活動の成果が積極的

にカリキュラムの中に還元されることを推進する組織的検討が必要である。

## (2) - 6 大学間連携（単位互換、SCS、関西連合大学院教育学研究科（博士課程）構想）。

近畿地区、奈良県内の大学間連携については、それぞれの大学の独自性を生かしつつ、連携する大学との相互互恵性を基本にして連携をもつことを積極的に検討してきている。近畿地区、奈良県内の大学間連携として、この数年来の進行中のテーマには、単位互換、SCS、関西連合大学院教育学研究科（博士課程）の問題がある。

### ・単位互換：

大学院レベルでは、奈良県内の奈良女子大学の大学院、及び近畿地区的5大学（奈良教育大学、大阪教育大学、京都教育大学、滋賀大学、和歌山大学）の大学院単位互換制度が設けられている。なお、利用の実績は、それほど多いものではない。本学の院生の利用よりも、他大学からの利用の方が若干多い。

学部レベルでは、姉妹校協定を結んでいる外国の大学との間には単位互換制度が設けられているが、国内の大学間では存在しない。平成11年度の3大学連絡協議会（奈良教育大学、大阪教育大学、京都教育大学がメンバー）において、3大学間の連携の一環として単位互換制度を制定する案が提案された。平成13年度をメドに単位互換制度の制定に向けて、3大学連絡協議会を中心とした検討が進められてきた。なお、単位互換制度を活用したいという本学学生のニーズは約74%で、さらに学習分野を広めたいという理由が多かった。現在、構成大学での実情に応じた検討を進め、具体化に向けての検討が進んでいる。

一方、奈良県内では、奈良女子大学との間で単位互換制度制定に向けての検討が学生部を中心として始められているが、大きな進展には至っていない。早急に検討がなされる必要がある。

### ・SCS (space collaboration system)：

SCSを活用した大学間連携として2つの活動がある。その1つは、平成11年度から実施されているSCS特別講義「教育工学」と「教育臨床」である。教育実践総合センターの教官が受信及び授業を担当を行っている。開講時間は、毎週18時から19時30分の90分間である。全国の参加国立大学間で、双方向的授業が行われている。大学院生、学部学生、学外者として現職教員などが参加している。これらを、正規の授業としての活用の是非について、今後、検討が必要である。

2つ目として、平成11年度、奈良教育大学と京都教育大学、大阪教育大学の3大学SCS担当者の間で、SCSを活用した共同授業、共通授業の可能性について実験的な試みがなされ、技術的な可能性が確認された。現在は、運用についての今後の検討に入っている。

今後、学内の関連委員会にて、SCSを活用した会議、授業、研究会、研修会などの開催について、大学間連携の手段としての本格的な検討が必要となっている。

・関西連合大学院教育学研究科（博士課程）：

大阪教育大学を基幹大学として、近畿地区の5大学（奈良教育大学、滋賀大学、京都教育大学、和歌山大学）が参加して検討を行い、これまでにも毎年文部省に概算要求を行ってきてている。

その概要は、教育現場の教育行政に関わる高度専門職的教職員、教科教育と教育実践の大学教員、研究者、教育新分野の専門職・研究者の育成を目的とした3年制の博士課程である。完全昼夜開講制で、現職の教職員等に対する進学の機会拡大を図っている。開講は、参加大学のキャンパス及び基幹大学の天王寺地区をメイン・サテライトと位置づけている。

大学の新たな発展と拡充を図るためにも、実現に向けての要求と同時に、その担当者として積極的に役割が担えるように教官自身の研究業績の向上に努めることが重要である。

連携内容に関しては、実現可能な内容から積極的に検討、着手することが大切である。

(2) - 7 地域・社会との連携・協力及び生涯学習機会の拡大

1) 地域・社会との連携・協力に関して

本学教官個人としての地域・社会への貢献は、講演・講習会の講師、研究会の指導・支援、審議会その他の団体役員、相談活動、共同研究調査などが行われているが、担当教員の数や活動内容は大学規模からは活発と評価できるであろう。大学全体としての取り組みとして、奈良県立教育研究所との連携や本学での教育実践総合センターの設置により、地域の学校に有益な情報提供や実践指導などが可能になると考えられる。しかし、これらは今年度スタートしたものであり、環境的に整ったが、これを十分機能させるための実践的な方法論の確立が今後の課題であろう。

2) 生涯学習機会の拡大に関して

本学では公開講座、現職教員の受け入れ、教育関連職員の免許・資格に関する講習会を積極的に実施すると共に、生涯学習に関わる人材養成の場として総合教育課程に生涯教育学習コースを設置している。公開講座は教員養成学部の特徴を生かして、スポーツを始めパソコン教室などの多くの講座が開講されており、地域に多くの貢献をしていると思われる。現職教員の受け入れに関しても大学院と特殊教育特別専攻科で受け入れており、多くの現職教員が学んでおり十分機能していると思われる。教育関連職員の免許・資格に関する講習会に関しても、社会教育主事講習会や図書館司書教諭講習等を積極的に行っており多くの参加者がある。しかし、本学が行った奈良市民に対する調査結果からも明らかのように、施設・設備といったハード面以上に地域住民を対象とした各種行事、ボランティアなどのソフト面での大学開放の欲求が高い。このような要求に応じていくためには、各講座やセンターが個別に運営している現代の状況を「生涯学習センター」の設置を、全学的な取り組みにしていくことが必要である。

今後、本学のみならず教育大学として、以下の検討すべき点検・評価の視点が存在する。

これらの点検・評価を行う場合の第三者として、県の教育委員会・県下の公立学校関係者、地域社会への貢献度が評価できる地方公共団体等が考えられる。また、日本教育大学協会等の機関を通じての教育大学間の相互評価が適当であろう。

#### 教育大学としての、点検・評価の視点

(1) 教育評価・・シラバスの構造化、及びそのホームページでの公開により、一般の社会の評価を受ける。学生の授業評価。学校が拠って立つ家庭や地域社会を視野に入れた教育。各論に流されず、各教科の基礎・基本を抑えているか。ファカルティ・デベロップメントの定期的実施。

教育活動と結びついた実践報告や事例研究等の教育業績としての評価。

(2) 研究評価・・各教官の自己研究傾斜から、教育との密着度の自己点検・評価姿勢の定着

(3) 地域・社会での活動・貢献・・・これらの活動の評価は研究・教育のそれに比べて困難であり、日本教育大学協会等での1つの基準作りが望まれる。ただし、前提で述べた教員養成と研修が大学と地域社会の連携である趣旨の具体化の活動には高い評価が与えられるべきである。

(4) 就職率・教員研修・・・単年度の卒業生に占める教員就職（採用）率ではなく、教員需給の可変性からも、比較的中・長期の率を尺度とすること。また、図書館、博物館、生涯学習関係の機関・施設・教育産業への就職率も評価基準に加えること。

更に、教員の「研修（再教育）機関」としての実績の考慮。

要は、教員養成の目的を明確に意識し、各教官が研究・教育の健全な相関をはかること。このための自己点検・評価に努めること。第三者による点検・評価を謙虚に受けとめ改善することが肝要である。

# 基 础 デ 一 タ 表

目 次	ページ
A. 全学の設置学部・学科・大学院研究科等一覧表（表1）	209
B. 学生の受け入れ	
a 学部・学科の学生定員及び在籍学生数一覧表（表2）	210
b 学部の編入学定員及び編入学生数の内訳表（表3）該当なし	211
c 学部の入学者の構成一覧表（表4）	212
d 学部の社会人学生数一覧表（表5）該当なし	213
e 学部の留学生数一覧表（表6）	214
f 学部の帰国子女学生数一覧表（表7）該当なし	215
g 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数一覧表（表8）	216
h 大学院研究科修士課程の入学者数の内訳表（表9）	217
C. 全学の教員組織	
a 全学の教員組織一覧表（表10）	218
b 専任教員年齢構成一覧表（表14）	219
c 専任教員の担当授業時間一覧表（表17）	220
d 専任教員の研究費一覧表	
① 個人研究費（表19）	221
② 教員研究旅費（表20）	222
③ 共同研究費（表21）	223
④ 学外からの研究費（表21-2）	224
e 教員研究室一覧表（表22）	225
D. 施設・設備等	
a 校地、校舎等の面積一覧表（表23）	226
b 全学の講義室、演習室等の面積・規模一覧表（表24）	227
c 全学の講義室、演習室の使用状況一覧表（表25）	228
d 規模別講義室・演習室使用状況一覧表（表26）	229
E. 図書館	
a 図書冊数一覧表（表27）	230
b 過去3年間の図書館資料の受け入れ状況一覧表（表28）	231
c 学生閲覧室等一覧表（表29）	232
d 過去3年間の図書館の利用状況一覧表（表30）	233
F. 管理・運営	
a 概念図	150
b 運営組織機構図	234
c 過去3年間の教育研究用設備・備品費及び図書購入費一覧表（表33）	235

※教官個人調書等一部省略しています。

## A. 全学の設置学部・学科・大学院研究科等一覧表

(表1)

名 称	設置認可年月日	所 在 地	備 考
奈良教育大学教育学部学校教育教員養成課程	平成11年4月1日	奈良市高畠町	平成11年4月1日改組
奈良教育大学教育学部総合教育課程	平成11年4月1日	奈良市高畠町	平成11年4月1日改組
奈良教育大学大学院教育学研究科（修士課程）	昭和58年4月1日	奈良市高畠町	
奈良教育大学特殊教育特別専攻科	平成4年4月1日	奈良市高畠町	

[注] 1 学部・学科・大学院研究科等毎に、設置認可年月日の順に記載すること。

2 一般教養的授業科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、学部にならい記載すること。

3 通信教育課程、専攻科、別科等があれば、併せ記載すること。

B. 学生の受け入れ

① 学部・学科の学生定員及び在籍学生数一覧表

(表2)

学 部	学 科	入学定員	編入学 定員	収容定員 (A)	在籍学生総数 (B)	(B) (A)	在 習 学 生 数				備 考
							第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
教育学部	小学校教員養成課程	[95]		190	225	1.18			104	121 (19)	
	中学校教員養成課程	[65]		130	161	1.24			71	90 (16)	
	幼稚園教員養成課程	[20]		40	46	1.15			22	24 (2)	
	養護学校教員養成課程	[20]		40	43	1.08			19	24 (2)	
	特別教科(理科)教員養成				1					1 (1)	平成7年3月31日廃止
	特別教科(書道)教員養成	[10]		20	23	1.15			11	12 (1)	
	総合文化科学課程	[85]		170	209	1.23			94	115 (16)	
	学校教育教員養成課程	130		260	316	1.22	147	169			
	総合教育課程	125		250	280	1.12	142	138			
合 計		[295] 255		1,100	1,304		289	307	321	387 (57)	科目等履修生30名

学 部	学 科	入学定員	編入学 定員	収容定員 (A)	在籍学生総数 (B)	(B) (A)	在 習 学 生 数				備 考
							第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
特殊教育特別専攻科	情緒障害教育専攻	15		15	7	0.47	7				
合 計		15		15	7		7				

[注] 1 記載の順序は、それぞれ人文・社会系、理工系、医歯系の順序で記載すること。

2 星夜開講制をとっている学部については、星間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入すること。

3 現在の在籍学生に関する入学定員及び編入学定員に変更があった場合には、「備考」欄に注記すること。期間を付した入学定員増(臨時増員)を行っている場合も「備考」欄に注記すること。

4 医・歯学部、歯医学部(あるいは歯医(関係)学科をもつ学部)の場合には、第6年次まで作成すること(以下b、d~fの表についても同様とする)。

5 4年または6年を超えて在籍するもの(学年進級制を採用している場合は、各年次に留年する者)は、それぞれ( )内に内数で記入すること。

6 科目等履修生、聽講生として受け入れている学生がいれば、その数値を「備考」欄に記入すること。これらの学生は在籍学生数に含めないこと。

7 「(B) / (A)」欄については、小数以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。

8 通信教育課程、専攻科、別科等についても学部の表に準じて作成すること。

9 入学定員の〔 〕は、廃止当時の入学定員を記載。

⑥ 学部の編入学定員及び編入学生数の内訳表 該当なし

(表3)

学 部	学 科	第2年次		第3年次		第4年次		備 考
		募集定員	編入学生数	募集定員	編入学生数	募集定員	編入学生数	
小 計								
小 計								
合 計								

[注] 編入学定員については、編入学を行っている年次の「定員」欄に編入学定員を記入し、各年次に在籍する編入学生数は、それぞれの年次の「編入学生数」欄に記入すること。

④ 学部の入学者の構成一覧表

(表4)

学 部	学 科	入 学 者 数						備 考	
		一般入試	附属校 推薦	指定校 推薦	公募 推薦 入試	一芸 一能 入試	その他の 入試		
教育学部	学校教育教員 養成課程	131 (89.1%)	( %)	( %)	15 (10.2%)	( %)	1 (0.7%)	147 (100.0%)	私費外国人留学生特別選抜
	総合教育課程	134 (94.4%)	( %)	( %)	7 (4.9%)	( %)	1 (0.7%)	142 (100.0%)	私費外国人留学生特別選抜
計		265 (91.7%)	( %)	( %)	22 (7.6%)	( %)	2 (0.7%)	289 (100.0%)	

- [注] 1 「その他」欄には社会人、外国人留学生、帰国子女に対する入試等により入学した学生数を記入すること。  
 2 ( ) 内には全入学者数に対する割合を記入すること。  
 3 「その他」に該当する入学者選抜を行っている場合は、その具体的な名称を「備考」欄に記入すること。

## (d) 学部の社会人学生数一覧表

該当なし

(表5)

学 部	学 科	在籍学生総数	在籍学生数				備 考
			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
小 計							
小 計							
合 計							

[注]1 科目等履修生、聴講生として受け入れている学生がいれば、その数値を「備考」欄に記入すること。これらの学生は在籍学生数には含めないこと。

2 「在籍学生総数」とは、この表における「在籍学生数」の合計をさす。以下（表7）まで同じ。

⑥ 学部の留学生数一覧表

(表6)

学 部	学 科	在籍学生総数	在籍学生数				備 考
			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
教育学部	小学校教員養成課程	2			1	1	特別聴講生3名、科目等履修生1名
	総合文化科学課程	4			2	2	
	学校教育教員養成課程	2	1	1			
	総合教育課程	3	1	2			
合 計		11	2	3	3	3	

[注] 科目等履修生、聴講生として受け入れている学生がいれば、その数値を「備考」欄に記入すること。これらの学生は在籍学生数には含めないこと。

## (f) 学部の帰国子女学生数一覧表

該当なし

(表7)

学 部	学 科	在籍学生総数	在籍学生総数				備 考
			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
小 計							
小 計							
合 計							

## (g) 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数一覧表

(表 8)

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍学生数								(C) (A)	(D) (B)		
		修士課程	博士課程	修士課程 (A)	博士課程 (B)	修士課程				博士課程							
						一般	社会人	留学生	その他	計(C)	一般	社会人	留学生	その他	計(D)		
教育学研究科	学校教育専攻	8		16		11 (1)	11	2		24 (1)						1.5	
	国語教育専攻	4		8		9	1	4		14						1.8	
	社会科教育専攻	8		16		11	3	2		16						1.0	
	数学教育専攻	4		8		6	3			9						1.1	
	理科教育専攻	8		16		19 (1)	1			20 (1)						1.3	
	音楽教育専攻	4		8		7 (1)	2	1		10 (1)						1.3	
	美術教育専攻	8		16		22 (2)	2	2		26 (2)						1.6	
	保健体育専攻	4		8		6	3	2		11						1.4	
	英語教育専攻	4		8		2	2			4						0.5	
	技術教育専攻	4		8		1	2			3						0.4	
	家政教育専攻	4		8		3	1			4						0.5	
合計		60		120		102 (5)	31	13		146 (5)						1.2	

研究生 4  
竹口寺  
履修生  
2

[注] 1 博士課程を前期と後期に区分している場合は、前期課程は修士課程の欄に後期課程は博士課程の欄に記載すること。また、5年一貫制の博士課程は博士課程の欄に記載すること。

2 それぞれ標準年限を超えて在籍する者は( )内に内数で記入すること。

3 科目等履修生、聴講生、研究生の制度を採用している場合は、実際に科目等履修生、聴講生、研究生として受け入れている学生数を欄外に注記すること。これらの学生は、在籍学生数には含めないこと。

⑥ 大学院研究科修士課程の入学者数の内訳表

(表9)

研究科	専攻	入学者数					備考
		一般	社会人	留学生	その他	計	
教育学研究科	学校教育	4 (44.4%)	4 (44.4%)	1 (11.1%)	( %)	9 (100.0%)	
	国語教育	4 (57.1%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)	( %)	7 (100.0%)	
	社会科教育	4 (57.1%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)	( %)	7 (100.0%)	
	数学教育	3 (75.0%)	1 (25.0%)	( %)	( %)	4 (100.0%)	
	理科教育	8 (88.9%)	1 (11.1%)	( %)	( %)	9 (100.0%)	
	音楽教育	3 (75.0%)	1 (25.0%)	( %)	( %)	4 (100.0%)	
	美術教育	7 (87.5%)	1 (12.5%)	( %)	( %)	8 (100.0%)	
	保健体育	4 (80.0%)	1 (20.0%)	( %)	( %)	5 (100.0%)	
	英語教育	1 (1.7%)	1 (50.0%)	( %)	( %)	2 (100.0%)	
	技術教育	1 (33.3%)	2 (66.7%)	( %)	( %)	3 (100.0%)	
	家政教育	1 (50.0%)	1 (50.0%)	( %)	( %)	2 (100.0%)	
計		40 (66.7%)	15 (25.0%)	5 (8.3%)	( %)	60 (100.0%)	

[注] 1 ( ) 内には全入学者数に対する割合を記入すること。

2 医学・歯学・獣医学にかかる研究科については、博士課程に読み替えて作成すること。

## C. 全学の教員組織

## ① 全学の教員組織一覧表

(表10)

学部・学科 研究科・専攻 研究所等	専任教員数				収容定員	専任教員1人当たりの在籍学生数	兼担教員数				兼任教員数	助手	備考
	教授	助教授	講師	計			教授	助教授	講師	計			
教育学部	国語教育	3	4	7	1,100	10					132		
	社会科教育	6	6	12									
	数学教育	5	3	8									
	理科教育	10	8	1								1	
	音楽教育	3	3	6									
	美術教育	7	4	11									
	保健体育	6	2	8									
	技術教育	4	2	6									
	家政教育	4	3	7									
	英語教育	3	4	1									
	学校教育	11	4	1									
	附属教育実践総合センター	2	3	5									
	附属自然環境教育センター	1	1	2									
小計		65	47	3	115						132	1	
教育学研究科	学校教育専攻						11	6			11		
	国語教育専攻						3	4			1		
	社会科教育専攻						6	6			3		
	数学教育専攻						5	3			2		
	理科教育専攻						12	9			1		
	音楽教育専攻						3	4			1		
	美術教育専攻						7	3			5		
	保健体育専攻						6	2			5		
	技術教育専攻						4	2			3		
	家政教育専攻						4	3			2		
	英語教育専攻						3	3			1		
小計							64	45			35		
特殊教育特別専攻科							2	1	1		8		
健康管理センター		1											
合計		65	47	3	115		66	46	1	0	175	1	

## (b) 専任教員年齢構成一覧表

(表14)

学部・研究科	職位	70歳以上	65歳～69歳	60歳～64歳	55歳～59歳	50歳～54歳	45歳～49歳	40歳～44歳	35歳～39歳	30歳～34歳	25歳～29歳	計
教育学部	教 授			13 (20.0)	21 (32.3)	13 (20.0)	14 (21.5)	3 (4.6)	1 (1.5)			65 (100.0)
	助教授			2 (4.3)		2 (4.3)	7 (14.9)	18 (38.3)	15 (31.9)	3 (6.4)		47 (100.0)
	専任教員					1 (33.3)			2 (66.7)			3 (100.0)
	助 手									1 (100.0)		1 (100.0)
合 計				15 (12.9)	21 (18.1)	15 (12.9)	22 (19.0)	21 (18.1)	18 (15.5)	4 (3.4)		116 (100.0)

(表14)

学部・研究科	職位	70歳以上	65歳～69歳	60歳～64歳	55歳～59歳	50歳～54歳	45歳～49歳	40歳～44歳	35歳～39歳	30歳～34歳	25歳～29歳	計
保健管理センター	教 授							1 (100.0)				1 (100.0)
	助教授											
	専任教員											
	助 手											
合 計								1 (100.0)				1 (100.0)

[注] 1 専任教員について、「C. a全学の教員組織一覧表」に掲げた組織の順にそれぞれ別個に作成すること。ただし、一般教養的教育等担当者が学部に分属しているものの一般教養的教育等は全学共通で行っている場合は、その教員数を学部から除き、一般教養的教育等担当者の表を学部に準じて別個に作成すること。

2 ここにいう「助手」の中には、専任教務補助員（いわゆる副手、実験補助員等）は含めないこと。

3 ( ) 内には、各々「計」欄に数値に対する割合を記入すること。

②専任教員の担当授業時間一覧表

教育学部（114人）

(表17)

教員区分	教授	助教授	講師	備考
最高	10.0 授業時間	11.0 授業時間	5.0 授業時間	1授業時間90分
最低	2.0 授業時間	1.0 授業時間	3.0 授業時間	
平均	6.4 授業時間 (2.4 授業時間 )	5.3 授業時間 (1.7 授業時間 )	3.7 授業時間	

[注] 1 「C. a 全学の教員組織一覧表」中、学部、大学院研究科（及びその他の組織）に記載の専任教員について、所属組織ごとに作成すること。

2 教員が当該大学において担当する1週間の最高、最低及び総平均授業時間を記載すること。授業時間の計算は、1週間における1授業時間（授業の単位となる連続した授業時間一いわゆる「コマ」を指す）の担当回数を基礎として算出する。ただし、学部等の特色により、1授業時間を超え連続して授業を行っている場合にも、授業時間の計算は、1授業時間の単位に換算し直した数値を記入すること。なお、「平均」欄の（ ）には、二部（夜間部）、大学院等での担当授業時間を内数で表示すること。

ただし、卒業研究指導のための時間は担当授業時間に含めないものとする。

- 3 「備考」欄に1授業時間が何分であるかを記入すること。
- 4 専任教員の教授、助教授、講師の1週間の責任授業時間数等の規定がある場合は、それを欄外に付記すること。
- 5 担当授業時間が特に多い場合、または特に少ないう場合は、その理由を欄外に付記すること。
- 6 医・歯学部の場合、専任教員が患者を対象とした臨床教育に関与する時間（最高、最低、平均）について表18に実時間で記入すること。

④専任教員の研究費一覧表

①個人研究費

(表19)

学部・研究科等	研究費					備考
	総額	教員数	教員1人当たりの額	研究費の種類・内容		
教育学部	101,668,000	115	884,070	教官研究費		
計	101,668,000	115	884,070			

[注] 1 教員（助手を含む）1人当たりの前年度の研究費を記すこと。

2 研究費とは、講座研究費、個人研究費等の名称は問わず、教員個人が専らその研究の用に充てるために支給される経常的経費（図書購入費、機器備品費、研究用消耗品費、アルバイトなどへの謝金等）をいい、ここには旅費を含めないこと。

## ②教員研究旅費

(表20)

大学・学部・研究科等	国外留学		国内留学 長期	学会等出張旅費		備考
	長期	短期		国外	国内	
教育学部	総額	9,490,087	0	0	0	7,192,000
	支給件数	4	0	0	0	124
	1人当たり支給額	2,372,521	0	0	0	58,000
計	総額					
	支給件数					
	1人当たり支給額					
計	総額	9,490,087	0	0	0	7,192,000
	支給件数	4	0	0	0	124
	1人当たり支給額	2,372,521	0	0	0	58,000

[注] 1 教員研究旅費には、「①個人研究費」は含めないこと。

2 「1人当たりの支給額」欄には、総額を支給対象となった教員数で割って算出した額を記入すること。

3 それぞれの研究旅費の支給条件（例えば、受給資格、支給額の上限等）を欄外に注記すること。

③共同研究費

(表21)

大学・学部・大学院研究科等	総額	利用件数	備考
教育学部	14,328,000	12	
計	14,328,000	12	

[注] 特定の研究テーマに対して交付される学内研究助成金等がある場合には、これも記入すること。

## ④ 学外からの研究費

(表21-2)

学 部 研 究 科 研 究 所 等	科学研究費補助金 円	その他 円	合 計 円
教育学部	34,710,000	4,200,000	38,910,000
合 計	34,710,000	4,200,000	38,910,000

※ 「その他」には科研費以外の政府プロジェクト助成金、民間助成金、企業からの助成金などが該当する。

⑥ 教員研究室一覧表

(表22)

学 部 研究科	室 数			総面積 (m <sup>2</sup> )	1室当たりの平均面積 (m <sup>2</sup> )		専任教員数	教員1人当たりの 平均面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
	個 室	共 同	計		個 室	共 同			
教育学部	144	2	146	3,687	25.1	35.0	117	31.5	空室数11室 研究室2室使用16名
計	144	2	146	3,687	25.1	35.0	117	31.5	

[注] 1 「室数」、「総面積」欄には、学部、大学院研究科等の保有する全ての教員研究室についてこれを記入すること。

2 「1室当たりの平均面積」は全ての教員研究室について、「教員1人当たりの平均面積」は、学部、大学院研究科等の専任教員が実際に使用している教員研究室についてこれを算出すること。

3 個室を持たない教員については、「備考」欄にその数を記入すること。

D. 施設・設備等

① 校地、校舎等の面積一覧表

(表23)

対象学生数 1452人

校 地 面 積	学生1人当たりの面積	校 舎 面 積	学生1人当たりの面積	運動 場	学生1人当たりの面積	附 属 施 設
147,060m <sup>2</sup>	101.3m <sup>2</sup>	31,632m <sup>2</sup>	21.8m <sup>2</sup>	20,044m <sup>2</sup>	13.8m <sup>2</sup>	附属自然環境教育センター 附属小学校 附属中学校 附属幼稚園

[注] 1 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館（書庫、閲覧室、事務室）、医務室、管理関係施設（学長室、応接室、事務室（含記録庫）、会議室、受付、守衛室、宿直室）、倉庫、学生控室、食堂、廊下、便所などが挙げられる。

2 附属施設としては、附属学校、附属病院、農場、演習林、家畜病院、飼育場または牧場、練習船（共同利用による場合を含む）、養殖施設、薬用植物園（薬草園）、体育館、実験・実習工場などが挙げられる。

3 学部（学科）などが、各々異なる場所に独立に設置されている場合には、それぞれに分けて作成すること。以下（表24）、（表25）においても同じ。

⑥全学の講義室、演習室等の面積・規模一覧表

(表24)

	室 数	総面積 (m <sup>2</sup> )	専用・共用 の別	収容人員 (総数)	学生総数	在籍学生1人当 たり面積(m <sup>2</sup> )	備 考
講 義 室	27	2,160	専用	1,900	1,452	1.5	
演 習 室	27	1,090	専用	484	1,452	0.8	
学 生 自 習 室	25	650	専用	260	1,452	0.4	
体 育 館		(1028)	専用				
講 堂		(1080)	専用	567			
計	79	3,900		3,211			

[注] 当該施設が短期大学等と共用されている場合には、例にならって大学専用の施設とは別個に記載し、「専用・共用の別」欄にその旨を明記するとともに、「学生総数」欄にも短期大学等の学生を含めた数値を記入すること。

## ◎全学の講義室、演習室の使用状況一覧表

(表25)

規模・使用状況	教室数	延教室数	使用度数	使用率 (%)	備考
1 ~ 20	26	572	200	35.0	
21 ~ 40	9	198	83	41.9	
41 ~ 60	6	132	83	62.9	
61 ~ 80	7	154	112	72.7	
81 ~ 100	1	22	17	77.3	
101 ~ 120	4	88	50	56.8	
201 ~	1	22	10	45.5	
計	54	1,188	555	47.7	

[注] 1 短期大学等と共用関係にある場合には、短大使用分も使用度数に含めて計算し、( ) 内に大学単独の数値を記入すること。

2 延教室数は、1週間の授業時間割を基準とし、(教室数×1日当たりの時限数) × (1週間の授業日数) の方式によって算出する。使用度数は、1週間における当該教室の使用回数を意味する。また、使用率は、(使用度数／延教室数) により求める。なお、上記(記入例) は1~20人収容規模の教室10室を基準に、実際の使用回数を、(10室×5時限) ×5日によって算定した数値で割った場合を想定したものである。

(d) 規模別講義室・演習室使用状況一覧表

(表26)

学部名	収容人員	使用教室数	総授業時数	使用度数	使用率(%)	備考
教育学部	1 ~ 20	26	555	200	36.0	
	21 ~ 40	9		83	15.0	
	41 ~ 60	6		83	15.0	
	61 ~ 80	7		112	20.2	
	81 ~ 100	1		17	3.0	
	101 ~ 120	4		50	9.0	
	201 ~	1		10	1.8	
	計	54		555	100.0	

[注] 1 上記の表は学部ごとに作成すること。

2 使用教室数は、当該学部の正規の授業として使用している教室数を指し、総授業時数とは、1週間の総授業科目のうち、講義室・演習室を使用する全ての授業科目数を示す。なお、使用率は、(使用度数／総授業時数)により算出する。

## E. 図書館

## ① 図書冊数一覧表

(表27)

	館 数	図 書			定期刊行物		備 考
		内国書	外国書	計	内国書	外国書	
中央図書館	1	239,532	48,985	288,517	4,484種類	613種類	開架図書冊数 67,422
分館、分室		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0種類	0種類	開架図書冊数 0
計	1	239,532	48,985	288,517	4,484種類	613種類	開架図書冊数 67,422

[注] 1 内国書、外国書のそれぞれにつき冊数を記入すること。また、専門書の冊数を（ ）内に内数で記入すること。

2 雑誌等すでに製本済のものは図書の冊数に加えてよい。

3 図書（定期刊行物を除く）のうち、開架図書とされているものの冊数を「備考」欄に記載すること。

## (b) 過去3年間の図書館資料の受け入れ状況一覧表

(表28)

図書並びにその他の資料	平成9年度	平成10年度	平成11年度
図書の冊数	281,893	285,155	288,517
その年に受け入れた図書の冊数	6,151	3,262	3,362
マイクロフォーム（マイクロフィッシュやマイクロフィルムなど）のタイトル数（点数）	11	11	11
その年に受け入れたマイクロフォームのタイトル数（点数）	0	0	0
非印刷媒体（フィルム、フィルムストリップ、スライド、ビデオテープ、ディスク、録音テープなど）の点数	100	100	100
その年に受け入れた非印刷媒体の点数	22	0	0

## © 学生閲覧室等一覧表

(表29)

	学生閲覧室			学生収容定員 (B)	(A) (B)	その他の学習室の室数	総収容人員	備考
	室 数	面積 (m <sup>2</sup> )	座席数 (A)					
中央図書館	1	498	148	1,235	0.120	2	219	自習室、パソコン室
分館、分室	0	0	0	0	0	0	0	
計	1	498	148	1,235	0.120	2	219	

[注] 1 「学生収容定員」には、学部学生、大学院学生、専攻科、別科の学生収容定員のほか、当該施設を短期大学と共にしている場合には、短大の学生収容定員もこの数に加えること。

2 「その他の学習室」の具体的な名称を「備考」欄に記入すること。

3 「総収容人員」欄には、「座席数 (A)」とその他の学習室の収容人員の合計を記入すること。

④過去3年間の図書館の利用状況一覧表

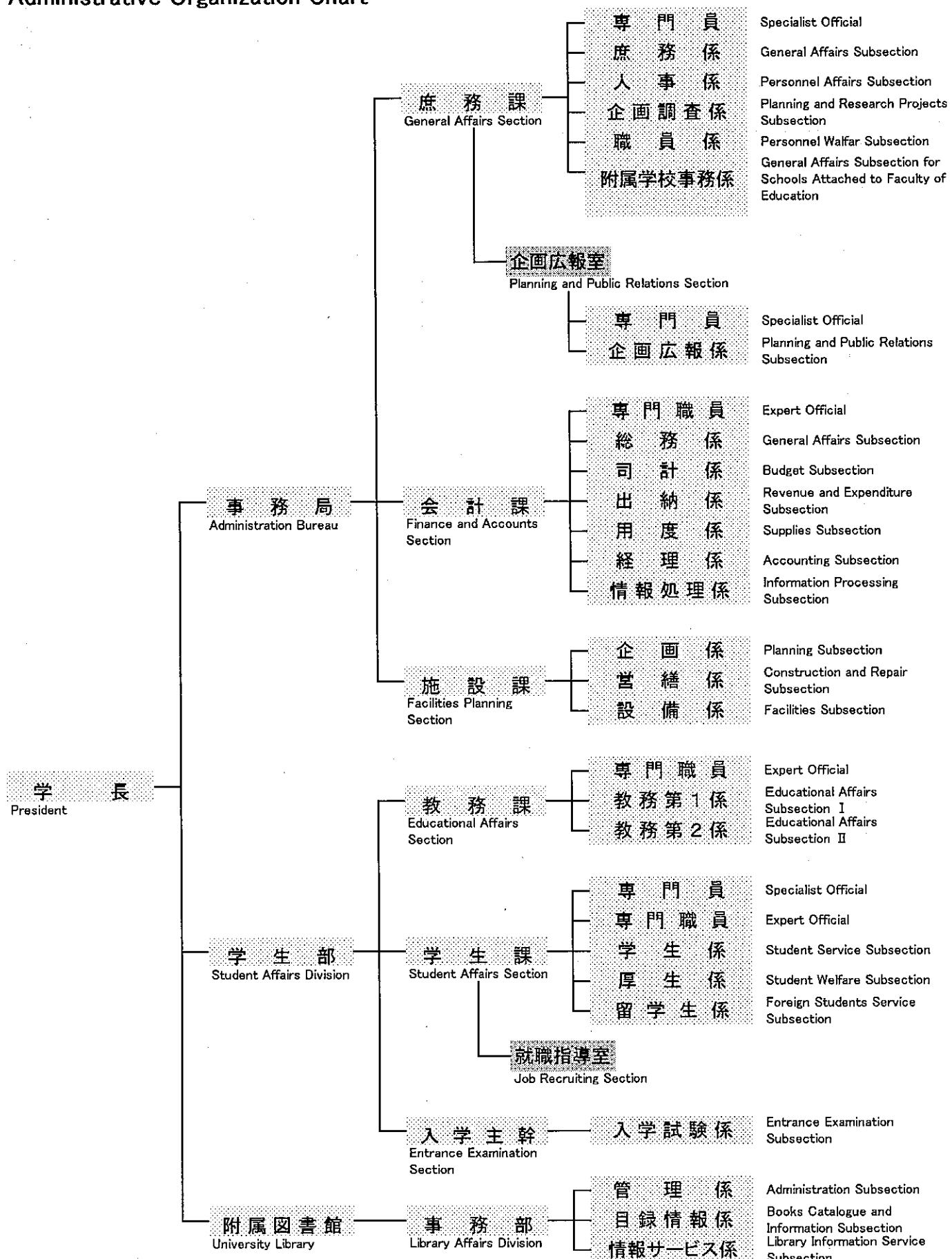
(表30)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
1日当たりの入館者数（うち、学外者の数）	455.0 (0.78)	401.0 (1.60)	436.0 (2.36)
在籍学生1人当たりの図書の館外貸出冊数	16.0	16.0	14.7
在籍学生1人当たりの非印刷資料（スライドや磁気テープなどの非印刷媒体）の利用件数（館内、館外の貸出について）	0.14	0.14	0.16
専任教職員1人当たりの図書の館外貸出冊数	4.5	4.5	4.1
学外者に対する図書の館外貸出総冊数	49	76	157
学外の学術情報の1週当たりの検索件数	0.5	0.0	0.0

開館日数	239日	246日	251日
開館時間 授業期間中 平 日	9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00
	土曜日	9:00～12:30	9:00～12:30
" 休業期間中 平 日	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	土曜日 休館	休館	休館
休館日	日曜日・国民の祝日及び振替休日、開学記念日(11月18日) 年末年始(12月28日～1月4日)、月例休館日(毎月第3水曜日)		

[注] 図書館の開館について、年間の開館日数、1日の開館時間（何時～何時）、休館日について欄外に記述すること。

b. 運営組織機構図  
Administrative Organization Chart



④ 過去3年間の教育研究用設備・備品費及び図書購入費一覧表

(表33)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	備考
教育研究用設備・備品費	83,183,000	207,244,000	55,348,000	
図書購入費	39,937,000	31,236,000	38,635,000	

[注] 1 国・公立大学においては、過去3年間について、「学校経費調査票A」の「大学」から該当する項目を記入すること。

2 私立大学においては、過去3年間について、「学校法人会計基準」に基づく大学の財務計算書類から大学単独の「教育研究用機器備品支出」及び「図書支出」を記入すること。

3 教育研究用設備・備品費のうち、大学・学部並びに大学院等の教育目標との関連で特記すべきものについては、欄外に注記すること。

## 奈良教育大学自己評価委員会委員名簿

平成11年度 梅村佳代教授（委員長）  
奥田喜八郎教授  
小野擴男教授  
木村真知子教授  
須田紘太教授（学生部長）  
西田史朗教授（大学院研究科運営委員会委員）  
山邊信一教授  
伊豆藏好美助教授  
堅田徳宏事務局長

平成12年度 山邊信一教授（委員長）  
奥田喜八郎教授  
小野桂一教授  
小野擴男教授  
岡澤祥訓教授  
須田紘太教授（学生部長）  
豊田弘司教授（大学院研究科運営委員会委員長）  
藤田正教授  
堅田徳宏事務局長